岩波講座

日本語 10

文　体

岩波書店

岩波講座
日本語
月報 9
1977年9月
第10巻付録

「青年」ということば

佐藤喜代治

漢語は現代の日本語の中で大きな比重を占めているが、日常用いている漢語でも、来歴の明らかでないものが多い。また、使用されるに至った経路の単純でないものがある。今、その一例として「青年」という語について考えてみる。奈良常五郎著『日本YMCA史』(昭和三四年)には、

「青年」という言葉は今日ひろく一般に用いられているが、小崎弘道によれば、その言葉を創案したのは小崎自身であり、YMCAの訳語として日本で始めてつくられた新語であった。

と述べ、小崎弘道がその著『七十年の回顧』で語ったところを引用している。それによれば、

青年会なる名称を始め、規則万端は米国青年会のそれに倣ひ、私の草案したものである。「青年」という語は今では普通語となつたが、私の草案した頃には「ヤング・メン」の適当なる訳に窮し、「若年」「壮年」又は「少年」などと言う語を用ひて居つた。支那では近年まで「少年会」と唱へてゐた。日本では少年は一三、四歳までの者を指すが、支那では三〇歳位までをいう様である。朱子の詩にも「少年易老学難成」とある。

と述べている。ちなみに、東京YMCAが正式に設立されたのは一八八〇年(明治一三年)であるという。

この「青年」という語について、The YMCA(一九七七年六月一日)に、「『青年』はYの新造語ではない」という記事があり、その中で湯浅与三著『小崎弘道先生の生涯』に、

ヤングマンを訳すとき中国では少年と訳している。しかし少年では面白くない。青雲の志を抱くものとして小崎氏はこれを青年と訳した。そして広く用いられ今日では中国にさえ逆輸入されている。小崎氏にしてみればこれは全く自分の創見と考えたことであろうが必ずしもそうではなかった。例えば安政二年(小崎氏誕生の前年)江戸の大地震で圧死した藤田東湖の詩を見ると自分の年若かったころを顧みて青年と言っている。

とあることばを引用し、かつ東湖の「青年此地管邀遊」という詩句をあげている。が、この記事では、「言葉の詮索はいまそれほど重要ではない。」「小崎は、東湖の詩を知らず、また、「青

目次

岩波書店
東京都千代田区一ツ橋2-5-5

年」は当時の「辞書」にもなかったので、自ら、苦心の末、「青年」という言葉を考えついたのである。」という結論を出している。ＹＭＣＡの歴史としてはそれで足りるであろうが、「青年」の語史としてはその来歴をさらに究明しておくべきかと思う。

「青年」のわが国における用例としては、東湖の詩のほかに、『日本国語大辞典』によれば、『水流雲在集』に「憐汝青年同二趣味一、不レ然老寂奈二孤襟一」とある。『水流雲在楼詩集』は中島棕隠の詩集で、棕隠、名は規、安政二年に没したという。東湖と同じ時期である。その『棕隠軒二集』下にも「塵海風波吹二痩骨一、酔郷日月誤二青年一」という句がある。なお、『譬喩尽』に「青年　若年者ヲ云」とある。

中国では、『大漢和辞典』に、王世貞の詩に「若過二長沙一応二大笑一、不レ将二憔悴一送中青年上」、『剪燈余話』瓊奴記に「青年粋質、終異二常人一。」とある例をあげている。このほか、『儒林外史』に、

久仰二大名一。又読二佳作一。想慕之極。只疑先生老師宿学。原来還這般青年。更加可レ敬。（第二十二回）

とある。また、『嘯亭雑録』（清、礼親王）に「青年科目」と題し、「国朝年少登第」の例をあげ、「順治丁亥王文靖熙年二十。乙未伊文端桑阿年十六。」のように列挙しているが、一六歳から二〇歳までの者である。

以上にあげた用例によれば、いずれも近世の用例で、中国でも古くは「青年」という語を用いなかったかもしれない。小崎弘道が前掲の書に言っているように、古くは「青年」の代りに「少年」の語を用いたかと思われる。『玉台新詠』に庾信の「結客少年場行」という詩があり、その箋注に、

楽府解題曰。結客少年場行。言三軽レ生重レ義慷慨以立二功名一也。

また、

生時諒不レ謹。枯骨又何葬。言。少年時結二任侠之客一為二遊楽一。終而無レ成。故作二此曲一也。

とある。これらの事実によれば、「少年」はまんざらの子どもというのではなく、今「青年」というに近い。こういう事実が「青年」の語が後のものであることを裏づけているように思われる。

ロブスチード原著、井上哲次郎訂増の『英華辞典』（明治一六年）には、young men は見えないが、a young miss という語に対して「娘仔、姑娘、阿娘仔、閨女、青年女、処女、童女、娶娘」という訳語がある。ここに「青年」という語が見いだされる。けれども、このほかには young および young を含む成句はすべて「少年」その他の語を用いて訳し、「青年」は認められない。中国では近代に至っても「青年」という語が一般的ではなかったのであろう。わが国では『稟准和訳英辞書』（明治六年）に youth の訳として「少年、若者」という語を当てているが、同年に刊行された柴田昌吉・子安峻の『附音插図英和字彙』には同じ英語を「青年（トシワカ）、後生、少年」と訳している。この辞書を増補した『増補訂正英和字彙』（明治一五年）にも「青年、後生、少年」と訳しているが、「青年」には振り仮名が無くなっている。国立国語研究所の『明治初期の新聞の用語』は明治一〇年一〇月か

ら一年間の『郵便報知新聞』の用語を調査したものであるが、そこには「青年」という語が全く見えず、明治一〇年ごろにも「青年」という語はまだ流布するに至らなかったのであろう。この点で『附音插図英和字彙』に「青年」という語が見えるのは注目すべきことである。

以上の事実を見れば、中国でも日本でも少なくとも近世以降「青年」という語が用いられてはいるが、その用例はむしろまれであると言っていい。従って、以前の用例を知らずに、新たに用い始めることはあり得べき事実である。従ってまた、現代日常の漢語が始めて使用された時期がいつであるかを一概に決めるということもできない。かつ、中国で初め「青年」という語を用いたときは、『儒林外史』の例にも見られるように、未熟な者という語感がつきまとっていたのではないかと思うが、小崎弘道が「青年」という語を用い始めたときは、「青雲」あるいは「青春」を連想して、若々しいという感じを抱いたので、よほどニュアンスが違っていたのではあるまいか。また、『附音插図英和字彙』の訳語で注意すべきことは、「青年」に「トシワカ」という振り仮名を加えている事実である。この場合、「青年」という文字を何に基づいて用いたのかわからないが、「としわか」が俗語として一般になじみがあるので、これを振り仮名として加えたのであろう。初期の英和辞書、さかのぼって蘭和対訳辞書は、英語・オランダ語に訳語を当てるというよりも、訳解というのがふさわしく、外国語の意味を日本語で説明しているという趣がある。従って、翻訳にも、くだけた俗語を用い、「重量」「温度」の代りに「重さ」「温さ」と言い、また「税関」に「ウンジャウショ」という振り仮名を加えているような例が多い。「運上所」がわかりやすい語として初めに用いられたのであろう。ところが、次第に新しい漢語が用いられて、注解の役目を果たした俗語は姿を消していった。そこにはやはり漢語漢字を本位とする思想がはたらいていたと言える。その結果、「青年」について言えば、「年若」では名詞として落ち着かず、「青年」が在来の「若者」よりも新鮮な響きをもつものとして迎えられたのであろう。もし、YMCAの「青年」も、その代りに「若者」という語を用いたならば、よほど感じの違ったものになったかもしれない。「青年」の語を用いることによって「成年」あるいは「生年」と同音になるように、同音語の多いことが漢語の難点となった。しかし、漢語漢字を重んずる傾向が大勢を占め、また、漢語は実際に造語力に富むという事実もあって、漢語が俗語を圧倒していったと考えられる。

（さとう きよじ　東北大学名誉教授）

「読む」「書く」「話す」

――ある外国語の大家と若者との対話――

中村善也

A　おめでたいことだ。きみの念願がかなって、ヨーロッパへ留学できることになったとはね。

B　ありがとうございます。しかし、いろいろ不安もあるのです。何しろ、ぼくは、彫刻というような実技を専門にしてい

る人間で、語学には自信がないのです。——そういうことから、今日お伺いしたのも、じつは、そういう、外国へ行ったばあいの、語学上の心得みたいなものをお聞かせ願いたいと思ったからなのです。

A　うむ、語学上の心得などと簡単にいうが、それはむつかしいことだ。だが、聞くところによると、きみはフランス語やイタリア語もかなり勉強したとか。それに、英語なら何とかなるだろう。

B　多少はやったといっても、いざとなると、知れたもののように思えるのです。「こんにちは」とか「お目にかかれて光栄です」というようなたぐいのことは、フランス語やイタリア語でも知っているのです。英語なら、もちろんです。でも、そんなことでよいのだろうか、そんな気もするのです。

A　それでよいとも、わるいとも、いえないね。きみは、いま、「英語なら、もちろん」といったが、それは、英語なら、多少はもっと複雑なことも話せるということなのかね？

B　そのつもりです。それに、読み書きにおいても、はるかにもっと年期がはいっていますからね。

A　中学時代から、きみは語学が得意だったと聞いているからね。だが、本当に英語が読めるのかね、書けるのかね？　まず、そのことから質(ただ)してゆきたいと思うのだが。

B　弱ったなあ！　何とかいけますよ。

A　本当かね。じゃあ、実際に試してみるか。（そういって、本棚の英語の本を探す）

B　殺生ですよ、そんなこと！　さきほどもいったでしょう、ぼくは芸大出で、彫刻が専門なのですよ。

A　それがどうしたというのだ？　中学、高校、それに、芸大ではあっても、英語も習ったことは確かだろう。だから、きみも、英語であれば、会話はおくとしても、読み書きになら自信があるといったのだろう。しかし、きみにはわるいが、本当にそうなのだろうかとわたしは思うのだ。日本人は何年も英語教育を受けているくせに、読み書きはできても会話がさっぱりだという意見が一般化しているようだが、「読み書きはできる」と考えることがすでに甘いとわたしは思っている。「読み書き」もできないのが実状ではないのか。わたしの二十何年かの経験では、いちおう筋の通った大学の、しかも英語英米文学を専攻している学生でも、英語を正確に読めているとは思えない。ま、それができないからこそ、われわれ外国語教師が食っていけるのだということにもなるだろう。もっとも、そういうわれわれだって怪しいもので、だから、時にそういう専門家(?)たちの「誤訳」が問題になりうるのだ。ついでにいっておくが、「誤訳」というのは、敷居を鴨居と訳したり、「窓からはいる」を「窓のそばにいる」とか訳すことをいうので、筋がわからなかったり、主旨が逆になったりしているような訳をいうのではない。そういうものは、「読めていない」としかいいようがないのだ。

「書く」ほうにいたっては、もうひとつ怪しいものだと思わざるをえない。英文学専攻の学生が書く英文の卒業論文というものも、かなり不思議な英文で書かれている。もっとも、そこは日本人どうしであるということから、奇妙な英文なりにも、

彼らの言おうとしていることは、こちらにもだいたいたいはわかるからありがたいものだ。『テス』を扱った論文で《She lost virgin》などと書かれても、わからぬことはない。しかし、これで英語を「書いた」ことになるのかどうか。

だから、わたしは、われわれに英語の——英語すらの——読み書きが十分にできるなどとは思わないのだ。

B　ぼくには、反論の資格はありませんよ。

A　きみを責めようというのではない。要するに、日本人には、外国語が読めてもいないのだ。書くほうにいたっては、もっとひどいだろう。日本人が苦手とするのは「話す」ことだけだというこの「神話」が、じつは非常な誤りではないかといいたいのだ。

B　待ってください。それはそうであるとしても、外国語のばあい、いざというとき直接的に問題となるのは、やはり「話す」ことではありませんか。ぼく自身も、フランス語やイタリア語が「読める」ということはおいて、それを話すことができればということを、まず考えるわけです。

A　きみは、そういう外国語で何を話そうというのだね？「話す」というのはどういうことだと思っているのかね？　きみもさっきいったように、「こんにちは」とか「これは幾らですか」というようなことがそれだとは思っていないのだろう。きみが本当に「話す」必要があり、「話す」ことができなければならないのは、きみが考えている日本の木彫史とか、近代における西洋彫刻の受け入れとか、あるいは、もっと広く日本人として、日本文化の特質とか日本美の伝統とか、むしろそういうことであらねばならないのだ。きみは、それをフランス語やイタリア語でしゃべることができるのかね？　いや、日本語ででも、きみはそういうことを、きみ自身の見識をもって語ることができるのかね？

B　ひどいですよ、それは！

A　いいかね、そもそもきみは何のために外国語を学ぶのかね？　外国語そのものの研究というものもありうるとして、しかし、一般には、ことばというものは表現や伝達の手段であり、きみが学んだ外国語も、しょせん、何かを伝えたり伝えられたりするための手段なのだ。きみは、何かのために外国語を学んでいるのだ。きみがフランス語やイタリア語をかじったのも、そういう国へ行って、あいさつや買い物や、その他の日常生活に不自由しないという直接の目的もあるだろう。しかし、きみは、あいさつをしたり市場で物を買ったりするためだけにそういう国へ行くわけではあるまい。そして、きみが生涯をかけている——テレることはないよ——その彫刻というものも、単に、木を彫ったり石膏をこねたりするような小手先の技術だけではあるまい。人間の生き方と考え方にとってもっと本質的な、もっと根元的なものにつながっているはずだ。そしてきみがヨーロッパへ行くということも、そういうものの確立と充実化のためということになるだろう。きみは、外国語でペラペラとそつなくアイサツができるということよりも、そういうもっと大きな目的のために外国語を使えなければならないはずだ。

B　たいへんなことですよ、それは！

A　そんなことをいうのがおかしいのだ。つまりは、外国語

を話すということも、結局はそういうことなのだ。何度もいうように、「ごきげん如何ですか」などということではないのだ。

B　困ったなあ、それは。でも、「こんにちは」もいえなくては、話にならないでしょう。

A　もちろん、そういうことも、いえるに越したことはない。けれども、そういう種類の直接的な、あえていえばたいした内容のない伝達は、「話す」以前のものではないかと思うのだ。極端にいえば、そういうことには、ことばを用いなくてもすむともいえる。あるいは、ことばを用いるとしても、同時に、抱擁や頬ずりという、ことば以前のものを必要としなければならないばあいもある。そういう特殊なあいさつは別としても、その気になれば、身振りと手振りとで大ていのことは片づくのだ。しかも、幸いにしてきみは彫刻家だ。絵だって書けるだろうし、何かを表わす手つきやジェスチュアだって、普通の人間よりはうまいだろう。

B　知りませんよ。でも、やればよいのでしょう。何にしても、日本の文化について語るよりはらくですからね。

A　頼もしいよ。そういう元気も必要だ。

B　けれどもですね、そういう単純な、原初的な意志疎通よりももう少し重要で、日常生活的にも意味をもった「ことば」のやりとりがあると思うのですが。

A　それは、そうかもしれない。単なるあいさつ的なことばでなく、もう少し生活につながったやりとりだね。しかし、そういうものも、わたしにいわせれば、究極のところ、「話す」ことの領域にははいらず、いわば人間的な「接触」の領域に属するのだ。去年、細君を連れてローマに行っていたとき、彼女は、まる三カ月のあいだ、毎日、近所の婆さんの相手をしていた。もちろん、相手のいう「ことば」はわからない。しかし、つきあっていると、不思議なもので、語気や調子や顔つきやジェスチュアから、何をいおうとしているかが、何となくわかるというのだ。ついには、ははあ、これは息子の嫁の悪口をいっているのだな、というようなことまで察しがつき、それにはこちらの逆経験もあるので、婆さんのいいたいことがわかったという。こういう種類の「対話」は、親しい「対座」であることだけでも成り立つのだ。つまり、こころが通っていればということだがね。さきほどきみにむかって吠えついた、わが家の紀州犬にも、必要なかぎりでわれわれの意志は通じ、向こうの意図も、大体はわかるのだよ。

ところでだ、さらに細君のはなしを続ければ、この婆さんのいうことに反論できなかったのが残念で、話せないことはやはり不自由です、というのだ。つまり、ここから先になると、本当の意味での「話す」ことができないと、だめなのだ。

この婆さんからは、彼女はイタリアの料理などについても、ちゃんと実地教育を受けて来ているのだが、このばあいにも、「話す」必要はなかったのだ。話さずに習ったというその成果は、今すぐわかってもらえるだろうがね。

B　それは、ありがたいことです。ですが、それよりも、おっしゃっていることは、こういうことでしょうか。自分の主張や考えを提示し、そのうえで相互の理解を得ようとするような、かなり複雑な内容の話になるとすれば、会話帖などでおぼえた

ことでは間に合わなくなって、自分の持っているかぎりの、その国語の能力で、自分の意見を吐き出すしかないのだということですね。そして、それを、ぼくにも要求なさっているのですね。

A　そうだよ、そのとおりだ。そのさい、きみのいう自分の意見は当然の前提であるとして、それを表現できるだけの外国語というものは、いわゆる「話す」ための教育とは大してかかわりはなかろうとわたしは思っている。そして、これは、わたしの経験にかけて断言するが、たどたどしくても中味のあることをしゃべる人間が、少々発音はうまくても、いうべきことを持たない人間よりも尊敬されるのだ。

B　おっしゃることはわかりますが、そういう濃い中味のある話ということになると、普通に考えられている「会話」というものを越えた、「論文」調とでもいうか、「書きことば」とでもいうか、何かそんなものに近づいて行くようにも思えるのです。

A　うむ、きみはよいことをいったよ。外国語を「話す」ということの意味を、いまわたしがいっているように解すれば、あまり「話す」ことと、「読む」あるいは「書く」ことの区別は、あまり大したことではなくなるのだ。話すためには、読み書きが十分にできなければならないということにもなるだろう。

B　わかって来ましたよ。生活に即した日常会話のばあいでも、もっと高度な話しあいの場でも、「話す」ということ自体に拘泥する必要はない、ということですね。最終的には、話せなくとも何ともないではないか、という……。

A　うん、しかし、本当は、「話す」こともできなければならない、いや、できるのだよ、きみだってね。——それよりも、そろそろ時間だ、本場じこみのスパゲッティを賞味してもらわなくては。

（なかむら　ぜんや　京都府立大学教授）

ことばよ　さようなら

石原吉郎

三年ほど前、学生を中心としたフリートーキングの機会に、次のようなことを発言した記憶がある。トーキングの主題は、たしか私の詩の発想であった〈位置〉に関するものであったが、幸いにしてその集りの主催者たちが、誠実にその時の私たちの発言を復元してくれたので、その一部を引用したい。

石原　その時に、ぼくが言ったことは、連帯というものは条件付きのものだ。連帯は永続しない。いつかは断たれる。人間はいつも孤独な状態で連帯という条件の中に置かれているだけだ、という風なことだったと思うのです。〈位置〉と〈孤独〉という言葉は、ほとんど同義です。人が自分の〈位置〉を確認する時、その人は不意に〈孤独〉なわけです。その〈孤独〉が怖いという人は自分の〈位置〉を容易に確認しないだろうと思うわけです。（中略）そこに〈言葉〉があると一番怖いわけです。ぼくが孤独ということを痛切に感じたのは、シベリアの裁判の前の独房に

いた時なのです。そこで二た月程くよくよしていたわけですが、その時にぼく自身としては初めての失語状態(これは正確には霜山徳爾氏の言われるとおり、病的心理としての失語ではなく、極度の衝撃による発語の封殺であろう)を経験したわけです。その時、もし自分がこれこれの条件によって、このような場所に現在いるということを、自分の言葉ではっきり自分に説明できたら、到底耐えられなかったと思います。幸いにしてその時、みずから言葉を失いつつあったから、というのはみずからの位置を失いつつあったから救われたのだと思います。

ですから、はっきり自分の〈位置〉を確認できるということは、特別に幸せなことでもなんでもない。

私たちは〈言葉〉によって救われるという偏見を、じつは持ちすぎているのではなかろうか。言葉が人を救い、ささえるという誤解をさいごまで捨てきれないのではないか。なにげない言葉によって、私たちは無数の傷をひとに負わせ、またみずからも傷ついている。

その事実のはっきりした認識だけが、人間を言葉へ出発させるのではなかろうか。

言葉が美しいというのは、最初の偏見である。そして、言葉が怖しいというのは、さいごの苦痛な偏見である。ひとは、この二つの偏見のあいだを、じつに無造作に行きもどりする。言葉は私たちにかかわりのない、私たちの所有であり、生き物である。

言葉を生かす権利も、殺す権利もない。しかし、その権利もなにもないものを、私たちが所有しているという事実を、片時も忘るべきでない。

ひとは法廷に立つとき、はじめて、言葉というものの二つのはげしい行きちがいの場に遭遇する。

私たちが日常平然と交しあっている言葉は、実はこの二者の中間で、なにげなくとり交されているだけのものであり、言葉が本来の位相で語られるのは、ただ法廷においてであり、その法廷を立ち去る瞬間から、ひとはみずからの言葉に復帰し、安堵してみずからの言葉に立ちかえることを、私たちは永久に忘れてはならないだろう。

言葉は、瞬時にその人から自立し、瞬時にその人に復帰する。言葉はその人のものであって、その人のものでないという認識が起るとき、はじめてその人の〈表現〉が生れるのである。

「言葉よ、さようなら」と言った人が、この世に何人いただろうか。そして、こののち何人いるだろうか。

(いしはら　よしろう　詩人)

編集室より

▽本巻の刊行が遅れましたことをお詫びいたします。なお、次回配本(第11巻「方言」)は、一〇月下旬刊行の予定です。

岩波講座 日本語

10

文　　体

岩 波 書 店

まえがき

「文体」という言葉の定義づけを百人に求めれば、おそらく百様の答えが返されて来るであろう。しかし、一般には「文体」といえば、文章の個人的な体臭、あるいは個人的な習癖に近い意味で受け取られているであろう。その個人的な文章の体臭、あるいは習癖は何によって認識されるかといえば、それぞれの文（センテンス）の長さの割合、名詞・動詞・形容詞など、語彙の使用の状態、あるいは使われる語彙の上品さ、卑俗さ、露骨さ、あるいは簡明性、婉曲性、または混用される外国語の多少、各種の記号の使用等による。その混沌の中に文章の個性が感得されるのだろう。

それらの項目を比較し判別するためには統計学、あるいは推計学的な手法が用いられる。そこに昭和年代に入ってからの日本における「文体論」、あるいは「文章心理学」の発展があった。そして個人の文章的体臭、習癖に関する興味は、文筆家、ことに小説家の文章について今日でも依然として根強いものがあるように見える。

しかし、漢字というヨーロッパにはない文字を表現の手段として用いる日本語の場合、「文体」上の諸問題は、アルファベットによるヨーロッパ諸国語の問題とは比較し得ない複雑な様相を呈している。

日本語では「文体」の問題は明治時代における「言文一致」によってはじめてひき起されたものではない。すでに文字輸入以前にも、神々へ申す詞と、日常の会話、歌謡における言葉の問題として存在していたのだが、ことに漢字の輸入によって書記言語の生活が始まるとともに一層入り組んだ状況に立ちいたった。

日本人の漢文には、輸入当時の四六駢儷体から、近世における諸文体まで、中国の文体変遷史の投影がある。また、

漢字使用の工夫による万葉仮名、あるいは、片仮名平仮名の発明に伴う漢字と仮名との単用・混用にもとづく文章上の相違、および言語の使い道の相違による多様性も見出される。つまり書かれた日本語の変遷は、「文体」の変遷と共にあったと言うことができる。

本巻は「言文一致」以後の日本語の文体の問題にもとより注意を払ったが、それに増して、文字輸入以来の日本語の「文体」の諸相の記述に多くの紙幅をさいた。

はじめに「日本語の文体」において全体を鳥瞰し、「漢文体」によって上代から近世までの漢文の文体の移り変りを概観する。「漢文訓読体」には戦後長足の進展をとげた訓点語学の成果の要点を織り込み、「記録体」においていわゆる変体漢文に関する最近の研究を展開して、「仮名文」によっては平安時代の女流文学に見られる文体の源流を取扱い、「和漢混淆文」において和文の中への漢語・漢文訓読体の取り入れの様子を見る。ついで「抄物文」で戦後の国語学の研究の一中心をなす中世・近世の「抄物」の文章の特質を記述する。転じて「言文一致体」において明治時代の新文体の誕生の経過を簡明に記し、「現代の文体」によって戦後の文章を戦前と比較することによって両者の変化を浮き彫りにした。「現代の文体研究」は、欧米においてどんな対象をどんな手法を用いて研究し、いかなる結果を得ているかの素描を試み、古典語に対する研究がどんな成果を得るかを一瞥している。

「文体」については、問題であることのみが意識され、それの解明へ向う前進が難しい課題である。本巻はそれへの基本的な知識を提供することを期した。

一九七七年八月

編集委員

目次

10　現代の文体研究……安本美典……三九五

1　日本語の文体

築島　裕

一　「文体」の語義と研究史概観

二　奈良時代（八世紀）まで

三　平安時代（九世紀から一二世紀まで）——その一——

四　平安時代——その二——

五　鎌倉時代（一三世紀から一四世紀まで）

六　室町時代以後（一五世紀以降）

一　「文体」の語義と研究史概観

「文体」という語には、古来、いくつかの意味がある。斉の粛子良の撰書である『篆隷文体』という書名における「文体」は、「文字の体」「字体」「書体」の意であるが、日本で広く用いられた形跡はない。日本での用法としては、次のようないくつかの意味が見出される。第一は、文の様態、文章の姿などの意で、この意味では、個人的な筆癖や、文章の巧拙などの判断までも含まれるようである。『江談抄』(群書類従本、五)に「匡衡以言斉名文躰各異事」とあるのや、『史記抄』に「是亦太史公カ文体ナリ」とあるのなどが、その例である。第二は、和文体、漢文体などという場合の、文章の型式の意である。『古来風体抄』(上)に「もろこしにも文体三たひあらたまるなと申たるやうに」、『無名抄』(近代歌躰事)に「もろこしには限ある文躰だにも世々に改まる也」とあるのなどは、それに相当するようであり、また、ロドリゲスの『日本大文典』では、明らかにこの意味で使用している。現在一般に用いられる「文体」という語にも、この両方の意味があるが、共に古い由来を持つものと見られよう。古く『日葡辞書』や『落葉集』などではブンテイの形で見えており、近くは一八八八(明治二一)年刊のヘボン『和英語林集成』第四版や一八九一(同二四)年刊の『言海』もブンテイであって、ブンタイの形が見えるのは一八九四(同二七)年刊の『日本大辞林』、一八九八(同三一)年刊の『ことばの泉』あたりからのようである。

「文体」について観察・研究した例は、古くロドリゲスの『日本大文典』(一六〇四—一六〇八年刊)の記述に見出すことができる。[1] その中では、日本語の文体を、内典の文体・外典の文体に二分し、又、消息・謡・草子・物語・舞の文体などの項目を立てている。この著述は、優れた言語学的な業績であるが、キリシタン禁教のために、日本では

後に伝えられることなく、したがって、その論も、後の学者に影響を及ぼすことなしに終った。幕末に及んで、文体の分類論などが現れたが、いずれもこれとは関係のないもので、当時の和文製作の風潮の中で、その作文のための手引として編述されたものである。伴蒿蹊の『国文世々の跡』(一七七七(安永六)年)、藤井高尚の『三のしるべ』(一八二九(文政一二)年)などいずれもそれを出るものでない。明治に及んで、榊原芳野の著した『文芸類纂』(巻三・文志上)の中で、文章の沿革を述べ、「文章分体図」と題して、次のような図表を掲げた。

文章分体図

この図表は、その後、多くの論文著書に引用され、本邦文体の通覧のように考えられて来た。この中には和歌・歌謡の類が除外されており、又、片仮名交り文の類の位置が与えられていないというような批判の余地はあるものの、

文体史的観点に立った初めての分類として評価すべきであろう。

一九〇一(明治三四)年刊行の『古事類苑』(「文学部」)には、「四、和文」「五、漢文」「六、書簡文」の篇目を立て、「七」から「十四」までは、「歌」「連歌」「俳諧」の篇目に宛てているが、最初の四・五・六の三章は、散文体の三大分類を示したものと見られよう。そして「和文」の篇の中に、さらに「上古文・中古文・近古文」「対偶文・整句文・韻文」「和漢混淆文・訳漢文・俗文・俳文・戯文」などの小項目を立て、各項目ごとに関係記事を集録している。散文と和歌とをまず大きく二分するのは、古来の伝統のようであり、以後にも影響を及ぼす点であるが、これらの小項目を立てて分類することは、一つの見識と見るべきであろう。

その後しばらくこの種の研究は見られなかったが、昭和に入って、吉沢義則の「語脈より見たる日本文学――文学の種類と語脈の一斑――」の一篇が世に出た。[2] この論文は、従前の研究を紹介した上で、奈良朝から平安時代に至る間の文体の展開を有機的に系統づけて論述したもので、奈良朝の文学の種類を、「漢文」「国文」に二大別し、後者をさらに「東鏡体」「宣命体」「仮名専用体」に三分類し、各々について説いた上、王朝時代に及んでは、王朝文学の用語を目して、洗練せられた女流口語脈であり、男子の用語に漢語が交りがちであったとし、多くの新しい資料を博捜して、広汎な範囲に亙って論を展開し、後の学者に大きな影響を与えた。奈良時代については、体系的な分類が示されているが、平安時代については、必ずしもそうでなく、流れるような論述の筆致で、著者の考えについての全体的な体系を明確に察することは容易でないが、吉沢はつとに平安時代以降の古訓点資料の研究にも力を注いでいた学者であるから、この論文には直接引用はないものの、恐らくその論の底流としては、古訓点資料の問題が潜んでいたものと思われる。

春日政治は、大矢透によって開拓された、古訓点資料、特に平安初中期の文献を中心として調査を進め、精緻な研究論文を次々と公表した。そして、訓点資料が国語史料の中でどのような位置を占めるかについて、「国語資料とし

ての訓点の位置」[3]という名論文を公にしたのは、一九三五(昭和一〇)年二月の『国語・国文』誌上であったが、それまで訓点資料について知ることの少かった学界を大きく啓蒙した。一方、春日は、その前から国語の文体の史的発達についても、優れた研究を相次いで発表し、「片仮名交り文の起源について」[4]、「仮名発達史序説」[5]、「上代文体の研究」[6]、「片仮名の研究」[7]などの論考を公にしていたが、一九三六(昭和一一)年一〇月に『国語・国文』に載せられた「和漢の混淆」[8]の一文は、従来の構想をさらに発展させたもので、和文と漢文(漢文訓読)との交渉を中心として、体系的に諸文体の国語史上の位置づけを行い、論理的な説明を施したものである。春日の論は、全体的に、現在においても容認される点が多いが、ことに、訓点資料の内容を具体的に文体史的観点の下に提供したことと、片仮名交り文が、従前の常識に反し、早くも平安初期から、すでに訓点資料の書き入れの形で存在していたことを発見し、さらにそれが国語史の上で発達して行く経過を、実証的に論述した点など、優れた業績が多く、さらに、上代語における漢文訓読体の位置、その他、後の学者に示唆する点も極めて大きかった。春日は、このような面で、国語文体史研究の基礎を築き上げるという、大きな業績を樹立したと見るべきである。

遠藤嘉基は、吉沢の構想を承け、訓点資料の研究成果を盛り込み、王朝文学の女流語脈に対して、訓点資料が男子語脈であることを強調し、戦中から戦後にかけて、諸論文を始め著書『訓点資料と訓点語の研究』[9]などによって学界に公にした。

一方、中田祝夫は、訓点資料を博捜し、古訓点に用いられているヲコト点という符号を調査して、その全般的な体系を初めて明らかにし、それによって訓点資料の内部的分類と、国語史料としての意味づけとを行った。これによって、訓点資料は、初めて有機的に国語史料として活用し得るようになったといっても過言ではない。中田は、このような観点に立脚した上で、広く平安時代の諸種の国語資料を取上げ、「文章様式」という術語を用いて、文体についての体系的考察を行った。[10]そこでは、(一)漢文　(二)変体漢文　(三)片仮名文　(四)平仮名文　(五)真仮名文　(六)

宣命体　の六分類を施している。

かようにして、国語史の中で、文体史の概念は、今日、ようやく定着したように思われる。

一方、「文体」という術語には、「文体論」における中心概念として用いられるもう一つの意味がある。それは、芸術作品の文章表現における、作者個人の表現上の特徴の意であって、「夏目漱石の文体」「芥川竜之介の文体」などという例である。小林英夫は、シャルル・バイイなどの文体理論を翻訳紹介し、style の訳語として「文体」の語を使用し、昭和一〇(一九三五)年代から戦後に亘り、『文体論の建設』(一九四三(昭和一八)年)、『文体美学』(一九四七(同二二)年)、『文体論の理論と実際』(一九四八(同二三)年)などの著書においてこの種の文体研究を提唱した。研究対象を芸術作品に限定して、特徴的な言語の形によって、作家個人の性格を究明することを目標としている。波多野完治の文章心理学における「文体」の概念も、右と通ずる面を持つと思われるが、心理学的アプローチである点に特色が認められよう。

時枝誠記は、言語は表現・理解の過程そのものに外ならないとする立場に立って、「言語過程説」を主唱した。時枝によれば、言語表現は、その「場面」すなわち聞手・環境・表現対象・表現の目的によって規定される。換言すれば、話手(言語主体)は、場面によって、それに即応した一定の表現類型を意識し、その類型によって言語表現が行われる。この類型が「文体」と名づけられるものである。また、その際、聞手の側としても、場面によって、それぞれ異った文体によって表現されることを期待しているのであって、場面と文体との対応関係が、その時代の社会慣習として適切であるならば、正常の印象を受けるが、適切でないときは、違和感ないしは抵抗を生ずることになる。

以上は、時枝の論旨に基づき、若干の敷衍を含めて、「文体」の意味を考えて見たのであるが、日本古来の「文体」なる語の用法は、必ずしも言語学的な厳密な定義を経てはいないにしても、現代においても、古来この語の荷って来た意味の広がりを、大体において承け継いでいるように認められる。ただ、文章における個人的な性格の表現として

の「文体」については、本冊の中、「10　現代の文体研究」の中で触れられることが期待されるし、また、古い時代の文献における、そのような意味での文体研究は、概して今後に残された課題と考えられるので、以下本稿では、時枝のいう意味での文体を主として取上げ、その日本古来の展開の跡を辿ることを中心として論を進めたいと思う。

なお、この意味における「文体」は、書記言語・音声言語を問わず、広く言語表現に亙って適用される概念であるが、過去の時代の言語の研究資料の多くは、書記された文献に仰いでいる現状であるから、おのずから書記言語に限定される結果となる。本邦においては、古来、漢字およびそれから派生創案された平仮名・片仮名という日本特有の文字が併存し、それらが、時には単独に、時には二種又は三種が混用され、しかもそれが一定の類型を形成しつつ発達して来たという、複雑な歴史的背景があり、日本語にとって「文体」の持つ比重は、恐らく他のいかなる言語におけるよりも重いと考えるべきであろう。

このような性格を持った日本語について、その文体を各時代ごとに共時的に分類し、記述することは、容易でない。音韻や文法の場合のような規則性や体系性を、文体について求めることは、事の性質上、極めて困難である。文体的特徴を分析すれば、文字(表記法)、語彙、文法、時に音韻などの要素が得られようが、それらの要素の単なる寄せ集めだけで文体が成立するのではないし、又その構成要素たる文字や語彙そのものが、必ずしも体系的とは言えない構造を持っているからである。従来の文体史は、論文・著書ごとに異なった構想の下に記述されており、読者の側から見ても、それによって体系的、系統的な知識を得ることが必ずしも容易でないと思われるが、このような宿命的なものが「文体」それ自体の中に包蔵されているためと考えざるを得ない。

「文体」は、歴史的に推移変遷する。そしてその変遷の跡は、必ずしも単一的でない。ことに日本語の場合、前の時代の文献から蒙る意識的、無意識的な影響が大きく働いて来たのであり、それが言語の他の面における自然的な変遷と交錯して、非常に複雑な様相を呈して来た。この事実を分析解明して組織的に述べることは容易でないが、時代

を追ってその展開を跡づけて見ることにする。

二　奈良時代(八世紀)まで

日本語の文字表記は、漢字漢文の大陸よりの伝来の後に初めて可能となった。そのわざがいつから始められたかについては、明証が無くて知る由もないが、漢字漢文の伝来後、若干の日時を経た後であろうと想像される。『日本書紀』の応神天皇十六年の条に、「王仁が百済から来り、太子菟道稚郎子(うじのわきいらつこ)がこれを師として諸典籍を習った」とあり、『古事記』の応神天皇の条に、「百済から和邇吉師(わにきし)と論語一〇巻、千字文一巻、あわせて一一巻を貢進した」と見えるが、この記事が公的な伝来を示すものとし、その年代は、五世紀初頭の頃に比定される。この立場に立つならば、日本語の表記は、大体その時代より以後と見てよいであろう。和訓が王仁より起る[11]とか、はなはだしきは、仮名がその折から存在する[12]とかする説もあるが、当時の日本の文化水準から見て、さしも簡単に日本語の文字表記が実現したとは考えにくい。漢文による表現が行われたとしても、それはシナ語としての表現であって、日本語の表記とは、区別して考えるべきであろう。後漢の光武帝の五七(中元二)年の「漢委奴国王」の金印、後漢の中平年間(一八四―一九〇)の年紀のある、奈良県天理市櫟本(いちのもと)町東大寺古墳出土太刀銘、東晋太和四(三六九)年の年紀ある石上神宮の七支刀の銘文などは、たまたまそれが本邦に伝来していて、当時の日本人が漢字・漢文に接したことを示すに止まるもので、日本語の表現と直結させることはできない。又、『宋書倭国伝』に見られる倭王武の上表文(四七八(昇明二)年)なども、正格に適った漢文であり、シナ人にとっても完全に理解しうる種類のものである以上、シナ語の表現と見ることはできても、日本語の表現と認めることは困難である。ただ、その当時、日本の地において、このような漢文を製作する能力を備えた人物がおり、それが、他方では、日本語を漢字で表記することを工夫する、その母胎を醸成して

いたことは、想像してもよいであろう。

一八七三(明治六)年に発見された、熊本県江田船山の古墳からの出土品の中に刀剣があり、その峰に刻まれた銘文があって、全文が漢字で書かれているが、日本語的な表現の形があると見られる。(13) その銘文は、次のように解読される。

治天下獲□□□歯大王世、奉□典曹人、名无(无カ)□(利カ)弖、八月中、用大錡釜幷四尺廷刀、八十練六十捃(?)、三寸上好□刀、服此刀者、長寿子孫、注々(?)得其恩也、不失其所統、作刀者、名伊太加(?)、書者張安也、

刻銘の字画が不分明で、不確かな点も少くないが、全体としては漢文体であるらしく、その中で「八十練」という語法が日本語の「ヤソ」という形の表現ではないかと推測され、又、「奉□典曹人、名无(无カ)□(利カ)弖」「作刀者、名伊太加(?)」の両文を比べると、人物の意の「者」字は古くヒトと訓じたのであるから、(14)「人」「者」は共にヒトという日本語を表したのではないかとも見られる。かような点から、この銘文は、日本語の表記ではないかとも思われるが、全体としては漢文の格を備えており、軽々には断定出来ない。

これに続いて、日本で記されたと考えられている文献に、和歌山県橋本市の隅田八幡神社所蔵の「人物画象鏡」の銘文がある。この鏡は一八三八(天保九)年刊行の『紀伊名所図会』にも載せられているから、江戸末期にはこの神社の所有であったことが判るが、出土地は未詳であり、多分古墳の副葬品であったろうと考えられている。(15) この鏡は、大阪府八尾市郡川西車塚古墳その他の古墳から発見された五面の同笵の尚方作銘人物画像鏡を範とした仿製鏡だといわれているが、その銘文は、

癸未年八月日十大王年、男弟王、在意柴沙加宮時

に始まるもので、福山敏男は「男弟」をヲオトと訓じ『上宮記』の乎富等(ヲホト)王、『古事記』の袁本杼(ヲホト)命、『日本書紀』の男大迹(ヲホト)天皇(継体天皇)に比定した。しかし、オとホとの混用は、国語史の上では一般に一一世紀以降の現象であるか

ら、問題があるし、「男」は「幼」かとする説もある。「意柴沙加」は、『古事記』の「忍坂」、『日本書紀』にも「忍坂」「押坂」、『万葉集』にも「忍坂山」などとあるのと同じ地名と見られ、ことに、『古事記』の歌謡の中には「意佐加能意富牟盧夜邇」(オサカノオホムロヤニ)とあって、音便の形を示しているから、この銘文が音便でない原の形を示しているのは、少くとも『古事記』の歌謡よりも古い段階の記録と見られよう。「癸未年」については、三八三年、四四三年、五〇三年などの諸説があるが、定説は未だ得られない。「在意柴沙加宮時」のような構文は、『古事記』の、

坐出雲之御大之御前時(上、『古訓古事記』四五ォ一)

坐難波宮之時(下、同右、一四ォ三)

などの文型と似たものと考えれば、純粋の漢文でなく、国語文として表記したものとも考えられる。

いずれにせよ、六世紀から七世紀にかけて、日本の文字文化の水準も、次第に上昇して行ったであろうが、七世紀の初めに至り、『十七条憲法』や『三経義疏』が作られた。広く漢籍や仏典に亙って数多の典籍を渉猟し、その内容を消化して、文章製作の資としており、古代日本における漢文として、その高い水準は、驚くべきものがある。これらの文献については、聖徳太子(五七四―六二二)の作と伝えられているが、近時はそれに疑義を插む向もあり[16]、その説には一往の理由も認められるが、聖徳太子という天才の出現が、当時の文化水準を格別に引上げたと見ることも可能性の大きいことと思われる。

『十七条憲法』や『三経義疏』は、一部に和習(日本語的な要素)を含むとはいわれるが、格としては正式の漢文であり、日本語のみの表現と断ずることは困難であろう。その古訓なるものも、『十七条憲法』については岩崎文庫本『日本書紀』の平安中期頃の点が最古のものであり、また、『三経義疏』については、法隆寺蔵本の『唯摩経義疏』に見える平安初期の白点が、もっとも古い訓点であるが、これらはいずれも聖徳太子の時代から二世紀以上後の加点であり、太子時代の訓み方を伝えたものとする証拠はない。恐らく、その当時は、漢文として表現され、解読された

ものと見てよいのではなかろうか。

七世紀の半ば以降は、日本語の表記と見られる文献が多くなる。具体的には金石文と古文書とがあり、すでにその大部分は翻字されて活字印刷に附せられており、そのあるものは、写真版で刊行されているものもある。近時は、藤原京跡、平城京跡などの発掘に伴い、大量の木簡類が出土し、その中には墨書による文の記されたものが少くない。

又、七世紀後半は、本邦撰述の典籍として『大宝律令』の撰定などがあるが、その文体は、正格の漢文を基調としている。ただ、その中で、「公式令」第廿一の中の「詔書式」に引用された、

明神御宇日本天皇詔旨云云、咸聞

明神御宇天皇詔旨云云、咸聞

などの宣命の冒頭の部分などは、当然、日本語を表記したものと考えてよいと思われる。(なお、この部分に宣命書が見えないことは、文体史の上で注目してよい。)又、律令の本文が、古来どのように読まれたかについては、古写本の現存するものが少く、未だ十分に研究が進められていないが、猪熊本・内閣文庫本などに拠れば、訓読の方式が古くから伝えられていて、その中には、「防人の食に供せ」「律に依(り)て科断せ」など、サ変の命令形に「よ」を伴わない例など、古い語法が残されており、又、字音語の字音は、漢籍類の通例である漢音を使わず、呉音を使っているという特殊な現象がある。現在見られる姿は、中世以後のものであるが、その淵源は平安中期にまで遡るかと思われ(17)、さらに推測すれば、部分的には上代の訓法の俤の遺存も考えられるものである。明証はないが、律令は、選述当時から、訓読されていた可能性があり、律令の選述者は、訓読されることを予測しつつ、このような漢文を記したとの推定もできるであろう。

七世紀後半の金石文には、いわゆる和化漢文で記されたものが多く現れる。もっとも、それらの中には、年号でな

く、干支だけを記したものが多く、その年代の比定に当って、学者の間に意見が分れるものが少くない。上述の「人物画象鏡」などもその例であるが、「法隆寺金堂薬師仏光背銘」も又、その類である。

池辺大宮治天下天皇大御身労賜時、歳／次丙午年、召於大王天皇、与太子而、誓願賜、我大／御病太平欲坐故、将造寺薬師像作仕奉詔然／当時崩賜、造不堪者、小治田大宮治天下大王天／皇及東宮聖王、大命受賜而、歳次丁卯年仕奉

この文は、和化漢文の特徴を顕著に示したものとして、古来著名なものであるが、文中の「丁卯年」を六〇七(推古天皇一五)年に比定する古来の説に対して、六六七(天智天皇六)年又はそれ以後とする見方もあり[18]、それらは、美術史学上の所見であるが、それに伴って、国語史の上にも大きなゆれをもたらすことになる。この時期における六〇年の差は、史的変遷の上での意味附けが変って来ると思われる。

この文献の中には、すでに指摘されている通り、漢文の体をなしていながら、国語特有の表現が見られる。「大御身」「大御病」の「大御」は、オホミという国語を書記したものであり、「労賜」「誓願賜」「崩賜」「受賜」の「賜」は尊敬語タマフの、「欲坐」の「坐」は尊敬語マスの表記である。また、「薬師像作」「大命受賜」の「作」「受」は動詞であるが、目的語の下に来ている。これらはいずれも、本来の漢文に見られない、日本語特有の形と考えられている。また、「与太子而」「大命受賜而」の「而」も、『古事記』のように、助詞テの表現と見ることもできよう。このような表現方式は、本来の漢文の格からは外れたものであるが、かように、見方によっては、すでに或る種の和習の表現の型が成立していたともとられるような文体が、七世紀の初頭にすでに成立していたとすることは、いささか早きに過ぎるようにも思われる。少くとも、他に同じ類の文例は見出すことができない。一方、この文の中には、「池辺大宮」「小治田大宮」のように、地名の表記が漢字の正訓によっていて、真仮名を使っていないという事実がある。勿論、このこと自体、年代決定の決め手にはなるまいが、七世紀後半頃に比定して、矛盾することはないように思わ

れる。
この銘文は、法隆寺金堂に安置されている薬師如来の光背に在るもので、その建立製作は恐らくその当時として極めて重要なものとして力が注がれたものと思われる。その記録としてのこの銘文は、永く後世に伝うべきものとして、製作されたものであろう。その文の中に、このような日本化した要素が盛り込まれているということは、このような文体が、その当時、すでに正式な文体の一つとして、公に容認されていたと見ていいのではなかろうか。『古事記』の本文の文体は、まさにこの流れを引いたものであって、それが八世紀の初頭であるから、それよりも半世紀ほど先立った時期に、その魁を成すこのような文体が成立していたと考えることは、文体史的に見て、不自然ではないように思われる。

これと同じ、又は、これに続く時期の金石文は、多く発見されていて、その中には、純粋の漢文体のものも多いが、右のような国語文的要素を持ったものも少くない。「法隆寺旧蔵観音菩薩造像記」(辛亥年、六五一(白雉二)年か)、「観心寺阿弥陀仏造像記」(戊午年、六五八(斉明天皇四)年か)、「山名村碑」(辛巳歳、六八一(天武天皇九)年)、「采女氏塋域碑」(己丑年、六八九(持統天皇三)年)、「法隆寺観音菩薩造像記」(甲午年、六九四(持統天皇八)年)、「那須国造碑」(庚子年、七〇〇(文武天皇四)年)、「伊福吉部臣徳足比売墓誌」(七一〇(和銅三)年)、「建多胡郡弁官符碑」(七一一(和銅四)年)などには、それの存在が指摘されている。それが和習として定型化したものであるのか、それとも単なる漢文の正格の誤用であるのかについては、見解の分れる点もあろうが、少くとも前者の要素がこの時期に存したことは否定できないであろう。

和銅五(七一二)年正月廿八日の序を有する『古事記』三巻は、古代日本の記事を記した典籍として著名であるが、この書は、その内容ばかりでなく、言語の面からも、極めて重要な多くの現象が観察される。文中には、

天地初発之時、於高天原成神、名天之御中主神訓高下天云阿麻、下效此

次国稚如浮脂而、久羅下那州多陁用弊流之時（流字以上十字以音）のような体裁で、「訓某云某々」のような訓注、注記の類を割行で含み、又、文中には、

玆大神、初作須賀宮之時、自其地雲立騰、爾作御歌、其歌曰、夜久毛多都、伊豆毛夜弊賀岐、都麻碁微爾、夜弊賀岐都久流、曾能夜弊賀岐袁、於是、喚其足名鉄神告言、（下略）

のように、万葉仮名による歌謡を挿んでいる。

『古事記』が、国語史研究の上で、古くから取上げられて来たのは、これら万葉仮名の訓注や歌謡の部分であって、上代の音韻・文法の解明のために、『万葉集』や『日本書紀』と並んで、もっとも中心的な資料とされて来た。これに対して本文の漢文の部分は、漢字の表意的用法によるものであって、その誦読が不定であり、定訓を得ることが困難であるとして[19]、これを国語史料として使用するには障碍があるとされて来た。しかし、助辞の類などについては、仏典や漢籍との関係が着目され、近時その成果が公表されつつある[20]。又、最近は、漢字表記について、一定の原則があり、一定の国語は一定の漢字で表記されたとする考え方が小林芳規により提出されている[21]。これは、古代日本語の表記全般に及ぶ重大な問題で、その事象や方法などに亙って今後の徹底的な検討が要請されると思うが、平安時代の漢文の古訓点の附訓の状況や、平安時代の変体漢文の表記・古辞書の和訓などと考え合せると、小林説のような原則の存在は、少くとも一般的には、肯定し得るように思われる。

これらの研究を踏まえて、『古事記』という文献を取上げるに当っては、単にその万葉仮名だけでなく、さらに広い視野からの検討が必要であることは、言うを俟たない。今、『古事記』の文について見ると、その言語的特色として、次のような点を列挙することができる。

㈠　漢文体は、正格のものでなく、和化漢文の格を根幹としている。

㈡　割行による訓注を文中に挿入し、その中に万葉仮名によって日本語を表記している。

㈢　文中に「久羅下那州多陁用弊流之時」のように、散文の一部を万葉仮名によって記した部分がある。

㈣　一字一音の万葉仮名によって歌謡を記している。

これらの中、㈠については、はやく五世紀末からその萌芽が見え、又、少くとも七世紀後半には、ある程度の定型化が行われていたかと思われるが、㈡㈢㈣については、大体において、『古事記』においてそのもっとも古い例を見るのである。㈡については、『釈日本紀』に引用された『上宮記』の中に、「唯独難養育比陀斯奉之云」という例があることが指摘されており、[22]『上宮記』の成立が、『古事記』のそれよりも先行するならば、この方を古しとすべきであろう。㈢と㈣とは、七世紀末までの文献には、その例を見出し得ない。『古事記』の序に、撰者が、

然上古之時、言意並朴、敷文構句、於字即難、已因訓述者、詞不逮心、全以音連者、事趣更長、是以、今或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓録、

といったのは、一般に、表意的表記と表音的表記が、当時すでに並存し、そのいずれを採用するかにつ・いて苦慮したと理解されているようであるが、卑見では、「一句之中、交用音訓」ということ、すなわち前述の㈢に当るものは、この時代に始めて現れた表記法であったのではなかろうか。さらに言えば、安万侶又はそれに近い人々の間あたりで創案された新しい表記法なのではないか、とさえ想像される。

万葉仮名によって日本語を表音的に表記するという手法は、記紀万葉などの例を見馴れ、さらにそれから平仮名・片仮名が創作されていったという文字史の流れを知っている現代人の立場からは、注目にも価しない、いとも簡単な現象のように思われるが、かような発音式表記の発明は、当時としては、画期的なことであったのであって、もっと重大な意味を見出すべきではなかろうかと思われる。

万葉仮名使用の発達の跡を辿って見ると、まず最初は人名・地名などの固有名詞を表記した例から出現する。このことは、上述の例によっても明らかであって、シナの史書などで、外国の人名や地名を、漢字の音借によって表記し

たのに範を取ったと考えてよいであろう。又、訓注の中での万葉仮名も、シナにおける梵語の翻訳の形式に則ったことも、論を俟たない。しかし、文の中に表音的表記と表意的表記を交ぜ用いることは、シナにその例を見ないところであって、強いて求めれば、漢訳された仏典の中に、

秘密主、若彼不レ観ニ我之自性一、則我我所生餘、復計レ有下時地等変化、瑜伽我、建立浄、不建立無浄、若自在天、若流出、及時、若尊貴、若自然、若内我、若人量、若遍厳、若寿者、若補特伽羅、若識、若阿頼耶、知者、見者、能執所執、内知、外知、社怛梵、意生、儒童、常定生声、非声上(『大日経』巻第一、唐の善無畏(六三七―七三五)一行(六八三―七二七)共訳)

のように、音訳の梵語を漢文中に挿入しているもの(傍点を付したもの)がこれに当るかも知れないが、これとても名詞に限られており、動詞や副詞にまで及んだ『古事記』の用法の創意性は、大きなものであったと見るべきではないか。むしろ、一字一音の万葉仮名による歌謡の表記などは、漢訳仏典の中に頻出する梵語音訳の陀羅尼の体裁を倣ったものと見てよいかと思われるのである。

とにかく『古事記』の表記は、国語文体史上、もっとも重要なポイントの一つと考えねばならぬであろう。そして、『古事記』の場合、本文全体が、シナ語を漢文で表記したものではなく、なんらかの日本語をこのような形で表現したものであることは疑を容れない。

『古事記』に次いで七二〇(養老四)年に成った『日本書紀』は、ほとんど同じ時期に、しかも太安万侶という共通の撰者を含みつつも、『古事記』とはまったく性格を異にした文献である。それは内容の上ばかりでなく、言語表現についても、顕著に指摘される。第一に、『古事記』と異り、『日本書紀』は正格の漢文によって綴られている。「顕宗紀」の室寿の詞のように、古事記風な文体も部分的には見えるが(「此家長御心之鎮也」「新墾之十握稲」「脚日木此傍山牡鹿之角」「手掌摎亮拍上賜」など)、これは引用された文であって、全体としては、シナ語としても理解される

ことを前提として記されたと考えるべきであろう。しかし、文中に多数存する割行の訓注は、古く撰述の頃から、この本文を日本語で読み下す場合のあったことを示しており、漢土の史書の場合と単純に同一視することは勿論できない。撰進の翌年、七二一(養老五)年に、すでにその講述が行われたという伝承があるが、当初からこの本が重視され、しかもその解読が当初から容易でなかったことを示すものと思われる。『古事記』については、その古い時代の訓点本が伝存せず、室町時代以降に辛うじて現れるに過ぎないし、又、古くその訓点又は訓読のことがあったという伝えさえ知られていない。それに対して、『日本書紀』は、養老度を始めとして、平安時代に入っても、弘仁度・承和度・元慶度・延喜度・康保度と、ほぼ三〇年の間隔をおいて宮中で講義が行われ、大臣貴紳などが聴講している。さらに又、岩崎本・図書寮本・前田本・北野本など、平安時代の訓点本が多数現存し、中世には『釈日本紀』のような注釈書までも編述された。その訓点は、他の漢籍仏典の場合と異り、古い時代の訓法を遺存して、上代以来の古語を多く留め、又その訓読は、『古語拾遺』その他の類書に及されていったと推測される。この意味で、『日本書紀』の訓点は、国語文体史の上でも、独特の地位を占めるが、本文それ自体は、純粋の漢文として、『古事記』などとは、明らかに別の流れの上に位置している。

奈良時代には、遣唐使の往来も繁く、留学の学生や僧侶の帰朝した者もあって、漢詩漢文の製作は隆昌に赴いた。『懐風藻』のような漢詩集を始めとして、『常陸風土記』『肥前風土記』『豊後風土記』『藤氏伝』などの編書は、いずれも当時の識者に、漢文の素養の深いものがあったことを物語っている。一方、『出雲風土記』『播磨風土記』などは、『古事記』に類似の文体を持ち、同時の勅命によって撰進された書でありながら、文体は両様に跨っている。『古事記』をも含めて、この当時、公的な文体として、認められていた証となるであろう。

『上宮聖徳法王帝説』の成立については、構成の上からも、時期の点でも、問題があって、部分的に分れて成ったものが、後に集合されたとも考えられている。[23] 内容も、仏像や繡帳の銘文の引用などがあって、均質的とは言い難い

が、全般としては、やはり『古事記』的な和化漢文体と見ることができる。

『万葉集』は、文学史上では代表的な文献であるが、文体史の点では非常に複雑な構成を持ち、簡単に割切ることができない。夙に橋本進吉が指摘したように、(24) 典籍としての全体的体裁は、まさにシナの『文選』などの漢詩文集に範を取り、漢文による篇立、題詞、左注によって枠組が作られ、その中に、漢詩文の代りに和歌がはめ込まれた形になっている。その和歌の部分は、すべて漢字ではあるが、あるいはもっぱら正訓の漢字のみを用いた表意的表記により、あるいはもっぱら一字一音の万葉仮名による表音的表記を採り、あるいはこの両者を交用するなど、一様でない。しかも、その様相は、巻ごとに異り、又、場合によっては同じ巻の中でも、特異な用字法を示す部分がある。この文献は、少くとも二重の層を含んだ構造というべきであろう。又、その歌謡の成立年代は、例外的なものを除いても、古きは舒明朝、すなわち七世紀の前半から、新しきは七五九(天平宝字三)年正月の大伴家持の詠まで、百年余に及んでいる。この中で、その表記形態から見ると、巻第十一・十二などの巻では、表音的表記を主としたものが多く、その極端な例は、

(一)　春楊、葛山、発雲、立座、妹念(一一ノ二四五三)

(日本古典文学大系本では「春楊葛城山にたつ雲の立ちても坐ても妹をしそ思ふ」と訓じている)

のように、全く助詞・助動詞を表記せず、又、万葉仮名を用いないものから、一方では、

(二)　多麻尓奴久、波奈多知婆奈乎、等毛之美思、己能和我佐刀尓、伎奈可受安流良之(一七ノ三九八四)

(たまにぬく、はなたちばなを、ともしみし、このわがさとに、きなかずあるらし(万葉仮名の部分を平仮名に置換えた形、以下同))

のように、全文が一字一音の仮名書に表記されるものまであり、その中間的段階としては、

(三)　春過而、夏来良之、白妙能、衣乾有、天之香来山(一ノ二八)

（春過(はるすぎ)て、夏来(なつきたる)らし、白妙(しろたへ)の、衣乾有(ころもほしたり)、天香来山(あめのかぐやま)）

のように、表意的表記を中心として、その中に万葉仮名「良之」「能」を交用した例や、

㈣　桜花、伊麻佐可里奈里、難波乃海、於之弖流宮尓、伎許之売須奈倍（二〇ノ四三六一）

（桜花(さくらばな)、いまさかりなり、難波(なにわ)の海(うみ)、おしてる宮(みや)に、きこしめすなへ）

のように、表音的表記を中心として、中に「桜花」「難波乃海」「宮」のように、表意的表記を混じたものなどが見られる。これら諸形式の呼称に関して、近時若干の所説がある。その一つは、㈠のように、表意的用法に徹したものを「省略筆法」[25]あるいは「略体」[26]と呼び、これに対して㈢のように、表音的表記を併用したものを「非略体」と呼ぶ見方である。これは、㈢が原初的で、㈠がそれから生じたとする理念を表している。また、春日政治は、『常陸風土記』に祖神尊の歌として、

愛乎我胤、巍哉神宮、天地竝斉、日月共同、人民集賀、飲食富豊、代代無絶、日日弥栄、千秋万歳、遊楽不窮

という漢詩の形式で書かれた古謡を取上げ、作為的技法によるものとしたが、さらに㈠の類についても、やや不自然のもの、作為の勝ったものと見た。[27]しかし、別の見方からすると、右のような漢詩体は、むしろ原初的な段階で、字訓による日本語表記がいまだ創案されない前の状態を示し、㈠の類は、その次の段階で、ようやく字訓が固まり始めて、辛うじて日本語の語序に従って概念語のみを表記し続けることができた状態を示すと見てよいのではないか。日本語の語序によって正訓の漢字のみを書き下して行くのは、古い時期の金石文に時折見られるものであり、互いに相応するものではなかろうか。かような体を基とし、それに助詞や助動詞を添加して、各文節の語尾などを表音的に明確に表記するのは、日本語表記の上で、一段と進展した形と見るのが自然のように思われる。漢文の訓点の始った折には、まず助辞類の添加記入が最初であったし、また、その後の訓点資料や漢字片仮名交り文の発達の中でも、仮名による語尾記入は、時代と共に多くなって行くという大きな傾向が見られる。以上のような立場からすると、「略体」

「非略体」という用語よりも、稲岡耕二の「古体」「新体」という呼称の方が[28]、より妥当であるように、私には考えられる。

『万葉集』には、一つの文節の中で、「霜毛置奴我二」「来良之」「相見都流可聞」のように、表意的表記と表音的表記とを併用した例がある(傍点の部分が表音的表記)。その中で、表意的表記は、主として体言・用言の語幹の部分、表音的表記は用言の活用語尾の部分、助動詞・助詞などであるが、奈良時代には、この表音的表記の部分を小字に記す方式があった。

天乃賜倍留大奈留瑞乎頂尓受賜波理(天平勝宝九歳宣命案)

のような例である。天皇から下される宣命に記される方式であるために、「宣命書」と呼ばれている。この方式は、『続日本紀』所載の宣命を始めとして、『延喜式』所載の祝詞などにも見えているので、その由来の古いことは知られるが、いつから起ったかについては、従来必ずしも明確でなかった。「正倉院文書」の中の宣命案(七五七(天平勝宝九)年三月及び七五八(天平宝字二)年八月)にはこの方式が見え、又、奈良時代の古文書の中にも見えているから、八世紀後半の時期に存在したことは疑い無い。しかし、近時発掘された藤原京の木簡は、七世紀後半の書写と見られており[29]、その中に、

(表)　□止詔大□□乎諸聞食止[詔]

(裏)　□御命受止食国之向夓□(白カ)

のように、助詞を小字でなく大字で記した例があって、この方が、より早い時期の表記法を反映していると考えられている[30]。

これは、『万葉集』に見えるもの(上述㈢の類)と通ずるのであって、宣命の中でもその初期のものなどは、もとこの方式であったのが、『続日本紀』に収録される際に統一的に表記を改変された可能性があること、又、『大宝律令』

の「公式令」に見える宣命の例に「宣命書」の含まれていないことは、これに矛盾するものでないことなどが言えるかと思われる。

奈良時代末、七五三(天平勝宝五)年に文室智努の作った「仏足石記」および「仏足石歌」の碑、七七二(宝亀三)年に藤原浜成の撰した『歌経標式』には、いずれも一字一音の万葉仮名による歌謡が載せられている。前者は、「仏足石記」の次に和歌二一首が書き続けられており、又、後者(真本)は、漢文の構文の中に、引用の形で三十余首の和歌を記したものである。その形態は、『万葉集』の末尾数巻の場合と同類と見ることができる。すなわち、文献全体としては漢文体であって、その中に和歌がはめ込まれていると見るのである。

これに対して、「正倉院文書」の中の二通の仮名文書(天平宝字六(七六二)年の年紀ある文書の紙背)は、一字一音の万葉仮名で記されてはいるが、その本質はこれらとは異ったものと考えることができる。すなわち、これは漢文の中に挿入されたものでなく、それ自体が独立して日本語の表音的表記によっているのであって、その意味ではむしろ、『古事記』に近いとさえも言い得るものである。宣命も同様であって、『続日本紀』の中に見えるのは、後から編纂して取入れられたに過ぎない。ただ宣命や『古事記』などは、いわば公的な場における文献であるが、仮名文書は私的なもののように見える。その字体が楷書体から崩れた形であるのも、その反映かも知れない。この仮名文書の流れが、平安時代に入って、平仮名文に発達して行くのであるが、その本質に私的なものが伝わっていったことも、注目してよいであろう。

以上は、上代における諸文献について、漢文体・変体漢文体・仮名表記の面から考察して見たのであるが、次に、これら諸文献の中に現れる語彙・文法などが、文献によってどのような相違を持っているかについて、考えて見たい。

この時期における文献で、仮名書のものは、記紀や『万葉集』に見られる歌謡が中心で、他に祝詞・宣命の類がある。前者は韻文という類型に属するものであり、祝詞・宣命の類は散文であるが、神前での朗誦、又は天皇の詔命の

宣布という、いずれも儀式的かつ伝承的な表現で、内容も類型的な点が含まれている。いずれにせよ、当時の日常会話の言語とは、若干の相違があったことは、当然考えられるところである。しかし、当時の会話語を直接に表現した文献はほとんど残されていない。「正倉院文書」の中の仮名書状は、それに近いものかと思われるが、僅かな分量で、資料としては十分でない。歌謡にせよ、祝詞・宣命にせよ、口誦・誦詠を主とするものが、まず表音的表記による文字として書留められたのであって、そのこと自体注目すべきであり、『古事記』や『上宮聖徳法王帝説』なども、歴代伝来した口誦の伝承を記録したものとすれば、表意的表記が多くを占めるにせよ、やはりこの線に沿って理解することができよう。

このような文献の制約の中で、それらが当時の日常会話語に比べて、どのような隔りがあったか、又それら相互の間に、どのような差異があったかを検討することは容易でない。ただ、歌謡(その中でも七世紀までのものと、八世紀のもの、ことにその中葉以降の、技巧的作風が強くなってからのものなどとの、区別も必要かと思われるが)の言語に見える独特な単語、「歌語」ともいうべきものが、『万葉集』の中にはすでに存在していたことが指摘されている。すなわち、「タヅ(鶴)」「カハヅ(蛙)」は、それぞれツル・カヘルに対する歌語であり、その他、「アサコギ(朝己藝)」「クサブカユリ(草深百合)」「タナナシヲブネ(棚無小舟)」などは修辞的効果を目的とした造語で、枕詞や序詞と共に、歌謡特有の表現とされている。[31] しかし、平安時代以降に比べれば、口頭語との距離は近く、ことに記紀歌謡や東国歌(防人など庶民の作が多い)などは、その傾向が著しいと思われる。なお、言語の地域差・階級差なども、あったと思われ、音韻体系の方言の相違などについては、明らかにされた面もあるが、文体上からの解明は容易でない。

漢字・漢文の訓読は、古くから行われていたことで、八世紀にも存在したことはほぼ確かであろう。記紀万葉などに見える訓注、「正倉院文書」中の「但馬国正税帳」(七三七(天平九)年)に見える「糟加末多知」「粥加由」「糫阿米」のような書き入れなどは、それを証するものであろう。ただ、漢文全体について、その訓法を明記した資料は、発見されてお

らず、それは九世紀(平安初期)まで下らなければ得られない。九世紀以後には、漢文訓読の特有の語彙・語法・表現などの存したことは認められるが、その特性が八世紀まで遡り得るかどうかの実証は、容易でない。宣命の一部に漢文訓読に特有の語形が存することは、春日政治・中田祝夫によって指摘され[32]、近時は山口佳紀の言及[33]もある。又、大伴旅人・山上憶良など知識人の作歌の中に、訓読語が混用されているという小林芳規の指摘[34]がある。「ガユヱニ」「ニオキテ」、副詞「アニ」などがそれであるとされる。ただ、平安時代には訓読特有語であった「ノ(又はガ)ゴトシ」や「ニシテ」が、『万葉集』では広く用いられているなどの例もあるし、また、平安初期の、訓読に対立する和文文献が乏しいことなどもあって、なお今後の検討が期待されるが、訓読語の特性が、当時からすでに成立していたとしても、その程度は、後世ほどは著しくなかったろうと推測される。又、これとは別に、日常会話語(談話語・口語)と、歌謡・訓読語などとの相違の距離も、後代よりは近かったことも又、推測されることである。

三　平安時代(九世紀から一二世紀まで)――その一――

九世紀から一二世紀までは、平安時代・院政時代に相当する。平仮名・片仮名の発明によって、この時代には、日本語表記が自由になって、平仮名文や漢字片仮名交り文など、日本語の表音的表記が格段に発達し、諸種の多様な文体が併立した。和歌や俗謡・和讃など歌謡の類から、日常会話文に近いと見られる和文の類、口誦関係の諸文体、書記語的色彩の濃厚な漢文訓読文体などに至る、広い範囲に亙っての資料が出揃った。正格の漢文は、前代に引続いて依然として文章の中心を成していたが、この時期には、シナ語としての字音直読は衰退し、訓読が主流となったから、当時作られた漢文は、「訓読語」としての日本語を表現したものと見ることができる。九世紀、平安初期は、まだ上代語の名残が多く、また資料的に見ても、日本語を直接表記した文献は、万葉仮名書の和歌や、草仮名書の文書が少

数伝えられているに過ぎず、当時の日常会話語、その他を含めた文体的全体像を構成することは容易でない。ただ、この時代に、漢文の訓点記入のことが起り、それが短い期間に急速に発達し、やがて訓読用語の固定、訓読文の文型の類型化が進み、一方では、訓点記入の形の模倣から発した、漢字片仮名交り文の成立発達という現象がある。古い訓点の記入された文献を「古訓点本」「古点本」といい、研究資料として取扱う時、それを「訓点資料」と呼ぶが、九世紀以降の訓点資料の調査研究によって、古代の漢文の読法が始めて直接実証されたのである。そして又、この研究によって、当時の訓点資料と和歌和文資料との間に存する文体的差異が発見され、古代文体史研究の端緒を成し、また推進力となって来たことは、上に述べた通りである。

中田祝夫は、平安時代の「文章様式」(本稿でいう「文体」の概念に大体相当する)に次の六種の別を立てた。(35)

(一)漢文　(二)変体漢文　(三)片仮名文　(四)平仮名文　(五)真仮名文　(六)宣命体

又、築島は、「漢文の世界」「変体漢文と漢字片仮名交り文の世界」「平仮名文の世界」に三大別して論じた。(36)

いずれにせよ、この時代の文体の中心は漢文であって、勅命によって撰進された国史や、貴紳の教養の顕現であった文学作品などは、多く漢文によって表現された。六国史でこの時代に作られた『続日本紀』以下『日本三代実録』におよぶ五部の書を始め、『類聚国史』『政事要略』などの史書、『延喜式』を始めとする格式類など、いずれも漢文であって、中に宣命書・和歌・訓注などを含むにしても、いずれも挿入的、附随的なものに過ぎず、又仮名はすべて万葉仮名を使用している。又、仏教の教義や霊験譚、伝記類、医学の書など、宗教、学術に関する著述も、多くは漢文で書かれた。弘法大師空海の『三教指帰(さんごうしいき)』『十住心論』を始めとして、『日本国現報善悪霊異記』『大日本国法華経験記』『往生要集』など、いずれも漢文であり、又、『凌雲集』『文華秀麗集』『経国集』『正続本朝文粋』を始め、『遍照発揮性霊集』『菅家文草』『江都督願文集(こうとくがんもんしゅう)』などの官撰私撰の漢詩文集に結実した漢詩文の製作は、当時の文学の中核を成し、『文鏡秘府論』『作文大体(さくもんだいたい)』などの典範の書までも撰ばれた。これらの漢詩文は、いずれも古来訓読されて

来ており、空海の撰述の諸書などは、平安時代の訓点本の現存するものも少くない。ことに空海自筆の『聾瞽指帰』や、平安中期書写の興福寺本『日本霊異記』には、本文の中に訓注が加えられており、また『往生要集』などは、院政時代に早くも仮名による訓み下し文なども作られていて、撰述当時から訓読が行われていたことを推測させるに足りる。字音直読は『蒙求』など一部の漢籍や、『仏母大孔雀明王経』『妙法蓮華経』などについて古く行われた例が見られるが、少くとも平安後半期には一般的でなくなっていたと考えられている。[37] 当初の訓読の方式は、一定の漢文について、必ず一通りの定った訓法というわけではなく、種々の異った訓法が行われることが常であったようで、平安前半期においては、意訳的な訓法も比較的多く行われたが、後半に入ると、前代の訓法を踏襲する風潮が次第に強くなり、流派によって、同じ本文でもその訓法を異にし、それを後まで伝えるという傾向が生じて来た。これは、漢籍や仏典に亙って観察実証されるところであるが[38]、当時日本で撰述された漢文についても、恐らく同様の事実があったことと思われる。すなわち、少くとも平安時代後半以降においては、訓読されることをほとんど唯一の前提としつつ、漢文が綴られたと考えてよいと思われる。それは、換言すれば、当時すでに成立していたところの「漢文訓読語」なる枠に従って、日本語の表現が行われたということになり、漢文も、日本語文としての一表現形態であると考えられる。活用語尾・助詞・助動詞の末端に至るまでの、固定した日本語表記はなされないけれども、そして、その部分については、若干の浮動的要素は残しつつも、「漢文」という社会的な重みのある文体によって、日本語を表記することは、当時の男性貴族にとって、高く評価された才能であった。

当時の漢文訓読の用語は、字句ごとにある語形が一定する傾向があり、その語形は、当時の日常会話語とは、同じ意味でも異るものがあった。例えば「竊」「潜」などを訓ずる「ヒソカニ」、「速」「早」を訓ずる「スミヤカニ」、「甚」「太」などを訓ずる「ハナハダ」のような語は、和歌や和文には現れず、「しのびやかに」「とく」「いと」「いみじく」などの形が用いられた。「不敢……」などを訓ずる「アヘテ……ズ」や、「無不……」などを訓ずる「……ズトイ

フコトナシ」などの語法も、同じく、訓読特有の形であった。

漢文訓読の世界では、平安初期以降、訓点記入において、平仮名・片仮名・ヲコト点などが発達して行き、それらによって国語の語尾や助辞などの表音的な補助表記を行ったが、そこでは、漢字に片仮名を添えて、一筆に書記し、それによって、部分的に表音的表記を交えた方式を編み出した。最初は漢文の訓点の中で補助的に使用したり、願文の草稿、教義の問答書、注記などに用いられたりし、又、時にはヲコト点までも併用されて、漢文の訓点に近い形を示していた。『金光明最勝王経』(西大寺本)、『大乗掌珍論』『弥勒上生経賛』などの平安初期の古訓点の中に見出される書き入れや、『東大寺諷誦文稿』『七喩三平等十无上義』などの平安初期写本などは、その例である。『東大寺諷誦文稿』に、

生トシ生ヌル世中ニ人ハ无不ト云事蒙父母之恩(世ノ中ニ生キトシ生キヌル人ハ、父母ノ恩ヲ蒙ラズトイフコト无シ)

とあるような例である。この後、次第にその仮名の部分が増大し、金沢文庫本『仏教説話集』(一一四一(保延七)年写)などの文献が現れるに至った。

これらの漢字片仮名交り文では、漢字を大字で、片仮名を小字で右寄せに記したが、それは、漢文の訓点の体裁から影響を受けたものと考えられている。[39] 一方、上代以来の宣命書、すなわち、漢字を大字で、万葉仮名を小字で書く方式は、平安時代になっても、歴代の宣命を始めとして、依然として用いられていたが、平仮名が発達するにつれて、宣命の仮名の部分を、平仮名で書く例も現れて来た。『後二条師通記』の寛治七(一〇九三)年宣命(藤原師通自筆)などはその好例である。

片仮名は、最初、漢文の訓点などにおいて、漢字の補助的な文字として用いられたが、当初は字体が一定せず、文献の間でも、社会的にも統一がなかった。平安後半期に及んで、次第に字体が統一されて行くにつれて、社会的な地位が向上し、漢文の中に交って、成書の中にも用いられるようになった。一〇三二(長元五)年頃の成立と見られる、

藤原公任撰の『大般若経字抄』などは、その古い例である。このような発達の結果、宣命書の仮名の部分にも、片仮名が登場するようになった。現在知られる最古の例は、康和二(一一〇〇)年の年紀ある「成道和讃」[40]であって、

今ノ尺迦モ爰ニシテ　昔ノ仏ノ迹ヲ追ヒ
牧牛(モウ)ノ粥ヲ受ケ給ヒ　尼連禅河ニ沐浴(モクヨク)シ
吉祥草ヲ座ニ敷シ木天　結跏趺座シ給ヒ木

のようなものである。(「　」は別筆か。)僅かながら万葉仮名があるのは、万葉仮名宣命体の痕跡と見られるものである。この後、一二世紀に入ると、この種の和讃の類は数多く存し、[41]中には平仮名を交えるものもあり、さらに、『打聞集』のような、説話集の類に及んで来る。これらは、右の例でも知られるように、語序は原則として日本語的であり、漢文的な、「動詞—目的語」というような例は稀である。恐らくこの文体は、訓点における片仮名交り文の流れではなく、宣命書からの系脈を承けたものと見るべきであろう。

片仮名文は、さらに発展して、平仮名文で書かれたものを片仮名に転記するようにもなっていった。和歌の片仮名書や、『法華修法一百座聞書抄』に見える片仮名書などは、その例である。和歌の片仮名書の例は、醍醐寺五重塔落書が早くも九五一(天暦五)年頃に現れており、本来、平仮名文であったと見られる和歌が、かように片仮名書で現れたのは、早きに過ぎるようにも思われるが、少くとも一一世紀前半頃には、幼童の手習の初めに片仮名が用いられたという『堤中納言物語』の記事も見え、遺品としても、一一四二(康治元)年の「極楽願往生歌」などの例も現れる。少し時代が下るが、観智院本の『三宝絵詞』なども、もと平仮名文であったのを漢字片仮名交り文に書き改めたものと考えられる。これらはいずれも、共通して片仮名が漢字とほとんど同じ大きさに記されており、同じ体裁を持つ図書寮本『宝物集』なども、多分この類ではないかと思われる。

『古事記』や『播磨風土記』などに見られた、和化漢文の流れは、平安時代に入ってからも、『皇太神宮儀式帳』(八

〇四（延暦二三）年成）などにも見え、引続き行われていたことが知られるが、平安中期に入ると、にわかにその勢を増した観がある。それは、男性貴族によって記された、日記記録の類の出現である。

日記の古いものは、すでに『日本書紀』に取入れられているものなどもあり、その文体は正格の漢文で記されていたものもあるかと思われるが明らかでない。平安初期にも、「外記日記」というものがあったと伝えられるが、原文が残存せず、その文体は不明である。九世紀の末ごろから、『宇多天皇御記』（八八七―八九七（仁和三―寛平九）年）、『醍醐天皇御記』（八九七―九三〇（寛平九―延長八）年）、『村上天皇御記』（九四九―九六七（天暦三―康保四）年）（以上を「三代御記」と総称している）を始めとして、『貞信公記』（藤原忠平、九〇七―九四八（延喜七―天暦二）年）、『九暦』（藤原師輔、九四七―九六〇（天暦元―天徳四）年、但し逸文によれば九三〇（延長八）年まで遡る）、『小右記』（小野宮右大臣藤原実資、九八二―一〇三二（天元五―長元五）年）、『御堂関白記』（藤原道長、九九八―一〇二一（長徳四―治安元）年）などの日記類が出現し始める。これらはいずれも、正格の漢文ではなく、変体漢文の文体で書かれている。この種の文は、大部分が漢字であるが、独特の語彙・語法を持ち、又、時に万葉仮名・平仮名・片仮名を交え、又は宣命書を含むことなどもあった。峰岸明によると、これらの文体にあっては、一定の和語を一定の漢字で表記する傾向があり、又、文献によって、若干の個人差が存することなどが明らかにされている。(42) この種の文は、本来、巻子本仕立の具注暦の余白の部分、又は紙背などに書き連ねられたもので、それを後に書き出して独立の書としたものであり、そのことは、『御堂関白記』の藤原道長自筆本や、その子頼通筆の転写本などが現存することによって証明される。もと、個人的な備忘であり、そのために誤字や脱字なども多かったのが、後に整備された場合もあったことも指摘されている。この種の文献が、後人に重んぜられたのは、宮中の生活儀式などの事例が、後の時代のための典拠とされて、いわゆる有職故実の源となったからであり、それらが材料となって、『西宮記』（源高明撰）や『北山抄』（藤原公任撰）などの故実書が編纂されるに至った。当然の結果として、これらの書の文体も同じ類である。又、『将門記』

のような軍記の類も、このような文献が基になっているものと見え、その語彙・語法には極めて高い近似性が認められる。さらに又、『江談抄』『中外抄』『古事談』のような聞書的な記録を集合したものの文体も、記録と通ずるところがあるが、この種のものは、口頭の談話と関係があるためか、仮名で記される部分が比較的多い。漢字片仮名交り文で記される『今昔物語集』『打聞集』などの説話集との、相互の境界が曖昧になっていることを認めなければならない。

四　平安時代 ―その二―

平仮名文の淵源は、奈良時代末の「正倉院文書」の中に見える二通の仮名文書に求めるのが通例である。この文書は、天平宝字六(七六二)年の年紀ある「石山寺所公文案」の紙背に記されたもの一通(甲)と、それと同じ頃の「造石山寺所食物用帳」の紙背に記されたもの一通(乙)とで、『南京遺文』に収められて学界に知られるようになった。二通とも、一字一音の万葉仮名で記され、その書体は楷書でなく、行書のような感じであるが、一字一字離して書かれている。この後、しばらくの間、仮名だけで綴られた文章の例が見えないが、平安初期九世紀の中頃に至って、「讃岐国司解」の端書の例が現れる。これは、行書よりも草書に近い書体で、草仮名と称するにふさわしいものであり、図の中の「末之」「多末波」「奈毛」「良無」のように、二字又は三字を続

改姓人夾名勘録進上、許礼波奈世无尓加官尓末之多末波无、見太末不波可利止奈毛お毛ふ、抑刑大史乃多末比天、定以出賜、いと与可良無、　有年申

「讃岐国司解端書(有年申文)」
東京国立博物館蔵,『書道全集』11巻,平凡社,より転載.

けて書いたもの(連綿草といわれるもの)が見えている。この文献は、本文に貞観九(八六七)年の年紀があり、正倉院の仮名文書から約百年を隔てたものであるが、字体の簡易化が進み、平仮名の字体の上から、その発達の跡を示している。ただ、文体史の面から見ると、「正倉院文書」の方は、ほとんど全部が一字一音の仮名ばかりで、和文のみの書簡であるのに対して、「讃岐国司解端書」の方は、漢文を交えており、書状の類には入るであろうが、若干系脈を異にするもののように思われる。平安中期の「伝小野道風書状」(『集古浪華帖』所収)なども、この系列に近いものといえよう。

『古今和歌集』は、本邦最初の勅撰和歌集として、撰進された。その時期は、漢文の序(普通は巻尾に載せられている)に「于時延喜五(九〇五)年歳次乙丑四月十八日臣貫之等謹序」(清輔本)とあって、この時かとされる。異論もあるが、大体一〇世紀初頭の成立としてよいのであろう。含まれている和歌は、いずれも平仮名で記されている。撰進本そのものが残っているわけではないが、高野切・元永本その他、平安時代の写本が数多く残存しており、いずれも平仮名を主とし、本によっては草仮名を交えたものもある。原本も恐らくこのような字体で記されたものであろう。その所収歌の年代は、古くは万葉時代から一〇世紀初頭にまで及び、古い部分は、読人不知など民謡的なものもあって、原形をどれほど伝えているかについての問題もあるが、それに続くいわゆる六歌仙時代は、在原業平や小野小町などの活躍した、九世紀後半に当っており、この時期の歌は、『古今集』の歌の一中心を成している。九世紀後半書写の和歌の確実な例は、まだ発見されていないが、上述の「讃岐国司解端書」や、これと大体同じ頃の書写で、近時知られた東寺蔵千手観音立像の臂の中の剳部から出た檜扇の橋(ほね)の書跡(元慶元(八七七)年の年紀あり)や、「円珍病中言上書」(円珍は八一四―八九一)などを見ると、大体草仮名と平仮名との中間的な字体で書かれている。当時の和歌も、このような字体で記されたのであろう。『竹取物語』や『伊勢物語』(近時、その成立過程について諸説があるが、少くともそのもっとも古い部分について)の原本なども、九世紀末頃にこのような字体で記されたかも知れない。

『古今和歌集』の撰進が、平仮名文の公認という点でも、文字史の上で画期的な出来事であったとする大野晋の説[43]は容認できよう。仮名序や真名序があることは、この集が正式の撰書として作られたことの一つの表れであろう。そしてこの集は、文体史の上からも、種々の注意すべき問題を孕んでいる。

第一に、この集の仮名序は平仮名で綴られた文章として、初出のものだということである。同じく紀貫之の作である『土左日記』よりもさらに早い。又、文体の上から見ると、『古今集仮名序』は、すでに先学の指摘のように、シナの古代の詩集である『毛詩』(詩経)の序を翻案したものと考えられるが、その際に、内容上の構成はもとより、語形の上でも、漢文訓読との関係が認められる。

これかれえたるところえぬところたがひになむある

たとへばゑにかけるをむなを見ていたづらに心をうごかすがごとし

いはゞたきゞおへる山人の花のかげにやすめるがごとし

たとひときうつりことさり、たのしびかなしびゆきかふとも(本文は元永本による)

における「たがひに」「たとへば」「がごとし」「いはゞ」「たとひ」などの、副詞・接続詞・助動詞の類は、いずれも平安中期以降の仮名文学には原則的に見出されないものであり、他方、平安時代の訓点資料には、広く行われていた語形である。これらの語は、『毛詩序』の個々の漢字の訓読と直接関係があるとは言えないが、この文の作者の脳裏に、これらの漢文訓読に用いる語彙があって、それが使用されたと見てよいであろう。

仮名序の中には、「まさきのかづらながくつたはり」のような序詞や、「いにしへをあふぎていまをこひざらめかも」のような、他例の稀な特殊な語法なども見られる。

この一文は、仮名文のほとんど最初のものとして、構文や用語の点で、作者紀貫之の並々ならぬ苦心があったと思われる。この文の特異性の中で、「ごとし」「にして」など、上代語の名残を示し、平安中期の仮名文学の時代の語と

異るものがあったかと思われ、他方では、漢文訓読の用語・特殊な修辞技巧などを取入れた、書記用の文章語であり、当時一般の日常口頭語とは距離のあったものと見るべきであろう。

『古今集』の歌・序・詞書などの文体史的研究は、まだ十分に行われていない。『後撰集』以下の勅撰集、私家集などとの間で、用語や文体の点で、どのような歴史的変遷があったのかなど、未解決の問題が多い。序についても、歴代の勅撰集に、これを載せるものと、載せないものとがあるが、この存否自体にも問題があると思われる。『後拾遺集』『新古今集』などには仮名序があり、文体上からも、『古今集仮名序』と類似した点が多く指摘される。それらが、『古今集』を範としたことは、恐らく事実であろうが、『古今序』の場合には、歌集の序としての仮名文の最初であったと同時に、仮名文それ自体としても、空前のことであり、文体史上の意味づけの点で、『古今序』は、独自の重要性を持つと見るべきであろう。

歌のことばそのものについて見ても、『古今集』の用語の内、後に伝承されたものが少くないが、一方では、伝わらなかった面もある。助動詞「べらなり」、や、形容詞語幹＋「からし」(寒からし、弱からし)の形など、例は少くない。これらは、歌風の変遷に基くものもあると同時に、語法史・文体史上の歴史的変遷を反映したものもあるはずである。今後はこのような面の研究の発展も期待されることである。

『土左日記』は、古来、仮名文の典型として、賞揚されて来た。作者が紀貫之という当代の巨匠であること、それまで漢文で書かれていた「日記」という型の作品が、仮名文で書かれるようになったこと、などの理由によるものであろう。仮名の日記の最古のものとしては、厳密には、醍醐天皇の皇后穏子の『大后御記』があって、その逸文(『河海抄』に引くもの)に、九〇七(延喜七)年正月、三月、九二八(延長六)年、九三三(承平三)年八月、九三四(同四)年一二月の記事があり、『土左日記』を九三五(承平五)年頃の成立とすれば、それよりも若干早い時期となる。しかし後世への影響という点から見れば、『土左日記』を重視すべきことは言うまでもない。

『土左日記』は仮名文の祖として扱われるが、その文体は、後の仮名文と比べて大きな逕庭がある。内容的に漢文との関係が深いことは、すでに言い古されているが、言語の上でも、漢文訓読の用語を交えた点が少くない。

といふあひだに　こゝろざしあるにゝたり　そもそもいかゞよむだる

これかれたがひに、くにのさかひのうちはとて、みおくりにくるひとあまたがなかに

おなじごとくになむありける　あるひとのこのわらはなる、ひそかにいふ

など、副詞・接続詞などで、『源氏物語』などの仮名文学には現れない語彙や語法が多く指摘される。「たがひに」「ひそかに」は、『源氏物語』には一例も見出されず、「かたみに」「しのびやかに」「しのびて」などの形で、それぞれ同じ意味を表現している。

この現象を説明するについて、単に漢文との関係を指摘するだけでは、尽されないであろう。当時の男性の日記である『宇多天皇御記』『醍醐天皇御記』『村上天皇御記』や『貞信公記』などが変体漢文で書かれたものであること、その原本はおそらく、具注暦の日附ごとに区切られた空白の部分や紙背などに、書き入れられていたことなどを考え合すべきであろう。『土左日記』の最初の形態が、具注暦に記入した方式であったかどうかは決められないとしても、作者貫之が、このような日次の日記の文体を基にして、その和文訳を試みたものであることは、疑いを容れない。貫之自筆本の『土左日記』というものがあって、鎌倉時代の初期までは蓮華王院の宝蔵に伝えられており、その本を実見した藤原定家は、自分の書写した『土左日記』の巻尾に、その本の末尾の部分を臨模し、原本が巻子本であった由を記している。仮名文で綴られた書に、古くから冊子本があったことは、『更級日記』の中に言及された『源氏物語』の例などによっても知られるが、『土左日記』の貫之自筆本が冊子本でなくて巻子本であったことは、この時代にまだ冊子本が発達していなかったということがもっとも大きな理由ではあろうが、日次記の具注暦が巻子本であったことと、様式面での関係を否定することもできないように思われる。

いずれにせよ、『土左日記』は、各条ごとに最初に日附を記した体裁で、その点では『大后御記』とも揆を一にするもので、同じ「日記」といっても、後出の『蜻蛉日記』や『更級日記』などのように、日附を一々記すことなく、「日記」というよりはむしろ「回想録」というべき諸作品に比べて、様式の上で大きな違いがあることを指摘しなければならない。文体の点でも、後の日記が一般に、長文で情緒的な面が強いのに対して、『土左日記』は文が短く、助詞・助動詞などの複合が少くて、客観的な表現が多いことは、一読して得られる印象であるが、語彙の上でも、前頁に引いたような漢文訓読特有語が多く含まれていることも、あわせて注目すべきである。『古今集仮名序』と同じように、直接にもとの漢文が存在するとは限らないにしても、漢文の字面を脳裏に描きつつ、その訓読の形の日本語によって文を綴っていったという過程が想定される。そして、そのもとになった漢文の文体は、『古今集序』の場合、『毛詩序』という正格の漢文であったのに対して、『土左日記』の場合は、『貞信公記』のような、変体漢文の日記であったとも、考え得るであろう。

変体漢文の文体は、この当時、一〇世紀初頭は、まだその創成期に当っているように見える。平安初期のこの種の文献は、ほとんど遺されていないから、その起源を探ることは容易でないが、その先行の時期は九世紀後半まで遡るかと思われる。『土左日記』は、そのような日記の変体漢文の文体を土台にして、創作されたと見てよいのではあるまいか。しかし、『土左日記』には、係結の多用、和文特有の語彙、その他、変体漢文の読法には、多分現れなかったであろうような和文的な表現も、一方では頻に現れている。文体的基盤は、ある面では、古来の説の通り、『土左日記』は、和文の魁をなしたものと考えてよいと思われる。そして、この点においても、新しい文体を切開いたという貫之の力量は、高く評価されてよいであろう。

「大井川行幸和歌序」というものがある。八九八(昌泰元)年九月一一日の大井川行幸の際に、紀貫之が書いたという仮名文である(日附については、「延喜七(九〇七)年九月十日」が正しいとする説がある)。これを「仮名序」とい

うのは、多分この折の詠歌を一編の集とし、その序ということであろうと思われる。『古今著聞集』巻十四の末尾にあるものだが、これは後人の追補部分で、『著聞集』の原形には無かったかとも見られているが[44]、言語の上からは、右の頃のものとするのに矛盾することは無いように見える。対句などを多く用い、その点では『古今集仮名序』と通ずる面を見るが、漢文訓読特有語などはほとんど指摘し得ない。直接典拠とした漢文が無かったというような事情によるのかも知れない。

上述の三つの文献は、いずれも同じ紀貫之の作とされるものであるが、その文体はそれぞれ特性を有している。それらが、特有の固定した型を持つまでに発達していたとは言えないにしても、とにかく、一人の個人が、異った文体を使い分けた一つの典型を、ここに見出すことができよう。

仮名の日記は、『土左日記』に始りながら、それと同じ文体を承継いだものがほとんど無く、「日記」という名は負いつつも、いずれも回想録的なものばかりに発展して行った。『蜻蛉日記』『紫式部日記』『和泉式部日記』『更級日記』など、いずれもその類である。それらは一様に日次記の型から離れ、また、語彙も、漢文訓読特有語を排除して、純粋の和文語で占める方向に進んだ。同じ仮名文の中でも、物語の場合は、程度や性格の差こそあれ、漢文と完全に絶縁した作品がほとんど無かったのに対して、日記の流れは、和文の世界の中に純化して行った感がある。素材的にも、個人生活に徹底していったことと関連があるかも知れない。

仮名の物語は、『竹取物語』をその祖とするのであるが、現行本の本文は、書写年代が新しく、最古のものでも室町時代までにしか遡ることができない上、諸本の異同がはげしく、言語形態の検討に当っては、困難な問題が少くない。しかし、諸本に共通して、「たがひに」「たゞし」「しかるに」「そも〳〵」「あるいは」「なむぢ」などの訓読特有語法が見られることは確かであり、漢訳仏典の説話を素材としていることと相俟って、漢文訓読との関係を認めることができる。そして、『宇津保物語』の「俊蔭巻」(ことにその前半)とも、素材・言語両面に亙って、近似の

関係を見ることができる。

物語のもう一つの系列、すなわち『伊勢物語』『大和物語』などの歌物語の流れは、一般に、漢文訓読と縁が薄いように思われる。『伊勢物語』の文の簡潔さを、漢文と結び付ける向もあるが、恐らくその性格は、初期の散文の素樸性の発現と考えてよいのではないかと思われる。その簡潔性の名残は、『宇津保物語』の「藤原の君巻」以下の文体などにも窺われるのではなかろうか。そして一一世紀初頭に現れた『源氏物語』は、ある意味では、この種の文体の頂点と称することができよう。

『源氏物語』の文学的価値については、言う場所でないが、文体の面から見た場合にも、史的価値の重要性は、極めて高いものがある。これは、言語量の多いことばかりでなく、和文的要素がもっとも典型的な形で表出された文献であり、同時に、漢文との関りが幾層かの区分・けじめを保ちつつ、鮮やかに指摘されるのである。その区分というのは、(1)漢文の典拠を踏まえただけで完全に和文的な表現、(2)漢文訓読の特有語形を交えた表現、(3)漢文訓読の生の形を直接に引用した表現、のようなものである。(1)については、ことに言い加えることもないが、(2)(3)については、そのけじめが明瞭であって、特定の話者・場面などの場合に限って使用され、地の文の中に漫然と融合したような形では用いられない。この点、『竹取物語』や『宇津保物語』などとは、極めて対蹠的な特性である。地の文は純然たる和文であり、その中に、漢文訓読的な表現を配することによって、特異な言語表現を浮出させている。「少女巻」の博士の詞の場合、夜居僧都の冷泉院への告知の場合、など、その典型であるが、このような点は、『源氏物語』の表現技法の一に数えてよいかと思われる。

『源氏物語』の中には、「ひそかに」「たがひに」「すみやかに」という語が一例も現れない。又「ごとし」「はなはだ」「そもそも」のような語は、いずれも右の(3)の部分に限って現れ、仏僧や儒者の詞、漢詩の朗誦の文の中などだけに用いられている。

このような手法は、『土左日記』や『竹取物語』など、前出の仮名文の類には、あまり見出すことができない。思うに一〇世紀初頭までの仮名文は、いわば仮名文の草創期であり、文体確立へ向けての模索の時代であって、その範を、あるいは『毛詩序』に取り、あるいは漢文の日記に求め、あるいは仏書に探って、その結果、訓読的要素の混在した文体を作り出すことになった。それが、『源氏物語』に至って、醇化された和文の文体が確立し、その中に、漢文訓読調を交えることによって、調和均斉のとれた文体を完成するに至ったのであろう。勿論、そこには、紫式部という天才的文人の才能を認めなければなるまいが、一つには、九世紀末以来、百余年に亙る仮名文の発達の流れが、ここに至って結実したと見られよう。

平安後半期になると、平仮名文の世界では、前代の文体を踏襲する風潮と、漢文との接近融合に向う風潮と、この二つの流れが現れて来る。歴代の勅撰集、私家集の中の和歌、『更級日記』『堤中納言物語』『夜の寝覚』などの日記物語の類は、大体前者に沿って、純粋の和文的な文体を伝えて行ったと思われる。ただ、勅撰集や私家集の中でも、詞書については、勅撰集では『拾遺和歌集』あたりから、「詠レ天」(雑上、四八八)、「水樹多二佳趣一」(雑賀、一一七五)、「文集の蕭々暗雨打窓声といふこゝろをよめる」(『後拾遺』雑三、一〇一六)のように、漢文そのもの、又は漢文を交えたものが現れるようになったことが注意される。その魁は『句題和歌』や『紀師匠家曲水宴和歌』などに遡るとも見られるが[45]、一方で、『和漢朗詠集』(藤原公任(九六六—一〇四一)撰)のように、漢詩と和歌とを併載した編纂物の出現と、無関係ではないであろう。和漢の融合の現れというような説明も一往は通るであろうが、さらに突き詰めて考えれば、平仮名文の地位が向上して、漢文と比肩し得るようになったこと、又、漢文のよみ方が[46]、以前は音読と訓読とがあり、その訓読も、必ずしも一定しなかったのが、この時期になると、音読が廃れ、訓読の方式も、流派ごとに固定して、一定の漢文は一定のよみ方——それは日本語文の一型式をなしたが——で行われるようになり、日本語文としての漢文訓読文が固定したことによって、漢文(実は漢文訓読文)が、平仮名文と併存しやすくなって来たからでは

なかろうか。例えば、上述の「蕭々暗雨打窓声」という漢文であるが、これは『白氏文集』巻第三の「上陽人」の一節で、『白氏文集』には、菅原家流、藤原家流および大江家流の三種の訓法が伝えられており、この部分は「蕭々タル暗(ヨル)ノ雨ノ窓ヲ打(ツ)声」(菅原家訓)または「蕭々(ト)シヅカナル暗キ雨ノ窓ヲ打(ツ)声」(藤原家訓)のような訓み方があった。そのような日本語文が大体定着していたために、次の「といふこゝろをよめる」という平仮名文に続いて行くのも自然に行われたと考えられるのである。

漢文と和文との交用は、歌合の序(日記)や判詞などにも例が多い。この場合の漢文は、変体漢文が多いようであったが、変体漢文は、元来日本語の表記の一形式であるから、この点は一層スムーズであったと見てよいであろう。「左右ともによくつかまつれり。仍為レ持。……頗荒涼也。いまはといふことばよしなきことなり」(『内裏和歌合』、天徳四年三月三十日、藤原実頼判詞)などその一例である。

平安後半期以降の平仮名文には、上述のように、純和文脈の流れと共に、他方では、『大鏡』のような、漢文訓読語脈を大幅に交えたものも現れた。『栄花物語』は、和文脈を基調としながらも、所によっては漢文訓読の生の形に近いものを大幅に含んだ「鶴の林」を始めとして「疑」「音楽」「玉の台」「鳥の舞」などの巻を含んでいる。この時期以後における訓読語要素の存在は、平安初中期の『古今序』や『竹取物語』などとは、若干意味が異るとも見られよう。すなわち、夙い時期のものは、「ひそかに」「ごとし」のような、単語単位のものが多かったのに対して、後になると、「いかにいはむや」(『栄花物語』)、「ずといふことなし」(『栄花物語』、『後拾遺集』序、『千載集』序)などのように、訓読文の語句の一部の訓法の固定した形をそのまま取込むような形が増加して来た。これは、訓読語というカテゴリーが完成したために、かようなイディオム的な表現がそのまま取入れられるようになったのであろう。そしてこの現象は、次の時代の説話・軍記物などの発達と、文体史の上でも、関りを認むべきもののようである。

五　鎌倉時代（一三世紀から一四世紀まで）

鎌倉時代には、漢文が依然として中枢的勢力を占め、宗教・学術の著述などが漢文によって多く行われた。これは、前代の継承と見ることができるが、ただ、変体漢文がその勢力を著しく増したことは、注目すべき現象であると思われる。鎌倉幕府の憲法ともいうべき『御成敗式目』が、この文体で綴られていたことは、変体漢文が、政治社会の中心をなしたことを意味し、幕府の正規の編纂史書である『東鑑』が、同じくこの文体で記され、後に「東鑑体」という呼称さえも得たことと考え合わせて、象徴的ともいえよう。

この時代にはまた、漢文と仮名文との距離がさらに接近の度を増していくという傾向が看取される。具体的にいうと、漢文の訓み下し文をそのまま平仮名で記すものが現れること、平仮名文を漢字片仮名交り文に改めることが盛んになること、さらに、平仮名文または漢字片仮名交り文を漢文に改めた、いわゆる「真名本」が出現すること、などの諸現象を指摘することができる。

漢文を訓読して、それをその言語のままに書き下した文として、もっとも古い資料は、『栄花物語』の中に取入れられた『往生要集』の一節であろう。『栄花物語』の成立年代は、確実ではないが、その前半（巻第三十まで）は長元年間（一〇二八―一〇三七）中に成るかともいわれる。源信の『往生要集』はこれより先、九八五（寛和元）年に成っており、本文は、諸経典などに基づいて綴られた漢文であるが、『栄花物語』の中の「鶴の林」巻などの一部は、明らかに『往生要集』を基盤としている。その部分を原漢文と比べて見ると、その訓み下し文と推定される形と完全に一致しない部分もあるが、全体としては、単に原漢文を意訳したというのではなく、具体的な訓読文をそのまま採ったことは確かであろう。

九八四(永観二)年に源為憲の撰した『三宝絵詞』は、献上本の原形は、平仮名文だったと推定したいが、この中で漢文と縁の深い部分について見るに、その典拠と見られる部分は、訓み下し文そのままとは見難いものが多い。この本の場合は、訓み下し文からというより、漢文の翻案の内容を、訓読の特有の語形を交えて書き下したと見られるのではないか。その点では、『竹取物語』などに、近い点があり、『栄花物語』の場合とは、若干隔りがあるかも知れない。

高野山西南院蔵本の『三十帖冊子目録』一巻は、巻子本で、その奥に治承五(一一八一)年の年紀があるが、その紙背には、仮名書の『往生要集』が見られる。もと袋綴装であった料紙を開いて、上下を截ち落したものを継いで巻子本としたものであり、文の一部が欠けているのが残念であるが、治承頃の写本として貴重である。[47] この平仮名文は、漢文訓読の訓み下し文そのままのもので、当時の訓法を知るためにも有用である。平仮名で書かれたのは、一部の学僧だけでなく、婦女子を含めた広い層に亙って、読者が広がっていたことを反映するものであろうが、このような訓読文が、訓読の生のままで記し留められるようになったことは、一方から見ると、訓読語というものが、一つの文体範疇として、社会的にも固定した通念を獲得していたことを示すと考えられるが、さらに、このような訓み下し文が、一般の人々にとっても、読んで理解し得る言語であったことを示しているとも思われる。すでに平安中期以来の、仮名の日記や物語などの中に、それと位相を異にした訓読語が交用され、時には独特の文学効果を挙げるのにも用いられたと推論したが、それらは、日常会話語とは同じでないとはいえ、外国語のような、自然的には理解不可能の言語というわけではなく、積極的に表現に際し使用しないというだけで、聞けば意味は判るといった性質のものであったと思われる。平安末期以降、訓読語が和文用語と交え用いられることが多くなるが、その基盤としては、このような状況を想定しておくべきであろう。

この種の文献は、鎌倉時代には盛行し、仮名書の『妙法蓮華経』『仏説阿弥陀経』『観無量寿経』などが現れた。

『妙法蓮華経』の仮名書本には数種あり、伝寂蓮の古筆切として法帖などに貼込まれているもの(鎌倉初期写)、土橋嘉兵衛氏旧蔵『仮名法華経』巻第三(鎌倉初期写)などが古いが、鎌倉末期の足利鑁阿寺蔵本は巻第一の巻尾に元徳二(一三三〇)年の書写奥書があって、著名なものである。『仏説阿弥陀経』は、原本の所在が明らかでない。東京芝の増上寺に伝来したという、後伏見天皇(一二八八―一三三六)の真蹟本を一八五二(嘉永五)年に模刻したものがある。また、京都北野の興聖寺に伝わるという『観無量寿経』の仮名書本も、同じく後伏見院の手蹟と伝えられ、一八三四(天保五)年に宗淵の模刻したものがある。また、『かながきろんご』(大槻文彦・安田文庫旧蔵)は、室町中期写本で、博士家の訓法を反映しているものであり、このころには、漢籍についても仮名の書き下し本が現れていたことを知るのである。(江戸時代の転写本が副えられていて、その巻末に元弘三(一三三三)年校の識語がある旨)このような平仮名文は、中世以降、盛行し、江戸時代には、写本や刊本なども多く見られる。

この時代における第二の特徴として、平仮名文を漢字片仮名交り文に改めるということがあるが、このことについては、前に述べたので省略する(二八頁参照)。

第三の特徴としては、平仮名文または漢字片仮名交り文を漢文に改めるものの現れたことである。いわゆる真名本であって、いつごろから起ったものか明らかでないが、鎌倉時代には確かに存在した。『伊勢物語』や『曾我物語』の例は著名であり、又、『三宝絵詞』についても、寛喜二(一二三〇)年の奥書のある古写本を影写した真名本(前田育徳会尊経閣文庫蔵本)があって、仮名本(東大寺切、関戸本)との先後が論ぜられている。[48] 又、明恵の伝記を記した『明恵上人行状』に漢字片仮名交り文の本と漢文の本とがあり、漢文の本は、片仮名交り文の本から改編されたことが、その奥書によって知られた。[49]

『日本書紀私記』と題する写本の中に、傍訓を万葉仮名で記したものがある。『新訂増補国史大系』所収の本でいえば、「丙本」などがその例であり、又、御巫本の一部なども同類であるが、もと片仮名だったものを後に万葉仮名に改め

たかと疑われる。『古事記上巻抄』なども同じ類だが、これらの場合は、擬古的な意識もあったろうから、問題は単純でないけれども、とにかく、平安末期以後には、仮名を漢字に改めるという風潮があったことは、否定できない。

これは、一見、文体の国風化傾向に逆行しているようにも見える。しかし、古く、漢文体が絶対的な地位を確保して、仮名文は、平仮名文にしても、片仮名文にしても、私的な、ないしは従属的な地位に甘んじていたのが、次第にその地位が向上して、漢文と対等に近いまでに上り、その結果、かような交流が行われるようになったと見ることができよう。このように考えれば、これらの諸現象は一連のものであって、互いに深い関係があると判断することができる。

『平家物語』を頂点とする軍記物語の文体は、多かれ少かれ、漢文体と和文体との混合したものである。この場合の漢文体は、漢籍や仏典に由来するものもあるが、記録体の変体漢文の流れの方が、中心をなしているようである。このジャンルの中でも夙い時代の作品である『将門記』『陸奥話記』などは、変体漢文であって、語彙も語法も、公卿の日記の類に非常に近い。『平家物語』の写本の中でも、延慶本や屋代本などは、漢字片仮名交り文であり、四部合戦状本のような真名本も知られている。平仮名交り文は、多分後の改編であろう。『保元物語』『平治物語』『太平記』などの同類の書も、恐らく似たような文体的系列に在るものと思われる。

『方丈記』『徒然草』などの随筆の類や、『宇治拾遺物語』『十訓抄』『古今著聞集』『古本説話集』などのような説話の類は、いずれも和漢混淆の体であるが、その混合の度合は、文献によって異り、又、同じ文献の中でも、章段によって一様でないように思われる。同じ説話物の中でも、『宝物集』『沙石集』など、仏教的色彩の強いものは、時によって漢文的な色彩の強いものもあるが、総じて変体漢文の要素も、少からず見出される。『古事談』などは特にその傾向が強いように見える。これらの現行本は一般に平仮名文が多いが、これとても、『方丈記』の伝鴨長明自筆本や『宝物集』の伝平康頼自筆本、さらに『沙石集』の諸本のように、片仮名を交えたものが少くないところを見ると、

本来は、漢字片仮名交り文であったかと思われる。明恵・仁弁などの自筆に係る夢記の類も、多くは漢字片仮名交り文である。ただ、それらの中に、時折平仮名の混用が見られるが、それは、この種の文献が、後に平仮名文にも書き改められて行く、その端緒を示すものとも見られよう。

総じて、平安末期以降の漢字片仮名交り文の中に、平仮名を混じていくのは、一つの傾向である。前田本『中外抄』などは、その顕著な例であって、「さばかり」「されば」「うるせき」「おとなしき」など、和文脈系の単語を平仮名で書くことが多く見られる。『今昔物語集』の中などでも、この種の単語が大字片仮名で記される傾向のあったことは、山口佳紀の指摘する所であるが、[50]これと相通ずる現象であって、この点も同じく、後の平仮名文への展開の一源を成すものであろう。

片仮名文の流れは、鎌倉時代以後にも、依然として行われていた。天理図書館蔵『釈迦如来念誦次第』一帖は、全文片仮名による書き下しの本で、鎌倉時代の写本と見られる。ただし、この種の文献は他に例が少く、浅学の僧などのためのものかとも思われるが、なお、今後の研究が望まれるものである。中世以降には、仏教の経典をこのように片仮名文で書き下したものが時折作られたようである。この時代になると、片仮名文の文書も現れる。庶民の手に成るもののようで、院政期以降の平仮名文の文書と近い性格のものとも思われる。又、少し時代が下るが、室町初期に書かれた、世阿弥の自筆の能本がある。ほとんど全文が片仮名で書かれている。謡い物であって、助辞の類に至るまで発音的に記す必要のあったことも、その一因であったろうが、能楽師という、本来必ずしも知識層であったとも思われない作者としての表記法であったのかも知れない。

仏教の教学や和歌の学問の世界では、多くの注釈書が作られた。古くはいずれも漢文の書であったが、やがて仮名を交えたもの、仮名を主としたものなども現れた。藤原公任の『新撰髄脳』(一〇〇一・一〇〇二(長保三・四)年成)や順徳院の『八雲御抄』、さらに顕昭の『袖中抄(しゅうちゅうしょう)』などが平仮名文であるのは、和歌の書であることにもよるかも

知れないが、院政時代においては、一方では藤原教長の『古今集註』、顕昭の『古今集註』など、片仮名交り文も現れていた。仙覚の『万葉集註釈』などが片仮名交り文であるのは、もと漢字だけで書かれていた『万葉集』の本文と関係があろうが、一方では『三教指帰注』を始めとして、明恵の『華厳唯心義』、又、その講義の聞書である高信の『光明真言句義釈聴集記』『解脱門義聴集記』、東大寺宗性の『春華秋月抄草』などなど、注釈書またはその聞書の類が、挙って片仮名交り文であるという風潮と軌を一にするものでもあろう。

総じて、鎌倉時代以後の諸文献の中で、平仮名交り文は、和歌・和文などの形の中で、平安時代の語彙・語法を伝承する傾向が強かったが、一方、日常会話語が、平安時代から以後、次第に歴史的に変遷して行き、それにつれて、伝承された平安時代語の文語的傾向が濃厚になり、そしてその文語自体が歴史的変遷を遂げて行くことになった。一方、片仮名交り文の流れの中では、当時の日常語が混入する傾向が強く、中には、声点によってアクセントを示すものも混ずるに至った。

六　室町時代以後（一五世紀以降）

室町時代の文体については、十分な叙述をするだけの用意がまだ整っていない。ごく大まかな見通しとしては、鎌倉時代と比べて、あまり急激な変化はなかったように思われる。この時代の漢文の世界を見ると、仏教や漢文学の世界では、依然として、教義書・注釈書などが撰述され、漢詩文が作られており、五山文学の隆昌など、顕著な現象もあった。

漢文のよみ方は、概して前の時代のものを承け継ぎ、禅宗の興隆や宋学の輸入はあったが、漢文訓読の用語は、平安時代語が依然として基調を占めていた。室町末期の『桂庵和尚家法倭点』などの新訓も、虚字の類など一部の漢字の

よみ方を、漢文直訳的に変更するに止まっていた。江戸時代に入って、儒学の興隆に伴い、新訓の主張も多く出されたが、依然としてこの線を出るものは無かった。ただ一部には、和読を廃して漢文の音読直読をすべしというような主張もあった。又、この時代に、儒家や仏家では、漢籍・仏典の注解である抄物が多く作られた。抄物は、国語史料として注目を浴びており、当初は口語資料として取上げられたけれども[51]、後、中に文語的な要素の強いもののあることが注意された[52]。文末の形に「ゾ」で止めるもの、「ナリ」で止めるものなどの弁別が行われるようになったのも、その一つの現れである。抄物資料は、原漢文に記入されたもの[53]、一部の書として書き下したものなどがあるが、多くは片仮名交り文であり、文献によって、成立当時の語彙・語法などを含んでいる。このように、成立時の言語を反映する点は、院政期の『三教指帰注』など以来の流れを承けたものと見てよいであろう。この傾向は、江戸時代にまでも及び、当時の漢学者の著述など、勿論漢文のものもあるが、片仮名交り文も多いのは、この伝統によるものであろう。

一方、平仮名文は、和歌、および それから発展した連歌、また、王朝の日記物語の擬古的作品などの世界などで、息長く承け継がれて行き、和文の伝統を伝えて行った。江戸時代の国学者流などでよく行われた擬古文の類も、この流れの中に入るものである。また、説話、軍記などの和漢混淆文も、多分この時代以後には、平仮名文で書かれる場合が多くなって行ったと思われる。俳諧・お伽草子・仮名草子・浮世草子、さらには洒落本・滑稽本・人情本・噺本などは、いずれもこの時期以後に新たに発達したもので、それぞれ独特な文体を形成した。又、能楽・狂言・浄瑠璃などの戯曲の詞章を記したものも多く行われたが、これらには、文語の一種である地の文の中に、中世・近世における口頭語を引用したものがある。中世末から近世初頭にかけて、日本に渡来したキリスト教(キリシタン)の宣教師によって記された国語文献の中には、全文が口語またはそれに近い文体で記されたものがある。これは、布教という特殊な目的によって書かれた文献であり、これら口語の要素は、国語史研究の資料として取上げられているが、中世以来文字文章に書かれるものはすべて文語体であり、キリシタン文献の中でも、すべてが口語文であったわけではなく、

当時の方式に従って、文語で書かれたものも少くなかった。口語による文が、文章語としての地位を占めるのは、明治に入って、言文一致の運動が実る時まで待たなければならなかったのである。

(1)　土井忠生訳註『ロドリゲス日本大文典』三省堂、一九五五年、六六三―六六四頁。
(2)　吉沢義則「語脈より見たる日本文学――文学の種類と語脈の一斑――」(『日本文学講座　一七』、新潮社、一九二八年、後に『国語説鈴』立命館出版部、一九三一年、所収)。
(3)　春日政治「国語資料としての訓点の位置」(『国語・国文』五巻二号、一九三五年、後に『古訓点の研究』風間書房、一九五六年、所収)。
(4)　春日政治「片仮名交り文の起源について」(『文学研究』一輯、一九三二年、前掲『古訓点の研究』所収)。
(5)　春日政治「仮名発達史序説」(岩波講座『日本文学』岩波書店、一九三三年)。
(6)　春日政治「上代文体の研究」(『上代日本文学講座　三』一九三四年、後に『国語叢考』新日本図書株式会社、一九四七年、所収)。
(7)　春日政治「片仮名の研究」(『国語科学講座　八』明治書院、一九三四年)。
(8)　春日政治「和漢の混淆」(『国語・国文』六巻一〇号、一九三六年、前掲『古訓点の研究』所収)。
(9)　遠藤嘉基『訓点資料と訓点語の研究』中央図書出版社、一九五二年。
(10)　中田祝夫「平安時代の国語」(『日本語の歴史』至文堂、一九五七年)。
(11)　松下見林『本朝学源』(『続々群書類従』第十、「本朝学源浪華鈔　三」による、国書刊行会、一九〇七年)。
(12)　耕雲明魏『倭片仮字反切義解』(『群書類従』巻四九五)。
(13)　築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』東京大学出版会、一九六三年、九二七頁。
(14)　門前正彦「漢文訓読史上の一問題 (二) ――「ヒト」より「モノ」へ――」(『訓点語と訓点資料』一一輯、訓点語学会、一九五九年)。
(15)　小林行雄『古鏡』学生社、一九六五年。

髙橋健自「在銘最古日本鏡」(『考古学雑誌』五巻二号、一九一四年)。
福山敏男「江田発掘太刀及び隅田八幡神社鏡の製作年代について——日本最古の金石文——」(『考古学雑誌』二四巻一号、一九三四年)。
福山敏男「金石文」(『日本古代文化の探究・文字』社会思想社、一九七五年)。
(16) 津田左右吉『日本上代史研究』岩波書店、一九三〇年、後に『津田左右吉全集 三』岩波書店、一九六三年、所収。
小倉豊文「三経義疏上宮王撰に関する疑義」(『史学研究』五二号、一九五三年)。
藤枝晃「勝鬘経義疏」(日本思想大系『聖徳太子集』岩波書店、一九七五年)。
(17) 築島裕「律令の古訓点について」(日本思想大系『律令』岩波書店、一九七六年)。
(18) 福山敏男「法隆寺の金石文に関する二三の問題——金堂薬師像・釈迦像・同寺小釈迦像の光背銘——」(『夢殿』第一三冊、一九三五年)。
藪田嘉一郎「法隆寺金堂薬師・釈迦像光背の銘文について」(『仏教芸術』7、一九五〇年)。
(19) 春日政治「国語資料としての訓点の位置」(前掲『古訓点の研究』所収)。
亀井孝「古事記はよめるか 散文の部分における字訓およびいはゆる訓読の問題」(古事記大成3『言語文字篇』平凡社、一九五七年)。
(20) 神田秀夫「古事記の文体に関する一試論」(『国語と国文学』二七巻六号、一九五〇年)。
石塚晴通「本行から割注へ文脈が続く表記形式——古事記を中心とする上代文献及び中国中古の文献に於て——」(『国語学』七〇集、一九六七年)。
(21) 小林芳規「上代における書記用漢字の訓の体系」(『国語と国文学』四七巻一〇号、一九七〇年)。
(22) 春日政治「仮名発達史序説」(前掲)一二頁。
(23) 家永三郎『上宮聖徳法王帝説の研究』増訂版、三省堂、一九七二年。
(24) 橋本進吉「「万葉集は支那人が書いたか」」(『国語と国文学』一四巻一号、一九三七年、後に『上代語の研究』橋本進吉博士著作集第五冊、岩波書店、一九五一年、所収)。
(25) 森本治吉『日本文学史 上代』至文堂、一九五五年、三〇四頁。

(26) 阿蘇瑞枝『柿本人麻呂論考』桜楓社、一九七二年、六三九頁以下。
(27) 春日政治「仮名発達史序説」(前掲)五〇—五三頁。
(28) 稲岡耕二『万葉表記論』桜楓社、一九七六年、一二五頁以下。
(29) 阪倉篤義「国語史資料としての木簡——藤原・平城両宮跡出土の木簡について——」(『国語学』七六集、一九六九年)。
(30) 小谷博泰「宣命体の成立過程について——藤原宮跡出土木簡をめぐって——」(『国語と国文学』四八巻一号、一九七一年)。
(31) 吉沢義則「万葉集の歌語」(『万葉集大成 一』平凡社、一九五三年)二七五—三〇二頁。
上代語辞典編修委員会「上代語概説」(『時代別国語大辞典 上代編』三省堂、一九六七年)。
(32) 春日政治「和漢の混淆」(前掲『古訓点の研究』所収)。
中田祝夫『古点本の国語学的研究 総論篇』講談社、一九五四年、六四頁以下。
(33) 山口佳紀「続日本紀宣命の文体的性格について」(『国語と国文学』五一巻四号、一九七四年)。
(34) 小林芳規「万葉集における漢文訓読語の影響」(『国語学』五八集、一九六四年)。
(35) 中田祝夫、前掲論文、八五頁。
(36) 築島裕『平安時代語新論』東京大学出版会、一九六九年、一一頁。
(37) 中田祝夫、前掲書、五頁以下。
(38) 小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』東京大学出版会、一九六七年。
築島裕「平安時代の古訓点の語彙の性格——大日経の古訓法を例として——」(『国語学』八七集、一九七一年)。
(39) 春日政治「片仮名交り文の起源について」(前掲『古訓点の研究』所収)。
(40) 近藤喜博「報告二題 袋中上人手沢の古写経・和讃二つ」(『日本仏教』二一号、一九六五年)。
(41) 築島裕『平安時代語新論』(前掲)二四一頁。
(42) 峰岸明「平安時代記録文献文体試論——用字研究からの試み——」(『国語と国文学』五一巻四号、一九七四年)。
(43) 大野晋「仮名の発達と文学史との交渉」(『文学』二〇巻一二号、一九五二年)。
(44) 日本古典文学大系『古今著聞集』岩波書店、一九六六年、補注六〇六頁。
(45) 山田孝雄『日本歌学の源流』日本書院、一九五二年、二〇頁。

(46) 中田祝夫、前掲書、二四頁以下。
(47) 財津永次「西南院蔵往生要集断簡」(『仏教芸術』57、一九六五年)。
(48) 池田亀鑑「前田本三宝絵解説」(尊経閣叢刊影印本附載、一九三五年)。
山田孝雄「三宝絵詞の研究」(『国語・国文』一八巻五号、一九四九年)。
(49) 奥田勲「明恵上人資料第一 解説」(『高山寺資料叢書』第一冊、東京大学出版会、一九七一年)。
築島裕「鎌倉時代の言語体系について」(『国語と国文学』五一巻四号、一九七四年)。
(50) 山口佳紀「今昔物語集の形成と文体——仮名書自立語の意味するもの——」(『国語と国文学』四五巻八号、一九六八年)。
(51) 新村出「足利時代の言語に就いて」(『東方言語史叢考』岩波書店、一九二七年、後に『新村出全集 一』筑摩書房、一九七一年、所収)。
湯沢幸吉郎「国語資料としての抄物」(『国語と国文学』三巻六号、一九二六年)。
(52) 寿岳章子「抄物とは」(『国語学』一〇輯、一九五二年)。
(53) 柳田征司「国語資料としての「書込み仮名抄」」(『武蔵野文学』24、一九七六年)。

2 漢文体

大曾根章介

はじめに

我国は古く固有の文字を持たなかったので、高度の文化を有する中国の文字を借りて自分の言語を綴る外はなかった。ただ日本語は中国語と言語体系を異にするので、中国の言語(漢字)によっては、日本人の思想や感情をそのまま表現することが困難であった。そのため漢字の音を借りて日本語を写す方法が考えられるようになり、さらに仮名を作り出して文章を書くようになった。ところが日本の為政者にとっては、中国の制度文物を移入して我国のそれを整備することが急務であった。それには中国の書物を読んで漢文を理解することが重要であったばかりでなく、漢文の作成が要求された。文字を通してその背後にある中国文化への崇拝の念が、長い間日本人の心に漢字・漢文に対する尊敬の念を持続させ、正式の文章を漢文で書くことが天下を支配するようになったのである。

上代から江戸時代に至るまで、知識人達は常に中国先進文化を摂取咀嚼し、自国の文化の発展に死物狂いの努力をしてきた。このことは反面で、中国文化の変遷展開に追随し振り回わされる結果を招いた。漢詩を例に取るならば、奈良時代における六朝詩の影響、平安時代における白楽天の流行、室町時代の五山の僧侶による宋詩の移入、江戸初期の李杜再興、蘐園派(けんえんは)による古文辞の鼓吹、その反動として折衷派の性霊説の提唱など、時代によって幾多の変遷が窺える。漢文においても歴史的に変遷が存するが、平安時代に隆盛を極めた四六駢儷文と、江戸時代に流行した古文が二つの頂点を占めている。前者は修辞にその生命があり、後者は達意にその主眼がある。我国における漢詩文の変遷と各時代におけるその特色を論ずることが、筆者に与えられた課題であるが、筆者の能力に余る上に紙数の都合もあるので、漢文の文章に限定してその変遷と特色について考えてみることにしたい。

一　奈良時代の文章

1　推古朝の文章

伝承によると、応神天皇の御代に百済から博士の王仁が渡来し、論語と千字文を伝えたといわれており、四〇三(履中天皇四)年に始めて諸国に国史の職を置き、四五八(雄略天皇二)年に史戸を置いたと史書に記されている。古代にあっては、漢字の使用はおそらく史官の記録に限られており、その史官は帰化人が中心をなしていたと考えられる。残念なことに、古代の文章は散佚してしまい徴する方法はない。江戸末期の儒者斎藤拙堂は、

本朝の文章、上宮太子の十七条憲法をもつて最古と為す(『拙堂文話』巻一)

と述べているが、現存最古の文章は推古天皇時代のものと見て誤りはなかろう。それらは『十七条憲法』にせよ、「伊豫温湯碑文」にせよ、『法華義疏』にせよ、いずれも聖徳太子と関係がある。試みに『十七条憲法』の文章を取上げてみよう。

一曰、以レ和為レ貴、無レ忤為レ宗。人皆有レ党、亦少二達者一。是以、或不レ順二君父一、乍違二于隣里一。然上和下睦、諧二於論レ事、則事理自通、何事不レ成。

(訓) 一に曰く、和(やはら)ぐをもつて貴しとし、忤(さか)ふること無きを宗とす。人皆党(たむら)有り、また達(さと)る者少し。ここをもちて、あるひは君父に順はず、また隣里に違へり。しかれども上和ぎ下睦びて、事を論(あげつら)ふに諧(かな)ふときは、事理(こと)自らに通ひ、何事か成らざらむ。

この一条をもってすべてに推し及ぼすことは危険であるが、一句が四字をもって構成されている傾向にあるだけで

なく、傍線を施した句のように対句も見られる。(1) 一句が四字を中心にして構成されていることは、中国の古典に見られるところであるが、四字句によって文章が整斉されているため、音読した時に律語的な響きを読者に与える効果を持っている。『十七条憲法』の字句は数多くの古典から引用されているといわれるが、(2) 作者が中国古典の文章を参考にして、文章の潤色に留意したことは疑いない。ただ文章の表現や内容が平明である上に、対句も素朴稚拙であることは、六朝風の華麗な駢儷文の影響が少ないことを思わせる。このことは当時の文章がすべてこうした傾向にあったことを意味しない。例えば「伊豫温湯碑文」には、

日月照二於上一而不レ私、神井出二於下一無レ不レ給。万機所以妙応、百姓所以潜扇。

(訓) 日月上に照りて私せず、神井下に出でて給がずといふことなし。万機ゆゑに妙しく応り、百姓ゆゑに潜く扇ぐ。

のように対句仕立ての文章によって構成されていて、作者の学識技倆が並々でなかったことを想像させる。(3)「もはら釈教を崇み、いまだ篇章に遑もなか」(『懐風藻』序)った推古朝においても、技巧的な文章が書かれていたのである。近江朝になり学校を建て秀才を召して制度が整えられると、朝廷では文学の士を召してしばしば詩宴を開き、君臣ともに詩文に才を競うようになった。「雕章麗筆、ただに百篇のみにあらず」(同上)と記されているように、漢詩文の隆盛は眼を見張るものがあり、皇親貴族を中心にして詩人が輩出した。そして帰化人や留学生によって多くの漢籍が将来され、それらを訓読理解して詩文の修飾に努めたのである。また学令によって大学の学生は五経及び『論語』『孝経』の学習が規定され、紀伝道においては三史(『史記』『漢書』『後漢書』)と『文選』『爾雅』が教科書に採用されている。その上に唐代の新しい書籍が移入され知識人に愛好されたのであるから、中国の六朝から初唐にかけて流行した四六駢儷文が、我国の文章界に大きな影響を与えたのは自然の趨勢であったといえようか。

2　駢儷文の特色

ここで長い間我国の文章を支配した駢儷文について簡単な説明を施して置く。駢儷文とは古文に対して対句を中心にした文章のことで、四字と六字が好んで用いられたので四六文ともいわれる。元来漢字は孤立していて変化屈折がなく、しかも単音で一語が一字一音から成るので、対句を作るのに便利である。このことは音韻の上で読者に美感を与えるにふさわしい要素といえる。また漢字はその扁や旁によって文字を整えることが可能であり、その字を見て意味を知ることも容易である。この漢字の持つ音楽的絵画的要素が、古くから文章の修辞として用いられ、対句を構成するのに貢献して来た。(4)

さて対句とは相対する句の字数が同じであるだけでなく、相対する各語が互いに同一の品詞によって構成されることが原則である。(5) 試みに『万葉集』巻五の「梅花歌序」から例を挙げると（○は平声●は仄声）、

A　梅披二鏡前之粉一●
　　蘭薫二珮後之香一○

（訓）梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫らす。

は六字から成る対句であるが、第一字の「梅」と「蘭」は実字（名詞）、第二字の「披」と「薫」は虚字（動詞）、第三字と第四字の「鏡前」「珮後」は実字、第五字の「之」は虚字（助詞）、第六字の「粉」と「香」は実字であって、それぞれ相対する位置にある語が同一の品詞によって構成されている。しかも相対する語は同一品詞であるばかりでなく、同じ性質の字であり、同一範疇に属することが基本的に要求される。右の句の中で「梅」と「蘭」は植物を表し、「粉」と「香」は化粧に関係があることによっても知られる。同じ文章から他の用例を挙げる。

B　曙嶺移レ雲○　　松掛レ羅而傾レ蓋●

夕岫結レ霧。　鳥封レ縠而迷レ林。

（訓）　曙の嶺に雲移り、松は羅を掛けて蓋を傾く、夕の岫に霧結び、鳥は縠に封ぢられて林に迷ふ。

の文は四字と六字の四句から成立っていて、第一句と第三句、第二句と第四句とが対を成している。Aの場合は前後の句が直接に対を成しているので直対または単対といい、Bの場合は句を隔てて対を成しているので隔句対という。
駢儷文では四字と六字の対句が基調を成しているが、これは梁の劉勰の『文心雕竜』（「章句」三四）に、

もしそれ筆（文章）の句は常無くして、字に常数あり。四字は密にして促ならず、六字は裕にして緩にあらず。あるひはこれを変ずるに三五をもつてするは、けだし応機の権節（機に応じた仮の処置）なり。

と記されているように、四字と六字が音律の上でもっとも緩急宜しきを得ていたためである。
対句はさらに声律を整えることが要求された。『辞学指南』（『四六叢話』巻二八）に、

およそ四六を作るには、すべからく声律協和なるべし。語工みにして妥からざるごときは、工み少くして瀏亮なるにしかず。

と記されている。中国語には平上去入の四声があり、平声に対して他の三声は仄（他）声と呼ばれるが、対句には平声の字と仄声の字を配することが必要である。『作文大体』によると、直対では相対する二句の末尾の字はそれぞれ平仄を変えねばならず、隔句対では前後の句の末尾の字が平仄を異にするとともに、相対する句の末尾の字の平仄が同じであってはならない。換言すれば、第一句と第四句、第二句と第三句の末尾の字の平仄が同じになる。前掲の対句においてAの末尾字の「粉」は仄声、「香」は平声であり、Bの末尾字の「雲」「蓋」「霧」「林」は平仄仄平の声律の字になっている。文章の上で平仄が問題にされるのは、読者が音読する際に美的な音調を得るのが目的であり、駢儷文は韻文的性格を有しているので、平仄が文章に適用されたのである。ただし中国ではさらに一句の中で平仄の配合に留意され二字目ごとに平仄が変えられたこと、二句ずつ並んでいる対句の一方が上平下仄なら、他方は反対に上仄

下平にすること、対句の上の抑揚をその前に来る対句の下の抑揚と同じにすることなどの音声上の規則が守られた。[6]しかし我国では文章を漢音で朗読したわけではないので、中国のような音律的効果を期待することができず、巧緻な音律的技巧は不必要であったために、対句の末尾字にだけ平仄を整えるという規則が守られたに過ぎない。駢儷文は読者の視覚に均斉の美を与えただけでなく、聴覚を満足させる音律的要素を持った文章であった。

また駢儷文ではその表現に典拠のある字句を用いることが必要であった。典拠のある字句を用いる理由は、表現が優雅になり読者に説得力を持つことや、自己の表現に古典の持つイメージを重ね合わせて二重の世界を表出することにあったと思われる。南宋の謝伋の『四六談塵』に、

四六の工みは裁剪にあり。もし全句を全句に対すれば、また何をもつて工みなるを見む。

と書かれているが、古人の妙語を借りて今事を表現することが肝要であった。そして奈良時代において、作文の際に使用された古典の種類は広汎にわたっているが、そのために『初学記』や『芸文類聚』のごとき類書が活用されたこともよく知られている。

このように駢儷文は種々の規範の下に書かれたのであるが、その主眼は前後の句が対称を成すことにより、文章の調和を心掛ける点にあったということができる。[7]奈良時代の文章、例えば『万葉集』の序や書、『懐風藻』の序や伝、『経国集』の賦や対策など、文章の種類によって多少の差異は存するが、いずれも対句を中心にして文章が構成されている。これが次の時代になると、駢儷文は一層巧緻を極めるようになる。

二 平安時代の文章

1 駢儷文の構成と技巧

空海の『文鏡秘府論』(北巻)に、

およそ文章を為るには、皆すべからく対属すべし。誠に以ふに事孤立せず、必ず配疋ありて成る。

と述べられており、また、

文章にありては皆すべからく対属すべし。その対せざるは、ただ一処二処にこれあることを得。もし対せざるをもつて常と為さば、また文章にあらず。

と記されているが、当時の文章はすべて駢儷文で書くことが要求された。すでに述べたが、対句には直対と隔句対の両者があり、対句を構成する字数は四字句・六字句が中心を成しているが、心ずしもそれに限定されるものではない。また対句だけで一篇の文章を作成することは困難であり、文章の中には不整斉な句が挿入されることもあるし、発端や結び、さらに文意を転換するための助字が必要になって来る。このように形や字数の異った句や助字を配合して文章が構成されるわけだが、文章におけるこれらの句型の配合について説いている代表的なものが、『作文大体』の「筆大体」(8)である。それによると、文章を構成する句を八種類に分けている。

発句は文章の発端に置く字で「観夫(みればそれ)」「竊以(ひそかにおもひみれば)」などを指す。壮句は三字の対句、緊句は四字の対句、長句は五字以上の対句をいう。隔句には六種の体があり、軽隔句は上が四字で下が六字の対句、重隔句は上が六字で下が四字、疎隔句は上が三字で下が多少を限らず、密隔句は上が多少を限らず下が三字、平

隔句は上下の句がともに字数が同じ、雑隔句は上が四字で下が五字及び七字以上、またはその逆のものをいう。対句はいずれも末尾字の平仄を整えねばならない。漫句は対しない句をいい、送句は末尾に施す「者也」「矣」のごときもの、傍句は文意を転換する語で「于時」「抑」などを指す。これらの句を運用して一篇の文章を構成することになるが、試みに当時の名文を集めたといわれる『本朝文粋』(巻一〇)から、藤原篤茂の詩序を取上げてみる。

仲春於二左武衛将軍亭一同賦二雨来花自湿一

漫句 白氏文集云 花多数二洛陽一
漫句 旧詩云 花満二洛陽城一
漫句 爰左武衛将軍有二一樹紅桜一也
緊句 色異二常花一 艶勝二他樹一
漫句 誠是城中之第一者耶 (第一段)
傍句 于レ時
長句 細雨洗而色弥媚 妍姿湿而艶更燃
雑隔句 漫灑二枝間一 蜀錦之春棄出レ浪
斜飛二檐裹一 呉娃之暁粧似レ啼 (第二段)
傍句 至下彼
長句 花色猶同二往年之粧一 鳥声不レ改二旧日之語一
軽隔句 在レ今思レ古 座客之涙難レ禁
対レ酒吟レ詩 風人之腸易レ断
送句 者也 (第三段)

傍句 如レ予者
重隔句 昨日山中之木 材取ニ諸己一
　　　今日庭前之花 詞慙ニ於人一
緊句 猥染ニ疎毫一 以記ニ勝事一
送句 云レ爾
（第四段）

（大意）『白氏文集』に花の名所は洛陽の地に多く数えられるといい、旧詩には花が洛陽に満ちていると賦している。ここに左兵衛佐の家に一本の紅桜があるが、花の色は普通のものと異なり、艶は他の樹より勝れている。まことに京中第一の花であろう。ちょうど細かい春雨が花を洗って色はますますあでやかに、美しい姿は湿りを帯びて艶が燃えるようである。雨がそぞろに枝の間に灑ぐと花は蜀江から洗い出されたようであり、花びらが斜に檐の中に飛ぶと暁に美人が化粧しているように見える。その花の色や鳥の声が古今にわたって変らないのをみると、今より古を思って座客は涙を流し、酒に対し詩を吟じて詩人は腸を断つ思いに駆られる。私は天性無才の者で、今日庭前の花を見て文章の拙いことを恥じているが、あえて筆を採ってこの勝事を記す次第である。

この作品は比較的短文で平易な内容であるが、それでも対句を主軸にして文章が構成されていることが知られる。そして対句は平仄が整えられており（一箇所不整斉である）、また随所に故事（山中の木）や典故のある字句（蜀錦や呉娃など）がちりばめられている。こうした駢儷文は一〇世紀（延喜―天暦年間）に最盛期を迎え、多くの傑作が生れたので、後世に、

我邦の文章はここにおいて盛なりと為す。（『拙堂文話』巻一）

とか、

対句ノ中ニツキテ見ルニ、タダニコレノミナラズ、ソノ世ノ風ニテ勝レタル処ハ、後世決シテ及ビガタシ。（『学

問源流』）
と称えられている。
それには種々の原因が考えられる。平安時代になると、大学において明経道に代り紀伝道の地位が高まって来て、経学より文学に比重が置かれるようになったが、それにつれて紀伝道出身の文章博士が重視され、相次いで公卿に昇進した。彼等は格式の制定や国史の編纂などによって、朝政に参与することができた。しかし藤原氏の権力が強大になり、律令政治が崩れて来ると、人材登用の道が鎖され、政治の場から離れざるをえなくなっていった。菅原道真の左遷以後は、紀伝道は急速に衰退の道を辿り、学者達は卑位に沈淪することになる。彼等はその才能を発揮する場が狭められ、そのために詩文の世界に没頭せざるを余儀なくされたのである。彼等は争って宮廷や摂籙（せつろく）の詩宴に出席し、依頼された辞表や願文の執筆に全力を傾けていった。また遣唐使の廃止によって公的な中国との交通が絶えたことは、長い間にわたって移入してきた中国文化を受容咀嚼し、国風にふさわしい文化を形成するのに都合がよかった。平安初期には大学で必須とされた漢音の学習も、いつの間にか廃れてしまっている。そして一〇世紀における宮廷文化の発達と和歌の隆盛は、漢詩文に和風化の傾向を助長することになった。このようにして文章において内容よりも表現を重視し、学者が一字一句に生命を賭ける美文意識が、文壇にはびこるようになっていったのである。
文詞の妍麗は、まことに対嘱の能により、筆札の雄通は、まことに安施の巧なり。（『文鏡秘府論』東巻）
と記されているように、対句の巧拙は文章全体の評価を左右するかぎとなったのである。
これに拍車を加えたのが朗詠の盛行である。個人の秀句が誦詠されたのはかなり古いが、一定の曲節をつけて詩句や章句を誦詠するようになったのは、一〇世紀後半といわれている。これが貴族の間に流行したので、それをもとにして『和漢朗詠集』が編まれた。これを繙いてみると、詩句は唐人の作品、中でも白楽天が圧倒的に多いが、章句は邦人の作品、特に延喜・天暦の頃の学者が中心を占めている。しかもその大部分は隔句対から成っていることが知ら

れる。『和漢朗詠集』が人々に愛好されたことは、文章がその中の対句のみを取上げて鑑賞享受されたことを物語っているように思われる。『枕草子』の八八段に、

博士の才あるは、いとめでたしといふもおろかなり。(中略) 願文、表、ものの序など作りいだしてほめらるるも、いとめでたし。

と記され、また二一一段に、

書は 文集、文選 (中略) 願文、表、博士の申文。

と書かれている、願文や辞表や申文などは、文章に一定の形式があって、どの作品も内容は大同小異であるので、当時の人々は文章を構成する対句の巧拙によって作品を評価したのではなかろうか。橘直幹や藤原為時が申文の秀句によって官職につくことができたという『今昔物語集』(巻二四)や『古今著聞集』(巻四)の説話や、大江朝綱がその佳句によって渤海人に称賛され、大江匡房の返牒の秀句を宋の商人が百金で購入しようとした文話(『江談抄』巻五・六)はよく知られているが、学者達は一片の秀句によって立身することが可能であり、異国人から褒揚されたのである。彼等が対句(文章ではない)の作成のために、彫心鏤骨の努力をしたのも当然といえよう。こうした風潮は奈良時代に比べてはるかに巧緻艶麗な対句を生み出すことに成功したのである。

対句の種類については、六朝から唐にかけて種々の詩論書に説明されているが、それらを綜合分類して『文鏡秘府論』(東巻)には二九種の対法が挙げられている。これは五言詩についての説であるが、文章についてもそれほどの差違はない。奈良時代における対句は「春」と「夏」、「東」と「西」のように相反する語を対する「正対」、これと同類の「色対」(色彩の語の対)「数対」(数字の対)、または「応対」と「陰陽」のごとく対字を同句の中に用いる「互成対」、「明々」と「焔々」のような重字の対である「畳対」など、基本的で誰にも分かるような対句でほとんどが占められている。ところが平安時代になると、はるかに知的で技巧的な対句が現れるようになった。『本朝文粋』の中から若

千の例を挙げてみよう。(9)

生者必滅　釈尊未レ免ニ栴檀之煙一
楽尽哀来　天人猶逢ニ五衰之日一　（「重明親王願文」大江朝綱）

（大意）　生ある者は必ず死ぬ時が来る。釈尊でさえも栴檀（せんだん）の煙の中で火葬にされることを免れなかった。楽しみが尽きると必ず哀しみがやって来る、天人でさえも命終の時がやって来て五衰の相を表わすのだ。

本来「栴」と「千」は対を成さないが、「栴」は音が「千」と同じであるから「五」と数字の対を成しており、音を等しくする「音対」に属する。

梁元之昔遊　春王之月漸落
周穆之新会　西母之雲将レ帰　（「鳥声韻管絃序」菅原文時）

（大意）　昔梁の元帝が詩臣とともに宴を催したように、今日の内宴も夜が更けて月が落ちようとしており、昔周の穆王が西王母（仙人）と会したというが、今日の会も漸く終ろうとして雲のように帰ろうと思う。

これは陰陽五行説に基く「傍対」に属するもので、「春」は五行説で「東」に当たるので「西」に対する（または「西」が「秋」で「春」に対する）。

劉伯倫宅　誰知ニ麦麴之有レ英
王無功郷　只恨ニ聖賢之無レ意　（「消酒雪中天序」藤原篤茂）

（大意）　雪が積って寒い時は「酒徳頌」を書いた晋の劉伶の家の酒のもとも気強い感じがないし、「酔郷記」を作った唐の王績の里の酒も人を酔わせる心がないのに似ている。

「麦麴」と「聖賢」は語自体では対を成さないが、「聖賢」が清酒濁酒を意味する故事（『魏志』巻二七、徐邈伝）から「麦麴」と対を成すので、意味上で対を成す「意対」に属する。

慈心陰徳　聞二諸青童之談一
吐レ故納レ新　著二自黄老之術一　（「神仙策」都良香）

（大意）　慈悲の心に基く陰徳によってよく仙道を得たというのは青童（仙人）の談であり、故い息を吐き新しい気を吸って寿を保つというのは黄老（仙人）の道より出たものである。

これは対偶の中のある部分がさらに別の対を成す「奇対」の用例である。すなわち「青童」と「黄老」は人名の対であるが、さらに「青」と「黄」、「童」と「老」が別の対を成している。また意味の上ではまったく関係はないが、その字形が対を成す「字対」の例を挙げてみよう。

祁奚挙レ午之意　不レ能二地忍一
夜鶴思レ子之声　欲レ達二天聴一　（「贈藤登州刺史状」大江匡衡）

（大意）　晋の大夫祁奚がその子の午を推薦したように我子を思う情に堪えず、夜の鶴が子を思うように我声を天子の耳に達したいと願っている。

この句の「午」（人名）は「子」と字形の上で干支の対を成し、また「地」は「タダニ」と読んで副詞であるにもかかわらず、字形から「天」と対を成している。

携レ何兮得二来遊一　屈曲横首杖
向レ誰兮談二往事一　一両白眉僧　（「河原院賦」源順）

（大意）　私は今屈曲した一杖を携えてこの地に来遊し、一両の老僧と過去のことを語るのだ。

これは文字のある部分が対を成す「側対」の例である。「横」の字は分解すると旁が「黄」になって「白」と色彩の対を成している。

これらの例句から推しても、当時の対句が巧緻精妙であったことが想像できよう。ただ文章の目的が意志の伝達や

感情の表出にあることを念頭に置くならば、当然表現修辞の上にも一定の節度が必要であり、言語文字の遊戯に堕してよいはずはない。石川丈山の『詩法正義』に、

対偶之事、花ニ柳ヲ付ケ、梅ニ竹ヲ付ルヤウナルコトハ嫌フナリ。

と記しているが、文章においても陳腐な対句は避ける方が好ましい。しかし享受者の立場からいえば、やはり簡明で基本的な対句の方が受入れ易かったのではなかろうか。『和漢朗詠集』に収められた章句の対句に「正対」や「畳対」が多いのも、享受者の嗜好を示すものであろう。

2 文章の内容と章段

筆者は先に藤原篤茂の詩序を取上げて、形式上から辞句の排列に基く文章の構成を示したが、当然内容上からも考える必要があろう[10]。作文にはまず題意に沿って思考を組立て、構想がまとまったら辞句の配列と前後の脈絡を考えることが必須の条件である。『都氏文集』(巻五)に、

凡そ作文の体は自ら定准あり。その開発端緒は大綱を陳べ置き、必ずすべからく予め物理を論じて暗に題意に合ひ、文をここに起こして理を彼に会はせ、上の事を取りてもつて下の事を証し、後義を論じてもつて前義を足らすべし。

と述べているが、題意に沿って議論や叙事を展開しながら前後を照応させ、趣旨を一貫させた文章を書くことが作者に要求される。ただ文章の長短や文章の種類[11]によって、内容は勿論のこと、叙述の形式や強弱の置き方まで差異が存する。そして当時の文章によると、その種類によって大体の執筆規則があったように思われる。ことに公文書では書式が決まっていた。詔書・宣命・論奏については『禁秘抄』(巻下)や『中家実録』(巻三)などに執筆の故実が説かれており、位記については『内局柱礎抄』(巻上)にその書様を記している。もっともはっきりしているのは辞表で、その形

式は「臣某」もしくは「臣某等言」の語句で書き始め、中間に「臣某中謝」と記し、終りは「臣某誠惶誠恐頓首々々死罪々々謹言」で結び、最後に日付を書いてその下に位置を加える。その内容は天子の過分の恩寵と自己の菲才を記して、その任に堪えぬから隠退したいと述べるのが常である。ところが同じ内容を持ちながらこのような形式を取らないものに辞状があり、両者は書式の違いから厳然と区別されていたのである。それは公文書だけでなく、詩序や願文などのように公的な場で発表されるものは、記や伝のように私的な性格を持つ文章と違って、その内容や形式の上から一定の枠が決められていたように思われる。そこに文章をどのように書くかという内容の項目と章段の問題が生じて来るのである。

文章の段落は形式的には句切を表わす発句や傍句のごとき句端の字を使用するのが普通で、『文鏡秘府論』(北巻)には、

事を属し辞を比するには皆次第あり。事ごとに科分の別なるに至りて、必ず言を立ててもつてこれを間つ。しかる後に義勢相承くることを得べし。文体よりて倫貫す。

と述べて、句端の字の用法と意義について説明を施している。しかし句端の字は前後の文を接続させることはできるが、首尾脈絡があり題意に適った内容を持つ一篇の文章を作るには役に立たない。その文章がどのような内容を持ち、どういう順序で書かれているかを解明する必要があろう。だが残念なことに、平安時代の文章作法書には章段に関する具体的な解説がない。これはおそらく学者達が手本にしていた中国の文章論にも言及していなかったからに相違ない。『文心雕竜』(「章句」三四)に、

それ人の言を立つるは、字によつて句を生じ、句を積んで章を成し、章を積んで篇を成す。

と文章の構成を字・句・章・篇の四法に分類しているが、長い間この四法を発展させて研究されることがなかったのである。したがって内容や形式の上から段落を設けて、そこから帰納して行く方法を取らざるを得ない。

そこで前記（六〇頁）の詩序を例にとると、この文章は四段に分けることができるかと思う。第一段は主人の邸の桜花のすばらしさ、第二段は具体的な景色の美しさ、第三段は今日の遊宴の趣きに対する賛美、第四段は作者の謙辞ということになろう。おそらく作者はこの詩序を執筆するに当って、あらかじめ記述すべき内容とその順序、すなわち一篇の文章の布置結構を脳裡に描いていたに違いない。換言すれば前述した四項目について、この順序に執筆するという大綱が始めにでき上っていたのである。形式的には第二段以下それぞれ句切を示す字句が置かれており、内容的にも詩序としての要点を不足なく盛り込んでいるといってよかろう。鎌倉時代の文章作法書である『王沢不渇鈔』（巻下）には詩序の叙述方法が説かれているが、それでは詩序を五段に分けている。第一段は㈠亭主の徳思名誉を褒める、㈡地形の勝絶奇異を賦す、㈢時節が他の時に勝ることを述べる、㈣景物が他の物に超えていることを詠ずの四の次第があり、その時と処とによって使い分けねばならぬ。第二段は短文で華麗な表現による景物の描写を心掛け、第三段は題字もしくは詩題の風情を取って表現し、第四段はもっとも長文で詩宴の趣を記し、第五段は作者の謙辞で結ぶのが常則であるという。中でも第三段の詩題を取ることと第五段の作者の謙辞は厳守すべきもので、この二者を脳裡に置き時と処に応じて才筆を揮うことが求められた。平安時代の詩序を見ると、おおむねこのように記述されている。しかしこれは詩序に関する論であって、すべての種類の文章には援用できない。このことは『王沢不渇鈔』に願文を一〇段に分けて書くべき内容と順序を解説していることからも知られるのである。本書の説明から考えると、平安時代には文章の構成や段落について、あまり注意されなかったと見てよかろう。当時詩話文話が数多く書かれているが、その大部分は対句に関するものであって、それは文を構成する句法に属する。また句を構成する字法に関する説話も散見するが、すべて対句と結びついていて、江戸時代のように助字や異字同義に関する論ではない。まして文章の段落に関する篇法や章法についての言及は皆無である。結局当時の学者は文章の修辞に重点を置いていたと考えざるを得ず、彼等の手に成る文章も表現の華麗なわりに、内容が空疎な憾みなしとしない。人々から神のごとくに崇拝され

た白楽天は、

淫辞麗藻は文に生れて反りて文を傷る者なり。(『白氏文集』巻六五、「文章を議す」)

と文章の虚美を排斥しているが、彼等はこの教えを受容することがなかったといって過言ではない。

なお平安時代の文章の中にはまったく修飾を施してない散文が存する。例えば『本朝文粋』の中に収められた「白箸翁詩序」「富士山記」「道場法師伝」などがその代表である。これらはいずれも民間の伝承を記録した私的な文章であり、公的な性格を持つ駢儷文とは異なっている。その内容から推しても事実の記録に重点があるので、筆を弄んで過度な修飾を施すことは避けねばならなかったのである。このことは史書の叙述にも通ずるもので、六国史を始めとする史書がすべて平易な散文で書かれているのも同じ理由による。『史通』(「叙事」二二)に、

それ国史の美なる者は叙事工みなるをもつてなり。しかして叙事の工みなる者は簡要主となすをもつてなり。簡の時義大なるかな。

と史書における浮詞の除去を説いているのは、正論として耳を傾けるに価する。

三　鎌倉・室町時代の文章

1　唱導と日記

平安後期に藤原宗忠が撰した『作文大体』には、文章について句型と対句の種類が説かれている。本書には内容を異にする諸本が存するが、時代が降るに従って「文章対」の項目で隔句対の用例が増加して行く傾向が見られる。これは文章において特に対句が重視されたことを示している。一二八七(弘安一〇)年に了尊が編した『悉曇輪略図抄』

（巻七「文筆事」）には句型を示し例句を掲げているが、『作文大体』と同じ記事が窺えるし、例句も『本朝文粋』に基くものが多い。平安時代の駢儷文は僧侶の世界にも滲透して行ったのである。

平安末期から鎌倉時代にかけて、僧侶の手になる表白や願文の類纂が数多く行われている。『澄憲作文集』や『言泉集』『海草集』などはその代表的なものであるが、そこに収録された文章はほとんどが駢儷文である。これらの文章は学者が書いたものに比べると、規模も小さく和臭味が強いが、中には学者の秀句を換骨して文章を潤色するだけでなく、そのまま引用しているものも散見する。これらの書物は僧侶が文章を作成する時の手本としたり、庶民のための説教に用いたりしたものであるが、文章の中心は朗詠や唱導に適した対句にあったといってよかろう。(12) 試みに『澄憲作文集』（第一二「医師」）を挙げてみる。

夫
大施主者
携二医療之道一　遙続二神農化他（華佗）旧跡一
伝二治方之業一　遠追二祇婆鵜鵲先跡一
故
長二三代之家一　早究二十全之術一
仕二一天之聖主一　専恣二四海美誉一
今
依二宿善一帰二三宝一　致二信敬一又二十指一
給
而則

未（マヽ）福久保　　官運速至
矣

（大意）　それ大施主は医療の道に携って、はるか医術の祖である神農や華佗の道を継ぎ、治方の業を伝えて、昔の名医である祇婆（きば）や鶣鵲（へんじゃく）の跡を学んでいる。三代にわたる医家に生長し、若年にして完全にその術を究め、天子に仕えて人々から賞賛されている。そして今前世の善根によって三宝に帰依し、仏の教を信じて礼拝を行われた。それゆえに長く幸福を保ちすぐに官途につけるであろう。

この文章は説教の草稿であるためか、漢文では使用しない敬意を表す「給」が見えたり、意味の上では対を成しながら対句の規則に適わない句が混入したりしている。しかし破格とはいえ、駢儷文に属することはいうまでもないし、作者に駢儷文作成の意図があったことは否定できない。『和漢朗詠集』以後も『新撰朗詠集』や『教家摘句（のりいえてきく）』などの秀句撰が相次いでいるが、貴族や僧侶に対句尊重の傾向は強かった。藤原通憲の『筆海要津』を繙けば、当時の僧侶達の文章意識の一端を知ることができる。時代は多少降るが、『尺素往来（せきそおうらい）』に、

近来（このころ）叢林出世の僧侶を問へば、閑（いたづら）に法門の鼻孔手段を閣（さしお）いて、偏に儒家の文字言句を嗜む。

と述べているのも、あながち誇張ではなかったのである。

前章で鎌倉時代の作文指南書である『王沢不渇鈔』について述べたが、作者は従来の文章を分析帰納して一つの文章論を展開している。これをさらに発展させ、他の種類の文章まで取上げて広く文章構成について論じたのが、室町時代に印融が書いた『文筆問答鈔』であり、江戸初期に現れた報誉無住の『諷誦指南集』に継承されている。

また公家の世界においても、公的な文章はすべて駢儷文で書かれていた。先例尊重の公卿の姿勢から推しても、文章に対句が重視されたことが容易に想像される。藤原定家の『明月記』の中にも対句が随所に混入している。

如㆑聞者、更極㆓嗜欲之淵源㆒、欲㆑催㆓驕奢之荒淫㆒。高台深池之望、金銀錦繡之翫、増㆓雕琢剞餧之餝㆒、添㆓奇巌怪石

之勢歟。(天福元年五月二九日条)

のごときは作者の感懐に属する部分であるにしても、日記の持つ性格から考えると常軌を外れているというべきであろう。私的な日記にまで対句を連ねる公卿の文章観は驚嘆に価する。[13] そして後の『実隆公記』に『本朝文粋』講義の記事が見えるが、公文書作成のためとはいえ、平安時代の駢儷文は長い間文章作成の際に規範となっていたのである。この時代に詞句熟語を分類編纂した『文鳳抄』や『擲金抄』などの書物が現れたことも、貴族の対句重視の傾向を助長するものであった。このように見て来ると、鎌倉時代の文章は前代の駢儷文を継承し、さらに広範囲に流布拡張して行ったといえようか。

2　五山の四六文

鎌倉末期から室町時代になると、文化の中心が翰林(紀伝道)から禅林に移行したが、それと同時に文章の世界にも大きな変遷が見られる。禅僧達は宋元の禅林の風潮に倣って秀れた文章を書くようになった。林羅山の言によると(『羅山文集』巻六六)、禅林の文章は義堂周信・絶海中津によって草創され、惟肖得巌・江西竜派が尋求し、天隠竜沢・横川景三が修飾し、希世霊彦・月舟寿桂によって大成された。そして禅林の文章の中では四六の句によって構成される疏がもっとも難しいが、彼等の手になる疏文は蒲室疏法(『蒲室集』(笑隠大訢の詩文集)に見られる疏の構成法のこと)を創出した元の笑隠大訢を凌ぐほどであるという。疏とは禅林で下から上に差出す文書のことで、入寺疏(住持の新任に関するもの)、淋汗疏(毎年中夏に入浴する費用を募縁するもの)、幹縁疏(勧進帳のこと)の三種類がある。[14] これらの文章はすべて四六駢儷文で書かれており、その巧拙によって作者の文才が評価されたのである。

ところで中国では中唐の頃に韓愈や柳宗元が現れて古文復興の運動を起こして駢儷文が否定され、宋代に欧陽修や蘇軾などに受け継がれて古文(先秦時代の散文をいう)の全盛時代を迎えたのであるが、彼等の文集が禅僧達によって

我国に将来された。したがって禅林では一般の文章はおおむね散文で書かれており、宋代の文章観が支配していたと見ることができる。虎関師錬が藤丞相に答えた書簡（『済北集』巻九）に、

それ文は散語あり、韻語あり、儷語あり。散語は経史等の文なり、韻語は詩賦等の文なり（中略）儷語は表啓等の文なり。

と文章を三つに分けてそれぞれの歴史的変遷を述べた後、

故に知る、散語は治世に行はれ、儷語は衰代に用ゆ。

と散文が駢儷文に勝ることを説いている。彼は文章の妙処を自然に成って格調のあるものと考えており（同上、巻一二「清言」）、また文章は道を説くための道具であるという載道主義的文章観を抱いていた（同上、巻二〇「通衡」）。ただ禅林において疏や榜（上から下に出す文書）は欠くべからざるもので、そのために四六文が必要であることを虎関は熟知していた。彼は『禅林外集』を編してその法格体裁を説くとともに、『虎関四六法』を著して四六文作成の便を計っている。『虎関四六法』は句型についての説明で、『作文大体』に見える「筆大体」や「諸句体」の内容とほとんど変わるところがない。その例句も『作文大体』と一致するものが多いのは、彼が平安時代の駢儷文を意識していたことを示すもので、禅林四六文について一定の見解を持っていなかったと考えられる。彼の説く四六文は、仲方円伊の『四六法』に、

中古以来盛にこれ（四六文）を行ふに、おほむね宋朝の文法を用ふ。この故に関翁の禅儀外文択びてこれを載す。三四十年来、やや大元の法度を用ふ。

と述べ、また桃源瑞仙（とうげんずいせん）の『蒲室抄』に、

日本ニモ上古ハ疏ノ沙汰無キ也。中古ニハジマル。虎関ノ時代也。此時ハ宋朝ノ四六ヲ学テアル也。

と記されているが、後の禅林の四六文とは一線を画すものであった。それは景徐周麟（けいじょしゅうりん）が、

けだし禅四六の盛に世に行はるるや、蒲室に始まる。(『翰林葫蘆集』巻八、「四六後序」)と記しているように、禅林の四六文は元の笑隠大訢の『蒲室集』を手本とする。彼の疏榜の書法は絶海中津によって我国にもたらされて次々に受け継がれ、名文家が輩出して四六文の全盛時代を迎えたのである。五山の禅僧達は好んで四六文を執筆するとともに、四六文作法書を著してその普及啓蒙に努めた。仲方円伊の『伊仲方四六之法』、江西竜派の『江西四六説』、天隠竜沢の『天隠和尚四六図』、常庵竜崇の『常庵和尚四六転語』などがその代表的なものである。また一方では『蒲室集』の講義が行われ、江西竜派の『江西蒲室四六講時口伝』、月舟寿桂の『蒲根』、桃源瑞仙の『蒲室抄』などが書かれている。(15)

禅林の四六文は文章の種類によって形式が異なる上に、疏の体も一様ではなく、また人によって説くところがそれぞれ違っている。ただ疏の構成についていえば、蒙頭・八字称・過句・褒句・結句の五の部分から成り、八字称の外は一聯の隔句対に一両の直対を添えたものである。(16)『江西和尚四六口伝』には一〇段に分けて略説してある。第一段は隔句対、第二段の結句は直対で前項を結び(以上蒙頭)、第三段は四言一対を本として新命和尚の徳を称え(八字称)、第四段の師承は隔句対一聯でその人のことを記し、第五段の和句は直対で上下の理を和らげ(以上過句)、第六段の実録は隔句対一聯で事実をありのままに述べ、第七段に和句があり(なくてもよい)、第八段の自叙は直対一聯で八字を本にして自己を卑下して書き(以上褒句)、第九段の隔句対は前に自叙を書き後にその人のことを記して対句を構成し、第一〇の祝語は直対で結んで祝意を表す(以上結句)。(17)『江西蒲室四六講時口伝』によると、禅林の四六文は初めに発句を用いず、長句は八字句を超えず、蒙頭以外に隔句対は三聯以上続けることを禁止し、また漫句や送句は用いない。その上隔句対も軽・重・雑の三種類に限られる上に、用いる時はそれぞれ違えて書くことが要求され、四字直対の八字称は二字目の平仄を整えなければならない。ここで太白真玄の入山疏「九峰の東福に住すを奏す」(『峨眉鴉臭集』)を挙げてみよう。

奏九峰住東福

（蒙頭）
雑隔句　千金珠在二九重之淵一。獲者希矣。
万石鐘懸二百尺之簴一。扣則応焉。
長句　正音洗二空淫哇一。
奇宝弾二圧珍怪一。

（八字称）
緊句　某蘭臭金利。
松貞玉剛。

（過句）
軽隔句　恵日麗レ天。照二徹華蔵世界一。
霊峰射レ斗。光二輝豊城山河一。
長句　成二正覚於道場一。
顕二真如於塵刹一。

（襲句）
雑隔句　立談賜二白璧一。何其早哉。
旧物得二青氈一。非レ所レ譲也。
長句　只要二薬嶠束簔一。
不レ妨二楊岐牽犁一。

（結句）
雑隔句　竜門名高。天下模楷李元礼。
鷗渚夢冷。江湖散人陸亀蒙。
緊句　有レ始有レ終。
以祝以規。

（訓）　千金の珠は九重の淵にあり、獲る者は希なり。万石の鐘は百尺の簨に懸く、扣けばすなはち応ず。正音は淫哇を洗空し、奇宝は珍怪を弾圧す。某　蘭臭金のごとく利く、松貞玉のごとく剛し。恵日天に麗きて、華蔵世界を照徹し、霊峰斗を射て、豊城の山河を光輝す。正覚を道場に成し、真如を塵刹に顕はす。立談して白璧を賜ふ、何ぞそれ早き、旧物は青氈を得たり、譲るところにあらず。ただ薬嶠の束篾を要し、楊岐の牽犁を妨げず。竜門名は高く、天下の模楷は李元礼なり、鷗渚夢は冷やかなり、江湖の散人は陸亀蒙なり。始あり終あり、もつて祝ひもつて規す。

（大意）　貴い珠は深淵に蔵れているので、これを獲る者は希であり、重い鐘は高い横木に懸っていて、扣くとこれに応じて音を出す。正しい音楽はみだらな音曲を洗い去り、すぐれた宝は変ったものを圧えつける。某（九峰禅師）は蘭のごとき美質と、松のごとき志操を備えている。そして天に輝く日が華蔵世界を照らし、天に徹す豊城の名剣が山河に光るがごとく（なお恵日は東福寺の山号、華蔵は禅師が隠栖していた出雲の華蔵寺、霊鋒は禅師の師僧の道号、豊城は禅師先住の地豊後を指す）、道場で悟りを開き俗世に真如を顕らかにした。禅師はかつて短い間に印可を得て住持となり、王献之のごとく旧い青氈を家宝として大切にしている。ただ束ねた竹皮を求めており、そのために大牛を牽いて来るのは妨げぬ。禅師は後漢の名士李膺に似て天下の手本であり、唐の隠士陸亀蒙のごとく鷗の遊ぶ渚で隠栖生活を送って来ている。ここに皆が一貫して住持の新任を祝しお願いする。(18)

この四六文を従来のそれと比べて見ると、かなり性格が異なっていることが知られる。まず禅林の四六文は公的な文章に限定されている上に、その構成には一定の規則があり、句型や句種は勿論のこと、内容や用語まで制約されている。対句についての考え方は従来と違っていて、『蒲室抄』に「蒲室ナンドノ上ヲ、字対ヲバ不レ可レ論也」「蒲室等ハ字対ハコマカニアルベカラズ」と記しているように、字対（相対する句の各語の対）はそれほど重視されていない。その反面で古典の語句の引用については細心の注意が払われている。南宋の謝伋の『四六談塵』に、

四六は経語は経語に対し、史語は史語に対し、詩語は詩語に対す。

と説かれているが、『蒲室抄』にも、

五経ノ語ハ五経ニ対シテ可也。詩ノ語ナンドデ対スベカラズ。

と辞句の典拠が規定されている。しかし引用書目については、

摠ジテ疏ハ語ナラバ、医書巫筮ノ書、又ハイカ様ノ近キ書ナリトモ可レ用也。近キ書ノ語ナリトモ可レ用也。

とその範囲が拡大されるようになり、次第に、

禅語バカリヲモカクベカラズ、文語バカリモカクベカラズ。摠ジテハ半分ヅヽ、カケト諸老ノヲセラルヽナリ。

と対句の中に占める禅語の比重が大きくなって行った。また声律に関しては非常に厳格で、句末の字の平仄を整えるだけでなく、別に八字称における肩声（第二字の平仄）の整斉が重視され、

古尊宿・仲芳等モ、八字称ノ声律ノ事、ツヨクヲセラルヽ也。声ハ第二番ノ字ノ事ゾ。

と説かれている。これは日本の禅林が来朝僧を中心に運営されたことや、禅宗の理解に中国の国語（唐音）の修得が要求されたことと関係があると思われるが、声律の重視は平安時代の駢儷文をはるかに凌いでいるといえる。[19]

しかし禅林における四六文の盛行は、禅僧が本分を忘れる弊害を招くようになり、瑞渓周鳳も、

今時の四六は、ただ対偶をもつて好と為す。故に意の到らざる者は十に八九なり。（『臥雲日件録抜尤』文安五年二月一二日）

と概嘆している。いずれにしても禅林の四六文は狭い範囲に行われた特殊なもので、従来の駢儷文とはまったく性格を異にしていたといわねばならぬ。[20]

四　江戸時代の文章

1　江戸初期の文章論

江戸時代になると、朱子学の隆盛と相俟って、文章は道徳を顕彰するがゆえに価値があるとする文章観が信奉され、先秦の文章とそれを復活させた韓柳の文章が尊重された。藤原惺窩は『文章達徳綱領』(巻一)に、

今の人の書を読む、多くはその実を忽(おろそか)にしてその虚を取る、これ倒置なり。万物の性理、これを実と謂ふ、文章の末流、これを虚と謂ふ。その実を読みてその虚を読むことなかれ。

と説いている。文章の末流とは空虚な駢儷文を指すもので、林羅山に与えた書(『惺窩文集』巻一一)の中で、

大抵の四六文辞等は、道を志す学者の必とするところにあらず。

と述べているのに該当する。これは弟子の林羅山といえども同様で、『本朝文粋』が平安時代の文章の英華精粋を収録したものであると称えながら(『羅山文集』巻四八)「その見るところは言ふに足らず」(同上、巻三二)と惺窩の評を肯定し、作文に際しては飽くまで古文を師とせよと教えている(同上、巻六六)。長い間我国の文章を支配していた駢儷文は完全に否定されたのである。『本朝文粋』の刊行流布に貢献した那波活所といえども「十余の巻子はこれ雕虫(ちょうちゅう)」(『活所遺藁』巻三、「本朝文粋を読みて感あり」)と排斥しており、文章はあくまでも道徳を賛美し政教を補佐する目的に奉仕すべきものと考えていたのである。そこには文学に対する経学の優位がはっきり窺えるのである。これは当代随一の詩人と謳われた石川丈山においても同様で、彼は『北山紀聞』(巻一)の中で、

文章ハ貫道ノ器ナリ。能ク学ブベシ。然レドモ本朝ハ中華ト違フテ、仮名ガキニテ事タルユヘニ、文章ノ嗜ガウ

スキゾ。サル程ニ文者ガ稀ナルゾ。本朝ノ文粋ナドヲ見レドモ文ニ達人ハ少シ。

と載道主義（文は道徳に従属する）の立場を遵守するとともに、日本の文章を軽視している。また明の遺臣として我国に亡命帰化した朱舜水に、日本の学者は争って交際を求め師と仰いだが、彼の文壇に及した影響は大きいものがあった。程朱の学を信奉し古文を尊んだ彼は、先秦両漢の文章を宗として学び、韓柳欧蘇四大家の文章の精粋を取るならば最上の文章を作成することができると説いており（『舜水先生文集』巻八、「安東守約の問に答ふる八条」）、彼に心酔した安東省庵も四六文を無用の贅言にして道に害ありと罵倒している（『省庵遺集』巻五、「柳震沢に寄する書」）。貝原益軒も「文体論」（『自娯集』巻四）の中で、文章を儒者の文と文人の文とに区別し、前者は質実明細を宗とし、後者は華麗巧飾を務としているゆえに前者が勝ると述べており、また我国古来の文章はすべて「道を論じ事を記するの精細質実をなして作るにあらず」（同上、巻二、「本邦文論」）と否定し、その旧習に拘泥することを強く戒めている。彼等にとっては経史が第一義で、詩賦文章はその余暇に学ぶ対象に過ぎなかったのであり、そこには人間本来の性情が無視されていたのである。[21]

こうした文章観の上に立って展開された具体的な文章論が惺窩の『文章達徳綱領』である。本書にはまず文章作成のための準備として、読書・窮理・存養（気格）について述べ、ついで文章の抱題及び布置結構を説いた後、文章の技法や作文上の注意を解説し、以下に文章の種類及び中国の文章の歴史的変遷を記している。それは『梅村載筆』に、

惺窩初メ文章正宗同ジク続集、文集弁体（章カ）ヲ取合テ文集ヲ撰ス。

と記されているように、宋代以後の文章論を引用して論述したものであって、その中心は文章の体段（一篇の文章を構成する上の大体の布置組織）と文章の種類についての説であるといってよい。後に山県周南が『作文初問』に、

篇法、章法、起結、鋪叙、過接、照応、起伏、凡ソ一篇ノ文字縄墨ヲヒキ寸法ヲアツルニ其次第分明ナリ。是韓柳以後ノ文法ナリ。

と記しているが、それは韓柳の古文復興の後に生れたものであった。

『文章達徳綱領』にも引かれているが、元の陳繹曾の『文章欧治』には、文章の体段を起・承・鋪・叙・過・結の六体に分けて説明している。起は下文を起こすべきもの、承は起句を承けてその意を疏通させ、鋪は承の略義を敷衍するため故事を用いて事理を強調し、叙は承の実意に沿って叙述し、過は直接に前文の趣旨に関係しない内容を挿入して文を転じ、結で起句の意に立返って引締め題意に適うことを要するというのである。そして文章の大小により増減があるにせよ、起結の二者は必須難事の作法であると説くが、要するに首尾呼応して文章に起伏があり、脈絡が通って題意に適うことが、文章作成の上でもっとも重要なことになる。これが明の曾昇の『文式』ではさらに簡単になり、文章を頭(起)腹(中)尾(結)の三段に分けて説いている。頭は強剛重厚な叙述態度が望まれて腹の五分の一(小文は三分の一)の分量に収め、腹は題意に適って曲折を持たせるとともに文意が明快であることが肝要であり、尾は軽妙にして意を尽し分量は頭の三分の二がふさわしいという。彼によればこれはいかに長文といえども、その要点はこの三節に過ぎず、要は文章が首尾一貫していることに尽きるという。この両説は文章の種類や長短にかかわらず、すべての文章に適用されるものであって、これが江戸時代の漢文を支配する文章論となっている。文章の体段を重視する傾向がもっともよく現れていると思われるのが、『古文真宝』の注釈である。本書は中世禅林の間に愛好され、江戸初期にも林読耕が、

当今の世や、三体を講じ真宝を説き錦繡を弁ずる者、霧のごとく聚り雲のごとく集りて、しかもこれなほその義に通ぜざるなり。(『読耕文集』巻一八、「黄詩の講を聴く文」)

と概嘆しているほど、その講説が流行し鈔解が輩出したが、それらはすべて具体的に一篇の文章を段落に分け、各段の内容と前文との接続について筆を尽している。さらに明の呉訥の『文章弁体』や徐師曾の『文体明弁』などの影響によって、文章の種類についての意義と変遷が明らかになり、邦人が作文の際に関心を払ったことも忘れてはならな

いであろう。ただ当時の儒者の文章については欠点が多く、後に那波魯堂は、

> 惺窩ノ学、正大ナリト雖ドモ、章句文義ノ際、猶未レ明コト多シ。詩ハ唐宋ノ集ヲ雑ヘ用ヒ、文ハ四家八家ヲ用ユレドモ、時化未レ至シテ、儘和気和習ヲ免レズ。(『学問源流』)

と評している。

2 古文辞学派の文章論

江戸時代の文章観は、古文辞学を提唱した荻生徂徠の登場によって一変する。彼によると、中国古代の先王の道を明らめるためには、それを記載した言語によってのみ獲得ができるが、そのためには古代人の持つ言語(彼は古文辞という)を修得しなければならぬ。なぜなら中国語と日本語とは言語体系を異にしているのであるから、従来の学者のように和訓廻環しては、漢字の助字の持つ意味や異字同訓及び漢文の語脈や文勢を把握することは困難である。いうまでもなく六経は中国人の書いたものであるから、「学者の先務はただその華人の言語につきて、その本来の面目を識らんこと」(『訳文筌蹄』初篇巻首)が肝要であり、学者にとっては中国語の履修が必須の条件と考えられた。何よりも言語を理解せんがために、中国人になることが必要であったのである。彼がまず弟子に定めた学問の法は、

> まづ崎陽の学(中国語)をなし、教ふるに俗語をもつてし、誦するに華音をもつてし、訳するにこの方の俚語をもつてして、絶して和訓廻環の読みを作さざる(『訳文筌蹄』初篇巻首)

ことであった。しかし古代の言語は不明であるから、現代の中国語を修得した後に古代に遡り、経史子集の書を読むことが、六経の言語に通ずる最上の手段であると考えたのである。彼は壮年時代に柳沢吉保に仕えてから、長崎通事の岡島冠山を招いて、同志とともに訳社を設けて唐音を学んでいるのである。

さらに徂徠は明の李攀竜・王世貞の文章に出会うことにより、古文辞学を提唱することになった。李王の唱えると

ころは、文は秦漢、詩は漢魏盛唐を手本とし、宋以後の書を廃する古典主義であり、古典の成句をそのまま取出して己れの文章に使用した。したがってその文章は詰屈難解の憾みがあるが、それを理解することによって直接に原典の文章を把握できる利点を持つ。これは宋代の訓詁注釈を通して古典を理解する研究方法を否定するとともに、宋代の文章を「易にして冗なる」(『四家雋』六則)ものとして退けることになる。徂徠によれば、法を古に取った古文辞が尚ばれるのは「叙事を主とし議論を喜ばざる」(『徂徠集』巻二七、「屈景山に答う書」)がためであり、宋代の文章が退けられるのは「その文篇ありて句なく、理勝りて辞病む。議論に長じて叙事に短なる」(同上、巻二七、「竹春庵に与う書」)を理由とする。彼は文章の道には達意と修辞の二派があり、それはいずれも聖人の言から出て両者が相俟つものであると考えた。そして「辞を修むるにあらざれば、すなはち意達することを得ざる」(『訳文筌蹄』初篇巻首)のである。そして古代においては両者は渾然として分裂していなかったが、六朝から修辞偏重に陥ったのを達意によって元に戻そうとしたのが韓退之・柳宗元であり、達意の惰性に陥った宋代の文章の弊を修辞によって救ったのが李攀竜・王世貞であるから、「よく卓然として古を法とする者は、ただ韓柳李王の四公のみ」(『徂徠集』巻二七、「屈景山に答う書」)であるという。彼が『四家雋』を著し文章の手本としてこの四人の文章を取上げたのも、また『古文矩』において李攀竜の文章を熟読玩味すべきことを鼓吹したのも、かかる立場に基くものである。それゆえに世間で喜ばれた『唐宋八家文』や『文章軌範』及び、従来の学者が童蒙の啓蒙を目的として抄疏を書いた『古文真宝』を、卑陋なものとして軽蔑し否定したのも故なきことではない。

徂徠が古文辞学を提唱したのは、中国古代の言語字義を理解することにより、先賢の道を明らめることに目的があったことはすでに述べたが、それは古文辞を読むだけでなく、自分で書くことによって体得できる。そのためには李王のごとく古典の辞句を模擬転用することが望ましいと説いている。これが多くの学者の非難した最大の点であるが、彼はそれらに対して、

もし模擬をもつて病と為せば、すなはちこの方の人ただ和語を作りて可なり。何ぞ更に中華の文を学ぶことあらんや。（『訳文筌蹄』初篇巻首）

と反論する。古典の辞句を剪裁し模擬することは、作文の上で好ましいことであった。彼が弟子に中国語の履習を課したのも、中国人の言語を知るためであるが、それはまた漢文を書く上にもおおいに益するものであった。「文章は他にあらず、中華人の語言」（『文罫』）であり、我国の言語と異なるという自覚信念が和訓顛倒の読み方を拒絶したのである。彼の眼から見れば、

今時大儒トヨバル丶モノ書タル文、又ハ書ヲ講ズルニ誤リ多ク、又ハ儒道ヲ行フトテアシキ風俗ニナルモ、皆唐人詞ヲ合点セズ、笑シク心得ルユヘナリ。（『訓訳示蒙』巻一）

というのは当然の言であった。彼は中国の書物を読む方法として訳文を唱えているが、それは「唐人ノ語ヲ日本ノ語ニ直ス事」（同上）であるとともに、漢文作成の案内書的性格を持っている。その際にもっとも注意すべきことは同義異字と助字であり、これは従来の漢文訓読の方法によっては把握が不可能である。漢字の字義を十分理解習得した上で、文理（字の上下の置き方）・句法・文勢を把握し、漢文作成の資にすることを強調する。彼によれば漢文作成の上でもっとも戒むべきことは、和字（和訓によって字義を誤るをいう）・和句（語理が錯綜して位置上下の則を失うをいう）・和習[22]（和字にあらずしてその語気声勢が中華に純ならざるものをいう）の三者であり、その弊は従来の顛倒廻環の読み方から生ずる。こうした立場から彼は『文罫』において、伊藤仁斎の『語孟字義』と『童子問』の用語の誤りを指摘している。また一方では『文変』の中で楊子奇の「医士陳名道を贈る序」を素材にして、その文意を取って文章を伸縮したり、字句篇章を錯えたり変えたりして九篇の文章を作り、後学者に漢文作成の模範を示しているのである[23]。

太宰春台は「文章は徂徠を得てその至を極む」（『斥非』附録）とその師徂徠を称えているが、彼の説は蘐園派の活躍に

よって一世を風靡した。彼が修辞を重んじ、和習を避けるために顚倒の読み方を却け、また中国語学習の必要を説いたことは、弟子達に受継がれた。太宰春台は、

学者先ヅ華音ノ読ヲ習テ、次ニ倭語ノ読ヲ習フベシ。(『倭読要領』巻中)

と記誦の学を唱え、服部南郭は、

総ジテ学文ノタメニハ、和訓ヲハナレテ書ヲ見習候ガヨク候。トリワキ文章ナドハ、和習ノヌケザル間ハ、顚倒モ不レ見候。(『南郭先生燈下書』)

と弟子に説き、山県周南も、

畢竟辞修メザレバ意達セズ。故ニ修辞文章ノ第一義ナリ。(『作文初問』)

と記している。そして徂徠が字義及び助語を重視して『訳文筌蹄』や『訓訳示蒙』を著したことが契機となって、助字や同義異字の研究が盛んになり多くの著述が現れた。助字の研究としては伊藤東涯の『助辞考』、釈大典の『詩語解』『文語解』、松本知慎の『訳文須知』、三宅橘園の『助語審象』、東条一堂の『助字新訳』などが知られ、同義異字に関するものとしては東涯の『操觚字訣』、皆川淇園の『虚字解』『実字解』などが名高い。[24] このように見て来ると徂徠の文章史に残した功績は実に大きいものがあった。彼の説に異を唱えた那波魯堂が、本邦の文章の変遷を述べて、

然レドモ漢魏以上ノ古書、日ヲ逐テ板行シ、詩文ノ章句語字、和気和習ヲ避クベキニ心ヲ用ヒ、詩文ノ法一変シテ俗気少ナク、和訓ニ迷ハズ、目ト心ト相謀ルト言コトヲ、挙世ノ学者ノ知リタルハ、徂徠ノ功誣ユベカラズ。

(『学問源流』)

と記しているのは、もっとも肯綮に当ったものといえよう。

3 江戸後期の文章論

徂徠の文章論は今までに類を見ぬほど秀れていたが、その中には批判されるべき欠陥を内包していた。多くの学者がこぞって非難攻撃した中心は、彼が李王の説を取入れて古文の模擬転用を主張したことである。蘐園の徒による模擬剽窃は大きな弊害を生んだため、つとにその内部から批判が起こっている。声音に詳しかった太宰春台は『文論』において彼等の態度に眉をひそめ、

古文辞の学作りてより、属辞家は一句一字必ずこれを古人に取る。汪伯玉実にこれに長ぜり。いま吾党の学者、纔かに筆を弄するを知れば、すなはち古文辞をいふ。その文を為るを観れば、すなはち古人の成語を抄りて、これを聯綴するのみ。文理属せず、意義通ぜず。(第二篇)

とか、

しかるに今の古文辞を為る者は、経伝子史の成語を取りてこれを用ふれば、すなはち本語の意を借りて、もつて己が意を明らかにす。その義の因るなきを顧みるに遑あらず。(第三篇)

と非難している。まして蘐園以外の学者は、あたかも寇讐に対するごとき攻撃を加えた。井上金峨は『読学則』において徂徠の説を反駁し、彼が信奉した李王の文章は篇を模擬しないで章を模擬し、句を剽窃しないで字を剽窃し、いたずらに色物毛沢を飾るに過ぎぬものだと述べているし、数年の精力を古文辞に用いて修得した山本北山はその非を悟り、初学者は決して李王剽窃の文を作ってはならぬと戒めているし(『作文率』)、中井竹山は欧陽修の「書を学ぶはまさに自ら一家の体を成すべし。ただ他人を摹倣するはこれを書奴といふ」の言を引いて、文章の模擬を最大の病となすと説いている(『閑距余筆』)。そして彼等は和習を去ることを強調した徂徠の文章を取上げ、その中の和習を指摘して攻撃するのを常とした。

当時の学者は初心者に訳文とともに覆文(射覆)を奨励した。覆文とは漢人の文章を国字に戻し、それを再び原文に直すことをいう。徂徠の『文変』や春台の『修刪阿弥陀経』、釈大典の『続文変』などは漢文の意を本にして改変した

ものであるが、徂徠の「訳準一則」(『訳文筌蹄』序)や南郭の『大東世語』は、本邦の故事を漢文に飜(ひるがえ)したものとして知られる。北山は『作文率』で彼等の文章を取上げてその覆文の拙陋を指摘し、初心者に作文運用の機軸を知らしめるために作文を試みている。その一例として『徒然草』八八段を覆文した南郭・宇野明霞・北山の三人の文章を掲げてみることにしよう。

(原文) 或者、小野道風の書ける和漢朗詠集とて持ちたりけるを、ある人「御相伝、浮ける事には侍らじなれども、四条大納言撰ばれたる物を、道風書かん事、時代や違ひ侍らん。覚束なくこそ」と言ひければ「さ候へばこそ、世にありがたき物には侍りけれ」とて、いよ〳〵秘蔵しけり。

○一痴人珍㆓襲朗詠集㆒。称、是野道風筆。或問、此集四条亜相所㆑選。野公乃為㆓数世先輩㆒。得㆑無㆓年時相睽㆒邪。其人曰、是乃所㆓以為㆑珍也。(南郭『大東世語』巻五)

○小野道風能㆑書、多声籍甚。人無㆓賢愚㆒、皆知㆑宝㆓其書㆒。有㆘一人蔵㆓道風書㆒者㆖、愛重甚而其所㆑書乃大納言公任所㆑集詩也。蓋道風卒㆑於㆓村上皇康保三年㆒而納言生焉。於㆑是人或㆓謂㆑之曰㆒。子之蔵㆑之、必有㆑所㆓従来㆒。然道風之与㆓納言㆒非㆔其生不㆓相及㆒乎。輒曰、固然唯其然。故可㆑貴已。不㆑然未㆑足㆑以㆓為奇㆒也。秘㆑之益甚。(明霞『明霞先生遺稿』巻七)

○某生云、余家有㆓朗詠集㆒全部皆属㆓小野道風筆㆒。実為㆓希世之珍㆒。出以夸㆑人。或曰、此集者藤公任選也。公任之生也、道風既没矣。然則道風決無㆓可㆑書㆑此之理㆒。生也必有㆑所㆑承。然窃恐無㆑謬乎。生敖然曰、決無㆑可㆑書之人而書㆑之。此其所㆔以為㆓希世之珍㆒也。愛㆓重之㆒益固。(北山『作文率』巻二)

古文辞学では辞句簡潔にして義理深長なるを尚ぶがゆえに、文章の繁冗にわたるのを嫌い、務めて約(つづ)めて書くことを常とした。南郭の文章が原文の大意を取り、一字一句に拘泥せず意訳に近いのも当然といえようか。明霞は『徒然草』に記するところは、近時の書物に見られぬものがあるのに注目し、余暇の談笑に備えるために漢訳したとその端

書にいうが、原文にない事柄を加え文末に己れの感想を記した上、訓点に意を注いで[25]読者の理解に役立てようと心掛けている。これに対して北山は、忠実に原文に則して増減することなく翻文することに努めている。三人の文章観の相違が反映して、同じ原文に基きながらそれぞれ表現の異なる漢文となったといえようか。

北山は簡古を主唱した古文辞学の態度を非難して、

強テ簡古ニセントテ此ノ字ヲ減ジ彼ノ句ヲ省バ、断前歇後隠語ノヤウナル文章が出来ナリ。(『作文率』巻四)

と述べ、文章の種類によって長短を顧慮すべきことを説いている。また『習文録』(題言)によると、皆川淇園は漢人の記事で百言上下の文をとって読み下し、弟子に片仮名で写させて原文の字を射覆せしめ、原文の字数に合わせて増減し、文字の当否を校して上第下第を定めたという。彼等は漢文の熟読と覆文の訓練によって、中国人の文章に近付こうと努力した。もはや作文における和習や文字の顛倒錯置を却けるために、華音の修得を唱えた徂徠の説は否定されたのである。中国人との会話ならともかく、古典を読み漢文を作るには華音は役に立たぬものであり、「凡文章ハ古人ノ言ヲ文字ニ属(ツヅル)ナリ。言ハ世ニ因テ変ズ。今ノ言ノ音ニ通ジタリトモ、奚ゾ古言ヲ文スル益トナランヤ」(『作文志彀』)とか、「(唐音を学ぶことは)本邦ノ人ニテハ、無用ノ骨折ナルベシ」(『淇園文訣』巻上)とか、「見るべし、作文は別に自ら準則あり。華音に関らざるなり」(『閑距余筆』)という考え方が学界を席捲するようになった。しかも華音の学習を奨励し和訓廻環の読書法を拒絶した徂徠達の文章に、和習が多いことは多くの書物で指摘されているが、そのことは彼等の文章論の否定にも繋って来たのである。清田(せいだ)儋叟(たんそう)が「吾国の所謂訓点といふものも、心を用ふべし」(『芸苑談』)と訓読を肯定し、熊坂台洲が「初学の士動(やや)もすればすなはち好みて心を助語に用ゆ。その志美ならざるにあらず。しかれどもまたその大なる者を識るの術にあらず」(『文章緒論』)と助字を軽視しているのも、その現れの一端といえようか。

徂徠に対する激しい攻撃により、古文辞学は急速に衰退して行ったが、その主唱者であった北山や竹山にしても破

壊に急で、それに代る新しい文章論を樹立したわけではなかった。李王の古文辞学を批判した明の袁宏道や徐渭の性霊説（清新を尚んで格律や修辞を軽視し、性情の霊妙な活用を主張する詩論）を信奉し、

享保の風（古文辞学）を一洗し（中略）流暢平易の語を作して、もつて勝を前人に取るなり。（『奎堂文稿』巻二、「友人と文を論ずるの書」）

と称えられた北山の文章観も、所詮借物に過ぎなかった。[26] 斎藤拙堂は性霊派を非難して、

性霊の弊今に至りて梗を作す。いやしくも指を染る者、徒らに文章を壊了するのみならず、その人品を併せて軽薄の帰と為る。世を憂ふる者まさに痛くこれを斥くべし。（『拙堂文話』巻一）

と文章だけでなく人格までも破壊すると述べているが、北山の文章観も、「先輩李王を唱へ袁徐を唱ふ。今日よりこれを観れば、もとより皆その弊に勝へざる」（同上）ものと目された。だが批判した学者達が古文辞学や性霊説に代って、新しい理論的な文章論を確立してはいない。

特に残念なことは、古文辞学派によって折角文章の道徳や政治からの独立が主唱されたにもかかわらず、ふたたび道徳的政教的文章観が学界を支配するようになってしまった。中井竹山は「経術は心の準縄、文章は道の羽翼なり」（『西岡集』、「吏部菅公に回す啓」）と説き、赤松滄洲も文章の要は「学道の羽翼と為さむ」（『静思亭集』巻九、「藪士厚を送る序」）がために存するものといい、大田錦城も「文は道をもつて貫く、道は文をもつて伝はるを知る」（『春草堂集』巻三、「皆川淇園に与うる書」）と説いている。したがって「文章を作りて経学に根づかざる者は、徒らに神を費し力を竭し、悦を人目に取りて事に益なき」（『精里全書』巻一三、「義天公詩藁序」）ことであったのである。そして政教的文章観が流布するにつれて、作文に気魄の尊重と人格の陶冶が要求されるようになった。

ああ学者はよくその身を修めてその心を正し、章を成して後達すればすなはち文その中にあり。（『松南遺稿』巻四、「文論」）

という摩島松南の言や、

文は意をもつて主と為す。辞はこれが奴と為す。(『拙堂文話』巻三)

という拙堂の詞によく現れている。一般的には韓柳欧蘇の古文が尊重されたことはいうまでもないが、先人の文章の模倣転用は激しく非難され、個性を発揮することが重んぜられた。杉原半水が、

一人必ず一人の文気あり。(『半水遺稿』巻下、「文論」)

と述べ、安積艮斎が、

吾のいはゆる辞達と云ふは、よく自ら胸臆を攄べ機軸を出して、一家言を成す者なり。(『艮斎文略』続巻二、「文論」)

と記しているのは、文章における個性の尊重を強く主張したものとして注目される。「古書ノ字ハ糟粕ナリ。古書ノ意ハ醇粋ナリ」(『文法披雲』巻上)ということは作文の要諦であった。[27]

すでに述べたように、江戸末期の文章論には新機軸を出した体系的なものはない。海保漁村の『漁村文話』にしても、拙堂の『拙堂文話』にしても、主題や章段を重視する点においては、江戸初期の文章論とほとんど逕庭はない。しかし彼等は徹底して和習の除去を主張し、それを実践し得たことにおいて、決定的に異なる。この時期には寛政の三博士(古賀精里・尾藤二洲・柴野栗山)を始めとして拙堂や艮斎、さらに佐藤一斎・頼山陽など個性豊かな名文家が輩出した。『拙堂文話』(巻一)に、

本邦の文章日に隆なり。元禄は元和に勝り、享保は元禄に勝り、天明・寛政は享保に勝る。この後さらに進み、東海に韓昌黎・欧陽盧陵を出すもいまだ知るべからず。

と記されているのは、決して過言ではなかったのである。日本人が漢文を書き始めてから一〇〇〇余年を経て、整斉洗練された文章が書けるようになったといえようか。

むすび

いままで我国における漢文の歴史的変遷を概説して来たが、平安時代の駢儷文と江戸時代の古文が二つの頂点に立つことは明らかであろう。ただ漢字は中国の文字であるから、日本の漢文は中国の影響を免れない。また漢文の作成には知識と訓練を要するので、一般の人には困難であり、一部の知識人に限られていた。その上仮名の創造発達によって種々の文章が仮名で書かれるようになると、漢文は日本人の思考感情の表現に制約があるためか、限られた分野にしか使用されなくなる。このことが日本の文章史で漢文を軽視する原因となっている。しかし考えて見れば、漢文も日本人の手になる文章であることは疑いないし、しかも仮名文に多くの影響を与えて来た。中世における軍記物語や紀行などの和漢混淆文、江戸時代における俳文や読本などの文章は、その代表といえよう。したがって我国における漢文の研究が、決して忽諸(こっしょ)し得ぬものであることは自明の理であろう。

日本の漢文はよい星の下に生れなかった。幾多の変遷を経た末に、やっと到達した漢文全盛時代も、それを謳歌する間がなかった。明治維新とともに西洋文化が浸入して来ると、人々は争ってそれに傾倒し、長年にわたって尊敬し模倣し続けて来た中国文化を、弊履(へいり)のごとく捨てて顧みなくなってしまった。明治時代にも秀れた文章家が登場し、種々の文章論が著されたが、ほとんど忘れられている。長い間作られて来た漢文も時代の趨勢に勝つことができず、燭火の滅するごとく何時の間にか姿を消して行ったのである。

（1） 小島憲之『国風暗黒時代の文学 上』塙書房、一九六八年、八九―一〇七頁。
小島憲之『国風暗黒時代の文学 中(上)』塙書房、一九七三年、八一七―八二九頁。

（2） 岡田正之『近江奈良朝の漢文学』養徳社、一九四六年、五二一―六五頁。

(3) 小島憲之、前掲書、上、七六—八八頁。
(4) 劉麟生『中国駢文史』台湾商務印書館、一九六五年、三—四頁。
張仁青『中国駢文発展史 上』台湾中華書局、一九七〇年、七—八頁。
(5) 青木正児『支那文学概説』弘文堂、一九三五年、一四六頁。
(6) 吉川幸次郎『中国散文論』筑摩書房、一九六六年、四五—四八頁。
(7) 駢儷文の特色については次を参照されたい。
鈴木虎雄『駢文史序説』騰写版、一九六〇年。
大曾根章介「平安時代における四六駢儷文」(『中央大学文学部紀要』七一号、一九七四年)。
(8) 『文心雕竜』(「総術」四四)に「今の常言に文あり筆あり。以為へらく韻なきは筆なり、韻あるは文なり」と記され、『文鏡秘府論』(西巻)や『口遊』にも見えるが、韻文を文といい散文(駢儷文を含む)を筆という、文章のあらましについて解説している。
(9) 以下の対句の説明については、大曾根章介、前掲論文を参照されたい。
(10) 以下の説明については、大曾根章介「平安時代の駢儷文について」(『白百合女子大学研究紀要』三号、一九六七年)を参照されたい。
(11) 文章の種類とは漢文で文体(文章流別)といい、鈴木虎雄が「此に文体と称するは文の形式上の区別による種類、例せば、詩、賦、賛、銘等の名目を指さんとするものにして、文の風趣の上より見たる諸形相の名目を指すものに非ず」(『支那詩論史』弘文堂、一九二七年、九一頁)と述べているものである。紛らわしいので本稿では文体の語を避け、文章の種類と称することにする。
(12) 表白や願文の文章に関しては、山岸徳平「澄憲とその作品」「海恵僧都と海草集」(『日本漢文学研究』有精堂、一九七二年)に詳しい。
(13) 鎌倉時代の日記の文章については、岡田正之『日本漢文学史』(共立社、一九二九年)第二篇第一期第三章に説かれている。
(14) 玉村竹二『五山文学』至文堂、一九五五年、一四一頁。
(15) 同上、一六八—一七〇頁。

（16） 芳賀幸四郎『中世禅林の学問および文学に関する研究』日本学術振興会、一九五六年、三六五―三六八頁。
大顚梵通編『四六文章図』巻五。
（17） 玉村竹二、前掲書、一六〇頁。
（18） 小西甚一『文鏡秘府論考 研究篇下』講談社、一九五一年、一五〇―一五一頁。
（19） 玉村竹二、前掲書（一六一―一六六頁）を参考にした。
（20） 禅林四六文の特色については、大曾根章介「四六騈儷文の行方」（『文学語学』七〇号、一九七四年）を参照されたい。
（21） 江戸初期に板行された大顚梵通編『四六文章図』や林義端編『文林良材』では、普通の四六文とは別に説明を施している。
江戸初期の文章観については以下を参照されたい。
中村幸彦「近世初期の漢文学」（『国語と国文学』三一巻四号、一九五四年）。
中村幸彦「幕初宋学者達の文学観」（『近世文芸思潮攷』岩波書店、一九七五年）。
大曾根章介「本朝文粋と近世初期の漢学者」（『国語と国文学』四一巻一二号、一九六四年）。
（22） 和習については、江村北海の『授業編』巻六九に詳述されている。
（23） 徂徠の文章論については、吉川幸次郎「徂徠学案」（『仁斎・徂徠・宣長』岩波書店、一九七五年）を参考にしたところが多い。
（24） 岡井慎吾『日本漢字学史』明治書院、一九三四年、二九〇―二九五頁。
（25） 清田儋叟は明霞について「宇士新力を此（訓点）に用ふ。志は美とすべし。但し訳を以て訓点とし、俚俗のことば多く、且其功少し」（『芸苑談』）と評している。
（26） 北山の文章論については、山岸徳平「山本北山とその作詩論」（『実践女子大学文学部紀要』一四号、一九七二年）を参照されたい。
（27） 江戸後期の文章及び文章観については以下を参照されたい。
佐久節「徳川時代の漢文学（其一）」（『近世日本の儒学』岩波書店、一九三九年）。
中村幸彦「近世儒者の文学観」（岩波講座『日本文学史 七』一九五八年）。
松下忠『江戸時代の詩風詩論』明治書院、一九六九年。

3 漢文訓読体

小林芳規

一　漢文の訓読と訓点資料

二　仮名字体の変遷

三　ヲコト点の発達と固定

四　漢文訓読文の変遷　――仏書――

五　漢籍の訓読とその沿革

六　『日本書紀』古訓の性格

七　普通文の源流

一 漢文の訓読と訓点資料

西欧文化の洗礼を受ける以前の日本人が、中国に生まれた漢字・漢文を、日本文化に培う拠り所として来たことは、文化史上の顕著な事柄である。その漢字・漢文の思想内容を理解し吸収するに当っては、漢文の語序や表記を変改せずそのままの形で、これに言語の性格の異なる日本語を対応させあわせながら、訳読することが工夫された。漢文が渡来した当初は、あたかも今日の西欧語の翻訳のように、全文を中国の言語として音読し、さらにそれを当時の口語で翻訳したであろうが、長く行われる間に次第に漢字の意味に当る日本語の読み方が定まり、漢字と結びついて漢字の訓が生じ、それらを日本語の語順に連ね、必要なテニヲハ類を補い読み添えつつ、訓下すようになって来た。これが訓読であり、そうして出来た文章が、漢文訓読文である。

訓読が始まった時期は未詳であるが、推古朝ころにはすでにこの方式が相当整っていたらしく、奈良時代には、漢文訓読文の一部分が『続日本紀』宣命などに引用された形で現れている。しかし、漢文の書かれた紙面に直接に訓点を書き加えて訓読の言語を表記し始めるようになったのは、奈良時代末からである。

このように、漢文が書かれた古写本・古板本に、その漢文の訓読を示すために、仮名やヲコト点や、返点その他の符号などを、その紙面に直接に施した文献を、訓点資料という。訓点資料というのは、これを国語研究の資料として見立てた場合の、慣用化された呼び名である。

漢文訓読文には、

(1) 漢文のままであって訓点がないが訓読されたであろう文章

(2)　文学作品などに引用されてその作品全体の表記に従って、平仮名文や漢字片仮名交り文などで表された文章

(3)　漢文に訓点の施されたところの、訓点資料の文章

が含まれる。

このうち、(1)の文章では、訓点がないので今日からは訓読された内容を具体的に知ることが出来ない。(2)の文章は、その訓読の内容が表記面から確かに知られるが、引用が部分的であることが多く、絶対量は、(3)に比較するとはるかに少ない。(3)の訓点資料の文章は、外見は漢文であるが、それに施された、仮名やヲコト点や符号などの、訓点によってこれを読み解き、日本語として訓下すことが出来るのが普通である。この訓下し文を表記するには、現行では一定の表記上の約束に従って、漢字仮名交り文でなされる。(1) その意味で、訓点資料は潜在的な漢文訓読文ということができる。訓点資料は、訓点を施した当時の原物が多量に現存するうえに、訓点を施した年月日や人物・事情が明記されたものも多く、しかも奈良時代末以降、各時代の年月に広くわたっている。したがって、漢文訓読文の考察には、訓点資料が基本的な中心資料となる。

訓点資料が、国語史研究の資料として最初に取り上げられたのは、表記面であって、先ず片仮名字体の時代的変化を知ることから始まり、次いでヲコト点の研究が起った。その後に、仮名やヲコト点を手懸りとして、訓下された漢文訓読文の音韻・文法・語詞、および訓法などの表現内容が対象とされるようになって来た。しかし、それも当初は、平安時代の仮名文を資料とした従来の国語史研究の欠を補うための補助資料として扱われる傾きが強かった。事実、平安初期・中期という、仮名文だけを扱う限りは確かな資料の得難い時期における国語の実態は、当時の訓点資料によって解明されるところが大きかったのである。

訓点資料は、平安初期・中期だけでなく、平安後期・院政期にも存し、むしろこの後半期の方が現存量は多い。したがって漢文訓読文は平安時代の各期を通じて存するのであって、同時に平仮名の和文と併存するものでもあった。

この、漢文訓読文と和文という二つの文体の間には相違が認められ、それが男性語と女性語との差と考えられることもあったが、文法・語詞の面から、体系的に異なることが明らかにされるに相俟って、漢文訓読文は日本語の表現類型の一つであるという認識を導き、漢文訓読文それ自体を対象として研究することの意味が認められるようになって来たのである。

こうして、平安時代語の究明には、山田孝雄の『平安朝文法史』に代表されるような当代語を一括して取り扱う仕方ではなくて、その言語を、さらに表現類型の上から分析して、漢文訓読文と和文、これにさらに記録文を加えて三種に分析して、それぞれの類型に焦点を当てて個々にその性格を究め、その上で相互比較をし総合することが必要となって来る。研究対象をこのように分析する方向は、学問史における一つの発展の姿である。

およそ、体系的存在としての言語の性格を明らかにしようとする時、一つの方法としては、時期を同じくするが性格の異なる他の言語と組織的に比較する仕方がある。平安時代の中で、漢文訓読文の性格を明らかにするために、和文と比較して大きな成果が、築島裕により収められたのは、この方法の実践であると見られる。もう一つの方法は、その言語自体が、時代の推移に伴って変化するならば、それを変遷として把えることである。漢文訓読語史の名で叙述さるべき研究分野である。

この二つの方法は、言語研究のもっとも基本的なものとして従来説かれて来たところである。この方法から漢文訓読文を見るに、後者の、通時的研究ともいうべき漢文訓読語史の研究は、その全容がいまだ公示されていない。個々の事象については、すでに指摘されており、またその研究の可能性も明らかになっているのである。

この講座で、「漢文訓読体」という課題のもとに、筆者が、新たに取り上げる余地はこの辺に残っている。したがって本稿では、漢文訓読文の変遷という観点から述べてみようとする。またそのような観点から、和文との比較によるこれまでの研究をも眺め直したいとも思うのである。ただし、紙数などの都合から、その全容を詳細に述べること

は出来ない。その概要にとどまるであろう。

ここで、漢文訓読語史を叙述するに当って、本稿が拠り所とした基本方針を三つ、予め説いておくことにする。第一は、個々の訓点資料を重んじつつ、相互に比較してその異同を手懸りとすることである。これを時代の異なる訓点資料について行えば、時代的変化を把える緒が得られる。これを漢文の性格の異なる訓点資料について行えば、漢文訓読文の内部の異同が得られる。この異同の方は、大きくは仏書と漢籍と記録体の国書とに分類される。それらは漢文の内容や措辞などがすでに異なっているわけであるが、それればかりでなく、訓読の上でもこれを専掌する学問圏が相違していた。仏書の訓読は主として寺院における僧侶の手に成り、漢籍の訓読は本来、大学寮を中心とする俗家学者の手に委ねられた。それぞれが歩んだ歴史を背景として、仏書の訓読語と漢籍の訓読語との間に、対立的な相違が生じた。仏書に比べて漢籍の訓読は保守性があり、博士家の成立と訓読の師資相承によって、大江家、菅原家、藤原家、清原家、中原家という各家柄とその家説が生じ、それぞれに訓読法が異なった。仏書の訓読は、全体的に漢籍より革新的であるが、その中でも、その所管が、天台宗、真言宗広沢流、同小野流、法相宗などの流派に応じて、それぞれに訓読法が異なった。訓読文の中に大小の系統が生ずるようになったのである。漢文訓読語史は、このような内容を抜きにしては叙述することが出来ない。

漢文訓読文それ自体に焦点を当てて観察するようになると、さらにこれを仏書と漢籍と国書(記録体)というように分析して、それぞれの性格を究めて、その上で相互比較をし総合するということが必要である。これもまた、学問史が持つ研究の必然的な方向である。

方針の第二は、漢文訓読文の文法・語詞・訓法を取り扱うだけでなく、表記面の仮名字体やヲコト点法をも、その前提として、取り込んだことである。仮名字体やヲコト点法は、訓点資料を成立させる重要な表記要素であり、それによって訓下される訓読文とは同時に伝えられて来たのであるから、表記面と漢文訓読文とは密接な関係を持ってい

る。

漢文訓読語史においては、訓読する人の学問的・宗派的環境を考慮しつつ、訓読文を系統づけて叙述することが必要であると説いたが、そのような系統は、表記面に強く現れる。中田祝夫『古点本の国語学的研究』(総論篇)がヲコト点法を八群に整理し、その加点者の学統との関連を解明したのは、訓読語史の研究に示唆的である。それはまた、ヲコト点法だけでなく、仮名字体の上にも認められるはずである。本稿が、文法・語詞・訓法の考察の前提として、まず、仮名字体とヲコト点法に言及するゆえんである。

方針の第三は、漢文訓読文の変遷を述べるに当って、取り上げる事象は、助字の訓法やテニヲハの用法が主となることである。漢文訓読文は、中国の漢文と日本語の訓読文という、言語的性格の大きく異なる二つの言語を対応させたものである。その場合、漢文そのものに重点があって訓読の日本語は備忘的なものに過ぎないか、あるいは訓読した日本語の方に重点があるかによって、訓読文そのものに大きな相違が生ずる。漢文訓読語史というのは、この重点が前者から後者に移行するところに成立する。

平安初期は、仮名やヲコト点を持った訓点資料が出現し始める時期であるが、この時期にはすでに漢字についての訓はかなり定まっていた。しかし、助字の訓法とテニヲハの読添えが著しく浮動している。これらが定着して行く過程と原因を究めるところに、漢文訓読語史の具体的な課題がある。本稿においてこのような文法的なものに叙述の重点があるのは、このためである。

二　仮名字体の変遷

一つの訓点資料について、そこに用いられた仮名字体を[2]、帰納して五十音図の枠組みに従って整理すると、仮名字

体表が出来上る。このような作業を個々の訓点資料について行い、二つの訓点資料三つの訓点資料と積重ねて、その結果をもとにして訓点資料相互の仮名字体を比較すると、仮名字体が、

(A)五十音の全部にわたっては一致しない。

(B)五十音の全部において一致する。

の二つの場合に大別される。

訓点資料を、加点された時代順に並べて、仮名字体が、(A)全部は一致しないか、(B)全部一致するかという点から観察すると、次の三つの資料群が出来る。すなわち一時代において、

I 各資料の関係が全部(A)であるもの

II 或る資料群は(A)の関係にあるが、一部の資料群は(B)の関係にあるもの

III 各資料の関係が全部(B)であるもの

となる。これを時代に当てはめると、

I……平安初期(九世紀)〈第一表(一〇三—一〇四頁)〉

II……平安中期(一〇世紀)〈第二表(一〇六—一〇八頁)〉

III……院政期(一二世紀)以降〈第三表(一一〇—一一二頁)〉

のようになる。この現象は、ヲコト点においても同じことが認められ、また訓下された漢文訓読文そのものについても同じ傾向が認められる。

このことは、漢文訓読文の歴史を叙述する場合における、時代区分の拠り所となるものである。

以下、各期について、仮名字体の上からその特徴を見てみよう。

第I期は、平安初期(九世紀)に当り、仮名字体が各訓点資料ごとに異なり、個人偶発的な使用状況を示している。

それは、訓点資料ごとに加点者が独自に、万葉仮名を選び、その省画の仕方を工夫したからである。同一音節に対して、資料相互の間で仮名字体が、一部に一致するものはあるが、全体としてアからヲまでの四八ないし四九音節にわたり完全に一致する訓点資料がほとんどないのが特徴である。第一表は、平安初期の主な訓点資料を類別して表にしたものである。この表で、『成実論(じょうじつろん)』天長五(八二八)年点と『飯室切金光明最勝王経註釈』古点との仮名字体が一致するが、この両資料の訓点は、同一人の手になるかあるいはきわめて近い関係にある人の手になるかとされるものである。このようなもの以外では、相互にまったく一致するものは一つもないのである。

平安初期における仮名字体の特徴として他に二点が挙げられている。第一は、万葉仮名体をそのまま用いたものが他期よりも多いことである。訓点記入が始まったのは、現存文献によると、奈良時代末期からであるが、当初は句切や返読を示す符号のみであって、平安時代に入ってまず、万葉仮名によって、漢文の行間や欄外に、国語の助動詞や活用語尾を送ったり、漢字の音や訓を施すことが行われている。この方式は、大学寮における漢籍の訓読では平安初期一〇〇年間を通じて引続き行われたと推定され、仏書でも、天台・真言の平安新興仏教では当初は同じく万葉仮名で記入されたらしい。しかし南都の古宗派の僧の間において、講義の聴聞などの際に匆々の記入を必要とすることと狭い行間に小さい字形で書入れる必要とから、万葉仮名の字形の簡易なることを求めて、字画の一部を以て全画に替えるという、省画化の方式も行われるようになった。この省画化は、ヲコト点——点や線を漢字のどの位置に施すかによってテニヲハなどを表す——と、ほとんど同時に、しかも相補うようにして使われ出している。かくて、九世紀一〇〇年間における仮名字体は、時間の推移という点から見ると、万葉仮名体から省画体へ変る方向がうかがわれるが、他の時期と比べれば、全体として、万葉仮名体がいまだ多い。例えば、『成実論』天長五年点では、仮名字体数は重複も含めると五四箇であり、そのうち省画体は三五箇、万葉仮名体は一九箇であって、約三対二の割合である。第二の特徴は、同一の訓点資料のうちでも、一音節に対して異なった字体を二つ以上複用することである。『成

第一表

訓点資料	類	時期	ア (阿安)	イ (伊)	ウ (宇有)	衣 (衣)	オ (於)	カ (加可我何)	キ (支己幾)	ク (久九)	ケ (介氣毛)	コ (己古子)
成実論天長五年(828)点 (東大寺・聖語蔵本)	第一類	平安初期（九世紀）	ア	尹	于	ラ	オ	可	ム	ク	ケ	己
飯室切金光明最勝王経註釈古点 (諸家蔵)	第一類	平安初期（九世紀）	ア	尹		ラ	オ	可	ム	ク	ケ	コ
妙法蓮華経方便品古点 (山田本)	第一類	平安初期（九世紀）	ア	尹	ウ		オ	カ	支	ク	氣	己
大乗広百論釈論承和八年(842)点 (大東急記念文庫蔵)	第一類	平安初期（九世紀）	ア	尹	于	ラ		丁	ム	ク	ケ	己
大般涅槃経集解巻十一古点 (白鶴美術館蔵)	第一類	平安初期（九世紀）	ア	イ	于		オ	カ	支	ク	ケ	古
金光明最勝王経註釈一本古点 (東大寺蔵)	第一類	平安初期（九世紀）	ア	イ	ウ	ラ	お	フ	支	久	ニ	己
四分律行事鈔初点 (松田家蔵)	第一類	平安初期（九世紀）	ア	イ	ウ	ラ	お	フ	支	久	ニ	己
西大寺本金光明最勝王経古点 (西大寺蔵)	第二類	平安初期（九世紀）	ア	尹	于	ラ	お	可	十	ク	介	古
観弥勒上生兜率天経賛白点 (山田本)	第二類	平安初期（九世紀）	ア	イ	于	ラ	お	カ	ヽ	ク	介	古
金剛波若経集験記古点 (石山寺・天理図書館蔵)	第三類	平安初期（九世紀）	ア	尹	宇		オ	カ	支	久	介	己
妙法蓮華経化城喩品古点 (京都国立博物館蔵)	第三類	平安初期（九世紀）	ア	イ		衣	お	可	支	ク	个	己
大唐三蔵玄奘法師表啓古点 (知恩院蔵)	第三類	平安初期（九世紀）	ア	尹	于	衣	オ	カ	支	九	介	己
観弥勒上生兜率天経賛朱点 (山田本)	第四類	平安初期（九世紀）	ア	尹	宇	ラ	今	イ	支	久	介	子
願経四分律古点 (小川家蔵)	第四類	平安初期（九世紀）	ア	尹	宇	衣	於	の	支	久	介	古
金剛般若経讃述仁和元年(885)点 (東大寺蔵)	第五類	平安初期（九世紀）	ト	イ	宇		お	フ	ソ	ク	ム	己
菩薩善戒経古点 (聖語蔵本)	第五類	平安初期（九世紀）	ア	イ	于	ネ	お	カ	支	ク	个	己

ミ	マ	ホ	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	ネ	ヌ	ニ	ナ	ト	テ	ツ	チ	タ	ソ	セ	ス	シ	サ
美 見 弥 三	万 末	保	阝	不	比	者 波 八	乃	子 祢 根	奴	仁 尓 二	奈 七	止 刀	天 弖	津(?) 州(?)	地 知 千	田 他 太 多	曽	世	須	之	沙 左

ヲコト点の種類と使用者の系統	ワ	ヰ	ヱ	ヲ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ヤ	ユ	江	ヨ	ム	メ	モ
	和	為井	恵	乎	良	利	留流	列礼	呂	也八	由	江兄 延	与	牟	目女 米	毛
第一群点 南都僧	禾	為	恵	ハ	丨	り	呂	ろ	ワ	之	由	江	ヲ	ム	月	ニ
第一群点 南都僧		為	恵	ハ	丨	り	呂	ろ		之	由	エ	フ	ム	月	ニ
第一群点 南都僧			恵	ハ	丨	り	呂	ろ	呂	ヤ	由	江	ヲ	ム	女	ニ
第一群点 南都僧				ハ	丨	り	ロ	し	呂	ヤ			ヲ	ム		ム
第一群点 南都僧	禾		ハ	乎	フ	り	ロ	し	呂	ヤ	由	エ	与	ム	[illegible]	毛
第四群点 南都僧	禾	為		ハ	ラ	り	ロ	し	呂	ヤ		エ	ヨ	ム	丨	モ
第四群点 南都僧	禾	為	恵	ハ	ラ	り	ロ	し	呂	ヤ	ユ	エ	ヨ	ム	丨	モ
第二群点 南都僧	香	為	恵	ラ	ラ	丨	ル	し	呂	ヤ	由	江	ト	ム	[illegible]	モ
第二群点 南都僧	ロ	為	井	乎	ラ	り	ル	し	呂	ハ	由	エ	ト	ム	女	ニ
第三群点 南都僧	の	為	恵	ラ	ラ	り	ル	し	ロ	ヤ	由	延	与	ム	れ	モ
第三群点 南都僧				乎	ラ	り	ル	し	ロ	ヤ			ヲ	ム	女	モ
第三群点 南都僧	呂	井	已	乎	ラ	り	ル	し	ロ	ヤ	由	江	与	ム	女	も
第四群点 南都僧	禾	井	恵	乎	ラ	り	流	し	呂	丶	由	兄	ト	ム	ニ	毛
特殊点 南都僧	ロ			乎	フ	利	ソ	し	呂	ヤ	由	江	与	ム	女	毛
第一群点 南都僧				ハ	ラ	り	ル	し	呂	ヤ	カ	エ	与	ム	メ	ム
第一群点 南都僧	呂	為	恵	ハ	ラ	り	ル	し	呂	ヤ	由		与	ム	メ	モ

実論』天長五年点では、カに「可」「カ」、コに「コ」「己」、テに「天」「弖」、トに「止」「刀」、ホに「呆」「保」、マに「万」「末」がそれぞれ用いられている。これは当時、万葉仮名の選択やその省画の方法において、加点者の間で異なりがあり、それを反映した、試行錯誤的な状況を示すものであろう。

第Ⅱ期は、平安中期(一〇世紀)に当り、四八の音節の仮名がすべての字体まで完全に一致する訓点資料の群が生じて来る。これは、第Ⅰ期の仮名用法とは大きく相違する、新しい事象である。第二表における、A類第一種とA類第二種とがこれである。これらの資料間では、加点者も加点時期も異なっているが、仮名字体はまったく一致している。ある範囲——同じ宗派の中において、仮名字体が師資の間に授受され、そこでは個人を越えて通用したわけである。仮名の社会性ということが、狭い範囲ではあるが生じたとも見られる。A類第一種は、いずれもヲコト点法が同じであって、乙点図と仮称される方式を用いた訓点資料であることが共通している。その識語からすれば、天台宗の比叡山の関係僧の間で用いられ、当初天台宗だった石山寺・仁和寺にも伝えられた系脈が辿られる。A類第二種も同様であって、ヲコト点法が順暁和尚点という方式を用いる訓点資料であり、その使用者は、石山寺淳祐とその弟子たちに限られている。

この仮名字体の伝承は、漢文訓読の世界における、新しい風潮のはしりである。しかしこの第Ⅱ期には、一部の資料群に止まり、一〇世紀のすべての訓点資料に及んでいない。この点が次期の第Ⅲ期と相違するところである。

平安中期における仮名字体の特徴は、他に二点が挙げられる。第一は、漢籍の訓点や角筆(かくひつ)点(3)(第二表D類)のような特殊事情のものを除き、一般の仏書の訓点資料においては、省画体が普通となり、万葉仮名体をそのまま用いたものが激減することである。A類第一種を例として見ると、万葉仮名体は一〇箇に過ぎず、しかもシ・チ・ハ・キは現行の片仮名でも全画をそのまま用いているものである。コ・テ・ラ・ロは草体である。A類第二種でも同様に、万葉仮名体は一一箇に過ぎず、しかもシ・チは現行の片仮名でも全画をそのまま用いている。この第一種第二種ともに第Ⅰ

第二表

時代	類	訓点資料	ア	イ	ウ	衣	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
字源			阿安	伊以	宇	衣江	於	加可	木支幾寸	久	介計氣	己去
平安中期（十世紀）	A類第一種	蘇悉地羯羅経略疏 寛平八年(896)点 (京都大学蔵)	ア	イ	チ		オ	カ	木	ク	个	己
		金剛頂瑜伽修習毘盧遮那三摩地法 天暦三年(949)点 (東京教育大学蔵)	ア	イ	チ		オ	カ	木	ク	个	己
		大方便仏報恩経 平安中期点 (石山寺蔵)	ア	イ	チ		オ	カ	木	ク	个	己
	A類第二種	弁中辺論 延長八年(930)点 (石山寺蔵)						カ	丈	ク	个	
		蘇悉地羯羅経略疏 天暦五年(951)点 (石山寺蔵)	ア	尹	于	衣	オ	カ	丈	ク	个	己
		妙法蓮華経玄賛 平安中期点 (石山寺・東京教育大学蔵)	阝ア	ハ尹	于		オ	カ	丈	ク	个	己
	B類第一種	虚空蔵求聞持法 平安中期点 (石山寺蔵)	ア	イ	宀于		オ	カ	寸	ク	个ナ	コ己
		大唐西域記巻十二 平安中期点 (興聖寺蔵)	ア	い	于		お	カか	寸	久	个け十	己
	B類第二種	金剛頂略出経 平安中期白点 (石山寺蔵)	ア	イ	宀于		お	フ	支	久	个	コ己
		法華義疏 平安中期白点 (石山寺蔵)	ア	イ				カ		久	个	己
	C類第一種	蘇悉地羯羅経 延喜九年(909)点 (京都大学蔵)	ア	イ	丁		オ	カ	寸	ク	𠆢	己
		百法顕幽抄 平安中期点 (東大寺蔵)	冂	丁	于		[illegible]	ヲ	人	夂	丫	土己
	C類第二種	大乗掌珍論 天暦九年(955)点 (小川家蔵)	ア	イ	宇		オ	カ	ヽナ	久	ク	己
	D類	漢書高帝紀下 平安中期角筆点 (石山寺蔵)	阝ア	イ	宀	エ	オ	カ	さ	久	个ナ	己
		求聞持法 応和二年(962)頃点 (石山寺蔵)	ア	イ	宀			カ	木	ク	个	コ
			あ		宇	れ	お	か	支	久	介	こ
		古文尚書 平安中期点 (東洋文庫・東山御文庫・神田喜一郎蔵)	ア		于宀			カ	支	久	个	己
			あ	い	宇	衣	お	か	さき		介	こ
		漢書楊雄伝 天暦二年(948)点 (上野淳一蔵)	ア	イ	宀		オ	カ	さ	ク	个	己
				い			お	か	き	久	介	こ
	E類	仁王経呪願文 平安末期点 (石山寺蔵)		尹	宀			カ	キ	ク	个	コ

ミ	マ	ホ	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	ネ	ヌ	ニ	ナ	ト	テ	ツ	チ	タ	ソ	セ	ス	シ	サ
美見三	万末	保	弊阝	不	比	者八波	能乃	祢子	奴	尓二仁	那奈七	止	天弖	州(?)	千知	多太	曽	世	為寸数須	之	散左佐
ア	ラ	ヲ	ヘ	フ	ヒ	八	ノ	ネ		ニ	ナ	ト	テ	ツ	チ	タ	ソ	セ	寸	し	七
ア三	ラ	ヲ	ヘ	フ	ヒ	八		ネ		ニ	ナ	ト	テ	ツ	チ	タ	ソ	セ		し	七
ア	ラ	ヲ	ヘ	フ	ヒ	八	ノ	ネ		ニ	ナ	ト	テ	ツ	チ	タ	ソ	セ	寸	し	七
	万		ヘ		ヒ	ハ	ノ		ヌ	テ	小	ト	ス	ナ		七	ソ	七	丁	し	イ
尼	ち	ラ	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	子	ヌ	テ	小	ト	ス	ナ	ちチ	七	ソ	七	丁	し	イ
尼	ち	ラ	ヘ	つ	ヒ	ハ	ノ	子	ヌ	テ	小	ト	ス	ナ	ちチ	七	ソ	七	丁	し	イ
三		ヲ	ヘ		ヒ	ハ八		ラ	ヌ	ニ	ナ	ト	天	つ	チ	タ	ソ		寸	し	
尼	丁	イ	へ	ふ	ヒ	はハ	乃	尓	ヌ	ふニ	之	止	てス	ユ	ち	ナ太	ソ	さ	寸	し	さ
	万		サヘ	フ	ヒ	八	乃	子	ヌ	ケ仆	テ示	ト	天	ハ	チち	太	ソ	セセ	乞	し	佐
三	丁	ヲ	ヘ	フ	ヒ	ハ			ヌ	ニ	ナ	ト	天	ハ	ち	大太	ソ	七	欠	し	佐
ア	ネラ	ヲ	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	祢		ニ	七	ト	チ	ハ	ち	タ	ソ	七	丨	し	ナ
ツ	万	ヲ	ヘ	フ	ヒ	ヲ	乃	子	ヌ	仆	七	止	ス	ツ	ス	タ	ソ	セ	テ	之	ナ
三	万	ヲ	ヘ	フ	ヒ	ハ			ヌ	ニ	ナ	ト		ツ	チ	大太	ソ	七	丨	し	左
三	丁	ヲ	ヘ	フ	ヒ	ハ	乃	尓	ヌ	ニ	七	ト	天	ツ	千	大	ソ	セ	寸	し	さ
三	万		ヘ	フ	ヒ	ハ	乃		ヌ	ニ	七	ト	天	ツ	千			七	付	し	
尼み	末	ほ		不	ひ	者は	の	ね	祢	尓	奈	と	て	つ	ち	太	そ	せ	れ	し	さ
三	ハラ	呆	ヘ	フ	ヒ	ハ	乃	ネ		尓	七	ト	天	ツ	千	太	ソ		夊	し	
尼み	末	ほ保		不	ひ	は	れ	祢	奴	尓	奈	と止			ち	太	曽	そ	須	し	さ
三	ラ	伊	ヘ	オ	ヒ	ハ	乃	ネ			七	ト	天	ツ	千	タ	ソ		寸		サ
	末			不			乃	ね		尓	奈		て					せせ		し	さ
	丁	ア		フ	ヒ	ハ	ノ				小	ト	チ	ツ		タ			欠	し	イ

と類種の点トコヲ 統系の者用使	ヲ	エ	ヰ	ワ	ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	江	ユ	ヤ	モ	メ	ム
	乎 遠	恵	井 為	和	呂	礼 列	流 留	利	良	与	江	由	也	毛 无	女 米	牟 无
図点乙 昭憐・僧山叡比宗台天	シ	十	井	ロ	ろ	し	ル	リ	ら	ヨ	エ	ユ	ヽ	モ	メ	ム
図点乙 僧寺和仁宗言真				ロ	ろ	し	ル	リ	ら	ヨ			ヽ	モ	メ	ム
図点乙 系宗台天			井	ロ	ろ		ル	リ	ら	ヨ		ユ	ヽ		メ	ム
点尚和暁順 祐淳寺山石						し	ル	リ	ム			由		ニ	ヰ	ム
点尚和暁順 資の祐淳寺山石	ゝ		為	ロ	ろ	し	ル	リ	ム	ヨ与	エ		ヤ	ニ	ヰ	ム
点尚和暁順 係関祐淳	ゝ	恵		和ロ	ろ	し	ル	リ	ム	ヨ与	エ	由由	ヤ	ニ	ヰ	ム
点群四第		ヱ	井			し	ル		フ				ヤ	モ		ム
点群四第	ミ	恵	井	ロ	ろ	し	ル	リ	ら	与	江	ユ	ヤ	モ	女	ム
点群六第 (い近に点山叡)	ゝ				ろ	し	ル	リ	ラ	与	江	由	ヤ	モ	メ	ム
点群六第 (点寺林禅)	ゝ					し	ル	リ	ラ			由	ヤ	モ	メ	ム
点墓西 僧寺井三宗台天	ミシ					し	ル	リ	フ	ヨ	エ	ユ	ヽ	モ	メ	ム
(い近に点墓西)点群一第 僧寺井三宗台天	シ	寸		ロ	呂	廾	ル	リ	ラ	与		由	ヽ	モ	女	ム
点群三第 僧寺大東						し	ル	リ	ら	ヨ	エ	ユ	ヤ	モ	メ	ム
点群五第	乎	恵	井為	ロ	ろ	し	し	リ	ら	ヨ	エ	由	ヤ	モ	女	ム
点群五第				ロ		し	ル	リ	ラ	ヨ	エ	由	ヤ	モ	メ	ム
	を		ゐ				ろ	り	ら	与	江			も	め	む
点群五第	シ	恵		禾	ろ	し	ル	リ	ラ		エ	由		モ		ム
	乎		為	和		礼	ろ	り	良	与	江		ヤ	モ	女	牟
点群五第 (い近に点家士博)	シ			禾	ろ	し	ロ	リ	ラ	与	エ	由	ヤ		メ	ム
			為	和			ろ		良	与	江		ヤ	モ		
点尚和暁順	シ		井		ロ	し	ル	リ	フ	ヨ			ヤ	モ	メ	

期における万葉仮名の使い方とは変って来ている。第二の特徴は、一般の仏書では、一つの訓点資料において、一音節に対する仮名字体が一種類であるのが原則となって来たことである。しかし一訓点資料としてはそうであっても、各類ごとに、あるいはその類の中でも、選び用いる仮名字体が異なるから、平安中期という時代全体として見れば、一音節に対して二つ以上の異なった仮名字体が併存したことになる。この点が、次期の第Ⅲ期とも相違するところである。

このように、第Ⅰ期から第Ⅱ期への仮名字体の変化を見ると、全体として、簡易化の方向に動いていることが分る。とくに、一つの訓点資料で、一音節に対する字体が一箇であるという原則に変ったことは、仮名字体の淘汰が行われた結果であると思われる。

第Ⅲ期は、院政期(一二世紀)以降に当り、仮名字体が、どの訓点資料においても、ほとんど一致して来る(第三表参照)。この点が、第Ⅰ期・第Ⅱ期の仮名用法とも大きく相違する。その時代全体としても、一音節に対して一字体という原則に定着する。字源も、現行の片仮名のそれにほとんど一致して来る。したがって訓点資料は片仮名について、どの学統・宗派の誰が加点したものでも、誰にでも抵抗なく読解されることになる。片仮名がその時代の社会に通用の文字として実質的な位置を占めるようになったわけである。片仮名が、訓点資料を離れて、それだけでも日本語の文章を表記するようになり、片仮名書の仏教説話集や釈教歌、古文書などがこの時期に多く現れるようになるのは、偶然ではないであろう。鎌倉時代・室町時代には、個々の仮名の形態に変容は生ずるが、院政期に定まったところの、一音節一字体の方向は変らず、今日の片仮名のそれに連なって行くのである。

以上、訓点資料の仮名字体の変遷を、三つの時期に分けて、その特徴を中心に、述べて来た。以下には、さらに立入ってその問題点に触れることにする。とくにここでは、仮名字体に現れた系統の問題について、第Ⅰ期を中心に述べることにする。

第三表

訓点資料	時代	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
字源		阿	伊	宇	江	於	加可	木幾	久	介計	己
大毗盧遮那経 長保二年(1000)点 (西大寺蔵)	平安後期（十一世紀）	ア	イ	于宀	エ	オ	カ	木	ク	个	コ
金剛頂義訣 永承三年(1048)点 (東寺蔵)		ア	イ			オ	カ	寸	ク	个	コ
毗盧遮那経成就儀軌 治暦二年(1066)点 (石山寺蔵)		ア	イ	宀	エ	オ	カ	木キ	ク	个	コ
蘇悉地羯羅経 治安三年(1023)点 (高野山大学図書館蔵)		ア	イ	于		オ	カ	木	ク	个	こ
不空羂索神呪心経 寛徳二年(1045)点 (西大寺蔵)		ア	イ	于宀	エ	オ	カ	寸	ク	个	コ
法華義疏 長保四年(1002)点 (石山寺蔵)		ア	イ	于于	エ	オ	加カ	木	ク	个	己コ
成唯識論 寛仁四年(1020)点 (石山寺蔵)		ア	イ	宀		オ	カ	寸	ク	个	コ
蘇摩呼童子経 承暦二年(1078)点 (仁和寺蔵)		ア	イ	宀	エ	オ	カ	ヽ	ク	个	コ
妙法蓮華経 平安後期(明算)点 (高野山竜光院蔵)		ア	イ	于于		オ	カ	寸	ク	亽	フ
蘇悉地羯羅経 承保元年(1074)点 (高野山大学図書館蔵)		ア	イ	宀	エ	オ	カ	ヽ寸	ク	个	コ
仏母大孔雀明王経儀軌 永保二年(1082)点 (東寺蔵)		ア	イ	宀			カ	寸	ク	ナ	フ
法華廿八品略釈 延久二年(1070)点 (東大寺蔵)		ア	イ	于宀	エ	オ	カ	寸	ク	个	コ
護摩蜜記 長元八年(1035)点 (西大寺蔵)		ア	イ	宀	エ	オ	カ	ヽ	ク	个	コト
高僧伝 康和二年(1100)点 (興福寺蔵)	院政期（十二世紀）	ア	イ	宀	エ	オ	カ	ヽ	ク	个	コ
蘇悉地羯羅経 長治元年(1104)点 (東北大学蔵)		ア	イ	于宀	エ	オ	カ	ヽ	ク	个	コ
大集虚空蔵菩薩所問経 嘉承元年(1106)点 (高山寺蔵)		ア	イ	于宀	エ	オ	カ	ヽ	ク	ナ	コ
不空羂索神呪心経 仁平元年(1151)点 (東京大学蔵)		ア	イ	宀	エ	オ	カ	キヽ	ク	个个	コ
大方広仏華厳経巻十四 寿永二年(1183)点 (宮内庁書陵部蔵)		ア	イ	宀	エ	オ	カ	キ	ク	今	コ
行歴抄 建久八年(1197)点 (石山寺蔵)	鎌倉時代	ア	イ	宀	エ	オ	カ	キヽ	ク	个	コ
般若理趣釈 弘安二年(1279)点 (東寺蔵)		ア	イ	ウ	エ		カ	ヽ	ク	ケ	コ
加句霊験仏頂尊勝陀羅尼記 康永四年(1345)点 (東寺蔵)	南北朝時代	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ

ミ	マ	ホ	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	ネ	ヌ	ニ	ナ	ト	テ	ツ	チ	タ	ソ	セ	ス	シ	サ
美 見三	末 万	保	阝	不	比	波 八	乃	祢 子	奴	二	奈	止	天	州(?)	地 知 千	太 多	曽	世	須 寸	為 之	左 散
尒	丁	呆	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	子	ヌ	ニ	ナ	ト	てチ	川	地千	夕	ソ	七	几	し	サ
三	〒	呆	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ		ヌ	ニ	ナ	ト	チ	川	千	夕	ソ	せ	ス	し	サ
三	〒丁	呆	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	子	ヌ	ニ	ナ	ト	チ	川	千	夕	ソ	せ	寸	し	七
	丁	呆		フ	ヒ	ハ	ノ		ヌ	ニ	ナ	ト	ス	川		大			欠	し	七
业三	〒丁	呆呆	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	祢子	ヌ	ニ	ナ	ト	チ	川	千	大夕	ソ	せ	欠	し	サ
三	〒丁	呆阝	ヘ	不フ	ヒ	ハハ	ノ	子	ヌ	ニ	ナ	ト	ス	川	矢	々夕	ソ	七	欠	し	さサ
三	丁	呆	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	ネ	ヌ	ニ	ナ	ト	チ	川	千	夕	ソ	七	丁寸	し	七
三	丁	呆	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	子	ヌ	ニ	ナ	ト	チ	川	千	夕	ソ	せ	寸	し	七
三	丁	小	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	ネ		ニ	ナ	ト	チ	川	千	大夕	ソ	七	ス	し	サ
业三	丁	呆	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	子	ヌ	ニ	ナ	ト	天チ	川	チ千	ナ夕	ソ	せ	丨	し	十七
三	丁	呆	ヘ	フ		ハ	ノ		ヌ	ニ	ナ	ト	チ	川	千	夕	ソ	せ	丨	し	七
ア三	〒丁	尿	一	フ	ヒ	ハ	ノ	子	ヌ	ニ	ナ	ト	チ	川	千	夕	ソ	せ	寸	し	七
三	丁	呆	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	尓	ヌ	ニ	ナ	ト	チ	川	千	夕	ソ	せ	ス	し	サ
三	丁	呆	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	子	ヌ	ニ	ナ	ト	チ	川	千	夕	ソ	七	ス	し	サ
三	〒	呆	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	子	ヌ	ニ	ナ	ト	チ	川	千	夕	ソ	七	ス	し	サ
三	〒	呆	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	子	ヌ	ニ	ナ	ト	チ	川	千	夕	ソ	せ	ス	し	ぜサ
三	丁	保呆	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	祢		ニ	ナ	ト	チ	川	千	夕	ソ	せ	ス	し	ぜサ
ア三	〒丁	呆	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	子		ニ	ナ	ト	チ	州	千	夕	ソ	せ	几ス	し	ぜサ
ミ	丁	呆	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	子	ヌ	ニ	ナ	ト	テチ	川	千	夕	ソ	せ	ス	し	サ
ミ	丁			フ	ヒ	ハ	ノ		ヌ	ニ	ナ	ト	テ	ツ	チ	タ	ソ	せ	ス	し	サ
ミ	〒丁	ホ	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ		ヌ	ニ	ナ	ト	テ	ツ	チ	タ	ソ	セ	ス	シ	サ

類種の点トコヲ	ン	ヲ	ヱ	ヰ	ワ	ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	ユ	ヤ	モ	メ	ム
		乎	恵	井	和	呂	礼	流	利	良	与	由	也	毛	女	牟
点迦波都仁		シ	ヱ	井	○	ロ	レ	ル	リ	フ	ヨ	ユ	ヤ	モ	メ	ム
点迦波都仁 宴長僧宗台天		シ	ヱ		○	ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	ユ	ヤ	モ		ム
点　墓　西	ン	シ			○	ロ	レ	ル	リ	フ	与ヨ	ユ	ヤ	モ	メ	ム
点 院 多 喜	＞			井		ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	由	ヤ	モ	メ	ム
点 院 多 喜	ン	シ	ヱ	井	○	ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	ユ	ヤ	モ	メ	ム
点 群 三 第	ン	シ	恵		○	ろロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	由	ヤ	て	メ	ム
点宗論三寺大東		シ			○	ロ	レ	ル		らラ	ヨ	ユ	ヤ	モ	メ	ム
点宗論三寺大東	ン	シ	ヱ	井	○	ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	ユ		モ	メ	ム
点正僧院中	＞	シ		井	○	ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	ユ	ヤ	モ	メ	ム
(受奉リヨ算明)点堂円	ン	シ	ヱ	井	○	ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	ユ	ヤ	モ	メ	ム
点　堂　円	ン	シ			○	ロ	レ	ル	リ	ラ			ヤ	モ	メ	ム
点 群 五 第		シ		井	○	ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	ユ	ヤ	モ	メ	ム
点 院 幢 宝	ン	シ			○	ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ		ヤ	モ	メ	ム
点 院 多 喜	ン	シ	ヱ	井	○	ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	ユ	ヤ	モ	メ	ム
点 院 幢 宝	ン	シ		井			レ	ル	リ	ラ	ヨ	ユ	ヤ	モ	メ	ム
点 寺 隆 広	ン	シ			○	ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	ユ	ヤ	モ	メ	ム
点宗論三寺大東	ン	シ		井	ワ	ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	ユ	ヤ	モ	メ	ム
点　名　仮	ン	シ	ヱ	井	禾	ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	ユ	ヤ	モ	メ	ム
寺山石 澄朗　点 名 仮		シ		井	○		レ	ル	リ	ラ	ヨ	ユ	ヤ	モ	メ	ム
点　名　仮	ン	シ		井			レ	ル	リ	ラ	ヨ		ヤ	モ	メ	ム
点宗論三寺大東	ン	シ			ワ	ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	ユ	ヤ	モ	メ	ム

第Ⅰ期の平安初期の仮名字体が個人偶発的であって、訓点資料ごとに異なると述べたが、では、同期の他の訓点資料との共通性はまったくないのであろうか。

平安初期には、ヲコト点法が、次章に述べるように、隅々に至るまでまったく一致する訓点資料は見られないが、漢字の四隅に配された「・」(星点)がそれぞれテニヲハのどの音節を表すかという点においては、共通性を持つ資料群がある。これを手懸りにして分類され、そこに系統が見出されている。しからばヲコト点と密接な関係にある、仮名字体についても、ある種の基本的な字体に焦点を当てることによって、系統を見出すことが可能であろう。

仮名の字体の変遷を課題とする場合、それに与る力として、労力の経済(省画化)という働きと、仮名の体系の中で他の仮名と区別する(示差性)という働きとの、方向の異なる二つの働きが、どのように張り合い、関係し合ったかを観察する必要がある。その観察の好材料が平安初期の字体には存在する。すなわち、省画化の極限の字形としての、一本の線か一つの丸である。これが共に、平安初期の訓点資料には用いられているが、それぞれ、字源を異にするために担う音節が違っている。一本の線でいえば、「ㇼ」がラを表すもの、ネやメを表すもの、リを表すもの、ツを表すもの、スを表すものと種々であるが(第一表参照)、この字形は結局は現在の片仮名には伝わらなかった。

そこで一つの丸「O」の方について、これがどのような状態で用いられ、どんな役割を果したか、どう推移したかを観察し、そこに右の二つの働きの相関関係をみてとろうと思う。

第一表を見ると、『成実論』天長五年点では、丸「O」がルの音節を表すのに用いられている。字源は「留」を「留」と書いた、初三画の「ロ」を二筆に書いたものである。またルを四角い形の「ロ」の字形で書くこともあり、「O」と「ロ」との間に、この訓点資料では使い分けの意識は認められない。単なる運筆の差による字形の異なりに過ぎない。この訓点資料では、これと同じ字体が他の異なる音節を表すことはない。類似の字体にロを表す「ク」があるが、これは「呂」を字源としてその終三画を採ったものであって、字の形態も異なっている。「O」「ロ」がルを

表すのに用いられる訓点資料は、他に『飯室切金光明最勝王経註釈』古点、『大乗広百論釈論』承和八(八四二)年点、『大般涅槃経集解』巻十一古点、および『金光明最勝王経註釈』一本古点、『四分律行事鈔』初点であり、これらを第一類とする。

次に、丸「○」の母体である「ロ」をロを表すのに用いた訓点資料がある。第一表の第三類とした、『金剛波若経集験記』古点、『妙法蓮華経化城喩品』古点、『大唐三蔵玄奘法師表啓』古点がこれである。この字源は「呂」の初三画の「ロ」と考えられる。

次に、「ロ」を二筆で丸に書いた「○」をワを表すのに用いた訓点資料がある。右の第三類もそうであるし、第五類の『菩薩善戒経』古点もそうであり、その他の資料にも見られる。この字源は、「〇」(輪であり文字でない)という説もあるが、中田祝夫の説く「和」の旁の「ロ」を母体とするという考えが実情に合う。すなわち『菩薩善戒経』古点がワを表すのに「ロ」に近い「ロ」をも併用しているのがその一証である。それはあたかも、第一類でルを表すのに、丸い筆運びの「○」も、四角い形の「ロ」も両方が区別なく用いられたのに通ずる。『菩薩善戒経』古点では、「○」「ロ」はワ以外の別の音節を表すことはない。とくにルは「ル」(流の終二画)、ロは「呂」の草体「ろ」で表している。

ところが、第三類の資料では、丸い筆運びの「○」をワの仮名として用いる一方、四角い形の「ロ」はロの仮名として用いている。ここでは、「○」と「ロ」とは単なる運筆の差ではなく、丸いか四角いかという字の形の差が、ワを表すか、ロを表すかという担う音節の差を示している。ここでは共に母体は「口(クチ)」であっても、ワの方の字源は「和」の旁の「口(クチ)」であり、ロの方の字源は「呂」の初三画の「口(クチ)」であり、その崩し方の差が別字体となっている。平安初期という同じ時期に、「○」と「ロ」との崩し方の差が、第一類では共にルを表し、第五類では共にワを表して、同一仮名の単なる運筆の差としか扱われないのに、第三類では、別々の仮名字体として示差性を持っているので

ある。
一本の線とか一つの丸とかは、図形的符号という立場から見れば、基本的な字の形態といえる。その、一つの丸を見るに、字源が「留」から出たものと、「呂」から出たものと、「和」から出たものの三様があるので、担いうる音節もルとロとワとの三音節がある。しかし一つの訓点資料において、「○」が三音節の中のどれか一つの音節を表せば、残る他の二つの音節には「○」とはまったく異なる字体を当てねばならない。そうしないと区別が出来なくなるからである。この意味でル・ロ・ワの三音節は「○」の字体をめぐって、緊張関係にあるといえる。三つの音節の間に部分体系が出来ているともいえる。平安初期の訓点資料では「○」をほとんどの資料が用いている。したがって、「○」が三つの音節のどれを表すのに用いているかによって、訓点資料を次のように類別することが出来るのである。

(1)ルに「○」を用いる資料……第一類
　ワには「禾」、ロには原則として「呂」を用いる。
(2)ルに「ル」を用いる資料のうち、
　(イ)ワには「○」、ロには「ロ」を用いる……第三類
　(ロ)ワには「○」、ロには「え」を用いる……第五類
　(ハ)ワには「禾」、ロには「え」を用いる……第二類
(3)ルに特殊な字体を用いる資料……第四類

これらは、単に仮名字体だけの類別でなく、次章に説くようにヲコト点の系統とも大体対応している。すなわち、第一類はヲコト点が第一群点を主として第四群点を用いる一部の資料である。第二類は第二群点、第三類は第三群点であり、第四類は第四群点と特殊点の資料であり、第五類は、ヲコト点の系統に係りなく、加点時期が平安初期の末期で平安中期に近い性質を持つ資料群である。ヲコト点法は、その群点ごとに使用者がおよそ定まっているから、仮

名字体の「O」をめぐる類別もまた使用者の学統と関連しているといえる。
この「O」をめぐって平安初期に類別されたものが、次期に消長する様を追うことによって平安中期以降の仮名字体を見てみよう。
平安中期の訓点資料では、その末期の一部を除いて、すべてが、ルヽは「儿」、ロヽは「え」、ワヽは「O」に定まっている。使用例を欠く訓点資料は別として、第二表に見るように例外がない。訓点資料間に異同がすでになくなっているので、平安初期のような「O」をめぐる資料の類別は消失している。「O」の字体と三つの音節との対応における、浮動の時代が平安初期とすれば、淘汰を終えて定着したのが平安中期である。そのはしりが、平安初期末の第五類に現れ、平安中期には定着するのである。
平安中期の仮名字体における、類による相違点についてはは第二表に見られる通りであるが、時代全体の共通点を持ち時代を代表する字体は、「儿」「え」「O」である。ロヽに万葉仮名の草体を用いているのも、この期の仮名字体に草体が目立つことを象徴するようである。
しかし平安中期も末期になると、ルヽ・ロ・ワヽの字体が「儿」「ロ」「O」に変形する(E類)。この変形は、要するに「え→ロ」という、曲線の草体から直線の片仮名体に変るというところにある。その変形の原動力となった一つの重要な契機は、『土左日記』が示すように、一方で女手が成立し、それが、文学作品にさかんに用いられるに至って、社会性を持った文字としての位置を占めたことであろう。曲線による字形の女手の体系が文字生活の中で座標を占めて来ると、おそらくそれとの対立意識において、片仮名が別体系の文字として、直線的な字の形を選んで行くことは自然の勢であろう。時代はちょうど、この頃から次第に祖点者が各系統において出現し、その創案の訓点本が、移点によって、代々後世に伝えられる傾向が起って来る時である。「儿」「ロ」「O」は、そのまま定着して次期に連なって行くのである。

三 ヲコト点の発達と固定

ヲコト点というのは、漢文訓読において、漢字の字面の上に、「・」「－」「｜」「＼」「┐」「：」「・・」などを記入した符号であって、主として、読添えの助詞・助動詞・語尾や敬語などを表すのに用いた。記入する用具は、古く胡粉や朱色を用い、墨の黒色や緑色をも用いることもあり、また角筆により紙面を凹ませて記入することもあった。

平安奠都一〇数年の間はヲコト点の発生期である。ヲコト点は、万葉仮名の省画化とほとんど同時に起った。当初は、「・」(星点)のみか、星点の他に二、三の線点も加わる程度であったが、約三〇年後の『成実論』天長五年点では、かなり整備されて来ている。漢字を四角に見立てて、点や線ごとに帰納して示すと、天長五年点では、次頁のように一五壺より成るヲコト点図が得られる(点や線の各符号ごとにまとめた一つ一つの四角の図を壺という)。

それぞれの点や線が、どのような音又は語を表すかということは一種の約束であって、つねに一定しているわけではない。

ヲコト点の帰納という作業を、個々の訓点資料について行い、二つの訓点資料三つの訓点資料と積重ねて、その結果をもとにして訓点資料相互のヲコト点の方式を比較すると、

(A)ヲコト点法が全部にわたっては一致しない。

(B)ヲコト点法が全部隅々まで一致する。

の二つの場合に大別される。

訓点資料を、加点された時代順に並べて、ヲコト点法が、(A)全部は一致しないか、(B)全部一致するかという点から観察すると、次のⅠⅡⅢの資料群が出来る。すなわち、一時代において、

Ⅰ　各資料の関係が全部(A)であるもの

Ⅱ　ある資料群は(A)の関係にあるが、一部の資料群は(B)の関係にあるもの

Ⅲ　各資料の関係が全部(B)であるもの

となる。これを時代に当てはめると、

I……平安初期(九世紀)
II……平安中期(一〇世紀)
III……院政期(一二世紀)以降

〔第一群点〕

(A)
ヲ　カ　ニ
・ト
イ　ノ　シ　(・ト)
テ　モ　ハ
反　句

(B)
ヲ　ニ
・ト　イ　ノ　シ
テ　モ　ハ
反　句

(C)
ヲ　ハ　ニ
イ　ノ　シ
テ　モ　カ　・ト
反　句

のようになる。これは前章で述べた仮名字体の場合と一致する。本来、ヲコト点は仮名字体と共に考案され相補う形で用いられ来ったものであるから、当然といえよう。

以下、各期について、ヲコト点法の特徴を見てみよう。

第I期の平安初期は、ヲコト点法が個人偶発的な使用状況を示している。これは仮名字体の場合に通ずる。二つの訓点資料の間でヲコト点のすべてが隅々まで一致するものはないのである。ただ例外として『成実論』天長五年点と『飯室切金光明最勝王経註釈』古点とが一致するような例があるが、これは先に述べたように特殊なものなのである。

このように訓点資料ごとに異なるのであるが、同期の他の訓点資料との共通性がないわけではない。ヲコト点法の中で、星点の壺に着目すると、幾つかの資料間に共通性が認められる。星点の壺だけなら『成実論』天長五年点と一致するものに、『飯室切金光明最勝王経註釈』古点やその他に、山田本『妙法蓮華経方便品』古点、『大乗広百論釈論』承和八年点がある。ただし星点以外の壺では一〇数壺がいずれも一致しない。他に、星点の壺に小異はあるが似たものには、上の図の(A)・(B)・(C)の各点図を用いる資料がある。

［第二群点］

ハ　ニ　ヲ　テ

［第三群点］

ト　ヲ　ハ　ノ　ニ　キ　テ

［第四群点］

ハ　ニ　テ　ル

(A)のヲコト点法を持つものは、『大乗掌珍論』承和嘉祥点、『大智度論』天安二(八五八)年点、聖語蔵本『中観論』古点、法隆寺蔵『維摩経義疏』巻下古点があり、(B)のヲコト点法を持つものは、聖語蔵本『菩薩善戒経』古点があり、(C)のヲコト点法を持つものは、東大寺蔵『金剛般若経讃述』仁和元(八八五)年点がある。これらに共通するのは、四隅が左下から右廻りにテ・ヲ・ニ・ハとなり、また中央ノ、左中イ、中下モなどである。これらは中田祝夫の分類で第一群点と名づけられた。以下、平安初期には第二群点・第三群点・第四群点がある。その星点の壺の特徴は上の図のようである。

第二群点は、四隅がヲ・ニ・ハ・テとなるもので、西大寺本『金光明最勝王経』古点、山田本『観弥勒上生兜率天経賛』白点などがある。

第三群点は、四辺がテ・ニ・ハ・ヲ・ト・ノ・キとなるもので、『金剛波若経集験記』古点、守屋本『妙法蓮華経化城喩品』古点、知恩院蔵『大唐三蔵玄奘法師表啓』古点などがある。

第四群点は、左上・上中・右上がテ・ニ・ハとなるもので、小川本『願経四分律』古点、山田本『観弥勒上生兜率天経賛』朱点などがある。他に、いずれにも属さない特殊点がある。

これらの各群点に属する訓点資料は、それぞれに使用集団が一定しているらしい。識語や書物の性格から見て、南都古宗のものが主であって、およそ第一群点は、華厳宗系統、第二群点は法相宗系統、第三群点は三論宗系統を中心に行われ、第四群点は未詳であるが第三群点と近似の関係にあったかと推測されている(4)。

このヲコト点の系統の別が、前章で示した仮名字体による類別とほぼ一致するのである。

仮名字体とヲコト点法とによって類別された平安初期の訓点資料群は、他の事象においても、差異を示す。その第一は、返点のうちの記号の返点である。記号の返点というのは、大返りの長い返読において、返読する最初の漢字とそれを受ける相手の漢字との傍に施す「十……十」や「┓……┛」や「。……。」「、……、」などの記号である。これらは、平安初期にだけ用いられ、平安中期以降は消滅し、「上・下」の文字による返点に淘汰される。その諸種の記号が、先の平安初期の訓点資料の類別に応じて使い分けられ、相互に併用することが原則としてない。すなわち、「十……十」は『成実論』天長五年点などの第一類に通用するが、そこでは「┓……┛」や「、……、」は用いない、のようである。第二に、字音の注記の仕方において、『玉篇』を引用した平安初期点本は、第一群点の『成実論』天長五年点・『飯室切金光明最勝王経註釈』古点・『大乗広百論釈論』承和八年点・『大乗掌珍論』承和嘉祥点・『維摩経義疏』巻下古点と、第三群点の『百論』天安二年点であって、これらには、古辞書に拠って注記するという、典拠主義的な学問態度がうかがわれる。「桃玉十二古黄反」(『成実論』天長五年点、玉十二は『玉篇』第十二の意)のようである。これに対して第二群点の資料では、拗音表記についてみると、仮名表記を用い、「恐敵(チアク)、沃壌(ニアウ)」(西大寺本『金光明最勝王経』古点)、「諸(ニャク)」(『観弥勒上生兜率天経賛』白点)などとあり、右に挙げた第一群点には仮名表記を見ないのと対照的である。第三・第四群点では「整(正)」(『地蔵十輪経』元慶七(八八三)年点)のような類音を用いて表し、また反切(はんせつ)注記にも加点者の私案を交え用いている。このような系統による差は、訓読文の文法や語詞にもあるはずである。

第Ⅱ期の平安中期には、ヲコト点法がまったく一致する訓点資料群が初頭から出現する。これは第Ⅰ期には見られなかった新しい事象であって、この点から第Ⅰ期と時期を画することが出来る。それは第五群点(四隅がテ・ニ・ヲ・ハとなる形式の点法)の中の乙点図と、第八群点の順暁和尚点である。乙点図というのは、平安中期の初頭に現れ約一〇〇年間用いられたらしく、次頁に挙げるような点法である。この点法を用いる訓点資料間ではヲコト点の形式がいずれも一致する。その上、仮名字体まで一致することはすでに述べた通りであり、使用者は天台宗の比叡山関係の僧

〔乙点図〕
〔順暁和尚点〕

であった。

また順暁和尚点は、平安中期の前半期を中心にこの期に現れ、その点法は、前頁のようである。この点法を用いる訓点資料間ではヲコト点の形式がいずれも一致する。仮名字体まで一致することはすでに述べた通りであり、使用者は石山寺学僧の淳祐とその弟子たちであった。

ここに漢文訓読が、ある範囲において師資相承により、伝承されるという、新しい風潮の生じたことを読みとることが出来る。

その新しい風潮は、仮名字体やヲコト点法の他にも、種々の事象に現れている。例えば、漢字二字または三字以上の熟合を示す合符は平安初期にはまったく用いないか、用いても単に熟合を示すだけであって、音読の熟合か訓読みの熟合かを区別していなかった。しかし平安中期になると、どの訓点資料もほとんど合符を用いるようになり、さらには音読の熟合は□-□(縦線を中央に)、訓読みの熟合は□-□(縦線を左寄りに)のように分化し、位置を区別して示すようになる。それが乙点図の訓点資料には、早くも現れるのである。このような新しい事象は訓法にも見られるはずである。

第Ⅱ期のヲコト点についての特徴は、他にも挙げられる。その一つは、乙点図のような第五群点から、第六群点・第七群点、および順暁和尚点の第八群点までの新たな四つの群点が生じて加わったことである。その二つは、第五群点の円堂点(現存本で見るとその最古例は平安後期である)のように、人為的に作られ最初より一定していた点法の生じたことである。

この円堂点の、星点の壺を除く線点を、この壺の配列のままにそれぞれ左下から右廻りに連呼すると、「神無月（かみなつき）、時雨（しぐれ）降（ふ）るめり、畝備（うねび）山（やま）、千代（ちよ）経（へ）むことも得（え）ぞいたらせぬ」の短歌になる。同音を一つも含まない短歌を踏まえていること自体、当初から意図的に作られた点法であることを語っているのである。

平安中期には、乙点図や順暁和尚点のように、その点法がこれを用いる訓点資料の間においてまったく一致するのが一部であって、他の形式の点法においては不一致のものもある。

乙点図や順暁和尚点や円堂点というような異なった形式の点図を集めて一書を成した文献を点図集という。点図集は平安後期末以降に成立するが、点図集に所載の点法が実際の訓点資料と一致するものがある。一致するということは、そこに点法の伝承が起っている証である。そこで、実際の訓点資料で点図集に一致するものを調べると、点法によって遅速がある。それには現存資料の制約もあるが点法そのものの成立に遅速があったことも事実である。

平安中期の訓点資料で、点図集の点法と一致するものの、管見最古の文献を挙げると次のようである。

○第一群点

西墓点……『蘇悉地羯羅経（そしじからきょう）』延喜九(九〇九)年点、天台宗三井寺僧、空恵

○第二群点

喜多院点……『妙法蓮華経釈文』巻上・中・下古点、興福寺真興(ただし醍醐寺本は転写本か)

○第三群点

東大寺三論宗点……『普供養法』(石山寺蔵)、正暦二(九九一)年点、醍醐寺僧高信

中院僧正点……『成唯識論』巻第五、安和元(九六八)年点、興福寺真興

○第四群点

天尓波留点(文安本所掲)……『大般若経』巻第三百(石山寺蔵)、平安中期点

○第五群点

乙点図……『蘇悉地羯羅経略疏』寛平八(八九六)年点、天台宗比叡山僧、憐昭
『胎蔵秘密略大軌』・『胎蔵略述』寛平年間、宇多法皇加点、仁和寺天台宗
『金剛頂瑜伽修習毗盧遮那三摩地法』天暦三(九四九)年点、仁和寺寛忠

香隆寺点……『大聖歓喜天法』平安中期朱点、角筆点、(仁和寺寛空と関係あるか)

○第六群点(四隅がテ・ニ・ハ・ヲとなる点法)

叡山点……『熾盛光仏頂儀軌』天暦二(九四八)年点、天台宗

禅林寺点……『法華義疏』(石山寺蔵)、平安中期白点

○第八群点

順暁和尚点……『蘇悉地羯羅供養法』上・下、延長三(九二五)年点、石山寺淳祐

これらは、現存資料の制約があるにしても、平安中期に出現するものであって、平安初期にまで溯ることがないのが注意される。また加点者は、第二・第三群点の南都系のものの他は、多くが天台宗、真言宗の平安新興仏教のものである。寺院としては、比叡山・三井寺、石山寺、仁和寺が主となっている。

国語史で一般に区分される平安後期は一一世紀の約一〇〇年間であるが、ヲコト点法から観ると、この期は平安中期と基本的に変らない。この期には、右に掲げた以外のもので、点図集の点法と一致する最古の文献が、引続き出現する。

○第五群点

円堂点……『金剛頂瑜伽経』康平六(一〇六三)年点、仁和寺
浄光房点……『金剛頂瑜伽護摩儀軌』長元五(一〇三二)年点、仁和寺頼尊
古紀伝点……『史記』延久五(一〇七三)年点、大江家国

○第七群点

宝幢院点……『護摩蜜記』長元八(一〇三五)年点

院政初期に入って次の訓点資料がある。

○第四群点

広隆寺点……『大集虚空蔵菩薩所問経』嘉承元(一一〇六)年点、丹波雅康供養経

○第五群点

明経点……『春秋経伝集解』保延五(一一三九)年点、清原頼業

ヲ ヘル カ ナリ ニ ヲモテ セリ ト コト ハ シテ ルコト テ ク トイフハ

平安後期は、ヲコト点法から見て、平安中期と共通の基盤にあると見られる。

第Ⅲ期の院政期は、ごく一部を除いて、どの訓点資料もヲコト点法がそれぞれに、点図集所載のものと一致して来る。ヲコト点法ごとにそれを使用する宗団が定って来る。西墓点が天台宗三井寺系統に、宝幢院点が天台宗山門派に、円堂点が真言宗仁和寺・大覚寺・東寺・高野山に、東大寺三論宗点が真言宗高野山・醍醐寺・勧修寺・石山寺に、中院僧正点が高野山に行われている。仮名字体が統一されて来たことと併せると、漢文訓読がある時期で固定し、それがそのまま流派ごとに伝承されるという風潮がどの系統にも生じ社会的に一般化したと考えられる。

点図集、という異なった種類のヲコト点を集めて一つの書物とした文献の原本の

成立が、築島裕により平安後期(一一世紀)末と推定されていることも重要である。ヲコト点の点図の現存する古例は、石山寺蔵『蓮花胎蔵界儀軌解釈』巻中・下二帖の天喜二(一〇五四)年写本の巻中の表紙見返しに書かれた前頁の図のような点図(西墓点に一致)であり、すでに平安後期に現れているわけであるが、院政期になると、日光輪王寺蔵『金剛般若経集験記』天永四(一一一三)年点の表紙見返しの点図(円堂点に一致)、法隆寺蔵『新撰字鏡』天治元(一一二四)年写本所載『不空羂索神咒心経序』の点図(東大寺三論宗点)を始めいくつかがあり、これらを集成したのが点図集である。点図集が成立する背景には、異なった種類のヲコト点図を相互に見合せるという、交流があったと考えられる。これらの事実は漢文訓読文とも密接な関係があり、訓読文が流派ごとに固定伝承されると共にそれだけでなく一方では、また交流のあったことを考えさせるものである。例えば、漢籍で、『白氏文集』天永四年点には三種の異訓が併記されているが、これは『白氏文集』の訓読として、大江家と菅原家と藤原家(日野流)の家説としてそれぞれに固定し伝承された訓法を併記したものである。聖教で、中川実範が法相・真言・天台の教学の融合を計ったのもその顕著な一例である。

四 漢文訓読文の変遷 ——仏書——

漢文訓読文は、その変遷を叙述することが出来る。このことは、まず再読字に再読表現(「当(マサニ…ベシ)」など)が成立することを始め、「及(オヨビ)」の成立などの諸事象によって確かめられた。さらに『妙法蓮華経』のような同じ内容の漢文を、平安初期に訓読した訓点資料と院政期に訓読した訓点資料とを全文について逐字的に比較した結果からも、それらは、一定傾向に従った総体的な変化であって、その変化に類型の認められることが分って来たのである。(5) また、平安中期の漢文訓読文は、平安初期とも院政期とも相違して、過渡的な様相を示すことも知られて来た。

そこで、仮名字体やヲコト点法の変遷をも勘案して、漢文訓読文の変遷を、第I期平安初期、第II期平安中期、第III期院政期の三期に分けて説くこととし、まず、平安初期と院政期との比較を例示して変遷の類型に触れ、それを手懸りとして、各期の訓読文の特徴について述べよう。この章では仏書を取り上げる。

比較に当って、唐の孟献忠の撰になる『金剛般若経集験記』の漢文を、平安初期に訓読した石山寺本と、同一内容の漢文を院政期の天永四(一一一三)年に天台宗僧が訓読した輪王寺本とを例として考察しよう。「救護篇」第一の冒頭には「昔者魯連談笑」で始まる序文がある。石山寺本の本文には、朱点の平安初期の訓点が加えられており、次のように訓下すことが出来る。

昔者(ムカシ)　魯連といふヒト談-笑セシカラニ〔而〕秦の軍　自(ラ)却(シリゾ)キヌ。干-木といふヒト偃息セシカラに〔而〕魏の主　安(キ)コト獲てき。【鄭玄(破損)】(ガ)〔之〕名を聞(ク)に羣-兇のヒト入(ラ)不(ズ)き。大公が〔之〕化に憚(リ)て神女悲(シミ)を銜(ミ)きといふ。況乎(イハムヤ)　象帝の〔之〕先(ト)法王の〔之〕母とや。三明八正に思を待て〔而〕成れり。九悩六纏　之に因て〔而〕滅べり。名も無(ク)相も無(ケレバ)〔則〕万徳倶(ニ)円(カ)なり。取も無(ク)行も無(ケレバ)〔則〕衆功咸く備れり。若(ハ)持(シ)若(ハ)誦(スル)ときには国を護り身を護ル　烈(シク)ある火に投(オ)シたれども〔而〕燃(エ)不。曾(カサナ)レル波に溺(オボ)セ(ド)モ〔而〕詎ぞ没(マ)む。波若の〔之〕力　其(レ)大(キナル)〔矣〕哉。故に〔以〕救護の〔之〕篇を〔於〕章の首に冠(カウ)ラ(シメ)たり

これと同じ漢文を院政期の天永四年点では次のように訓読している。

昔(ムカ)シ者　魯連(魯仲連云人也)　談咲す。而(シテ)秦の軍　自却(シ)き。干(カン)木。偃-息す。而(シテ)魏の主　安(キ)ことを獲たり。鄭(テイ)玄が〔之〕名を聞(キ)ては、群-兇(クエン)(平軽)入(ラ)不、太公が〔之〕化を憚(ハヽカ)テ、神女　悲を銜めり〔銜マム〕。況乎(イハムヤ)　象帝之先、法王之母なり。三明八正　思(ヲ)待(テ)〔而〕成し、九悩六纏　之(ニ)因て〔而〕滅ス。无名无相(ナレバ)則(チ)万徳倶(ニ)円(カ)なり。无取无行(ナレバ)則(チ)衆功　咸(コトゴト)く備る。若(ハ)持(シ)若(ハ)誦(スレバ)護国、

護身(ナリ)。烈火(ニ)投(グレ)ども、〔而〕然エ不、層波(ニ)溺ルトモ、〔而〕詎ぞ〔詎カ〕没せむ。般若之力 其(レ)大(イナル)〔矣〕哉 故(ニ)救護之篇(ヲ)以(テ)〔於〕章の首に冠(セ)リ

この二つの訓読文を読み比べると、大きな相違がある。原となった漢文は同一内容の文章であるのに、訓読した時代が異なっており、それぞれの時代の訓読法の異なりがその要因である。そこで、一読して全体から抱いた相違の原因を知るために、この二つの訓読文を分析し、比較検討してみる。

まず、原漢文は四字を一まとまりとして構成されていて、これを日本語として訓読するに当って、平安初期点では、

魯連といふヒト談笑セシカラニ〔而〕秦の軍 自(ラ)却キヌ。

干木といふヒト偃息セシカラに〔而〕魏の主 安(キ)コト獲てき。

のように、一文を長く続ける。これに対して院政期の天永四年点では、

魯連 談咲す。而(シテ)秦の軍 自却(シ)き。

干木。偃息す。而(シテ)魏の主 安(キ)ことを獲たり。

のように短文に切り、これをそのまま並べ重ねる。平安初期点では「カラニ」という接続助詞を読添えることによって、前後の四漢字ずつの語句を結びつけて一文としているのであり、これによって、「魯連談笑」が「秦軍自却」の原因であり、「干木偃息」が「魏主獲安」の原因であることを訓読文の上にはっきりと示している。しかもこの「カラニ」は「タダ、ソレダケデ」の意に当る用法であって、平安時代に転義した「トトモニ」や「ユエニ」よりも以前の、奈良時代の用法に合っている。第一例は、『史記列伝』などに所載の、斉の魯仲連が趙に遊んだ折、その趙が秦に囲まれた際の話で、仲連の「東海を踏んで死するあらくのみ」の言により秦の軍が五〇里却いたという故事による。「魯連の談笑」と「秦軍の自却」との二つの行為が相並んで発生するという「トトモニ」の意ではなくて、原因が些細であるのに「すこしも積極的な力を加えないで」かつ結果が重大である、という「カラ」の原義に合う用法であっ

て、それは、『万葉集』の、

道に逢ひて咲之柄尓　降る雪の消なば消ぬがに恋ふとふ吾妹(巻四、六二四)

の「カラニ」が、原因が「行きずりに微笑した」ただそれだけのことにすぎないのに、結果は「消なば消ぬがに恋ふ」という重大な事態である、というのに通ずる。第二例の「千木といふヒト……カラに」も同様である。院政期には「カラニ」のこの意味は無くなって別の意味に転じたが、天永四年点の訓読では「カラニ」という語は無論のこと他の接続語も読添えず、「談咲す」「偃-息す」と言い切って短文としている。しかも、それぞれ下の「秦の軍　自却(シ)き」「魏の主　安(キ)ことを獲たり」との接続関係は、訓読文の語句の上には示さずに、いわば原漢文のまま放置してしまい、理解は読者に委ねた形となっている。これを粗で乾いた表現とするならば、平安初期点の訓読は、文義に応じた理解の深さを訓読文の上に表しており、密で潤いのある表現ということになる。このような接続表現の特色は、ひろく平安初期の訓読文に共通のことである。したがって、「つつ」「ながら」「ど」「を」「に」「ものを」「で」などの接続助詞も平安初期の訓読文には見られるのである。

時制表現についても同趣のことが指摘される。この「救護篇」の序の訓読文における、文末の時制を見ると、平安初期点では、

談-笑セシカラニ…却キヌ。…偃息セシカラに…安(キ)こと獲てき。…入(ラ)不き。…悲(シミ)を銜(ミ)きといふ。…冠ラ(シメ)たり。

と、回想の助動詞「キ」を一々に読添えている。これは、冒頭の「昔者」に呼応したものであり、原漢文の文意を日本語として忠実に把えて、訓読文にも表したものである。しかるに天永四年点では同じ箇所を、

談咲す。…偃-息す。…入(ラ)不

と、回想の助動詞を読添えず、原漢文の漢字のままにこれをサ変動詞「ス」によって動詞とするように訓読するか、

悲を銜めり。…冠(セ)リ(四段・サ変以外の動詞には「ことを獲たり」のように「たり」を用いる)

のように、完了の助動詞「り」を読添えて訓読している。これも乾いた表現に当り、平安初期点との相違は、接続表現のそれと相通ずる。したがって、時制の助動詞として、「き」の他に「けり」、「つ」「ぬ」「たり」「り」、「む」「けむ」「らむ」「らし」、「まし」、「じ」「まじ」や「べらなり」が、平安初期の訓読文には見られるのである。

このように、原漢文にその語に相当する漢字は存しないが、訓読文においては読添えられるところのテニヲハなどに異同がある。これは原漢文の文意を深く理解しそれを当時の日本語によって忠実に表現しようとすれば、必然的にその種類と量とが多く用いられるようになるものである。この読添えの仕方において、平安初期点と院政期の天永四年点との間に大きな相違が認められる。しかもその相違は、接続・時制などの各表現を通じて一定傾向を示している。平安初期点では原漢文の文意を深く理解してそれを当時の日本語によって表現しようとするために、読添え語が多く用いられる。これに対して、天永四年点では粗な乾いた表現であるために、読添え語が無いかまたはきわめて少なくなる。右に掲げた「救護篇」序文の訓読文では、こういう相違が、他にも、

魯連といふヒト(平安初期点)　魯連(天永四年点)
干木といふヒト(同右)　干(カシ)木。(同右)
銜(ミ)きといふ(同右)　銜めり(同右)

などが挙げられる。これらは天永点に読添え語がない場合である。

読添え語は天永四年点でも用いられるが、そこでは種類も限られ、量も少ない。構文上欠くことの出来ない基本的な格助詞・接続助詞(ば・て・ども・とも等)・回想「き」・完了の助動詞・推量「む」「じ」などは、天永点でも読添えられるから、両訓読文の同一箇所の訓読において一致することも少なくないが、中には、同一漢文を訓読するのに、平安初期点と天永四年点とで読添え語の異なるものがある。

化に慴(リ)て(平安初期点)　化を慴(ヘカ)テ(天永四年点)

柳倹といふヒト(同右)　柳(リウ)ー。倹(ケム)トイフモノ(同右)

第二例は後に掲げる訓読文から挙げたものであって、「柳倹といふヒト」が「柳倹トイフモノ」と変化するのは訓読史上の顕著な事象の一である。平安初期までの日本語では、人物を表すのに「ヒト」という語を用いて、事物を表す「モノ」とは区別されていた。しかるに後世は、人物を表すのにも「モノ」という語を用いて、事物を表す場合と区別がなくなった。これには、漢文の「者」字が人物と事物との意味を持っており、これを訓読するのに、平安初期点では当時の日本語に従って、人物の意味の時は「ヒト」、事物の意味の時は「モノ」と訓み分けていたのに、平安中期以降は次第に、「モノ」という一訓が人物の意味の時にも事物の意味の時にも一様に用いられるようになった。「者」という字を同じくするために、日本語の「ヒト」と「モノ」との意味の差を捨象して、一漢字に一訓が定着しようとしたわけである。かくて漢文訓読を離れて、日本語そのものでも「モノ」が人物の意味を担うようになった。先の「といふヒト」から「トイフモノ」への読添え語の相違も、その背景にこのような、訓読の変遷があり、その現れである。第一例の「に」から「を」への相違もまた訓読史を反映したものである。このような読添え語における訓読史上の新古の現象を反映したものは、右の序文中に他にも認められる。

次に、「救護篇」の序文に続いて、「蕭瑀金剛波若経霊験記曰」の本文が始まる。その石山寺本の平安初期朱点の訓読文は次のようである。

蕭瑀が金剛波若経の霊験記に曰(ハク)。刑州の治中に柳倹といふヒト、随(隋)の末に扶風の岐陽(郡名也)の宮(ノ)監国に任じたり。初(メ)〔為〕李密が王事に、横に〔被〕牽引(トヲ)ハレて〔在〕大理に禁ぜラル。常(ニ)金剛波若(ヲ)誦(ス)ルに猶、両紙来有(リ)て〔未〕遍(ヲ)ヘズ。時(ニ)忽然(タチマチ)に睡(イネブ)り夢ミ一の婆羅門の僧(ヲ)見て倹に語て云(ハク)(以下、平安初期朱訓点欠)

これと同じ箇所を、天永四年点は次のように訓読している。

蕭瑀が金剛般若経の霊験記(ニ)曰(ハク)。刑州の治中、柳倹トイフモノ、隋の末に扶風ノ岐陽宮の監(平軽)国(ニ)任(ゼ)リ。初李密が王事の為に、横(サマニ)牽引セ被(レ)テ大理の禁に在(リ)。常(ニ)金剛般若(ヲ)誦(ス)。猶両紙より来遍ヘ未(ル)こと有(リ)。忽然と睡れり。夢見(ラ)く。一婆羅門僧倹(ニ)語(リテ)云(ハク)、

この、時代の異なる二つの訓読文を読み比べると、ここでは漢文の助字について訓法が相違することが分る。受身の「為―被～」をそれぞれ次のように訓読している。

〔為〕李密が王事に、横に〔被〕牽引ハレて〔在〕大理に禁ぜラル。(平安初期点)
李密が王事の為に、横(サマニ)牽引セ被(レ)テ大理の禁に在(リ)。(天永四年点)

平安初期点では、〔為〕〔被〕共に不読として、この漢字による構文の文意は、読添えの「に」「ル」というテニヲハで表している。したがって訓読文そのものが、当時の日本語文として不自然ではなく法格にかなっており、訓読臭を感じさせない。これに対して、天永四年点の「…の為に…被(レ)テ」という訓法は、本来の日本語にはなく、漢文訓読によって生じたものである。本来、日本語の「ため」は、上代文献によれば、相手の利益を表す語であって、それが「牽引ハル」という受身の表現に関しても用いられるようになったのである。漢文では「為」字が、利益の意味にも、受身にも用いられるところから、本来は利益の意味が「タメ」、受身の場合は不読として格助詞「に」を読添える、という風に訓み分けていたのを、後世は、「為」という字を同じくするがゆえに、受身の場合にも「タメ」を用いるようになった。先に説いた人物を表す「者」と同様に、一漢字に一訓が定着しようとして生じた、訓読史上の新しい訓法なのである。これと同趣の訓法は、「救護篇」序文の方の「以」字についても認められる。

〔以〕救護の〔之〕篇を〔於〕章の首に冠ラ(シメ)たり(平安初期点)

救護之篇(ヲ)以(テ)〔於〕章の首に冠(セ)リ(天永四年点)(「篇」に返点があり、また天永点では「以」は「モツテ」と訓読するのが普通である)

平安初期点が不読として「を」を読添えるのに対して、天永四年点の当時は、他の訓点資料でも一様に「ヲモツテ」と訓読するのと揆を一にする。このような助字の訓法における相違は他にも認められる。

助字の訓法についてははなはだしい相違が認められるのであるが、実字の漢字の訓法にも、二つの訓読文の間に相違の認められるものがある。これは二つの項目にまとめられる。

(1)平安初期点が和訓に読む字句を、天永四年点は字音に読む。

曾(カサナ)レル波に(平安初期点)　層-波(ニ)(天永四年点)
冠(カブ)ラ(シメ)たり(同右)　冠(セ)リ(同右)
烈(シク)ある火(同右)　烈-火(同右)

(2)平安初期点も天永四年点も共に和訓で読まれるが、その和訓が異なる。

溺(オボヽ)セ(ド)も(平安初期点)　溺(オボ)ルトモ(天永四年点)
睡(イネヽブ)り(同右)　睡(ネブ)れり(同右)

それぞれの和訓は質的に異なっている。天永点の和訓「溺オボル」「睡ネブル」は『類聚名義抄』(観智院本)のような古辞書に収載されてあるのに、「オボヽル」「イネヽブル」の語は収載されてはいないものである。新古の判明する「オボヽル」は「オボル」の前身であって古形を示している。これは平安初期の用語が当時の訓読に現れたと見られる。同趣のことは、(1)における平安初期点の方の和訓、「カゞフル」についても言うことが出来る。

次に、副詞に訓読された漢字に対する呼応語に、相違がある。二つの訓読文の「況乎」を「イハムヤ」と副詞に訓ずることは、古今を通じて変らない。しかしその呼応語には変化がある。即ち後世の呼応では「況ヤ……ヲヤ」を読

添えるのが慣行となっている。しかし平安初期点では、その呼応語は様々の形を示しており、「況」字を挟んで対応する上文の中の同格に合せて読添える。例文中の、平安初期点では、

況乎　象帝の〔之〕先(ト)法王の〔之〕母とや。

のように「先(ト)…母と」は、「況」の上文「神女」と同格の主格(格助詞を用いない)で表し、それに強意の助詞「ヤ」を添えている。これに対して、天永四年点では、

況乎　象帝之先、法王之母なり。

のように、呼応語さえも欠いた訓読となっている。これは新しい訓法である。

右に述べたような相違の他に、二つの訓読文では、対句の訓法にも変遷が認められる。

『金剛般若経集験記』の冒頭の例文について認められた平安初期と院政期との訓読文の相違は、時代の推移による変化であり、漢文訓読文の変遷を象徴するものである。したがって単に「救護篇」の冒頭に止まらず、『金剛般若経集験記』全文の訓読についても同じ傾向が認められる。さらには、『妙法蓮華経』の平安初期の訓読文と院政期の訓読文についても、『大唐三蔵玄奘法師表啓』(『大慈恩寺三蔵法師伝』巻六に同文が収められている)、『大唐西域記』についても、また『観弥勒上生兜率天経賛』、『地蔵十輪経』、『金光明最勝王経』のそれぞれの訓読文についても同断である。そこに共通して得られた、訓読変遷の類型は次のようである。

1　読添え語

(1)　平安初期の訓読文では、添意性のテニヲハが用いられ、助詞の「イ」「シ」「コソ」「ゾ」「スラ」「ダニ」「サヘ」「バカリ」、「テシカ」「ヌカ」「モガ」「カシ」「モノカ」「モノゾ」などがあり、助動詞では「ケリ」「ケム」「ラム」「ラシ」「マセ」「ベラナリ」などが用いられ、訓読文が当時の口語を反映している。しかし院政期の訓読で

は、これらがまったく用いられなくなるか、少なくなる。(ただし、「或（アルイハ）」の「イ」、「但（タダシ）」の「シ」の用法のように、複合語の中に含まれ、特定漢字の傍訓として、化石的に後世に残った場合はある)

(2) 平安初期の訓読で用いた諸種の類義語の意味の差を、院政期の訓読では捨象して特定語に代表させ用いる。例えば、接続表現において、「カラニ」「ツツ」「ド」「ヲ」「ニ」「モノヲ」、「テ」「シテ」「バ」「ドモ」「トモ」などによる諸種のいい方を「テ・シテ」「バ」「ドモ・トモ」で代表させる。また推量表現の「ケム」「ラム」「ラシ」「マシ」「ベラナリ」、「ベシ」「ム」などによる諸種のいい方を「ベシ」「ム」で代表させる類である。

(3) 格表示語・時制の助動詞・指定の助動詞などは、平安初期点では、その意味機能の差に応じて種々に用いられているのに対して、院政期点では、構文上の必要最少限に読添えられる。

2 助字の訓法

(4) 平安初期の訓読では、各助字は、その文脈に応じて、微細に訓み分けられ、訓読文としても日本語の法格をはなはだしく乱すものではなかった。このために、同一漢字の助字であっても、ときには不読であったり、ときには文脈に応じた助動詞や助詞の訓を選び訓読した。これに対して、院政期の訓読では、同一漢字の助字には、画一的に一定の訓が宛てられる傾向がある。そのために助字の文脈における微妙な意味の差は捨てられ、日本語の法格を破るものも生じた。例えば、文末助字「耳」は、平安初期点では、文脈に応じて不読の場合もあり、他の訓を対応させることもあるが、院政期の訓読では「ナラクノミ(マクノミ)」の一定訓に固定する傾向がある。受身の「為—被」の「為」に「タメニ」の訓が固定するのもこの類である。

(5) 平安初期の訓読で、助詞・助動詞などの辞の訓を対応させていた助字が、院政期の訓読では、安定し一定した詞の訓になっている。例えば接続の助字「及」は、平安初期には並列助詞の「ト」に訓むかあるいは不読とするかであったが、院政期の訓読では一様に「オヨビ」となっている。また、「勿」は平安初期には「ナ」「ジ」「ザ

ル」「ナシ」「ナカレ」など種々に訓まれるが、院政期では「ナカレ」が主となり、中でも「ナ」「ジ」「ザル」がほとんど用いられなくなる。「已」は平安初期には「ヌ」「タリ」「リ」「ヲハル」の訓があるが、院政期では「ヲハル」が主となる。「雖」を「トモ」「ドモ」と訓むことは平安初期に見られるが、これが「イフトモ」「イヘドモ」の「イフ」を訓に取り込み、「イヘドモ」に固定する。「非」が「ズ」「ジ」から「アラズ」と固定するのも、「亦」が「モ」や不読の訓法から「モマタ」に固定するのも、「以」が「テ」「ヲ」や不読の訓法から「モツテ」に固定するのも同一の類型に摂せられる。「者」を「ハ」「バ」と訓じていたのが「モノハ」と変るのも同趣の事象である。

再読字が、平安初期には決して再読表現にならず、「当(ム)」「当(ベシ)」「当(命令形)」「当(マサニ)」など助動詞や副詞の訓に一回だけ読まれ文脈に応じて諸種に読み分けられていたのが、院政期に「当(マサニ…ヘシ)」の再読訓が頻用されるのも同趣のことであり、他の再読字「将(マサニ…ムトス)」「未(イマダ…ズ)」「須(スベカラク…ベシ)」「宜(ヨロシク…ベシ)」などが院政期点には用いられるのも同じ事象である。

3 副詞(または副詞様の訓)に対応する呼応語

(6) 平安初期の訓読で種々の呼応語を持ったものが、院政期には一定の呼応語に定まる。例えば、「況(イハムヤ)」は、この字を挾む上文と下文とを対比させる用法であって、下文に叙述語のある際は「…ムヤ」と訓ずるが、下文に叙述語のない際は、下文の語の格は、対比させる上文の成分と同じにするところから、「況ヤ」の結びに「イハ」「テハ」「ヲハ」「ニハ」「ハヤ」など種々があった。これに対して院政期では「ヲヤ」(ヲは間投助詞であって格とは係らない)の一定語に読まれる。

(7) 平安初期で呼応語を有していた訓法が、院政期には、呼応語がなくなる。例えば、「既ニ」「已ニ」は、平安初期には下の用言に完了・回想の助動詞を読添えるが、院政期には、これらの助動詞がないのが普通となる。また、平安初期の「唯…ノミ」「曰ク…トイフ」「恐ラクハ…ムカト」「願ハクハ…ムト」における傍線の語が、院政期

には読添えられないのが普通となるのもこの類である。

4　実字の訓法

(8)　平安初期では和訓としている語を、院政期には字音で読む。

(9)　平安初期も院政期も共に和訓であるが訓が異なっている。この場合、院政期の和訓は、当時の字書にも収載されうる一般的なものが普通である。

『金剛波若経集験記』の平安初期点では、「過」を、

引之而過ユク　　王前唱メシ過ワタス

死引過ミチユク　　王前閲過ミワタセバ

既過至也(イタル)仍擁之サフ　　乗駅ハイマ従梓州過ヨキリ

のように別々の訓を与えている。動詞としての「過」に「渡也」「経歴する」「踰える」「猶至也」「去也」「越也」などの意があり、それに応じて文脈上の解釈をも担い表している。これに対して天永四年点では、六例とも画一的に「スグ」と読んでいる。「スグ」は観智院本『類聚名義抄』に所載の訓である。

また、一漢字に対して、日本語の二単語以上から成る訓を平安初期点が「騎マタカリキヌ」と用いたり、二漢字に対して日本語の一単語の和訓を「合眼ヒソキテ」のように宛てるのもこの類である。

5　対句の訓法

対句の上句の結びの形式は、今日では中止形に読むのが普通であるが、古くは終止形であって、二文を対照させる訓法が多い。平安初期の訓読には終止形が多いのに対して、院政期の訓読には中止形が多くなっており、終止形式から中止形式へ変化するのが一般的傾向である。

これらの諸事象に共通する原理は、平安初期の訓読法が、一つ一つの漢文を文全体として把え、その文意を正確に

理解してこれに対応する当時の口語を宛てて微妙な意味用法をも訓読の上に表し出していたのに対して、院政期点の示す訓読法は、漢文の各漢字を一字一字として、それに対する一定の訓を以て読み、これの寄せ集めとして訓読する、いわば即字的な訓読法に変化したことである。その背景には、古代日本人が文化の源泉とし仰ぎ吸収した中国文化との交流の歴史的な推移が大きく関与しているのである。

以下、第I期・第II期・第III期の各期の訓読文の特徴について述べることにする。

第I期平安初期(九世紀)の漢文訓読文は、各資料が個別的で、訓点資料ごとに異なっている。同一内容の漢文についても、訓読法が隅々まで一致するものは、一つも見出せない。

『妙法蓮華経』は、経王として諸宗派にわたって広く読まれたので、平安初期の訓点資料でも現存するものが八点ある。(1)山田本『方便品』一巻(ヲコト点・第一群点、天長頃)、(2)明詮僧都訓読(立本寺本六巻中に異説として書入れたもの、ヲコト点・第二群点、元興寺法相宗明詮天長五年四十歳)、(3)新薬師寺蔵本八巻(ヲコト点・特殊点、弘仁以前)、(4)守屋本『妙法蓮華経化城喩品』一巻(ヲコト点・第三群点、貞観・元慶頃)、(5)唐招提寺蔵巻六(ヲコト点・第三群点、貞観・元慶頃)、(6)『註妙法蓮華経』巻五(ヲコト点・第一群点)、(7)『註妙法蓮華経』巻八(ヲコト点・第一群点)、(8)京都国立博物館蔵『妙法蓮華経』八巻(ヲコト点・第一群点ニトハカ点に近い、貞観頃、天台宗比叡山僧か)があるが、相互に訓読法に異同がある。

例えば、巻八「普賢菩薩勧発品」の中から、興福寺本『日本霊異記』が「法華経に云はく」として引用している箇所があるのでそこを見よう。巻上の一九話「法花経品を読む人を呰りて現に口喎斜みて悪報を得る縁」に、

法花経云、若有ニ軽咲之者一当ニ世々牙歯疎缺、醜脣平レ鼻手脚繚戻眼目角睞一者

とあり、この部分の訓注に、

疎於呂會可尔　繚戻上礼于反下来反二合毛止利天　角睞下七反二合須可尔

とある。この訓注によって、その前後を加えて訓下すと次のようになる。

是に即坐に沙弥の口喎斜みて、薬もて治療せ令むるに、終に直ら不。法花経に云はく「若し軽み咲ふ者有らば、当に世々に牙歯疎ニ欠け、脣醜く、鼻平み、手脚繚戻リテ、眼目角睞ニなるべし」といふは、其れ斯れを謂ふなり。（日本古典文学大系本による）

この訓注は当時の『妙法蓮華経』の訓読の忠実な反映と見られるが、細部に至るまでこれと完全に一致するものは見出し難い。

[明詮僧都]

若(シ)軽(ミ)咲(フコト)有(ラム)者(ハ)、当(ニ)世世(ニ)牙歯疎に欠(ケ)ム。脣醜(カラ)ム。鼻平(マ)ム。手脚繚リ戻レラム。眼目角睞チ、身体臭(ク)穢(シカラム)。悪瘡膿血ラム

(若有ニ軽咲ニ之者、当世世牙歯疎欠、醜レ脣、平レ鼻、手脚　繚　戻、眼目角睞、身体臭穢、悪瘡膿血　)

[新薬師寺本]

若(シ)軽(ミ)咲(フコト)有(ラム)者は、当に世世に牙歯疎(ニ)欠(ケ)ム。脣醜(カラ)ム。平鼻(ア)りて手脚繚(リ)戻(レラ)ム。眼目角睞(ニ)て、身体臭(ク)穢(シカラ)ム。悪瘡膿血(ラ)ム

(若有ニ軽咲ニ之者、当世世牙歯疎欠、醜レ脣、平鼻　手脚　繚　戻　眼目角睞　身体臭穢、悪瘡膿血)

[京都国立博物館蔵本]

若(シ)之を軽み笑み(スル)ことある者は、当(ニ)世世に牙と歯と疎に欠(クルコト)あり、脣醜(ク)、平鼻にあり、手脚は繚ー戻とカサナリモトりて、眼目角ー睞にあり。

(若有レ軽ニ笑　之ー者、当　世世牙歯疎欠、　醜レ脣、平鼻、手脚　繚ー戻、眼目角ー睞。)

いずれも異同があるのであるが、「当(マサ)ニ」に呼応する語を見ると、明詮僧都・新薬師寺本の訓読が「欠ケム—…醜カラム—…戻(モトレ)ラム—」のように推量表現にしているのに対して、京都国立博物館蔵本は「欠クルコトアリ…平鼻ニアリ…角—睞ニアリ」と表している。明詮僧都・新薬師寺本の訓読は南都系のものであるのに対して、京都国立博物館蔵本は天台宗比叡山の訓読と推定されるもので、大差が認められる。『妙法蓮華経』の他の訓点本の訓読を相互に比較しても、京都国立博物館蔵本の天台系に対しては、南都系の訓読が基本的に通じ合うものがあり、また南都系の中でも新薬師寺本が他と異なるなどが判明する。(6)

このように、平安初期の訓読は、資料ごとに個性的である一方、ある程度の類別も出来るのであるが、これは異同を微視的に観察した場合であって、平安初期の訓読という点では、基本的に共通する特徴をいずれも持っている。それが平安中期や院政期の訓読との大きな相違となっている。その特徴は種々挙げられるが、訓法について例示すれば、先掲の『妙法蓮華経』の「当(マサニ)」が再読表現にされず一度の訓だけであるのは顕著な事象である。連接の助字「及」を「オヨビ」と訓ぜずに、不読にするか並列助詞「ト…ト」に訓ずるのも平安初期の通有の事象である。強意の助詞「イ」はどの訓読文にも読添えられる。「況(イハムヤ)」の呼応が「ヲヤ」一色でなく上文の格に応じて種々に訓ぜられるのも平安初期の訓読の特徴である。このような訓法についてはすでに述べたので、ここでは平安初期の訓読文について、文法面から重点的に触れてみよう。(7)

代名詞のうち、遠称の「カ」系は、人称・事物代名詞ともに、十分に発達を見せず、「ソ」「ソレ」が遠称を表すことがこの期を通じて見られ、「カ」系は九世紀の後半期に偏って現れる。遠称では「カ」と「ソ」の新旧が交替する過渡的状況を示している。自称の「ア」「アレ」も散見するが、コソアドのア系「ア」「アレ」「アスコ」が『地蔵十輪経』元慶七年点には早くも現れている。連体用法の「コレノ」「ソレノ」が、奈良時代に引続いて、第三群点・第四群点など、ある系統の訓点資料には用いられる。

動詞の活用形の用法において、已然形が条件句を作る場合に、順接には助詞「ば」、逆接には助詞「ど」「ども」を附けるのが平安時代の和文では普通であるが、奈良時代には未だ「ば」「ど」「ども」を附けずに、已然形だけで条件句を作ったり、またはそれに「こそ」「か」「や」などの係助詞を附ける用法が残っていたが、この用法が平安初期の『成実論』天長五年点・『大乗広百論釈論』承和八年点・『大智度論』天安二年点の一部の資料にも次のように引続き見られる。

行者何の相、何の縁(ヲ)以(チ)てあれ初禅に入(ル)(『成実論』天長五年点)
何の欣(フ)べきところアレカ修証(セ)ムといふ(『大乗広百論釈論』承和八年点)

奈良時代の用法に比べると、順接を表す用法のみであって、逆接がない。これは、用法が縮小した反映であろう。
動詞の活用形式が、奈良時代から平安時代に個別的に変ったものがあって、「忘る」「隠る」「分く」「触る」は新形の下二段に活用し、「垂る」「乱る」は旧形の四段と新形の下二段、「恐る」も新旧の上二段と下二段と二形がある。一方、「掠む」「鍛ふ」「生く」(四段)、「喜ぶ」「悲しむ」「怪しぶ」「賤しぶ」「学ぶ」「啇ぶ」「辞ぶ」(上二段)、「はばむ」(下二段)は古形に活用する。

平安初期訓点資料の動詞の中には、(1)上代の文献に見えるが、平安時代和文には見難い「着り」「振く」「廻む」「祈む」「著く」「食す」「隠る」がある。(2)和文には用いられるが、第Ⅲ期の訓点資料には見出し難い「消つ」「塞ぐ」「睡」「怖づ」「被く」「塞ふ」「退く」などがある。これらは和文語に対する訓読語が固定する以前の、訓読の状態を示すものである。

形容詞の活用形の用法では、未然形「―ケム」、「(ヲ)……ミ」が奈良時代から続いてあるが前半期に多く、用法も縮小している。已然形「―ケレ」は平安初期に入っても発達が遅れたらしく、後半期に偏って現れる。補助活用「カリ」系は、「クアリ」と共存するが、次第に用法を拡げる様相を示し、新旧の過渡的状態にある。連用形「ク」に助

詞「て」が附いた「—クテ」の形も、「ニテ」と共に、少なくない。

形容詞の活用形式が、個別的にク活用からシク活用に転ずるのも語による遅速があり、シク活用も発達して、ク活用に所属する語との間に意味上の差が認められる。第Ⅲ期の訓読文の形容詞と比べると語種も語義も豊かであり、上代語とされた「みがほし」や、和文に見られ訓読には用いないとされる語の「多カル」「多カレ」の形なども見られて、和文との対立状態は後世ほど明確ではない。

形容動詞は、(1)情態言の語構成において、「ラ」が上代と同様の造語力を保存しており、平安中期以後の和文などにおいて、「ヤカ」が優勢になる以前の姿を示している。しかも造語力の保存の実情は、平安初期の訓点資料の用語が、上代語の単なる残存ではないことを語っている。(2)タリ活用は、平安初期に入っても発達が遅れたらしく、後半期に偏っている。ここにも新旧の過渡的状態が現れている。

副詞は、他品詞に比べると語形の変化が少ないが、平安初期一〇〇年の間に、マニマニ→ママニ、シマラク→シバラク、ヤヤク→ヤウヤク、アタカタモ→アタカモ、ミダリテ→ミダリニの変化の例が拾われる。平安初期には上代と同じ「イヨヨ」であるが、後世「イヨイヨ」と変化するものもある。平安初期における国語の諸変化が、当時の訓読文に反映したことは、このように副詞の語形からも認められる。

平安初期の訓点資料には、添意性の助詞や助動詞も種々使われたことは、先に述べたことであり、紙数の都合で詳述することが出来ないが、例えば指示強調の助詞「し」は、「猶(なほし)」「唯(ただし)」の傍訓だけでなく、独立した読添え語としてすくなからず用いられている。その用法が上代に通ずる内容を持つ点本と、用法が狭くなって「…しゝば」という平安中期の和文の用法に連続する内容を持つ点本とがある。それは、この一〇〇年間の訓点資料の上にも新旧の変化が現れていることを示している。

このように見ると、平安初期の漢文訓読文は、院政期の固定した訓読文とは異なり、奈良時代語から平安時代語へ

という国語の変化を反映していることが分る。それでは当時の口頭語そのままかというと、そうではない。口頭語的性格の「なむ(なも)」が、漢訳仏典などの訓読文には皆無であるのは、注目されてよい。この点で、宣命の文章とは明らかに相違する。平安初期において、漢文訓読文は、比較すべき異質の文体に恵まれないうらみはあるが、ある種の文体的特徴を持っていたであろう。漢訳仏典のような漢文を理解するという目的や行為が、すでに和歌のような情緒的表現を必要とすることを少なくしている。その上、儀軌のような仏典の文章においては、漢文の表現内容そのものが単純であって、文の種類も、平叙文・命令文などの連続で平板となり易い。加えて、漢文そのものの措辞、「況」「豈」のような副詞を訓むことで漢文的表現が生まれる。平安初期の漢文訓読文は、後世の即字的訓法によって生まれる極端な訓読調ではないにしても、和歌や宣命体などとは異なる、説明的な文体的特徴を持つ文章であったと思われる。

第Ⅱ期平安中期(一〇世紀)の漢文訓読文は、第Ⅰ期の訓読文の基盤を継承して、文法の面ではその枠をはなはだしく踏み出さず、むしろ語種・用法を縮小する方向にあり、訓法の面では即字的な新しい事象が生じて来る。

新しい訓法は、仮名字体やヲコト点法に新しい固定・伝承の風潮が生じた、資料群に積極的に見られる。[8] まず、乙点図の資料を見るに、『蘇悉地羯羅経略疏』寛平八年点には、「当」などに再読の訓法があり、「者(人物を表す)」、「況」の呼応に「ヲヤ」という新しい形を用い、助詞「イ」の読添えがまったくなくなっている。一方、「及」は古用で「オヨビ」の訓が成立せず、新旧が共存するが、新しい訓法の力が強い。他の乙点図の資料も同様であって、その訓法が基本的に共通しているようであり、仮名字体・ヲコト点法の一致していたことに対応する。

次に、順暁和尚点の資料を見るに、淳祐の『弁中辺論』延長八(九三〇)年点には、「及」を「オヨビ」と訓じており、「言はく」の呼応が「ト」のみであって「イフ」を読添えない、などの新しい訓法がある。一方、「当」は「当に…む」「当レ知」のように再読表現にならず、「者(人物を表す)」、助詞「イ」を読添えるなど古用もあり、やはり新旧が共存するが、全体として古用の力が強い。他の順暁和尚点の資料も大同である。

乙点図の訓読法と淳祐関係の訓読法とは、共に新旧の事象があるが、そこには差異がある。これは旧仏教の南都に学んだ淳祐の学問、訓読習得の事情と、乙点図の使用者、おそらく新仏教の天台宗の比叡山の僧とその流の学問、訓読方式との相違に基づくものであろう。

『弁中辺論』には、興福寺僧都空晴の講義を天暦八(九五四)年に聴聞した南都系の訓点資料がある。右に掲げた淳祐の訓法と比べると、例えば、「此増長善界入義及事成」(巻下)という箇所を、淳祐の延長八年点では、

此(ハ)善界を増長(セ)しむ(ル)ト入る義と及ビ事成となり

と訓読するのに対して、空晴の天暦八年点では、

此は善界を増長(セ)シム(ル)と義をば入(レ)て(スルト)〔及〕事成となり

と訓読し、淳祐が「及ビ」と訓ずるのに対して、空晴は平安初期の南都の訓と同じく不読である。空晴の訓読は全般に古用を踏襲している。

南都の伝統を引く訓読文には、平安中期でも、助詞「イ」が読添えられたり、再読表現が見られなかったりして、古い形式が強い。しかし、『大乗掌珍論』天暦九(九五五)年点(第三群点)の示すように、助詞「イ」を用いる一方で、「及ビ」の訓法が見られるなど、新しい訓法の影響も次第に現れて来る。

これに対して、ヲコト点が点図集の点法と一致する資料のうち、天台宗関係では、新しい訓法が積極的に採入れられた趣がある。叡山点を用いた『熾盛光仏頂儀軌』天暦四(九五〇)年点は、比叡山関係のものと見られ、その訓法は再読表現が再読字二〇例余のうちの四分の三まで多量に用いられ、「イ」を読添えず、「者」の新訓法を用いるなど、新しい訓法に傾いている。西墓点を用いた『蘇悉地羯羅経』延喜九年点は、三井寺の点本で、その訓法は再読表現が早くも見られ、平安中期の初頭という時期から見て使用量は多いとはいえないが再読表現の成立を証するものであった。その他、新しい訓法の種類が多く、「及ビ」を用い、「イ」は用いず、「者」、「況……ヲヤ」もあり、「則チ」の訓

法まで現れ、全体として新しい訓法が優勢である。

第Ⅱ期の訓読の特徴を、他の時期と比較していうならば、新旧の訓法の過渡期の様相を示すといえよう。その訓法の旧から新への推移において、訓点資料間に遅速があり、同一事象の量に多寡があって、それが使用者の宗派とある対応関係を持っている。

文法・語詞の面では、基本的には第Ⅰ期のそれを継承しつつも、語種・量・用法は縮小する方向がうかがえる。しかしその時代語の変化はそれぞれに反映している。興聖寺蔵『大唐西域記』巻十二の平安中期点は、天暦頃の加点と見られ、その中に、終助詞「テシカナ」、接続助詞「ヲ」「ニ」「ツツ」、係助詞「ゾ」、副助詞「バカリ」などが用いられている。

左-史之書-事を頒(ワカ)チテ職-方之遍-挙を備(ソナ)ヘテシカナ

我子已(ニ)死(シ)タルヲ尚(ホ)当に謬(イ)エヌベシ(ト)曰(フ)

乃チ曰ク「尓が輩何(ノ)人ぞ形-容卑-劣にシて袈-裟を被-服せる」

豈(アニ)、実(ニ)迦-維に神を降(ト)シ娑羅に化を(音)濳(カク)シタマフバカリノミナリ〔而已〕

第一例の「テシカナ」を見るに、願望の終助詞は奈良時代には「モガ」「テシカ」であり、この語形が平安初期の訓点資料には見られる。山田本『妙法蓮華経方便品』古点の「具足の道を聞(キ)たまへてしか」がこれであるが、『東(とう)大寺(だいじ)諷誦文稿(ふじゅもんこう)』にも「紅ノ貌(ミ(カホ))ヲモ今モ見テシカモヤ…聞(キ)テシカゾヤ」とあり、『古今和歌集』にも「テシカ」が二例ある。一方新形の「モガナ」「テシカナ」は『古今和歌集』『伊勢物語』『大和物語』『落窪物語』『蜻蛉日記』に見られ、『竹取物語』は「テシカナ」、『土左日記』は「モガナ」とあって共に新形である。『脚結抄(あゆいしょう)』でも「モガ」は上つ代に詠み、「中頃」(九八五—一一五七(寛和元—保元二)年)よりは見えずと説いている。『大唐西域記』平安中期点の「テシカナ」は「ナ」の附いた新形であって、上代語を残存させたのでなく、「テシカ」が平安時代に入って

変化した「テシカナ」が時代語としても生きており、それがこの訓読に反映していると考えられる。第四例の「バカリノミナリ」の「バカリ」は程度の意味である。「ノミ」との複合それ自体が院政期の訓読文には見難いものであるが、『古今和歌集』には「影ばかりのみ」とあり、その意味用法が前期和文に通ずる。『伊勢物語』『大和物語』『土左日記』『竹取物語』の「ばかり」は程度の意のみで限定と解するものがいまだなく、『蜻蛉日記』から意味拡張の過程が見られるという点から見ても、その時代語としての新しい意味用法がこの訓点資料に現れていると見てよいようである。『大唐西域記』に「浸(ヤウヤク)」とあるのも「ヤウヤク」の新しい変化形である。「ヤウヤウ」は和文ではこの新形が現れるが、『大唐西域記』には、いわゆる訓読語と対立するところの和文語とされる語詞もある。「ナノメナリ」(訓読語は「ナナメナリ」)、「タマハル」(訓読語は「アタフ」)などが用いられている。

山川邐(利)迤(イ)トナノメニシテ土地沃壌なり

筆札を給(マハ)テ

平安中期の訓点資料には屢々この種の語詞が見られるものがある。石山寺一切経の『仏説太子須陀拏経(ぶっせつたいしすだなきょう)』平安中期点には「太劇(イタク)」「大熱(イト)し」「便去(ハヤイネ)」「汝便(ハヤク) 随て去(ユケ)」「是ル輩(カヽ)」「此(カヽルこと)」「為(ナゼニゾ)」「何為(ナゼニか)」「何時(イツカ)」「不(ザリケリ) 」があり、「アナリ」が、

有(アナリ)二一の男一の女一 可(ユルシテム) 往て乞(はるモノナラハ)之

のように用いられている。『蘇悉地羯羅経略疏』天暦五(九五一)年点にも「来(キナバ)」「稍(ヤヤ)」が見られる。

ただ、この期の現存訓点資料には、儀軌の類が多く、この漢文自体が単調で内容や措辞の変化に乏しいために、訓読文そのものも語詞・文法が単調であって右掲のような語詞・文法の現れる余地のないものもある。

平安後期にも、石山寺蔵『守護国界主陀羅尼経』古点に、「中に堅(カタ)ク執着シハヘルこと无シ」(巻六)の補助動詞「ハベリ」や、「底(ソコヒ)に至(ル)ベイこと無シ」(巻二)の助動詞「ベイ」もあり、降って石山寺蔵『大日経』巻七の長暦四(一〇四〇)年点にも「多饒ニヤハベラム」が用いられている。平安後期の訓読文も、基本的には平安中期に通ずる面が

うかがわれる。
第Ⅲ期院政期の漢文訓読文の基本的性格については、すでに平安初期の訓読文との比較において述べたところである。要するに、基本的には、漢文の各漢字を一字一字として、それに対する一定の訓を以て読み、それが助字にまで及び、その寄せ集めとして全文を訓読するという、いわば即字的な訓読法に変化したことであった。
その結果として、漢文訓読文という、日本語の表現類型の一つとしての、独特の文章を創り出すことになった。同時に平安時代の女性作家によって洗練され創り出された和文とは、語詞・文法などにおいて顕著な対立関係が生れたのである。
第Ⅰ期・第Ⅱ期の訓読文は、漢文の文章内容・措辞の影響を持つとはいえ、時代語の変化を反映する面があったが、第Ⅲ期には、時代語の反映は和文には出ても、訓読文の方は固定化したために、その反映は少なくなってしまった。
『妙法蓮華経』について第Ⅲ期の訓読の例として、立本寺蔵寛治元(一〇八七)・二年点を引こう。
正使(タトヒ)十方に満(テ)ラムモノ皆舎利弗と及び余の諸の弟子との如(ク)して亦十方の刹に満てナむ(巻一)
世尊・四衆に囲遶し供養し恭敬し尊重し讃歎セラレタマフ(巻一)
これを平安初期の訓読では、
正使十方に満(テラ)むひとの皆舎利弗の如(ク)あらむと〔及〕余の諸の弟子の〔亦〕十方刹(ニ)満(チ)てあらむとい
(山田本『方便品』古点、明詮訓読も同じ)
世尊(ノ)トコロニ四衆イ囲遶し供養し恭敬し尊重し讃歎シキ(明詮訓読)
助字や読添え語が大きく異なっている。
それでは院政期の訓読は、同じ漢文ならば皆まったく同じかというに、そうではない。今、平安初期点(明詮訓読)が、
我等仏に従ひたてまつりて聞(ク)をモチテ此の事の於(ウヘ)に疑無し

と訓読しているところを、院政期の三つの訓点資料について その訓読を比較すると、

A　我等従はタテマツリテレ仏に聞タマヘツレド於てニ此の事に一無しレ疑

B　我等従はたてまつりてレ仏に聞(キタマ)へて於おいてニ此事に一無レ疑

C　我等従はたてまつりてレ仏に聞たまへつれば於(テ)ニ此事に一無レ疑

のようであり、傍線部のような小異がある。Aは立本寺蔵『妙法蓮華経』寛治点であり、加点者は興福寺僧で法相宗の訓読を示し、Bは竜光院蔵『妙法蓮華経』明算の点で真言宗高野山の訓読を示し、Cは五島美術館蔵院政期点(藤南家経)で天台宗の訓読と推定される。この三本の訓読は、小異はあっても、基本的にはいずれも第Ⅲ期の訓読文の特徴を示しており、第Ⅰ期平安初期の訓読文とは質的に大きく異なっている。三本の差異を全般に比較して微細に見ると、法相宗の訓読が比較的古く、明算のが部分的に古い訓法を伝え、天台宗の訓法が比較的新しいという傾向も観察される。そのような差異は、仏書それぞれの訓法が、宗派ごとに固定して伝承された結果である。築島裕は『成唯識論』と『大日経』の諸点本について実証し[9]、三保忠夫は『蘇悉地羯羅経』の諸点本について追試した[10]。そこでは、真言宗小野流、同広沢流、天台宗山門派の訓読文の差異が浮び出された。次には、これらの宗派による訓読文の交流・融合の実態も解明される必要がある。

五　漢籍の訓読とその沿革

漢籍の訓読を専掌したのは、平安時代には、寺院の僧侶とは別に、俗家の学者、とくに大学寮の関係者であった。その環境には、寺院とは異なった習慣と伝統があったから、その訓読文にも、仏書とは異なる内容も生じた。しかし、訓読文の変遷の基本は、仏書と同様に、時期を第Ⅰ期・第Ⅱ期・第Ⅲ期と画して認められ、その推移も大同であった。

第Ⅰ期平安初期は、省画体・ヲコト点を用いた漢籍の訓点資料が一つも現存しない。おそらくそのような訓点資料はこの期にはいまだなかったであろう。訓読は、万葉仮名(草体など)や師説のような抄出本で表されたと思われる。万葉仮名の加点は九条本『文選』巻廿九の裏書や同巻二十三の「藉(之支る)」のような例から推定される。師説とは平安初期の大学寮における漢籍の講義ノートと見られる。(11) それらの訓法も、仏書における平安初期の訓法に通ずる。

第Ⅱ期平安中期は、漢籍に省画体・ヲコト点を持った訓点資料が現れ、それが現存する。その最古は、宇多法皇の寛平年間(八八九―八九八年)加点とされる『周易抄』であり、次いで、延喜(九〇一―九二三年)ころと推定される『古文尚書』古点である。この期の漢籍の訓点本には、万葉仮名(草体)と省画体・ヲコト点との二つの異なった体系の訓点が交用されている。交用の状態は院政期までも続くが時代が降るにつれて、万葉仮名の方の種類と量とが減少し、相対的に片仮名・ヲコト点が勢力を得て来る。万葉仮名(草体)は、平安初期以来の漢籍訓読に用いた古い伝統を伝えるものであり、省画体・ヲコト点は宇多法皇(仏書の加点に『胎蔵秘密略大軌』・『胎蔵略述』がある)(12)を仲介として、南都僧から始まった仏書の訓点記入方式が新たに取入れられたものであって、この期には訓点に新旧の両方式が交用されたが、後に次第に新しい省画体・ヲコト点方式に移行したものであろう。

この新旧の交用は訓法の上にも現れている。第Ⅱ期の漢籍の訓法の中には、師説をはじめ平安初期の古訓を残し伝えたものも含まれている。しかし一方では、仏書で平安中期に新たに起った新しい訓法と同じものをすでに持っている。『古文尚書』延喜頃点には、「将(マサニ・ムトス)」「令(シテ・シム)」などの再読表現、「況」の呼応を「ヲヤ」の新しい形でし、助詞「イ」を用いないなどの訓法が見られる。これは平安中期の仏書の宗派別の訓読法のうち、天台宗の訓法に近く、中でも乙点図の訓法に通う面が多い。省画体とヲコト点を仏書から取入れたことは、単に表記面だけでなく同時に訓法にも影響があったはずである。また、漢籍のヲコト点法が乙点図と同じ第五群点であることも、両者に密接な関係を想定することが出来る。また、平安中期の漢籍の訓法の中には、『史記』の「有能使治」を「ヨクヲサメツベキモノアリヤ江」のよ

うに院政期の即字訓とは異なる訓み方をしているものもあって、仏書の平安中期の場合と基本的に通ずる面がうかがわれる。

第Ⅲ期院政期の漢籍の訓読は、まず、万葉仮名草体が前代に比べて急に減り、これをまったく用いない訓点本も現れる。ヲコト点法も固定を始め、点図集所載の古紀伝点・明経点に一致するものが普通となる。訓法では即字的なものが多くなり固定して来る。大学寮の教官の世襲が起り、特定の博士家が代々これを専掌するようになり、紀伝道では、大江家・菅原家・藤原日野流・式家・南家、明経道では清原家・中原家が、漢籍ごとに、それぞれの家説による訓読を、訓点本によって伝えた結果である。それぞれの家説の差異を微視的に見ると、藤原家が和文調を含み、菅原家が訓読調を強く持つという傾向もある。

こういう推移を経て固定した漢籍の訓読法を仏書のそれと比較すると、同一漢字でも訓法の相違するものがある。仏書では「則」を「スナハチ」と訓むのに、漢籍では不読とし、多く「トキンバ」を読添える。願望の助動詞の「欲」は、仏書では「ムトス」「ムトオモフ」「ムトオボス」と訓むのに、漢籍では「マクホツス」「ムコトヲホツス」と訓み分けるのである。仏書で「言・辞」ともに「コトバ」と訓じ、「諸ノ」(連体法)、「謂ク」、「在ス・在ス」、「無ケム」、「悉ク」、「以為・謂」「令」「豈…ムヤ」「蓋」などの訓法に対して、漢籍では「言と辞」を訓み分け、「諸」を体言として用い、「謂」「在」の古訓、「―ケム」を「危」「卑」など「ナケム」以外にも広く用い、「悉クニ」、「以為」・「令」と再読表現にし、「豈…レヤ」「蓋…ナラシ」と古い語法を以て呼応させる。また「恐る」「喜ぶ」「尊ぶ」「学ぶ」「辞ぶ」などを上二段の古活用として伝え、「曰」の呼応に平安中期以降も「トイフ」を読添える例も残す、などの相違が認められる。その相違点は、主に漢籍の方が古い訓法を残し伝えたところにある。

およそ漢籍の訓読は、平安時代までは、大学寮を基盤において、学問の主内容として、立身・教養のために絶えず継続されて来た。平安中期以降は、省画体・ヲコト点の採用とともに学問方法の変革・家学の発生を反映して、訓法

も変遷し、画一的な字に即した新訓法が採入れられた。しかし平安初期の大学寮を中心とした訓読は、伝統として後世まで影響し、教科書が学令に規定された『礼記』『左伝』『尚書』『論語』『孝経』『史記』『漢書』『後漢書』などの漢籍として後世まで変らなかったことを始めとする、上代学制の継続がそれを助けた。したがって、仏家、特に天台・真言の平安時代新興の各宗派が、それぞれの立場に基づきながらも、新訓法に変改して行ったのに比べると、保守的な要素も訓法の上に伝えられている。ここに、漢籍と仏書との訓法上の相違が生じた原因がある。

博士家における各家説の成立は、平安後期ころであろう。院政期にはそれぞれに固定し、家の秘説として伝えられたが、一方ではその交流・融合が起った。例えば神田喜一郎蔵『白氏文集』巻三・巻四(新楽府)天永四年点には、同一箇所の漢字の訓に相異なる三つの訓を併記している。これは『白氏文集』における、大江家と菅原家と藤原日野流の三博士家の家説を併記したものであることが、同じ新楽府の鎌倉後期正中二(一三二五)年の訓点本との比較で判明する。天永四年点も正中二年点も時代の隔りに関係なく訓読がまったく一致する上に、正中二年点本では、大江家の訓を黄褐色で表し、藤原日野流の訓を朱色で表し、菅原家の訓を墨仮名とヲコト点で表して、色分けして区別しているのである。

このように各家説が同じ訓点本に併記されることとは、院政期以降には普通に見られるが、院政・鎌倉時代には、その区別を、色分けや「江」「菅」などの注記によって明記する態度が見られた。

鎌倉時代の漢籍の訓読は、僧侶の手によって移点され、大いに盛行した。これは前代とは異なる点である。このことは、現存の漢籍の訓点資料の奥書を眺めるだけでも良く知られる。それらの僧侶は無名の人物が多く、彼らが貴族だけでなく、むしろ地方豪族・武士や一般人に伝授し、啓蒙的役割を果したのである。その結果、平安時代には大学寮を中心に学者、博士家と一部の貴族の間に止っていた漢籍の訓読が、鎌倉時代という新しい風潮に俟って、急速に一般に広まる傾向を示した。

僧侶が扱い、伝えた漢籍の訓読法は、僧の創案によるものではなく、すべてもと博士家の点本を移点するという過程を経たものである。例えば猿投(さなげ)神社蔵『古文孝経』は、現存する『古文孝経』の訓点本の最古であり、鎌倉初期の建久六(一一九五)年に美州遠山之荘飯高寺で書写した奥書があるが、その本奥書によると、

書本云承安四(一一七四)年甲午正月上旬肥州二千石令授于予畢 即以清家之証本所写取也
此本者 師匠御手跡也 契真法師記之

とあって、清原家の証本を契真なる法師が書写したことが分る。この種の奥書は、他の訓点本にも多いのである。
僧侶が移点するに当っては、博士家の一本によることもあるが、多くの場合、同一漢籍について、二家以上の博士家の家説を取捨し併記した。この時点では、博士家の秘説の意味は失われている。移点に際しては、各家説の差を色分けや注記などで区別して示したが、時と共に次第に、その差を表記上何ら区別しなくなって、室町時代には、ほとんど区別がなくなった。訓説の典拠を明示する学問的な態度から、啓蒙を主とする態度に変ったわけである。各家説の取捨に当っては、移点者の僧によって、特定の博士家説を多く取入れるということがあって、その取合せ方の差が当該の漢籍の訓読法の差異を作った。僧による新しい訓読が加わることはなかった。しかし僧侶の手によったために、同一漢字について仏書と漢籍でその訓法が異なっていたものの中には、仏書の訓に変改することは部分的に行われつつ、次第に漢籍読みの特徴が失われることも生じた。
こうして、室町時代の『桂庵和尚家法倭点』に見られる、漢籍読みの批判に連なって行くのである。

六 『日本書紀』古訓の性格

ここにいう『日本書紀』古訓とは、岩崎文庫本「推古紀」・「皇極紀」を始めとする平安時代の『日本書紀』の訓点

本と『日本書紀私記』(国史大系所収甲本〜丁本および『日本書紀』訓点本に書入れられた諸私記)とを含み、鎌倉時代のト部家の訓説等は一応除くこととする。ト部家の訓説は、伝統的な立場を重んじながらも、擬古による人為的要素や漢文訓読語史から見れば新事象と見られる、再読表現を始めとして、後世の新訓法が多く取入れられており、それ自体が解明を要する別の重要事と考えられる。

平安時代の『日本書紀』古訓には、漢籍の訓読語と幾つかの共通点が認められる(13)。

まず、『日本書紀』古訓を万葉仮名で表記したものの存することは周知の所であって、『私記』の和訓の多くが万葉仮名で表される他、天理図書館蔵兼夏本「神代紀」乾元二(一三〇三)年点本・前田家本「仁徳紀」などにも存する。漢籍の古点本にも万葉仮名の訓があることは、前章で述べた通りである。これらはいずれも、平安初期またはそれ以前の訓説を、表記も古形態のままに伝えたものと考えられる。『日本書紀』の万葉仮名訓も平安初期以前の古形態を伝えた可能性が大きく、その中には、兼夏本「神代紀」乾元二年点の「弘仁」注記の万葉仮名訓のように、上代仮名遣の正用から見て、奈良朝期に成立した訓読注記を伝承したと見て差支えないとされる万葉仮名訓も存する。両文献の、この種の万葉仮名訓は、仏書とははなはだしく趣を異にするものであって、漢籍も『日本書紀』も平安初期以前の古形態を後世の点本に伝えた結果、現れた共通性であると考えられる。

次に、『日本書紀』古訓の中に、一般の訓読に用いず書紀古訓のみに見出されるという上代語などの存することは、築島裕の指摘された所である。ところがこの種の語が、漢籍の古点本の中にも、特殊な訓として見出されるのである。助詞「カモ」、「着(ケリ)」連用格に格助詞「ヲ」を附さない語法、形容詞の未然形の古形「―ケ」、形容詞語幹の連体用法、已然形に「ヤ」の附いた反語法、漢字二字を和語一訓で読む訓法、漢字一字を和語二訓で読む訓法、「不…」「非…」を一語で読む訓法、禁止の「ナ…ソ」、カ変動詞「ク」、使役の特殊な訓法、助詞「ツツ」などである。このうち、上一段活用語「着(キ)」に「アリ」が附いた「ケリ」について例示する。

所ー着玉鬘（図書寮本「雄略紀」巻十四）
猶衣レ葛（大東急記念文庫蔵『白氏文集』巻十二、寛喜三年点）

この種の語詞・語法は、『日本書紀』古訓の特性とされたものであって、仏書には認め難く、たとい存してもその一部が平安初期にある程度である。それが、漢籍には存するのである。ただ漢籍古点本の語例には、『日本書紀』よりも例数の少ないものがある。しかし、これらは、平安初期以前のきわめて古い時代の訓読語を、平安中期以降の訓読に部分的に残したものであって、この漢籍との共通点を通して、『日本書紀』古訓の特性も、この古訓説の伝存に起因すると考えられる。この種の語に『日本書紀』古訓の方の量が多いのは、後に述べるように、『日本書紀』古訓が漢籍に比べて保守性が強い結果であると考えられる。

また、『日本書紀』古訓は、漢籍訓読と、基本的な訓法の骨子において一致する所が多い。漢籍の訓読語は、平安時代において、同一助字や同一構文の訓法などが仏書の訓法と異なる。このことは前章に述べたが、この点から見ると、『日本書紀』古訓は、その訓法の特徴が漢籍の訓読法と一致する。「則」を不読にし「トキハ」を読添える、「欲」を「コトヲホツス・マクホツス」と訓む、「言」の訓法、「悉ニ」「稍ニ」の類、「在」、形容詞未然形の古形「安」「深」「疾」など、「以為」の再読表現、「偽…マネニス」の訓法、已然形に「ヤ」を附した反語法、などである。

ここでは、「欲」「言」「悉」の『日本書紀』古訓の例を示し、

不レ欲レ残ニ害百姓一（岩崎文庫本「皇極紀」）
儛竟言奉ニ娘子一（図書寮本「允恭紀」）
其宮殿之状不レ可ニ殫論一（北野本「孝徳紀」）

また「陽…マネニス」の漢籍と『日本書紀』との例を挙げる。

師退冉猛・偽傷レ足而先（書陵部蔵『春秋経伝集解』巻二十八、文永六（一二六九）年点）

陽（イツ□て） 患（ヤムマネヒ(シ)て）ニ　其腹（ソノハラを）ニ（前田本「雄略紀」）

これらの一致は、共に、仏書の訓読と比較して保守性の強い態勢を反映するものである。

この保守性を分析するに、平安初期に漢籍と『日本書紀』とがそれぞれ訓読せられ講ぜられた時、その講読態度と講説者とに共通するところがあったのが原因であると考えられる。それを、平安初期の大学寮における博士の講読の説と見られるところの、師説によって追究する。漢籍の師説は、「世説一巻私記」「江家私記」「私記云アタイタレルコトアリトシテト読ヘシ」（『史記』周本紀、三条西実隆写）などの漢籍の「私記」に対する、公的な訓説と見られる。同様に、『日本書紀』においても、私記に対して、『日本書紀』の師説が現存する。この両師説を比較検討するに、内容、考証態度において基本的に大同である。その理由として講説者が一致することが挙げられる。

およそ『日本書紀』師説の現存形の成立期は、万葉仮名表記・用語・名称・所引諸書から見て、元慶（八七七―八八五年）、延喜（九〇一―九二三年）のころと考えられる。『日本書紀』の講読例は、『釈日本紀』その他に依って、養老五（七二一）年・弘仁三（八一二）年（四年とも）・承和六（八三九）年・元慶二（八七八）年・延喜四（九〇四）年・承平六（九三六）年・康保四（九六七）年が知られる。この中、元慶時を境にして学的性質も加わって考証的になり、威儀も添わった。同時に講説者も、王族から大学博士たる漢学者に変って来た。その博士は、元慶講が助教善淵愛成、延喜講が文章博士藤原春海、承平講が矢田部公望である。善淵愛成は、大学博士として宇多天皇に『周易』を侍読し、藤原春海も文章博士であり、その折の受講者春澄善縄は文章博士として大学で『後漢書』を講じ、その『後漢書』の師説も現存している。したがって、『日本書紀』の講説者たる博士は、元慶以後は、日常、大学寮で漢籍の訓説を講じていた人物である。ここに『日本書紀』と漢籍との師説が大同の原因がある。してみると、両訓読の共通点が古訓法に関して認められるのは、このような時期における同じ大学博士の訓読が共に伝えられた結果であろう。

一方、両訓読の相違点もある。古代朝鮮語の使用や特定語以外は字音語を用いない点などは、『日本書紀』訓読の

特性とすべきである。しかし、相違点の中には、平安中期以降の両訓読法の変化の緩急の差に基づくものもある。『日本書紀』の助字の訓法の中には、再読字の一度読み、「勿(メ)」「竟(ヌ)」などに古い訓法を示すものが多く伝存されており、時代の推移に伴って漸次少しずつ新訓法が加入されて行く程度である。したがってこの点では、漢籍が平安中期以降に新要素を時と共に採入れて行くのに対して、保守性を示すことになる。

漢籍の訓読は、仏書のそれに比べると、保守的な要素を伝えるが、『日本書紀』の訓読は、さらに保守性が強い。それは、大学博士に講究された平安初期には、漢籍と共通する訓法ももっと多かったであろうが、平安中期以降、中世に至るまでは、朝廷の講読さえ康保四(九六七)年の後が不明であることが語るように、絶えず講究されることも少なく、儀式的なものとして、旧態を守ることが重んぜられたためであろう。

七　普通文の源流

普通文というのは、明治以後に標準的な文語文という意識を以て一般に広く行われた文体である。その骨子となるのは、幕末に行われた漢文の訓読文である。明治初年における文教の中心となった人々には、漢学の素養を持つものが多かったから、漢字と仮名との交用の文章を表すにも、語詞・語法が漢文の訓読文に基づいたのは自然の勢であろう。

その漢文の訓読は、幕末には佐藤一斎の一斎点などの訓読が一世を風靡したが、その源は室町後期の明応一〇(一五〇一)年に成立した『桂庵和尚家法倭点』の辺にある。この主唱は、桂庵の学祖の岐陽に出で、自らの学派の主張をまとめたものらしく、訓点記入方式と共に、新しい訓読方法を強調している。とくに「古点に読ミ誤リ多し」と述べて批判の対象としている「則(トキンバ)」「令(シテ・シム)」「曰(ノタフバク)　トハ郷談也」などは、博士家に行われた漢籍の訓読語に一致する。桂庵

は、この伝統的な漢籍の訓法を排斥し、新しい宋学(朱子新注学)に拠って、漢文の字面を重視する訓読法を強調した。今まで不読であった助字の類をも一定の訓で読み、漢文の字面が訓読文から直ちに分る方式を唱えたのである。

○凡之ノ字下ニアルハ必コレトヨムベシ夫子之求レ之……少者懐レ之ノ類之ノ字皆コレトヨムベシ点者ニヨリテ之ノ字ヲヨマズアヤマレリ助語ニアラズンバヨミノコスベカラズ

○則 此字古点上字下ニテ。トキンバト点ス時ハ。スナハチト読事マレナリ。故新注。朱ニテ則毎字如レ此点スルナリ。是ハ為レ可レ正二古点読落一也

この主唱は、室町時代の漢籍の訓点にすでに実行され現れているが、江戸時代に入り、文之和尚の『四書集註』(寛永三(一六二六)年版)刊行などによってさらに広く行きわたった。

江戸時代には、これに反対する復古的学者もあったが、大勢はこれに傾いた。例えば、博士家の伝統的な訓である「耳」を排斥した、太宰春台は『倭読要領』(一七二八(享保一三)年)で、

云々ノミトイヒテヨキヲ云云ナラクノミトイヒ……此等ノ詞倭語ニテハ風雅ナルニ似タレドモ中華ノ書ヲ読ムニ是レヲ用イテハ只ムツカシキノミニテ学者ノ為ニ少ノ益モ無シ必此類ノ詞ヲ除キ去テ一切ニ簡易ニ従フベキナリ

と、漢文の字面を尊び、不必要な読添えは一切省いた訓法を主唱した。これに対して復古的な学者の日尾荊山は『訓点復古』(一八三五(天保六)年)において、太宰春台の説に対して、

ナド物知リ顔ニ云レタレ共、実テニヲハノ義ヲ知ラヌ故カカル妄説ヲ吐タリ今其大事ヲ云ハン……謂ベキノミト云ヘバ必至ト斯云ベキバカリトキマリタル詞トナリ謂ベカラクノミト云ヘバ斯云ベキ筈ノ事ダラウト云程ノ事也

と反論し、苦しい見解を示しているが、大勢は前者に定まり、博士家の伝統的な訓読の多くが消えることになった。

字面重視・和臭排斥の新風はさらに極端に進んで幕末の一斉点に至り、後藤芝山の後藤点などと共に盛んに行われた。

これを継いだ明治の文語文の中には、「敢て怪しむに足らざるのみ。」「花を見るの記」のような、字面重視の漢文訓読に基づき、国語の法格を破った言い方までも用いられるに至ったのである。

(1) ヲコト点は平仮名で表し、仮名は片仮名で表し、原本には表記されていないが日本語として訓下すのに補読した語句は、( )に包んで示し、また不読の漢字は〔 〕に包んで示す方式が普通である。本稿でも、挙例を訓下し文で示すときは、この方式に従う。なお「 」は二つの訓がある場合の、もう一つの訓みを示す。

(2) 仮名字体とは、その訓点資料の加点者が、各音節に対して持っている、仮名としての文字観念の形象化したものであって、表記された文脈における、個々の異形の差は捨象したものである。

(3) 角筆点とは、角筆(かくひつ)を用いて漢文の紙面を押凹し傷つけて施した訓点である。角筆は、象牙または竹などで作った箸一本の形の筆記具であり、長さは六寸ないし八寸程度で、一端を箸の先の形に削り、これで文字を記したり指したりした。平安中期に最も多く用いられ、毛筆と異なる特異な表記方式であることから、仮名にも「女手」を用いるなど、他の点本と異なる点がある。

(4) 築島裕『平安時代語新論』東京大学出版会、一九六九年、四一頁。

(5) 小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』東京大学出版会、一九六七年、二二七頁。
小林芳規「訓読法の変遷――平安時代の妙法蓮華経の古点本を例として――」(『漢文教育の理論と指導』大修館、一九七二年)。
小林芳規「唐代説話の翻訳――金剛般若経集験記について――」(『日本の説話 七』東京美術、一九七四年)。

(6) 小林芳規「新薬師寺薬師如来像納入妙法蓮華経の平安初期訓点について」(『南都仏教』三八号、一九七七年)。

(7) 小林芳規編『平安初期訓点資料綜合語彙索引稿』(私版、一九七二年)による整理であって、その例示に基づく詳細は別に発表の予定である(講座国語史4『文法史』(「古代の文法 II」)大修館書店)。

(8) 小林芳規「平安中期訓点資料の仮名字体と訓読法」(『国語と国文学』五一巻四号、一九七四年)。乙点図の訓点資料中に助詞の「イ」を用いたものが稀にあるが、これは例外的である。

(9) 築島裕「成唯識論の古訓法について」(『国語と国文学』四六巻一〇号、一九六九年)。
(10) 築島裕「平安時代の古訓点の語彙の性格——大日経の古訓法を例として——」(『国語学』八七集、一九七一年)。
(11) 三保忠夫「蘇悉地羯羅経古点の訓読法」(『国語学』一〇二集、一九七五年)。
(12) 小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』(前掲)、六三〇頁。
(13) 小林芳規「宇多法皇の訓点について」(一九七六年、訓点語学会発表)。
(13) 小林芳規「日本書紀古訓と漢籍の古訓読——漢文訓読史よりの一考察——」(『佐伯梅友博士古稀記念国語学論集』表現社、一九六九年)。

参考文献

中田祝夫『古点本の国語学的研究 総論篇』講談社、一九五四年。
春日政治『古訓点の研究』風間書房、一九五六年。
大坪併治『訓点語の研究』風間書房、一九六一年。
築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』東京大学出版会、一九六三年。
小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』東京大学出版会、一九六七年。
築島裕『平安時代語新論』東京大学出版会、一九六九年。

4　記録体

峰岸明

一　緒　言
1　日本漢文について
2　記録体とは
3　研究の現状
二　読　法
1　国語文としての記録体
2　解読上の問題点
3　解読の方法
4　解読の実践例
三　表　記
1　仮名の交用
2　漢字の用法
3　句・文の漢字表記
4　表記上の特色
四　語　彙
1　平安時代の言語体系
2　漢文訓読語の混在
3　仮名文学語の混在
4　記録特有語の存在
5　記録語の特徴
6　記録語の性格
五　文　法
1　文法の概要
2　漢文訓読語文法の混在
3　仮名文学語文法の混在
4　記録語の文法
5　和漢混淆文型と記録文型
六　文　体
1　古記録の文体
2　日記体と戦記体と文書体と
3　記録体の位置
七　沿　革
1　用字・用語・語法の変遷
2　記録体の成立と展開
八　結　語

一 緒言

1 日本漢文について

記録体について述べるに先立ち、日本漢文に関して少しく私見を記して置きたい。ここに〈日本漢文〉と言うのは、漢字・漢文が本邦に伝来して以降、これに習熟した日本人がおのれの文章表現として作成した漢文体の文章に対する仮称であって、表記様式の上から言えば、漢字(専用)文ということになる。本来の漢文、すなわち中国古典の文章は、日本人にとってもとより外国語文であって、その文章は、中国語音で音読されることが前提のものであり、それが時に訓読されるとしても、そのような行為は、その文章に対する日本人の理解の結果を示すものであって、文章作成者にとっては何ら係わりのないことなのである。これに対して、日本漢文は、漢文という文章様式には拠っているものの、結局、固有の言語として日本語を有する日本人がそのような文章様式を利用して自身の感情・思想を表明したものなのであって、訓読という行為を予想して作成されることはあっても、特殊な場合を除いては、音読を前提として作成されるものではなかったと推測される。(1)

さて、その日本漢文の中には文章内容・文章表現上、種々相違するものがあり、この点に注目してその類別を行なう試みも早くから行なわれている。(2) 仏教教義書・歴史書・漢詩文・日記・文書などを対比すれば、それらの文章の間に文章表現上、相違の存することが文体印象の上からもただちに確かめられるであろう。それらの類別は、様々の角度から行ない得るものと思われるが、今、一つの試みとして、日本漢文をその文章の表現態度、言語の性格などの観

点から分類すると、大略次のようになろう。[3]

(一) 漢文の作成を志向するもの

(1) 中国古典の文章の用字・用語・文法に正しく準拠するもの(純漢文)

①漢籍系の文体を基調とするもの

②仏典系の文体を基調とするもの

(2) 純漢文の作成を目指しつつも、中国古典の文章には存しない用字・用語・文法を含むもの(和習・和化漢文)

①漢籍系の文体を基調とするもの

②仏典系の文体を基調とするもの

(二) 国語文の作成を志向するもの

(1) 漢文様式によって国語文、すなわち日本語の文章を表記したもので、文体上、純漢文とは異なる独自の特徴を有するもの

①漢籍系の文体の色彩の濃いもの

②仏典系の文体の色彩の濃いもの

③実用文体の色彩の濃いもの(記録体)

(2) 漢字文ではあるが、一方に本来のものとして仮名文・漢字仮名交り文が想定され、もしくは現に存するもの(真名本)

①記録体に近いもの

②万葉仮名文に近いもの

これらのうち、(一)(2)より(二)(2)①までのものが「変体漢文」と一般に称されているものに該当する。かように分類を試

みてはみたけれども、㈠㈡の判定は、現実には相当の難事であろう。しかし、その文章作成者の執筆態度、またその文章における文飾の状態などから、両者の識別は、なお可能であると思われる。

右は、理論的に試みた分類であって、現実にどのような文献の文章がどれに該当するかという点に関しては、今後の検証に俟たなければならないが、一往の見通しとして具体的に諸文献をこれに比定してみるならば、おおよそ次のようになるであろうか。

㈠⑴①律令など、法制書。『日本書紀』など、歴史書。『懐風藻』など、漢詩文集。詔勅・官符など、公文書。②『法華義疏』など、仏教教義・注釈書。㈠⑵①金石文などのある種のもの。②『日本霊異記』など、霊験記。仏教関係の文案・聞書・注釈など。

㈡⑴①『古事記』などの歴史書。『播磨風土記』など、地誌。『口遊』など、類書。②『元興寺縁起』など、縁起。『本朝往生伝』など、伝記。③私文書。日次記。『西宮記』など、有職故実書。『将門記』など、戦記。『吾妻鏡』など、歴史書。歌集・詩歌合などの詞書・左注・判詞。典籍に書き加えられた識語・注記など。㈡⑵①『平家物語』など、戦記文学作品の真名本。②『伊勢物語』など、仮名文学作品の真名本。

右のうち、㈠は、公式の言語表現場面における作品、㈡は、非公式のそれと認めることができる。すなわち、㈠・㈡の分類は、概略〝晴〟の言語作品と〝褻〟のそれとの区分に対応すると言い得よう。

2 記録体とは

さて、「記録」という術語は、日本史学では一般に、広義には文献史料の三分類、典籍・文書・記録のその一つとして、狭義には日次記の別称として使用されるようである。(4) 文章様式の一つとして榊原芳野が「日記記録文」と称して取り上げたものは、右に言う狭義のそれの文章であった。武藤元信も同様の文章を「記録文」と称してその特色を

論じた。[5]「記録体」という術語の淵源は、かようなところに求めることができよう。これらはいずれも、その文章内容に注目しての命名である。これに対して、文章表現の面から、漢文との対比の下に、橋本進吉は、「変体漢文」という概念を設定して広く漢文体の文章を二分し、上述の記録文献の文章もその中に位置づけて説いた。[6]春日政治は、上代文献の文章様式を論ずる中で「和化漢文」の称を用いたが、[7]その概念は、橋本の言う変体漢文のそれに相当する。

記録体という術語は、現在一般に、

> 史学用語では、狭義には朝廷・幕府等の公の日記、個人の私の日記および、これらの公私の日記に記された公の儀式・年中行事等を類別編纂した、部類記等を含める。その文体は、漢文の文法や漢文の原意とは異なる日本的用法や国語表記の様式などが、混入している日本化した漢文である。変体漢文の一種[8]

というように理解されている。そのような文章で作成された文献のうち、その典型的な文章様式を有する『吾妻鏡』(『東鑑』)の書名に拠って、「東鑑(吾妻鏡)体」と称することもある。[9]

かように、ここに取り扱おうとする文章様式をめぐって複数の称呼が併存し、しかもそれらの概念に重複が認められるのである。そこで、この稿では、論述を明晰に進めるために、それらの術語のうち、主要なものについて、次のように規定して使用したいと思う。

〈変体漢文〉は、表現形態の面から、中国古典の文章に準拠した正格の漢文(これを〈純漢文〉と称する)に対立する概念で、漢文体の文章のうち、その正格の漢文を除くものの汎称とする。

〈和化漢文〉は、変体漢文の下位概念で、純漢文を作成しようと努力しつつも、なお日本語の影響を免れ得なかった痕跡の認められる文章の称とする。

〈記録体〉は、同じく変体漢文の下位概念とするが、日本史学における「記録」の概念規定に準拠して、変体漢文のうちとくに、朝廷・幕府などで作成された公式の日記、それらと関係の深い貴族・武士・僧侶などが個人で記

した私的な日次記、またそれらの記事のうち、恒例・臨時の儀式、年中行事などのそれを分類編纂した部類記、さらにそれらを基に朝廷の制度・典礼などを述べた有職故実書、その他これに準ずる文献に用いられた文章様式を指す称とする。

しかして、変体漢文の中では、かかる記録体が正に文体上独自の性格を確立した第一のものと認められるのである。しかも、現実に、このような文章様式で作成された文献は、その種類の上でも、右に挙げたもののほか、なお文書・戦記・説話などから典籍の識語・注記に至るまで広範囲に及ぶ。したがって、記録体は、変体漢文の中でもその典型的な文章様式と言うことができる。このように概念規定した術語を先に提示した日本漢文の分類表に対応させれば、分類表中、括弧で示したところのごとくになろう。

なお、これと関連して、「記録語」という術語について付言する。日本史学では、「主として公家の日次の日記等の記録類によく現われる、変った熟語・字句・あて字など[10]」を記録語と称するようである。私見によれば、文書・日次記などの文献に使用された言語は、仮名文学・漢文訓読両系統の言語とはまた相違する、文章語として独自の特徴を有する言語であったと認められるので、それら両言語と対峙する言語体系を形成するものとしてこれを〈記録語〉と称することとしたい。そして、そのような言語の語彙体系の中で、仮名文学語・漢文訓読語には通常見出すことのできない用語を〈記録特有語〉と称することにしたいと思う。

3 研究の現状

記録語・記録体の研究は、従来その特徴を記述しようとする方向で進められて来た。しかも、その研究は、次のようなところに力点があったように思われる。

その第一は、漢文との対比の下に文体上の特色を記述しようとするものである。武藤元信は、つとにその特色を鋭

く指摘し[11]、築島裕は、これを変体漢文という視野から体系的に論述した。[12]両論文は、共に記録体に関する総体的記述としても、現在なおこれを凌駕する論を見ないほどに卓越したものである。しかし、ここに言う記録体という観点からこれを見直すと、そこではなお、文章表記上の特色と言語上の特色との区別が必ずしも分明ではない。[13]両者は、峻別してその特色が記述さるべきであろうと思う。

第二に、記録特有語の指摘・検討ということがある。これは、古文書・古記録など、史料の解読という要請もあって、日本史学の側から着手されたようである。松本愛重・布施秀治・斎木一馬・関靖・藤原照等・遠藤好英らがこの方面で成果を挙げた。しかしなお、それらは、特有語の吟味という点で必ずしも十分でなく、また漢語を主とした個別的検討の域にとどまって、仮名文学語・漢文訓読語と対峙する記録語の全貌を解明するまでに至っていない。

第三には、用字法に関する研究がある。青木孝・小林芳規・原栄一・小山登久らに注目すべき業績があるが、従前の研究でとくに不安を感ずる点は、用字法観察の基礎となるべき、各表記漢字の和訓決定に関する検討作業が必ずしも完全でないのではないかということである。すなわち、それぞれの文脈における表記漢字の和訓の決定に、古辞書登載の和訓を利用するにせよ、古訓点資料の付訓例を根拠とするにせよ、そこで採用された和訓というものがその文脈におけるその表記漢字の唯一確定的な和訓であるか否かの確認が必ずしも厳密には行なわれていないように思われるのである。ある文脈の表記漢字に、それに相応する和訓をその漢字の和訓として採用するとして、他にそれ以上に相応の和訓が存在しないことを確認する作業を怠るならば、その文脈における漢字と和訓との正確な対応関係を把握し損う恐れが生ずる。そのような作業が行なわれない限り、その上に立った用字法研究に精確な研究成果を期待することはできないであろう。

他に、佐藤喜代治・松下貞三・高松政雄・東辻保和らにもこの方面の論文があり、また現在、青木孝・小山登久・遠藤好英らによって、記録語・記録体の研究は、着実に進められている。今後さらに、記録体の研究が本格的な進展

を遂げるためには、これに関わる言語体系の全貌を明らかにすること、またその究明を前提として、その文章に対する解読作業を厳密に行なうことなどの点に、研究者の努力が要請されることになるであろう。

二 読法

1 国語文としての記録体

記録体の文章では、その国語文が漢字表記という表記様式の背後にその姿を埋没していて、その言語を明確に把捉することが困難な状態にある。そこで、このような文章の作成事情を説明するに当たって、これが漢字を利用した文章表記であるので、元来表現内容の伝達のみが意図され、それに対応する国語文の作成は、必ずしも行なわれていなかったのではないかとか、表現内容の理解を求めることは意図されていたであろうが、その国語文の再現までは期待されていなかったであろうなどとする立場も存するようである。しかしながら、このような立場は、畢竟、文字列を単なる記号の連続と見做す立場に連なるもので、現実の文章に対する理解としては必ずしも自然ではないように思う。記録体の文章は、具体的な国語文があらかじめ存在し、それを基に漢文の表記様式を利用して作成されたもの、換言すれば、変体漢文という文章様式の背後に具体的な国語文の存在が想定せらるべきものと理解すべきではなかろうか。

そこで想起されるのが、変体漢文に加点された訓点本の現存状況である。平安時代に加点された変体漢文の訓点資料で現在世に知られているものは、『将門記』真福寺本・楊守敬旧蔵本、『古往来』高山寺本、『和泉往来』高野山西南院本など、極少数のものに限られている。しかも、それらはすべて院政期以降の書写加点本であって、その文章内

容も戦記・書状文範集といった漢文的修辞の著しく勝るものに限定されている。これに反して、日記など、日常実用文と見るべき文章で記された文献には加点本は知られていないようである。このような事態について、あるいは現存文献の伝来状況が偶然に左右されたものであるとか、あるいは日記などは表現内容が理解できればよいのであって、その訓読という行為は必要とされなかったとかいう説明も一往考えられなくはない。しかし、上述のごとき資料の伝存状況を熟察すると、かかる事態は、

(一) 少数ではあっても訓点本の存するところから、当時の人々に変体漢文は訓読すべきものであるという認識があったこと、敷衍すれば、変体漢文という文章様式の背後に国語文の存在することを人々が認めていたということ、(14)

(二) 日常実用文で記された文献に訓点資料の存しないのは、当時の人々になおそれらの文章の書記・読解に関する共通基盤があって、改めて加点作業を行なう必要がなかったこと、

に依るものと理解するのが自然のように思われる。(15)

これを要するに、記録体を含めて変体漢文という文章様式の背後にそれに対応する国語文が存在したことを、またそのような文章様式についてかかる国語文に基づく書記・読解の共通基盤が当時の人々の間に存在したことを想定するのである。院政期以降、変体漢文の文献に訓点本が出現するのは、そのような共通基盤が漢文的色彩の濃い文章から漸次失われていくことを物語るものではあるまいか。すなわち、文章作成者が表現しようとした国語文が漢字表記という媒体を隔てて読者に完全に再現することができなくなったのではないかということである。現在研究者が直面する、変体漢文解読の困難な状況というものも、実はこのような事情の延長上にあるのであって、変体漢文という文章様式の背後にあってその成立に関わるところの言語について、研究者が熟知し得ていないというところに起因するのではないかと思うのである。

2　解読上の問題点

さて、それでは、記録体の文章は、厳密にはどのように解読さるべきものであろうか。とくに記録語の研究では、このような面の検討が研究のための基礎作業としてきわめて重要なのである。それにもかかわらず、これまでその方法論的反省さえ十分に行なわれていなかったように思われる。確かに、従来にも、変体漢文訓点資料の付訓、仏典・漢籍など、一般の訓点資料の傍訓、古辞書の和訓などを利用して変体漢文の読解、もしくはその表記に供された漢字の和訓決定を行なおうとする試みはあった。しかし、それらは、管見に入ったものに関する限り、方法論的に完全なものとは言い難く、したがってまた、その成果はなお、それを基礎として進めらるべき用字・用語・文法・文体などの研究に十分堪え得るものとは思われないのである。

すなわち、古辞書の和訓を変体漢文の読解に利用する場合、本文の文脈に相応する和訓を当該漢字の和訓として採用するという程度の吟味にとどまり、それがその文脈にあって唯一・最適の和訓であるか否かの検討にまでは通例及ばなかったようである。しかし、上述のごとき目的の基礎資料を得るためには、実は、複数のふさわしい和訓の中からその文脈の意味に該当する唯一の和訓を確定する検証の作業が是非とも必要なのである。

また、一般の訓点資料の傍訓を変体漢文の解読に役立てようとする場合、その取り扱いについて十分な反省が加えられていたかどうか疑わしい。訓点資料において、ある漢字に施された傍訓は、その漢字の位置する本文の文脈上の意味に従うものであろうから、その漢字の有する和訓の一つに過ぎないと見るべきであろう。したがって、それを右のごとき資料として利用するに当たっては、それが原典の本文に対する加点者の解釈作業の所産であって、その和訓が原典における本文上の意味によって限定を受けたものであること、そしてまた時に誤点などもあってそれが原典の語義に必ずしも常に合致するものであるとは限らぬことなどに留意すべきであると思われる。[16] なお、多くの訓点資料

において、加点の行為は、難義・難読の漢字など、特殊な漢字に偏る傾向にあるようであるから、記録体の文章などで使用頻度の高い常用漢字の解読には、参考資料として必ずしも十分な証例を期待することはできないのであって、この点でもその資料的価値に限界があると言うべきである。

変体漢文の訓点本は、変体漢文で記された文章の解読のためにはもっとも有効な資料であると一般には見られているかと思う。文体を同じくする文章に加点された資料であるから、他の一般の訓点本に比して右の目的のために多くの利点の存することは確かである。しかし一面で、それが訓点本である以上、先に述べたような一般の訓点資料に対する留意事項はこれらにも共通する訳で、それが文章作成者の加点本でない限り、その付訓の取り扱いに注意を要することは、先の場合と同様である。その訓点が文章作成者とは別人、もしくはことに後代の人物に依るものであるならば、それに基づいて作成された訓読文を文章作成者が脳裏に描いた国語文と速断するような態度は、厳に慎むべきことと思われる。

かように、資料の制約や方法論上の問題もあって、記録体の文章の解読、さらには記録語の研究は、その完全を求めることがほとんど不可能であるかのごとくである。一般に変体漢文解読の困難さについては、従前もそのように見られていたことは、すでに言及したところであるが、しかし、それゆえにこの困難な課題を傍観することなく、その解読のための方法を模索し、少なくともその可能性の限界を見極めるべく、努力する必要があろうと思う。

3　解読の方法

変体漢文の解読が困難であるとされる要因としては、その漢字表記について、

(一)　漢語(字音語)と和語との識別が十分に行ない得ないこと、

(二)　和語について、その表記に供された漢字の和訓が確定し得ないために、その語形を決定できないこと、

㈢　自立語は漢字表記され、文字面に表現されているとして、付属語などで漢字表記されていないものが存する場合、それらを再現し難いこと、

などが挙げられよう。記録体の解読に限っても、事は同様である。これらは、その解読に精確を期するために、是非検討、解決して置かなければならない事項なのであるが、これまでのところ等閑に付せられていた感が深い。ここにも、それらについてすべての障害を解消すべき断案を提示する用意はないのであるが、問題解決のための端緒とすべき試案を次に述べてみたい。

その第一は、漢語・和語認定の問題である。漢字表記の文章に使用されたすべての漢字表記語についてこれを行なうことは、非常な難事であるが、ただ次のような仮定の上に立って作業を進めることは、解読に当たって有効ではあるまいかと思う。すなわち、一般に漢字表記というものは、それが言語伝達の意図を託されたものである以上、とくに実用文の場合には、漢字について相応の知識を有し、訓法を理解している者にとって、漢語・和語共に、その漢字表記語を共通にかつ容易に脳裏に喚起し得るはずのものであろう。したがって、とくに和語の場合には、その和語を当該漢字の和訓と見做すと、その漢字と和訓との関係は、臨時の、かつ特殊なものであることはなく、その和訓は、当該漢字に対して定着度の高い、これと緊密な関係を有するものと想像されるのである。このような漢字と和訓との関係に着目すれば、漢語・和語認定の作業には左のような作業手続きを想定することができるであろう。

㈠　音読の蓋然性が高い場合

⑴　文献上、字音語としての証例がある。↓漢語と確定する。

⑵　文献上、字音語としての証例は見出せないが、一方、その表記漢字に対応する和訓も存しない。↓漢語として処理する。

㈡　音読・訓読両様の可能性が存する場合

(3) その表記漢字に対応する和訓は存するが、表記漢字に対するその和訓の定着度が高くなく、漢字表記語に相応しない。↓漢語として一往処理する。

(4) その表記漢字に対応する和訓が存し、しかも表記漢字に対するその定着度も高く、漢字表記語に相応する。↓和語として一往処理する。

㈢ 訓読の蓋然性が高い場合

(5) 文献上、その漢字表記語に対応する和語の証例は見出せないが、一方、字音語と見做すことも困難である。↓和語として処理する。

(6) 文献上、その漢字表記語に対応する和語の証例がある。↓和語と確定する。

ここに文献上の証例と言うのは、訓点資料における加点例、仮名文・漢字仮名交り文における仮名表記例もしくはこれに準ずるものなどを指す。訓点資料については、従来一般にはその和訓の資料的価値が認識、評価されていた反面、字音語注記に対しては字音研究のための資料という以上には注意の払われなかった嫌いがあるが、変体漢文研究の立場から、中田祝夫の説くところのそれらの重要性[17]を再認識する必要があろう。

その第二は、表記漢字に対する和訓決定の問題である。一般には、古く時代を遡るほど、漢字と和訓との関係は、一漢字に多数の和訓が対応し、また一和訓に多数の漢字が対応するなど、複雑多彩な様相を呈しているものと理解されているようである。そこで、記録体の文章など、変体漢文の解読は厳密には困難であるとする見解も生ずるわけであるが、私見に依れば、少なくとも平安時代後期には、すでに書記実用漢字群、ことに日常常用漢字群の漢字については漢字と和訓との対応関係が比較的単純なものに統一されていたのであって、そのような事実を参照すれば、変体漢文に対する厳密な解読作業もそれを行ない得る道が開けて来ると思われる。先に指摘した問題点を反省しつつ、その手続きを整理して述べれば、おおよそ次のようになろう。

(一) 漢和字典系の古辞書の和訓、訓点資料の傍訓などに拠って、それぞれの漢字の有する和訓を可能な限り網羅する。

(二) それら複数の和訓の中から、その漢字によって表記された語に対応する和訓を選定する。

(1) それらの和訓が当該漢字に対して有する定着度を勘案する。この場合、当該和訓がその漢字の和訓として諸辞書に収録されている状況、またそれぞれの辞書における取り扱いなどが参考になろう。

(2) 当該漢字が本文の中でどのような職能を有する語の表記に使用されたものであるのかについて判定する。

(3) 右の職能に該当する和訓の中から、その漢字表記語が位置する文脈を考慮してふさわしい和訓を採用する。

(4) それらの和訓について、さらに語義、その他諸条件を可能な限り厳密に検討して条件に適合しない和訓を除去し、最終的に当該漢字の和訓を確定する。この際、漢字仮名交用表記の文章にあっては、捨て仮名・送り仮名などがその決定の参考になる。

(三) 右の作業によって得られた和訓が、研究の対象になった文献の成立当時、現実に当該漢字の和訓として存在していたか否かについて、同時期加点の訓点資料の傍訓などを調査収集して確認する。

(四) かくして確認した和訓をその漢字表記の背後に存する国語と推定し、その推定が妥当であるか否かについて、仮名文・漢字仮名交り文などにおけるその語の仮名表記例、その他によって検証する。

(五) 熟字の漢字表記については、仮名表記文献、また後代の辞書にも、対応する語の仮名表記・仮名注記例を求めて、これを和訓決定の参考にせざるを得ない場合も予想される。

その第三は、付属語などの補読に関する問題である。この点についてさしたる試案の用意はないのであるが、変体漢文訓点資料における訓読語中、付属語の類の加点状況は、かかる文体に対する加点当時の人々の認識を知る上で、一つの有力な参考になるものと思われる。また、古記録中に散見する仮名表記例、数は少ないながら、四条隆房『安

元御賀記』など、仮名表記の記録、歌集・歌合の詞書・左注・判詞など、これに準ずるもの、さらに、文章中に記録体を交える歌論書の文章などにおける語彙・文法も参看せらるべきであろう。

ここに述べたところは、記録体の文章解読のための作業手続きの概要とも言うべきものである。解読の実際にあっては、個別的に処理すべき幾多の問題の存することが予想されるが、それらの処理を通して得られる情報を基に、右の作業手続きは絶えず修正さるべきものであろう。

4 解読の実践例

さて、先に述べた作業手続きは、記録体の文章の解読作業の現実にはたしてどの程度有効なものであろうか。次に、その実践の例を紹介してみたい。ここには、自筆本の現存する源俊房『水左記』の記事のうち、承保四(一〇七七)年九月二五日の条を取り上げる。

廿五日　晴、早旦参南殿、自其参関白殿、晩頭帰家、今日可被行臨時除目云々、然而依公卿多不参延引了云々、

この文献の文章を解読するために、その成立時期、所収漢字・所収和訓の豊富な点よりして、まず利用すべき、もっとも適当な辞書は、観智院本『類聚名義抄(るいじゅみょうぎしょう)』および三巻本『色葉字類抄(いろはじるいしょう)』の二書であろう。検討の対象となる諸漢字について、それらが有する当時期の和訓の大概は、この二書によっておおよそ覆い得るものと思われる。それらの中で両書に共通に存在する和訓は、その漢字における定着度の高いものと認めてよいであろう。また、『色葉字類抄』所収語に掲出された漢字については、掲出最上位漢字は、原則として日常の常用漢字と見るべきものであって、その語に対する漢字の定着度は、他の諸漢字中もっとも高いと考えられる。

次に、検討の結果を記すことにするが、それぞれの漢字ごとに、(1)本文、(2)本文中での職能、(3)音読・訓読の別、訓読の場合、その職能に該当する和訓、(4)決定の根拠、その他、特記すべき事項という体裁でこれを示す。掲出和訓

中、とくに記号を付さないものは『類聚名義抄』にのみ存する和訓、［　］に入れて示したものは『色葉字類抄』にのみ存する和訓、前者に①②など、『色葉字類抄』所収語における漢字掲出順位を付したものは右二書に共通に存する和訓である。また、それら和訓中、検討の結果、その文脈における最適の該当和訓として確定し得るものには‖、確定するまでには至らないが、その可能性の十分に存するものには|、該当和訓かと見られるが、その決定が留保せられるものには…を付することとする。なお、検討の対象とする漢字の排列順序は、部首分類・画数順に従う。また、右二書の和訓に施された声点のうち、濁声点についてのみ現行の濁音符に改めてこれを示した。

［可］　今日可被行臨時除目云々、
　助動詞表記　セム・ナラシ・ベシ①

［不］　然而依公卿多不参延引了云々、
　助動詞表記　アラズ②・シカラズ・［ス②］・［セス①］・［ナラス①］・マジ

［了］　然而依公卿多不参延引了云々、
　助動詞表記　［オホユ⑤］・サトル㉕・［シル③］・ヤム⑳・［ワキマフ⑧］・ヲハル①　※上には、広く該当和訓を求めるために、動訓の和訓をも示した。次も参考にすべきであろう。○厥日件介無道合戦之由触於在地国日記已了(楊守敬旧蔵本『将門記』院政期点)

［云］　云々　今日可被行臨時除目云々、
　動詞表記　音読〈(一)(1)〉　※○云云ウンウン、ツヽヤク(三巻本『色葉字類抄』宇・重点)

［今］　今日　今日可被行臨時除目云々、
　名詞表記　※○今日ケフ(三巻本『色葉字類抄』計・天象)

［依］　然而依公卿多不参延引了云々、

助詞表記　［ヨテ①］　※次も参考になろう。○仏天のつげあるによりてそうし侍なり（大島本『源氏物語』薄雲）

［公］　公卿　然而依公卿多不参延引了云ヾ、

名詞表記　音読〈(一)(1)〉　※三巻本『色葉字類抄』久、官職に字音語として収録されている。

［其］　自其参関白殿、

代名詞表記　ソレ②

［南］　南殿　早旦参南殿、

名詞表記　音読〈(一)(1)〉　※○ひとゝせの御元服のなんでんにおほしきほりき（御物本『源氏物語』桐壺）

［参］　早旦参南殿、

動詞表記　イタル㊿①・カムカフ⑬・ソムク・タカフ・［ツ、シム㊼］・マジハル㊲・マシフ・マイル①・ワカレ

ニタリ

［多］　然而依公卿多不参延引了云ヾ、

形容詞表記　［オヽシ①］オホシ①・［スクナシ㉕］

［家］　晩頭帰家、

名詞表記　イヘ①・［マチ⑤］

［延］　延引　然而依公卿多不参延引了云ヾ、

動詞表記　音読〈(一)(1)〉　※○延引[古今部]エンイム・遅速（三巻本『色葉字類抄』江・畳字）

［早］　早旦　早旦参南殿、

名詞表記　音読〈(一)(1)〉　※一〇巻本『伊呂波字類抄』左、畳字に字音語として収録されている。

［晩］　晩頭　晩頭帰家、

名詞表記　音読〈(一)(1)〉　※○晩頭(カケ)ハムトウ 同(三巻本『色葉字類抄』波・畳字)

[晴]　晴、早旦参南殿、

動詞表記　ハル(レ①①)①①・ハレタリ　※次の仮名表記例は、有力な参考になる。○廿六日、てんはれたり、四条殿へまいる、(『明月記』建暦元年一二月二六日)　○晴セイ・ハレ又ハル 天―(三巻本『色葉字類抄』波・天象)

[帰]　晩頭帰家、

動詞表記　オクル[ヲクル⑫]・オモムキ(ク⑦)・カヘル(ス⑤)⑤・[クキス①]・タノム・ツク・トツグ・[トヅク②]・ノコル・[ヨス①]・ヨル㊱

[然]　然而　然而依公卿多不参延引了云々、

接続詞表記　シカレトモ①

[臨]　臨時　今日可被行臨時除目云々、

名詞表記　音読〈(一)(1)〉　※一〇巻本『伊呂波字類抄』利、畳字に字音語として収録されている。また、次も参考になろう。○りむじのまつりのてうがくに(大島本『源氏物語』帚木)

[自]　自其参関白殿、

助詞表記　ヨリ㊻⑤

[行]　今日可被行臨時除目云々、

動詞表記　アヤマル・[アユム③]・アリ(ル)ク①・ウツクシフ・オキツ[ヲキツ③]・オコナフ[ヲコナフ①]・クタル⑱・サイキル・サケク・サル㉑・[タノシム・タノシフ㉗]・ツタフ・ツトム・ツラヌ⑨・テタツ・ナガル・ナケク⑭・ナム〱・トス・ニグ⑥・ハナツ⑦・ヒク・フム・メグル㊾・モチイル[モチキル⑨]・ヤル②・ユク①　※次は、同様の叙述の仮名表記例と認められる。○びふくもんのゐんの御き日は、……じやうぼだい

ゐんにて、おこなはるべしときこゆ（『明月記』建暦元年一一月二一日）

［被］　今日可被行臨時除目云々、

助動詞表記　［ラル①］・［レリ①］　※上記より、また接続を考慮して、その和訓は、ルと決定できる。

［関］　関白殿　自其参関白殿、

名詞表記　音読〈一〉⑴　※〇関白クワンハク（三巻本『色葉字類抄』久・官職）なお、「殿」には、次が参考になる。

〇大納言どのよりも人々の御くるまたてまつれ給（大島本『源氏物語』竹河）

［除］　除目　今日可被行臨時除目云々、

名詞表記　音読〈一〉⑴　※〇除目政理分チモク（三巻本『色葉字類抄』池・畳字）

右の作業結果を基に、先の『水左記』の本文の解読文を示すと、次のごとくになろう。

廿五日　晴れたり。早旦、南殿に参る。それより関白殿に参る。晩頭、家に帰る。今日、臨時の除目を行はるべしと云々。然れども、公卿多く参らざるに依て、延引しをはんぬと云々。

ごくわずかな標本に基づく実践例に過ぎないけれども、とくに単字の解読に関しては、和訓不確定であることを示す―または…を施すべき漢字というものはなく、検討の対象となった漢字のそのほとんどについて、右のようにそれぞれの文脈中における和訓を明確に確定することができるのである。和語の漢字表記についてはなお、「中」字にウチ・ナカ、「夜」字にヨ・ヨルなど、文脈中の意味を考慮してもなお、一訓に決定することの困難なものも存しないわけではないが、それらについても、広く仮名表記文献におけるそれぞれの語の用法を検討することにより、その和訓を一定し得る可能性はある。また、書記使用漢字体系内における漢字相互の関係、和訓相互の関係、漢字と和訓との関係など、漢字とその和訓との体系的関係を考慮すると、一漢字に対応する和訓をさらに限定し得る場合もあろう。例えば、「中」字には、一方にその和訓がウチに確定する「内」字があり、それとの関係で、「中」字に一次的に対応

する和訓はナカであると見ることができる。

ところで、なおここに、右に確定した和訓と漢字との関係について一言して置きたいことがある。すなわち、それらの確定した和訓に対応する漢字は、その大多数が、『色葉字類抄』において、それぞれの和訓を掲出語とする項目でその語を表記すべき漢字として掲出された諸漢字のうち、第一位・第二位という掲出順位の最上位を占めるものなのである。それらの漢字の性格は、先に言及したごとく、それぞれの語を表記すべき日常常用漢字と言い得るものであって、これを漢字とその和訓という関係で見直せば、それぞれの漢字にとってもっとも定着度の高いものと解釈することができる。しかもさらに、それら各漢字と和訓との関係は、そのほとんどが『類聚名義抄』『色葉字類抄』両書に共通に見出せるものであって、この点からも、それらの和訓が特殊な性格のものではないことを確認することができるのである。したがって、ここに確定し得た和訓は、それぞれの漢字における〈定訓〉と認めることができるのではあるまいか。

さて、一字の漢字表記については、右に記述したように、古辞書を有効に利用することによって比較的容易にその和訓を確定することが可能なのであるが、二字以上の熟字の漢字表記については、古辞書に登載されている事例を除いては、その和訓を決定することが必ずしも容易ではない。また、連体詞・副詞・接続詞・助動詞・助詞などの漢字表記についても、同様のことがある。そのような場合には、変体漢文の訓点資料における加点例が有力な参考となり得るであろう。時代の降る加点本の例もあるが、左にその若干を例示してみよう。

[去] 以去(ヌル)天慶元年六月中旬(ヲ)一京下之後、(真福寺本『将門記』承徳三年点)

去(シ)承平五年十二月廿九日(ノ)符、同六年九月七日(ノ)到(ニ)(平清)来、(楊守敬旧蔵本『将門記』院政期点)

[兼] と(国)兼(テ)備(テケイコワ)警固(ヲ)一相待(ツ)将門(ヲ)一(真福寺本『将門記』承徳三年点)

[依之] 依之(ヨテ)(ニ)一東大寺忍法聖人(ノ)(ヘ)。夢(コト)(ノ)(ヲ)見此旨云と(御物本『古今目録抄』建長頃点)

〔而〕　而太子長壮時還継洪基（東巻本『大鏡』巻一裏書、鎌倉時代点）
而件将門弥施逆心倍為暴悪（真福寺本『将門記』承徳三年点）
而専無有其便之処（東巻本『大鏡』巻一裏書、鎌倉時代点）
而国不承引合戦之由示送返事（楊守敬旧蔵本『将門記』院政期点）
〔畢〕　又御身冷畢　更以暖熱（東巻本『大鏡』巻一裏書、鎌倉時代点）
〔者〕　此日記者法隆寺宝蔵内在（御物本『古今目録抄』建長頃点）
〔先是〕　先是有童謡云（東巻本『大鏡』巻一裏書、鎌倉時代点）
〔為之如何〕　兼通朝臣有所令申為之如何（東巻本『大鏡』巻一裏書、鎌倉時代点）

それら訓点資料の加点例で、なお注目すべきことがある。第一に、同一の語を表記したと見られる漢字に対して加えられた傍訓は、各資料を通じて常に一定していて、多種にわたることがない。
〔然而〕　然而頃日、無合戦之音漸慰旦暮之心（楊守敬旧蔵本『将門記』院政期点）
然而励身勧拠交刃合戦矣（真福寺本『将門記』承徳三年点）
然而難取何宗云と（御物本『古今目録抄』建長頃点）
然而絹実所進之日所定納直疋別一町一段也（真福寺本「尾張国解文」正中二年点）
〔歟〕　又御手挙御舎利依誕生給習伝歟（御物本『古今目録抄』建長頃点）
太政大臣知之歟（東巻本『大鏡』巻一裏書、鎌倉時代点）
父母者為施撫育均　慈愛之思者歟（鶴岡本『御成敗式目』南北朝時代点）
すなわち、右の例では、各資料を通じて「然而」にシカレドモ、「歟」にカと常に加点されていて、他の異なる和訓で訓読されることがないのである。先掲、「而」字のごときは、きわめて稀な事例なのである。ともかく、この事実

は、それら諸漢字に定訓が存在していたこと、さらにはこの種の文章がそのような定訓を利用して書記されたものであることを暗示しているのではあるまいか。第二に、訓読作業においては、漢字表記面に表われない語を推定して読み添えるが、そのような補読の語が限られている。それらには、名詞ではコト、動詞ではアリ・ス、助動詞では指定のタリ・ナリ、完了のタリ・ツ・ヌ・リ、回想のキ・ケリ、推量のム、否定推量のジ、敬譲のタテマツル・タマフ、助詞では連体助詞のガ・ノ、格助詞のト・ニ・ヨリ・ヲ、副助詞のスラ・ノミ・マデ、係助詞のハ・モ、接続助詞のシテ・テ、終助詞のヤ、接尾語では-ク、連語ではヲモテなどがあるが、このうち、回想・否定推量・敬譲の助動詞などは、使用せられることが稀であって、その結果、変体漢文の訓読においてはその文末表現が単調なものとなっている。記録体の文章においては、助動詞・助詞で漢字表記されるもの自体、きわめて限られているのであるが、訓読における右の状況をも勘案すると、そこで使用される付属語は、その種類も少なく、またその用法も比較的単純なものであったと推測されるのである。藤原定家『明月記』建暦元年一一、一二両月に見える仮名表記の記文は、その辺の事情を象徴的に示していると言えるのではあるまいか。

六日、よるあめ、あか月ゆき、ひぐらしあめふる、四条どのへまいる、昨日四七日たれもまいらぬほどに、人なかりけり、けふはいゑひらとふたりまいる、こうがせ経す、あめにぬれていでぬ、(『明月記』建暦元年一二月六日)

三 表記

1 仮名の交用

記録体の文章は、表記様式の上から見れば、他の変体漢文の文章と同様に、漢字(専用)文の一種と言うことができ

る。ただし、これは、あくまで原則的な説明であって、ときに、文章中に万葉仮名・平仮名・片仮名を混用し、また宣命書きに従うこともある。かようなところにも記録体の表記上の特色を求めることができるのであるが、それはそれとして、万葉仮名の使用は、藤原忠平『貞信公記』・藤原実資『小右記』・藤原行成『権記』・藤原公任『北山抄』など、概して古い時期のものに見え、のち、平仮名・片仮名がこれに替わる。『小右記』・藤原師通『後二条師通記』・藤原忠実『殿暦』・平信範『兵範記』・藤原頼長『台記』、また『江談抄』『中外抄』などに見えるところであるが、一文献中に平仮名・片仮名を交用する用字法は、とくに記録体の著しい特徴をなすものと認めることができる。

築島裕の説くところに依れば、[18] 変体漢文に仮名が混用される場合というのは、「(一)普通の散文の中の概念語で、その和語の意味が、漢字では的確に表はし得ないもの。(二)和歌を書表はす場合。(三)儀式等の際の会話の用語。(四)加点された漢文の形態を模した場合。(五)漢字・漢語などに対する訓釈」などとのことであるが、記録体もその例に漏れず、ことに(一)(二)(三)などの場合に顕著である。しかして、仮名は、主に、古くは和文の用語、和歌・会話文などの表記に使用されたが、のち、漸次地の文の表記にも用いられるようになる。先述、『明月記』における仮名表記の文章などは、その著しい例で、あたかも仮名文を見るがごとき感がある。

2　漢字の用法

さて、記録体の文章における漢字の用法に関する記述は、先に述べた解読作業の結果に基づいて行なうことができる。先に例示した『水左記』の文章によってふたたび説明しよう。当該本文の漢字を検討した結果によると、和語の漢字表記に供されたと見られる漢字には、それぞれその和訓が一定するのであった。しかも、それらの和訓は、それぞれの漢字に対してもっとも定着度の高いものであって、それらの漢字の一次的な和訓としては、右以外のものを想定することは困難なのである。そこで、そのような漢字と和訓との関係は、そのまま語とその漢字表記との関係と見

倣して支障ないであろう。そのような立場から、先に得たところの結果を整理し直してみると、次のようになる。

いへ(家) おこなふ(行) おほし(多) かへる(帰) けふ(今日) しかれども(然而) ず(不) それ(其) はる(晴) べし(可) まゐる(参) よて(依) より(自) る(被) をはんぬ(了)

すなわち、先の『水左記』の本文は、右の和語に漢語を交えて作成されたものと言うことができる。そして、その和語の表記に右の括弧内の漢字が使用されたという訳である。

これは、一文献の、しかも僅少の言語量の本文について検討した結果に基づくものであるから、右を基にさらに記録体における漢字の用法一般に論を及ぼすことはできない。ただし、このような作業手続きを一文献の文章全体に適用することによって、その文献における漢字の用法に関して信頼するに足る基礎資料が得られることは確かであろうと思われる。しかして、そのような作業を多くの文献に対して試みるならば、一時期の、さらに各時代の漢字の用法に関する確実な情報を収集することができると期待されるのである。しかしながら、ここにはなお、そのような資料に基づいて、記録体の文章における漢字の用法について組織的に記述する用意がないので、私見に依る若干の見通しを述べるにとどめる。

一、二の文献についてではあるが、平安時代後期、院政期当時の記録・文書・説話集など、漢字文もしくは漢字片仮名交り文を調査した結果によると、[19] それらの文献では、多くの語に一種、ときに二種という限られた数の漢字表記が定着しており、またそれらが文献相互に共通であるという事実が存するのである。それらのいちいちについて例示することは、繁を厭って避けることにするが、先に掲げた『水左記』の用字一覧もその状況の一端を示しているものと言える。しかして、一語に二種以上の漢字表記の存する事例では、多くの場合、それぞれの漢字表記がその語の語義もしくは用法上の差異に対応するようである。

『古往来』高山寺本を例にこの辺の事情を述べる。この文献で一語に二種以上の漢字表記の存する事例としては、

例えば、

〔名詞〕　アヒダ(間・際)　オソレ(恐・悚)　ココロ(心・情・意)　トガ(咎・過)　トキ(剋・時・節)　トコロ(所・処)　トモガラ(倫・輩)　ハカリゴト(計・謀)　ヒゴロ(日来・日比・日者)

〔代名詞〕　コノ(之・此)　コレ(之・斯・是)

〔動詞〕　アフ(逢・遇)　アリ(在・有)　イキドホル(憤・鬱)　イタル(到・至・迄)　イフ(云・言・謂)　ウケタマハル(奉・承)　オス(押・推)　オソル(恐・悚)　オモフ(念・思・懐・欲)　カブル(蒙・被)　カヘル(帰・還)　クダル(下・降)　コフ(乞・請)　ス(欲・為)　タテマツル(奉・進)　タマフ(給・賜)　ツク(四段)(就・着)　ツク(下二段)(着・附)　ツクス(悉・尽・竭)　トドム(停・止)　トル(取・執)　ナグ(投・抛)　ナス(成・為)　ノコス(残・遺)　ハヅ(恥・辱)　ハムベリ(侍・陪)　ヒク(引・弩)　ヒラク(披・開)　フス(伏・俯)　マウク(儲・設)　マウス(啓・申・言・諮)　マス(倍・増)　モラス(洩・漏)　ヲサム(収・納)　ヲハル(了・畢)

〔形容詞〕　ナシ(勿・无・無)

〔副詞〕　イカン(何・如何)　イハムヤ(況・況哉)　カク(斯・是・此)　スデニ(已・既)　スナハチ(則・即)　マコトニ(寔・良・誠)　マサニ(将・方)　モトモ(尤・最)　モトヨリ(本自・自本)

〔接続詞〕　シカルアヒダ(然間・而間・而際)　シカルニ(然・而)　シカルヲ(然・而)

〔助詞〕　ニ(于・於)　ヨリ(従・自)

などがある。今ここにそれらすべてについてその用法を記述する余裕はないので、記録体の文章一般に共通に見出せる事実にとくに限って、次にその一、二を摘記することとしたい。

名詞「ところ」の表記には、「所」「処」二字が使用されるが、このうち、「所」字は、活用語を受け全体を体言相当の句とする形式名詞の表記として広く用いられる(引例中、括弧内の数字は、この文献における書状番号である)。

○仍所撰定也(39) ○所被召稲(25)

これに対して、「処」字は、

○臨于其処(182) ○无可然処(373)

のごとく、〝場所〟の意の名詞の表記に使用されると共に、

○乍驚先遣私使令尋問之処称御曹司御厩舎人者(71)

など、前件の行為・事態に引き続き、後件の行為・事態が継起する意を表わす接続助詞相当の用法で用いられることも多い。

代名詞「これ」の表記に使用される漢字には、「之」「斯」「是」三字があり、三者、その用法を異にする。まず、「之」字は、この語が客語・補語となる場合の漢字表記として用いられる。

○可奉之(163) ○无心之事尤无過之(149)

接続詞「これによりて」の表記に使用される「之」字もこれに準ずる。

○因之自然所致懈怠也(394)

これに対して、「是」字は、この語が主語となる場合、また時に述語となる場合の漢字表記に用いられる。

○是仏法縁也(199) ○奇佐之事尤只是也(87)

さらに、主語の下位にあって、それを確定的に指示する場合の表記にも用いられる。[20]

○明後日是吉日也(117)

一方、「斯」字は、「於」字を伴って、

○寤寐大歎無過於斯(4)

のごとく、「之」字の一用法と同様の用法で使用されている。これと関連して、「此」字について述べる。「此」字は、

純漢文では右三字と用法の重なるところが多いのであるが、記録体では通常「この」の漢字表記に用いられて、右三字とその用法を異にする。

○此仰（11）　○此命（180）

動詞「あり」の表記には、「在」「有」二字が用いられる。このうち、「有」字は、原則として〈有＋主語〉の表記で使用される。すなわち、「有」字を用いる場合、その主語は、この字の下位に立つのである。

○有五節之事（275）　○有可申承事（410）

「在」字は、通例主語が上位に立つ〈主語＋在〉の表記に使用される。しかして、「在」字の下位には補語が立つのである。(21)

○生前之幸尤在之（60）

動詞「いたる」は、「到」「至」「迄」三字で表記されている。まず、「到」字は、〝空間上の移動〟の意を叙述する場合に使用される。

○御書未到以前已以参府（51）

これに比して、「至」字の用法は広く、右のごとき用法と共に、〝時間の推移〟もしくは〝状態の移行〟、とくに〝極度の状態〟の意を表わす場合の表記に使用される。

○従来十九日至于廿一日三箇日間（220）

○始自妻子眷属至于乗馬悉以贖了（111）

副詞「いたりて」の表記に使用された「至」字もこれに準ずる。

○暫賜高察至幸甚〻〻（325）

「迄」字の用法は、「至」字のそれに通うと見られるが、補語に文相当のものが立ち得る点に特色がある。

○何迄 及老尅一背二申三貴命(57)

このように、その語の語義・用法上の差異に対応するような漢字の使用が認められる一方で、数は少ないながら、そのような事実の観察されない事例も存する。名詞「ひごろ」、副詞「すでに」「もとより」、助詞「より」などにおける漢字表記がそれである。これらには、その語の表記に際して、対応する漢字表記中いずれを撰択するかという文体の問題が関わるものと思われる。

3 句・文の漢字表記

記録体の文章表記に関しては、なおこのほかに、句・文相当の単位における漢字表記の問題がある。そして、実は、この点が記録体を含めて従来の変体漢文の研究で常に注目されて来たところなのである。すなわち、純漢文と同じく一見漢文体の文章様式を取りながら、変体漢文が「変体」と命名されたのは、そこに純漢文には見られない措辞の存することが注意されてのことであった。武藤元信・築島裕・青木孝・小山登久らによって、その個々の事例は具体的に考察されて来ているが、それらは、多く主語・述語・客語・補語・修飾語、また「有」「無」「被」「令」「不」「可」「所」「依」「雖」など諸字の表記上の位置に関することであって、純漢文特有の構文と関わる事柄なのである。

○於御前遊有、(御前にして遊有り)(『御堂関白記』長保二年二月二五日)
○内記宣命草盛筥参進、(内記、宣命の草を筥に盛りて参り進む)(『水左記』康平七年九月一一日)
○解文の無内覧、(解文の内覧無し)(『殿暦』康和三年一二月二〇日)
○小朝拝有不、(小朝拝有らず)(『御堂関白記』長保二年正月一日)
○是衆人感所耳、(是、衆人の感ずる所ならくのみ)(『御堂関白記』長保七年五月一九日裏書)

これらの表記は、純漢文の構文と対比して「破格」と称されるが、記録体に従う各文献の文体を計測する場合、単に

その存在を指摘するにとどまらず、今後は各文献中にそれが存する比率などにも注目していく必要があるように思う。

右のほかになお、純漢文には元来存せず、訓読の際に補読される語を漢字表記して、文字面に定着させたと見られる例がある。「給」「御」「坐」「御坐」「奉」「侍」「候」など、待遇語の漢字表記は、その著しいものであるが、他にも、

○須於陣可給也、（須らく陣にして給ふべきなり）（『権記』寛弘四年五月一一日）

○而依行幸当可破、（而るに、行幸に依て当に破るべし）（『殿暦』永久元年八月九日）

○左大臣本自祗候、（左大臣、本より祗候す）（『後二条師通記』寛治六年六月二七日）

○然者可随御定、（然れば、御定に随ふべし）（『殿暦』天永二年六月一七日）

○乍臥対面、（臥しながら対面す）（『水左記』承暦元年閏一二月二日）

などがあり、表記面における変体漢文の特徴を形成している。

4　表記上の特色

表記様式の面からなお、記録体の文章の特色について付言する。漢字表記に関して、漢字文としての記録体の文章表記を仮名文・漢字仮名交り文のそれと比較すると、そこに独自の特色の存することが知られるのである。これを一言にして述べれば、記録体における漢字表記は、正字表記（その語の意味に相当する字義を有する漢字の字音・字訓に依る表記）に従うことを原則とするということである。これは、特にあげつらうほどのこともない自明の事実のように思われるが、仮名文の漢字表記が多く借字表記（その語の意味に関わらない字義を有する漢字の字音・字訓に依る表記）に従い、また漢字仮名交り文にもそのような傾向の存することと対比してみると、一つの特色として挙げ得るように思うのである。そのような事例は数多く存するが、ここにその二、三を示してみよう。

「几帳」は、記録体の文章では正字表記で記されるが、

○副南簾出香染織物几帳、（南の簾に副ひて香染の織物の几帳を出す）（『兵範記』仁平四年一〇月二一日）

平仮名文の漢字表記では、次のように、借字表記で記されることが多い。

○木長をしいでたるしたよりいろ〳〵のきぬこぼれいで（御物本『更級日記』）

また、「あかつき（暁）」は、記録体の文章では正字表記「暁」字でもっぱら記される。

○暁、宮令還給、（暁、宮還らしめ給ふ）（『水左記』永保元年七月二三日）

これに対して、平仮名文では、次のように、借字表記で記される。

○あか月にかへりわたり給ぬ（大島本『源氏物語』若菜上）

さらに、記録体の文章では、「もの（物・者）」について〝人物〟には「者」字、〝事物〟には「物」字を用いて表記し分けるが、

○宿直之者或被刃傷、或被殺害、（宿直の者、或いは刃傷せられ、或いは殺害せらる）（『水左記』永保元年九月一四日）

○況件物御腹病之薬也、（況んや、件の物、御腹病の薬なり）（同右、承保四年八月七日）

平仮名文では、両者を共に「物」字で記すということもある。

○夜ひとよ舟にてかつ〴〵物などわたす（御物本『更級日記』）

ともなる物ども…といふを（同右）

もっとも、記録体の文章においても、

○友頼自切本鳥、急出家、（友頼、自らもとどりを切りて急ぎ出家す）（『兵範記』仁平二年二月三日）

○甚糸惜見事無極、（甚だいとほしく見る事極無し）（『御堂関白記』長和四年四月四日）

○此事甚面白也、（此の事、甚だおもしろきなり）（『九暦記』天慶七年一〇月九日）

○是云无甲斐之事也、（是、云ふにかひなき事なり）（『殿暦』長治二年一一月一一日）
○口惜思食、（くちをしく思しめす）（『御堂関白記』長和二年八月六日）
○中宮頗六借気ニ御歟、（中宮頗るむつかしげに御するか）（『殿暦』康和三年八月二二日）
○大会者氏間無止之事也、（大会は、氏の間、やむごとなき事なり）（『権記』長保元年一〇月一五日）
○従兼有此聞、（かねてより此の聞え有り）（『御堂関白記』長保六年三月二八日）
○何等事侍覧、（何等の事か侍らむ）（『後二条師通記』寛治三年正月一日裏書）

など、借字表記に従う場合があるが、これは仮名文学語系の言語の漢字表記で、用例数も少なく、表記もそれぞれに一定している。ともかく、少数ながら借字表記が存するという点で、表記様式上、純漢文とはまた相違するということになろう。

四　語　彙

1　平安時代の言語体系

平安時代の言語体系の中に位相を異にする二系統の言語が存することは、吉沢義則・遠藤嘉基らによって注目され、その相違が説かれて来た。和文語・仮名文学語、訓点語・漢文訓読語と称される二言語系がそれである。築島裕は、この両者の相違が音韻・語彙・文法にわたる非常に根本的なものであるとして、その全貌を体系的に明らかにし、それが日常会話語と文章語との差異に基づくものであることを論じた。[22] 平安時代の言語体系をそのように把握するとして、それを基に、記録体の文章を作成するに際して使用された言語というものは、どのように理解さるべきであろうか。

この問題を検討するためには、その前提として、かかる言語に属する単語それぞれの語形およびその語彙体系が明らかにされていなければならない。記録体の文章は、漢字表記を原則とするから、そのような検討のための基礎資料は、二章において述べたごとき作業手続きを経て始めて得られることになる。三章において提示した『水左記』の記文の用語一覧は、いわばその標本であるが、そのような結果が一文献全体、さらに同様に数文献について得られれば、仮名文学作品の言語、漢文訓読の言語と対比することによって、一章において〈記録語〉と称した記録文献の言語の実態を解明することができると思うのである。ここにはなお、そのような基礎資料を提示するだけの十分な用意がないので、この点に関する克明な記述は、他日に譲らざるを得ないのであるが、そのような作業を進める過程で気付いたその言語像の一端を述べてみたいと思う。

2 漢文訓読語の混在

まず、この言語に漢文訓読語の混在することを確認することができる。『水左記』によって、その特有語を一、二例示すれば、

〔名詞〕 旨(ムネ)

〔動詞〕 能(アタフ) 非(アラズ) 致(イタス) 占(ウラナフ) 蒙(カウブル) 掠(カスム) 勘(カムガフ) 企(クハダツ) 苦(クルシブ) 然(シカリ) 備(ソナフ) 唱(トナフ) 臨(ノゾム) 陳(ノブ) 馳(ハス) 施(ホドコス) 免(マヌカル) 娶(メトル) 盛(モル) 攀(ヨヅ)

〔形容詞〕 正(タダシ)

〔形容動詞〕 頻(シキリナリ)

〔副詞〕 (1)陳述 況(イハムヤ) 都(カツテ) 須(スベカラク) 宜(ヨロシク) (2)程度 極(キハメテ) 更(サ

ラニ）　頗（スコブル）　甚（ハナハダ）　(3)情態　予（アラカジメ）　否（イナヤ）　旁（カタガタ）　悉（コトゴトク）
既（スデニ）　即（スナハチ）　輙（タヤスク）　共（トモニ）　終日（ヒネモスニ）　間（ママ）
［接続詞］　爰（ココニ）　是故（コノユヱニ）　因玆（コレニヨテ）　雖然（シカリトイヘドモ）　而（シカルニ）　然而
（シカレドモ）　但（タダシ）　并（ナラビニ）　仍（ヨテ）
［助動詞］　(1)比況　如（ゴトシ）
［助詞、またこれに準ずるもの］　(1)格　以（ヲモテ）　(2)接続　雖（トイヘドモ）　故（ガユヱニ）　依（ニヨテ）
などがある。さらに、他の古記録をも対象にすれば、主要なものに限っても、なおこのほかに、
［連体詞］　所謂（イハユル）
［副詞］　豈（アニ）　敢（アヘテ）　如何（イカン）　蓋（ケダシ）　縦（タトヒ…トモ）　何（ナンゾ）　果（ハタシテ）
当（マサニ…ベシ）　面（マノアタリ）　若（モシ）
［接続詞］　然後（シカウシテノチ）　加之（シカノミナラズ）　抑（ソモソモ）
などを直ちに求めることができる。『殿暦』には、「シリゾク」「ヤウヤク」「ゴトシ」などの仮名表記例も見出される。
　多くの古記録に使用されている、
［動詞］　来（キタル）　退（シリゾク）　了、畢、訖（ヲハル）
［形容動詞］　穏（オダヒカナリ）
［副詞］　未（イマダ…ズ）　暫（シバラク）　即（スナハチ）　互、逓（タガヒニ）　適（タマタマ）　偸、密、竊（ヒソ
カニ）　漸（ヤウヤク）
［接続詞］　或（アルイハ）　然者（シカレバ）
［助動詞］　令（シム）

などは、上述二系統の言語において対立する語形を有する漢字表記語であり、仮名文学語ではそれぞれ「く」「しぞく」「はつ」、「おだし」、「まだ」「しばし」「やがて」「かたみに」「たまさかに」「みそかに」「やうやう」、「あるは」「されば」、「す・さす」が対応するのであるが、漢字とその和訓との定着度を考慮に入れると、右は漢文訓読語の語形の漢字表記として理解するのが妥当であろうと思う。

なお、動詞の諸用法のうち、

○平中納言去月十二日受病、（平中納言、去月十二日病を受く）（『小右記』寛弘二年四月二〇日）
○及秉燭講筵了、（秉燭に及びて講筵了んぬ）（『水左記』承保四年九月一三日）
　依無先例更不及沙汰之、（先例無きに依て更に之を沙汰するに及ばず）（『兵範記』仁平四年三月二八日）
○然而与実成朝臣共加制止了、（然れども、実成朝臣と共に制止を加へ了んぬ）（『権記』長保元年一二月一日）
○示可奏上達部参否之旨了、（上達部参れるや否やを奏すべき旨を示し了んぬ）（『水左記』永保元年一〇月二四日）

などにおける「受（ウク）」「及（オヨブ）」「加（クハフ）」「示（シメス）」のそれは、元来、漢文の訓読によってもたらされたものであろうが、記録語としての変容を遂げ、記録体の文章においては普通の表現となっている。

3　仮名文学語の混在

これらと同時に一方、仮名文学語と共通する用語も存する。例えば、『水左記』では、

［名詞］　在様（ありさま）　内（うち＝内裏）　返事（かへりごと）　聞（きこえ）　前々（さきざき）　為方（せむかた）
只今（ただいま）　局（つぼね）　程（ほど）　乱心地（みだりごこち）　様（やう）　山（やま＝比叡山）
［動詞］　御坐（おはします）　御（おはす）　聞食（きこしめす）　忩（いそぐ）
［形容詞］　口惜（くちをし）

〔形容動詞〕　何様(いかやうなり)
〔副詞〕　(1)情態　兼(かねて＝予)　度々(たびたび)
〔助詞〕　乍(ながら)
などが用いられている。さらに他の古記録にその例を求めると、
〔名詞〕　朝干飯(あさがれひ)　色々(いろいろ)　仰事(おほせごと)　下部(しもべ)　夜部(よべ)
〔動詞〕　思食(おぼしめす)
〔形容詞〕　糸惜(いとほし)　面白(おもしろし)　无甲斐(かひなし)　心細(こころぼそし)　無便(びんなし)　見苦(みぐるし)　六借(むつかし)　無止(やむごとなし)
〔形容動詞〕　別様(ことさまなり・ことやうなり)　様々(さまざまなり)
〔副詞〕　内々(うちうち)　返々(かへすがへす)
〔助動詞〕　覧(らむ)
などを比較的容易に加えることができる。そして、その多くは、古記録各文献に共通するのである。ことに、『殿暦』などには、
〔名詞〕　にび・まま(儘)・やう(様)
〔動詞〕　そぐ・とりそふ・はつ・ひきつくろふ・もたぐ
〔形容詞〕　あへなし・いみじ・とし
〔副詞〕　かく・しばし・やをら
など、仮名表記語を含めて仮名文学特有語と見るべきものの使用を多く見る。
ただし、一般的に見れば、記録語の中における仮名文学特有語使用の度合は、漢文訓読特有語のそれに比して低い

ようである。

4 記録特有語の存在

さて、記録文献の言語は、漢文訓読語・仮名文学語という二系統の言語のみでは、そのすべてを説き尽くすことが実はできないのである。すなわち、そこには、右の二言語の中には通常見出し得ない語、また見出し得てもその語義・用法が記録語独特と認められる語が数多く存するのである。ふたたび、『水左記』を例としてその若干を示そう。名詞では、

出居(いでゐ) 恐(おそれ) 下名(おりな) 清書(きよがき) 駒牽(こまひき) 定文(さだめぶみ) 手作布(てづくりぬの) 韮(にら) 引出物(ひきでもの) 申文(まうしぶみ) 御明(みあかし)

など、その数も多いが、その中で、

事疑(ことのうたがひ) 事旨(ことのむね)

傾(かたぶく(下二段)) 搦(からむ) 腫(はる)

など、「事(ことの)-」を造語成分とする諸語で、記録語独自のものの多いことが注目される。動詞では、

打妨(うちさまたぐ) 襲来(おそひきたる) 書送(かきおくる) 書直(かきなほす) 掠取(かすめとる) 勘申(かむがへまうす) 来示(きたりしめす) 示送(しめしおくる) 示触(しめしふる) 退帰(しりぞきかへる) 散走(ちりはしる) 遣問(つかはしとふ) 遣召(つかはしめす) 陳尽(のべつくす) 馳参(はせまゐる) 馳向(はせむかふ) 引見(ひきみる) 招入(まねきいる) 催行(もよほしおこなふ) 催定(もよほしさだむ) 催遣(もよほしつかはす) 焼払(やきはらふ) 行向(ゆきむかふ) 攀登(よぢのぼる)

などのほか、複合動詞に記録語特有と見るべきものが多くある。

次の諸語は、仮名文学作品にもその使用例を見るのであるが、それらの作品ではその使用度が著しく低い。

承引(うけひく)　落居(おちゐる)　驚騒(おどろきさわぐ)　告申(つげまうす)　取置(とりおく)

また、接頭語「相(あひ)-」を造語成分とする動詞には、漢文訓読語と共通するものも多いが、中に、

相叶(あひかなふ)　相尋(あひたづぬ)　相次(あひつぐ)　相伴(あひともなふ)　相禦(あひふせぐ)　相交(あひまじはる)　相待(あひまつ)　相催(あひもよほす)

など、古記録で主に使用される用語も存する。「罷(まかり)-」を造語成分とする複合動詞、

罷帰(まかりかへる)　罷下(まかりくだる)　罷申(まかりまうす)

などは、仮名文学作品にも見える語であるが、記録文献にも広く使用されているのであって、記録語という観点から改めて見直す必要があるように思われる。さらに、動詞の用法の中には、記録語特有と認められるものも存する。

〃広く告げ知らせる〃意の「触(ふる(下二段))」もその例となろう。

○予触案内即帰了、(予、案内を触れて即ち帰り了んぬ)(『水左記』永保元年八月一六日)

形容詞・形容動詞では、和語のそれが記録文献には乏しい。それを補うものとして、漢語形容動詞が使用される。連体詞としては、「去(いにし・さんぬる)」「来(きたる)」「件(くだんの)」「指(させる)」など、記録体の特色を示す記録語独自のものが存する。

○付去十七日陣定文、(去にし十七日の陣の定文を付く)(『水左記』永保元年九月二九日)

○但来廿五日弓場始也、(但し、来る廿五日、弓場始なり)(同右、永保元年一〇月二一日)

○件事非可被黙止、(件の事、黙止せらるべきに非ず)(同右、永保元年九月一六日)

○夜前事無指障令遂給了、(夜前、事させる障無くして遂げしめ給ひ了んぬ)(同右、承保四年九月一六日)

副詞にも、「相互(あひたがひに)」「相共(あひともに)」「粗(あらあら)」「追(おつて)」「能々(よくよく)」など、記

録語特有と見るべきものがある。

○彼此従者等相互可及闘乱、(彼此の従者等、相互に闘乱に及ぶべし)(『権記』長保元年一二月一日)
○上達部相共見花、(上達部、相共に花を見る)(『御堂関白記』長保二年三月三日)
○隆信非成業条粗有其例、(隆信非成業の条、粗其の例有り)(『水左記』永保元年八月二八日)
○追択吉日可修之、(追て吉日を択びて之を修すべし)(同右、永保元年七月二七日)
○能々可祈申之由仰了、(能く能く祈り申すべき由仰せ了んぬ)(『殿暦』康和四年一二月二日)

また、記録文献では、仮名文学語「とく」・漢文訓読語「スミヤカニ」に対応する語として「早(はやく)」がもっぱら使用される。接続詞にも、「然間(しかるあひだ)」など、特有の語が存するほか、

○然間各退出云々、(然る間、各退出すと云々)(『水左記』承暦元年一一月二七日)

並立の接続には「并(ナラビニ)」が原則として使用され、「及(オヨビ)」が用いられることは少なく、また用法も限られている。助動詞に準ずるものとして、完了に「了(をはんぬ)」など、記録語独自の連語がある。

○又主上御心地毎事平復御了、(又主上の御心地、事毎に平復し御し了んぬ)(『水左記』承保四年八月二三日)

文末にあって、助詞のごとくに用いる「者(てへり)」「云々(とうんうん)」なども、記録語独特の連語と言えよう。

○返事云、明日如仰可参仕也者、(返事に云はく、明日仰の如く参仕すべきなり者)(『水左記』承暦元年閏一二月一九日)
○後聞、陽明門院令渡一品宮良子給云々、(後聞く、陽明門院、一品宮良子に渡らしめ給ふと云々)(同右、承保四年八月二三日)

しかして、これらの語は、特定の一文献のみにとどまらず、記録各文献に共通に存するのである。

右には、和語について古記録特有の語、またその用法を示したのである。ところで、記録文献には、これらのほか

に漢語がきわめて多数使用されているのであって、それらもまた、と言うよりもむしろ、それらにこそまさに記録語の特色を求めることができるのである。『水左記』を例としても、それは、

案内　陰晴　更発　感歎　堪能　供奉　見参　兼日　言談　恒例　沽却　古体　左右　争論　子細　親昵　心神
制止　焼亡　談話　談論　張本　超越　日記　盃酌　晩頭　風聞　兵革　夢想　文書　夜陰　牢籠　療治　員数

など、枚挙にいとまのないほどである。それらのうち、あるものは名詞として、またあるものは動詞として、さらにあるものはその両職能を託されて使用される。形容動詞として用いられるものにも、

皓々　皓然　奇怪　軽々　近々　希有　掲焉　顕然　巨多　忽然　蒼々　索々　早速　颯々　寂寞　遅々　非常
不便　紛々　分明　平安　飄々　惘然　明々　凛烈　烈々

など、その数は多い。副詞として通例用いられるものにも、「漸々」「密々」などがあって、前掲の諸漢語などと共に広く記録各文献に用いられている。

○彼作事漸々可行由有勅許云々、（彼の作事、漸々に行ふべき由、勅許有りと云々）（『小右記』永観三年二月一五日）
○密々授宣命於公房卿退出了、（密々に宣命を公房卿に授けて退出し了んぬ）（『水左記』永保元年一〇月二五日）

なお、接尾語のうち、助数詞の種類が和語・漢語共に豊富であることも記録語の特色の一つに数えられよう。『水左記』から例を引く。

請僧六口　屯食一具　細劔一腰　屛風一双　僧膳一前　十一面観音像一体　黒牛一頭　黒毛馬一疋

これらの助数詞は、漢籍・仏典など、中国古典の文章中にその多くがすでに存するのであるが、記録体の文章においてその使用がきわめて著しいのである。一方、仮名文学作品などの和文では、これらは一様に接尾語「-つ」、もしくはこれに準ずる語形で表現される。

5 記録語の特徴

さて、『源氏物語』帚木の巻には、ある博士の娘の詞が、

月ごろ、ふびやうおもきにたえかねて、ごくねちのさうやくをぶくして、いとくさきによりなん、えたいめむたまはらぬ。まのあたりならずとも、さるべからんざうじらは、うけ給はらむ。(青表紙本系大島本)

などと描写され、また同じく乙女の巻では、博士の詞が、

なりたかし。なりやまむ。はなはだひざう也。ざをひきてたちたうびなん。(同右)

などとも写されている。これらの詞には、仮名文学特有語「いと」「え…ぬ(連体形)」「さり」などと共に、漢文訓読特有語「ハナハダ」「マノアタリ」が使われている。すなわち、先に見た平安時代の二言語系のいずれか一方のみでは説明できない言語使用の状況を呈しているのである。さらに、傍線を付した諸語については、右の二言語のいずれにも普通には求め得ないものと言わなければならない。

ところが、それらの諸語は、

[風病] 而主上御風病令発給、(而るに、主上御風病発らしめ給ふ)(『権記』寛弘六年四月六日)

[極熱] 極熱之比日中難堪、(極熱の比、日中堪へ難し)(『帥記』承暦四年八月九日)

[草薬] 亦率医生令賚草薬一担及雑方経并料度等物候之、(亦、医生を率ゐて草薬一担と雑方経并せて料度等の物とを賚たしめて之に候ふ)(『延喜式』三七、典薬寮)

[服] 道栄依服韮不参動件御祭、(道栄、韮を服するに依て、件の御祭に参り勤めず)(『水左記』承保四年八月一九日)

[雑事] 是自故殿御時互示雑事、年来相知之故也、(是、故殿の御時より互に雑事を示し、年来相知れる故なり)

（同右、永保元年八月六日）

［鳴高］　有司学生称鳴高、行事之間還成諠譁、例也、（司の学生有りて鳴高しと称す。行事の間、還りて諠譁を成す、例なり）（『権記』長保二年二月二七日）

［む］　磬折天奏云、マチ君達に御酒給はむ、（磬折して奏して云はく、まち君達に御酒給はむ）（『殿暦』康和五年正月七日）

［非常］　左大臣所為太非常也、（左大臣の所為、太だ非常なり）（『小右記』長和二年五月九日）

［たぶ］　上云、任給まけたへ者、（上云はく、まけたべ者）（同右、永延三年五月五日）

など、記録文献に見出すことができるのである。しかも、記録文献の言語には、すでに述べたように、これらのほかに仮名文学特有語・漢文訓読特有語も混在する。その混在の状況は、仮名表記語を多数含む『殿暦』などの文章にことに顕著に伺うことができるのであるが、それらには、右に例示した博士の詞を髣髴させるものがある。

かように、一言語体系の内部に、それ独自の用語と共に、仮名文学の用語、漢文訓読の用語をも包有しているのが、記録語における語彙の特徴なのである。先に一章において、平安時代の言語位相の一つとして、仮名文学語・漢文訓読語のほかに、それと対峙する言語としての〈記録語〉というものを想定したが、それは、ここに述べたごとき事情に基づくのである。しかして、そのような言語の特徴は、同一表現対象について仮名文学語・漢文訓読語・記録語三者の間でそれぞれ異なる語を持つ、三語形対立の場合において、ことに典型的に示される。すなわち、例えば、時刻の推移を表わす表現に、仮名文学語では「なる」が、また漢文訓読語では「イタル」が使用され、これに対して記録語では「及（オヨブ）」が用いられるのである。

○暁ニ至（リ）テ法師食シ訖（リ）テ（興福寺本『大慈恩寺三蔵法師伝』巻第一、永久四年墨点）

あか月になりやしぬらむと思ほどに、（御物本『更級日記』）

及暁宜御坐者、（暁に及びて宜しくおはします者）（『小右記』長保元年一一月四日）

このような三言語系対立の用語としては、なお、「おだし・オダヒカナリ・穏便」「おほかた・ホボ・粗（あらあら）」「すこし・スコシキ・少々」「とく・スミヤカニ・早（はやく）」「みそかなり・ヒソカナリ・密々」「もろともに・トモニ・相共（あひともに）」「やうやう・ヤウヤク・漸々」などを考えることができる。

かくのごとく、記録語という言語位相を想定する立場から平安時代の言語体系を改めて観察し直すと、そこにこれまでの平安時代語の理解では十分認識し得なかった言語的世界が現出するのである。これまで、仮名文学語または漢文訓読語として理解されていた諸語の中にも、その使用基盤を記録語に求むべきものがあるいは存するのではないかと思われる。

なお、このような観点から平安時代の仮名文学作品を見直すと、『土左日記』『大鏡』などの言語は、ここに言う記録語と深く関わるように推測される。また、『竹取物語』『宇津保物語』『栄花物語』など、漢文訓読語・漢語の混入の著しい作品も、かかる言語との関連で改めて検討し直される必要があろう。

6 記録語の性格

それでは、記録語の言語的性格は、どのようなものとして理解すべきであろうか。この言語によって作成された文献の性格、またその作成者、さらにそこに漢文訓読語の混在している事実などを勘案すると、まず、貴族社会の、しかも男性知識層が使用した文章語という言語像が想像されるのである。とともに一方で、そこに仮名文学語の混在する事実も存するのであるから、日常口頭語との関わりをも考慮しなければならないであろう。ここにはその詳細を説明する余裕がないので、結論のみを述べることとなるが、結局、記録語は、貴族社会を中心として使用された日常口頭語の基盤の上に立った男性知識層の書記言語であろうと推測されるのである。これに対して、漢文訓読語は、漢文

で記された学術・文芸上の文献を読解するために使用された言語であり、仮名文学語は、日常口頭語の基盤の上に立って文芸的に洗練された言語と考えられる。

記録体と称される文体は、そのような記録語によって記された文章様式であると言うことができよう。

五　文　法

1　文法の概要

ここには、語結合・構文を主として、記録体の文章における文法に関する諸事実を述べる。

記録体の文章は、和漢混淆の文法によって構成されると概略評することができるが、その根幹は、漢文訓読語の文法に基づいていると認められる。これを表記様式との関連で述べれば、原則として、記録体本来の漢字表記の文章では漢文訓読語の文法が利用され、時に交用される仮名表記の文章には仮名文学語の文法に従う表現が見られる。しかしてまた、それらのほかに、右二者では説明し得ない、記録語独自の文法と認むべきものも存するのである。

2　漢文訓読語文法の混在

まず、漢文訓読語の文法に従うと見られる事例を示す。

名詞では、形式名詞「所(ところ)」の用法が挙げられる。

○日来所修之懺法、今日満三七日、(日来修する所の懺法、今日三七日に満つ)(『水左記』承保四年九月九日)

御悲歎之余、非筆所及、(御悲歎の余、筆の及ぶ所に非ず)(『兵範記』久寿二年七月二六日)

代名詞では、主語を確定的に指示する「是(これ)」などがある。

○就中冬使是所司使也、(就中、冬の使は、是所司の使なり)(『小右記』永観二年一二月一四日)

動詞では、「非(アラズ)」「似(ニタリ)」によって構成される、

○事非可書尽、(事、書き尽すべきに非ず)(『御堂関白記』寛弘五年一二月二〇日)

○件事非無前例、(件の事、前例無きに非ず)(『小右記』長徳三年九月九日)

などの構文、形容詞では、「莫(なし)」によって構成される、

○卿相以下莫不掩口、(卿相以下、口を掩はざるは莫し)(『権記』正暦三年四月八日)

などの構文もその例として挙げられよう。「頃之(シバラクアテ)」「就中(ナカンヅクニ)」「良久(ヤヽヒサシ)」など

は、漢文の用語を踏襲する表記で、副詞に準ずる連語の訓読語をその背後に有すると見られる。

○頃之雨止、(頃之雨止む)(『後二条師通記』寛治六年一〇月一八日)

○就中公家修御誦経賜度者、(就中に公家御誦経を修して度者を賜ふ)(『兵範記』仁平四年一〇月二一日)

○良久談説、(良久談説す)(『貞信公記抄』天慶三年五月一七日)

感動詞「嗟乎(ア)」も事情は同様であろう。

○嗟乎痛哉、(嗟乎痛きかな)(『小右記』長保元年一〇月二八日)

助動詞では、「欲(ムトオモフ・ムトス)」などと共に、

○欲勧酒肴、(酒肴を勧めむと欲ふ)(『権記』長保二年正月一日)

また、「如(ゴトシ)」「可(ベし)」による、

○次第如此、(次第、此くの如し)(『殿暦』永久三年七月二一日)

○仰不可参入之由了、(参入すべからざる由を仰せ了んぬ)(『小右記』長和三年三月一〇日)

ヤ)」など、

などの語結合を挙げることができる。助詞相当のものとして、「以(ヲモテ)」「雖(トイヘドモ)」「依(ニヨテ)」「哉(ム

○以永義阿闍梨為講師、(永義阿闍梨を以て講師とす)(『水左記』承保四年八月一九日)

○雖有悩気無殊事、(悩める気有りと雖も、殊なる事無し)(『御堂関白記』寛弘六年一一月二五日)

○依有花宴有召、(花宴有るに依て召有り)(『貞信公記抄』延長四年二月一八日)

○今日於被立使有何事哉、(今日使を立てらるるに於ては何事か有らむや)(『権記』長保二年四月六日)

また、助詞に準ずる連語として、「依…故(…ニヨテノユヱニ)」などをもそれとすることができよう。

○地下諸大夫依可勤堂童子之故也、(地下の諸大夫、堂童子を勤むべきに依ての故也)(『兵範記』久寿二年七月三日)

なお、中国古典の文章に見える助字の使用例もある。

○時人奇矣、(時人奇しぶ)(『小右記』長保六年七月一日)

○右中弁光頼朝臣以下一家人と済と焉云と、(右中弁光頼朝臣以下の一家の人々、済々たりと云々)(『兵範記』仁平二年九月三〇日)

○付蔵規朝臣返事耳、(蔵規朝臣に返事を付くらくのみ)(『御堂関白記』長保六年二月九日)

○只有九間壁而已、(只九間の壁有らくのみ)(『権記』長保元年一二月九日)

仮名表記の文中にも、ときに漢文訓読語の文法に従う事例がある。

○不出行間委記に不能、(出で行かざる間、委しく記すに能はず)(『殿暦』康和三年一〇月四日)

○為之箇けつられむこと如何、(之が為に箇けづられむこと如何)(同右、康和五年九月二六日)

○頭仰云、列ニ候シメヨ、(頭仰せて云はく、列に候はしめよ)(同右、康和六年正月一日)

○義親を召取か為ニ、義家か所遣也、(義親を召取らむが為に、義家が遣す所なり)(同右、康和四年二月二〇日)

○不立拝天着陣、（立拝せずして陣に着く）（同右、康和五年正月七日）
○馬場さしきやにして有此事、（馬場の桟敷屋にして此の事有り）（同右、天仁二年一一月七日）

なお、「不遑…（…ニイトマアラズ）」「…以（モテ）」などは、その源流を中国古典の文章ないしその訓読文に遡り得るものと見られるが、その使用が記録体の文章において常套語とも言い得るほどに一般化している。

○自余事不遑記事、（自余の事、事を記すに遑らず）（『小右記』寛弘二年七月一〇日）
○甚以神妙、（甚だ以て神妙なり）（『御堂関白記』長保六年二月五日）
○御哀憐之至、推可知者也、（御哀憐の至、推して知るべき者なり）（『兵範記』久寿二年七月二六日）
○下官分配之故也、（下官分配する故なり）（同右、長承元年一二月三〇日）

3 仮名文学語文法の混在

次に、仮名文学語の文法に従う事例も見出される。

名詞では、形式名詞に「次（ついで）」「程（ほど）」「様（やう）」「由（よし）」など、仮名文学語と共通するものがある。

○候陪膳之次、又承仰事、（陪膳に候ふ次に、又仰事を承る）（『小右記』永観三年三月一四日）
○日出程参内、（日出づる程に、内に参る）（『後二条師通記』寛治三年三月一一日）
○可召御前之様所思食也、（御前に召すべき様思しめす所なり）（同右、寛治七年四月二九日）
○伊予介公輔朝臣来示向任国之由、（伊予介公輔朝臣来りて任国に向ふ由を示す）（『九暦抄』天暦三年三月二日）

接続詞では、「されば」などの例がある。

○されは早其後催前駈、（されば早く其の後に前駈を催す）（『殿暦』康和四年一一月二五日）

助動詞では、使役・尊敬の助動詞に仮名文学語系の「す」などが見えるほか、
○主上御箸をならさせたマフ、（主上、御箸を鳴らさせ給ふ）（『殿暦』康和五年一一月一七日）
否定の助動詞の連体形に、
○然者やをらオキテならさぬカよキナリ、（然れば、やをら置きて鳴らさぬが良きなり）（同右、康和四年八月一三日）
○参議誰か候不、（参議、誰か候ふ）（『後二条師通記』寛治七年正月五日裏書）
など、仮名文学語系の語形の例が存する。助詞では、仮名文学語で普通に用いられる係助詞「か」「や」の例がある。
○笠ハ如本ニャ候ふ、不審也、（笠は本の如くにや候ふ、不審なり）（同右、寛治七年正月五日裏書）
また、接続助詞「て」にも、仮名文学語系の用法の例が存する。
○今日カヲミクルシクテ不参御前、（今日、顔見苦しくて御前に参らず）（『殿暦』嘉承三年六月二二日）
○南面にて有此事、（南面にて此の事有り）（同右、長治二年二月八日）
次の「ままに」もこれに準ずる。
○スフルマヽニ各食了、（据ふるままに、各食ひ了んぬ）（同右、康和五年一一月一七日）
かように、ときに仮名文学語の文法に従うと見られる表現も存するのであるが、それらは主として仮名表記の文章に見えるのであって、しかも、漢文訓読語の文法に従うと見られる事例に比して著しく少ないのである。

4　記録語の文法

さらに、記録体の文章に広く見出されるもので、しかも、漢文訓読語・仮名文学語いずれの文法に従うとも認められない事例がある。
まず、名詞では、形式名詞に記録語独特と認められるものが多い。「間（あひだ）」「上（うへ）」「事（こと）」「状（じ

やう)」「条(でう)」「処(ところ)」などがそれである。
○欲参大内間、忽雨下、(大内に参らむと欲ふ間に、忽に雨下る)(『御堂関白記』寛弘九年八月一三日)
○件男共朝夕召仕之上、堪能之者也、(件の男共、朝夕召仕ふる上、堪能の者なり)(『水左記』永保元年一二月六日)
○於馬場有競馬事、(馬場にして競馬の事有り)(『権記』長徳五年一〇月二〇日)
○可召勘大和国司之状、仰右大弁、(大和国の司を召し勘ふべき状、右大弁に仰す)(『貞信公記抄』延長二年四月二二日)
○如此不静条極不便歟、(此くの如く静かならざる条、極めて不便なるか)(『殿暦』康和四年八月二九日)
○被尋法家之処、子息可処遠流者、(法家に尋ねらるる処、子息を遠流に処すべし者)(『兵範記』保元二年七月二三日)

助動詞では、尊敬のそれに「令…給(シメたまふ)」がある。[23]
○御前御心地頗令落居給、(御前の御心地、頗る落ち居しめ給ふ)(『水左記』承保四年八月一五日)

助詞では、疑惑表現に用いる終助詞「歟(か)」などがある。
○是無殊事歟、(是、殊なる事無きか)(『水左記』承保四年九月三〇日)
　定有所見歟、(定めて見ゆる所有るか)(『兵範記』仁平二年四月一一日)
　若行人非其人歟、(若し行ふ人其の人に非ざるか)(『御堂関白記』長保二年正月一日)

これらの場合、語自体は、漢文訓読語・仮名文学語いずれかに、もしくは両言語にともに、その多くが存するのであるが、その用法が記録語独自と言うべきものなのである。

これらのほかに、古記録で記主の評言として用いられる畳語表現、
○先日僧正之所陳已以相合、感歎随喜〻〻、(先日僧正の陳ぶる所已に以て相合ふ、感歎随喜々々)(『小右記』長和

二年七月一六日）

○頭如此事可恐〻〻、（頭の此の如き事、恐るべし恐るべし）（『御堂関白記』長保六年二月五日）

なども、記録体の文章の特色を形成するものと言うことができる。

5　和漢混淆文型と記録文型

最後に、漢文訓読語文・仮名文学語文いずれにも見出し得ない、記録体の文章に特有の構文が存在する事実を指摘しておきたい。

先述のごとく、記録語に漢文訓読語・仮名文学語それぞれの用語が混在しているということであれば、次に、当然のことながら、両者の結合に基づく、いわば〈和漢混淆文型〉とでも称すべき構文の存在が予想されるところであろう。はたして、例えば、「何様…哉（いかやうに…ヤ）」などが見出される。

○而何様ニ可候哉、（而るに、何様に候ふべしや）（『殿暦』康和三年四月三〇日裏書）

「何様（いかやうに）」は仮名文学語、「…哉（ヤ）」は漢文訓読語の用語なのであるが、この構文自体は、両言語いずれにも見出し得ないはずのものである。山口佳紀は、『今昔物語集』の文体に関する考察を通して「不可…由（ベカラザルよし）」を変体漢文特有の言い回しと説いたが、[24]これも右に準ずる和漢混淆文型と言うことができよう。このような観点に立てば、先に示した「令…給（シメたまふ）」もその例の一つになる。しかして、そのような文型は、平安時代においては主として記録体の文章中に求め得るという訳である。

陳述副詞「縦（タトヒ）」は、「雖（イフトモ）」と結合して、「縦雖（たとひ…といふとも）」という構文を構成する。

○故何者、縦雖大后居処近、至于例事、何有所憚、（故何となれば、縦ひ大后の居処近しと雖も、例の事に至りては、何ぞ憚る所有らむや）（『九条殿記』東宮大饗、天暦七年正月二日）

二語とともに漢文訓読特有語であるが、その構文自体は、記録体の文章に特有のものと認められる。漢文訓読語でこれに相当する構文は、「タトヒ…トモ」であり、仮名文学語におけるそれは、「…とも」なのである。これは、変体漢文における表記様式上の一特徴と言うにとどまらず、記録語における構文上の特徴の一つに数えることができると思う。山口佳紀が変体漢文の特徴を示すものとしてすでに指摘したところであるが、[25]「以…令…(…をもて…しむ)」も同様である。

○光隆朝臣以私侍令守護之、(光隆朝臣、私の侍を以て之を守護せしむ)(『兵範記』久寿二年七月二四日)

漢文訓読語の構文では「…ヲシテ…シム」、仮名文学語のそれでは「…して(にて)…(さ)す」がそれに相当しよう。陳述副詞「若(もし)」は、仮名文学語では「もし…や…」の構文で疑問表現に、漢文訓読語では「モシ…(未然形)バ」の構文で仮定表現に用いられるのに対して、記録語では、先に例示したように、「若…歟(もし…か)」の構文で疑問表現に使用されるということもある。これらの文型は、記録語特有のものであって、〈記録文型〉と称することができようかと思う。語結合の上で同様のものには、なお、

○其後不経幾程入滅、(其の後、幾程を経ずして入滅す)(『水左記』承保四年八月九日)

○且又被責催候能侍歟、(且つ又責め催され候ふが能く侍るか)(『殿暦』康和五年八月二三日)

○兼又可勧修神楽事、(兼て又神楽の事を勧修すべし)(『水左記』承保四年八月二六日)

○可有乎可無乎如何、(有るべきか、無かるべきか、如何)(『小右記』長保三年二月一九日)

などがある。

六　文体

1　古記録の文体

記録体については、これまで一般には、純漢文と異なるその独特の文章の型に注意が向けられ、この文章様式で作成された文献相互における文体上の差異については、十分注意の払われることがなかったようである。本稿で先に述べたところもまさに同様であって、それは、記録体と称される文章一般に共通する表記・語彙・文法に関する諸事象であった。ところが、現実に、記録体の文章によって作成された文献に接すると、文献相互に異なる文体印象を与える一面の存することが察知されるのである。そのような文体印象上の差異というものは、とくに、各文献における用字・用語の選択面に関する検討を通して確認される。

一例を挙げよう。接続詞「これによりて」には数種の漢字表記が存する。

○依之以道方朝臣令奏事由、(之に依て、道方朝臣を以て事の由を奏せしむ)(『御堂関白記』長保元年九月一八日)

○因之不参大内、(之に因て、大内に参らず)(同右、寛弘元年一一月一五日)

○因玆不令奏証人、(玆に因て、証人を奏せしめず)(同右、寛弘二年九月五日)

○依是上女方等被追放者、(是に依て、上の女房等追放せらる者)(同右、寛弘八年五月一一日)

それらの中で、「因之」が各文献共通に使用され、しかも多くの文献で普通の表記となっている。ところが、『御堂関白記』では「依之」を、また『水左記』では「因玆」をこの語の表記に主として使用するという事実がある。また、天候を表わす用語の一つに「陰晴」「晴陰」という語が存する。

○陰晴不定、（陰晴定らず）（『水左記』承保四年八月八日）
○晴陰不定、（晴陰定らず）（『九条殿記』大臣家大饗、天慶九年正月五日）

このうち、「陰晴」は、藤原資房『春記』・源経頼『左経記』・『水左記』・源経信『帥記』などに用いられ、一方、「晴陰」は、藤原師輔『九暦』・『左経記』・『水左記』・『後二条師通記』などに使用される。すなわち、記録各文献について、『九暦』『後二条師通記』は「晴陰」を、『帥記』は「陰晴」を、『左経記』『水左記』はその両者を使用する文献というように類別を行なうことが可能なのである。

かような用字・用語の撰択に基づく文体上の差異というものは、記主の個性・家系などを反映するところが大であろうと思われる。

2　日記体と戦記体と文書体と

右は、文献内容上、日記という同一種類の文献内部における文体上の差異である。それらの小異を越えて、この日記の文体を他の種類の文献の文体と対比すると、そこにまたおのずと異なる文体上の様相が観察されるのである。

表記を例に採って説明しよう。日記では、記主の個人差を反映するような用字上の多様性は存するけれども、原則としては、一つの語に対応する漢字表記は一定しており、また複数の漢字表記を有する語もその数が限られている。例えば、連体詞相当の連語「その」の漢字表記には、日記では原則として「其」字がもっぱら使用される。ところが、合戦の記録である『将門記』では、

○自厥渡二著ク常陸国信太郡ノ蒿前ノ津ニ一、以其ノ明日早朝ヲ二著於同国水守ノ営所ニ一、斯鶏鳴ソノケイメイニ良正参向シテ述フ不審ヲ一、（真福寺本、六二—六四行）

のごとく、「其」「厥」「斯」三字が使用されている。この文献ではなお、形容動詞に「ハルカナリ（迥・遐・遙）」、副

詞に「シバラク(且・暫)」「スデニ(已・既)」「スナハチ(乃・便・則・即)」「タダ(只・唯・啻)」「ツネニ(常・恒)」「トモニ(倶・共・与)」「ナホ(尚・猶)」「ミヅカラ(自・躬・躬自)」「ミナ(僉・皆)」「モトヨリ(本自・素)」、接続詞に「コレニヨリテ(因之・因玆)」「シカルアヒダ(然間・而間)」「マタ(亦・又)」などを始め、複数の漢字表記を持つ語が多く、純漢文体に近い用字傾向が伺われる。これは、同じく記録体ではあっても、〈日記体〉と〈戦記体〉とでも称すべき文体上の差異を示すものであろう。

文書にも、日記の文体に近い私文書から純漢文体に近い公文書まで様々の文体のものがあり、しかもそれ独特の表現形式もあって、〈文書体〉とでも称すべき独自の文体が形成されている。例えば、文章構成の上では、

○右(みぎ)…也(なり)、而(しかるを)…、又(また)…、仍(よつて)…、為(…のために)…、…如件(…くだんのごとし)、

○右(みぎ)、…偁(…にいはく)「…、…云(…にいはく)『…』者(てへり)、…」者(てへり)、…状(…のじやう)、…如件(…くだんのごとし)、

などのごとき、文書特有の形式があり、また用語の面でも、「謹検案内(謹みて案内を検するに)」「倩案物情(倩ら物の情を案ずるに)」「早任…(早く…に任せて)」「為後日沙汰(後日の沙汰の為に)」「宜承知(宜しく承知すべし)」「不可違失(違失すべからず)」など、常套的な語句が文章中に布置される。書出し・書止めにも定型があって、

○以前式部省解偁、(以前、式部省の解に偁はく)(「太政官符」宝亀四年三月九日)

○右件田者、橘貞国相伝私領也、(右、件の田は橘貞国相伝の私領なり)(「橘成近賀地去状」治承四年一一月三日)

○仍大略注進言上如件、(仍て、大略注進言上すること件の如し)(「主殿寮解」治承五年正月一九日)

○留守所宜承知、依件行之、以宣、(留守所宜しく承知すべし、件に依て之を行へ、以て宣す)(「伊賀国司庁宣案」治承五年四月二八日)

○庄官等宜承知、勿違失之、故下、（庄官等宜しく承知すべし、之に違失すること勿れ、故に下す）（「皇嘉門院庁下文」治承元年八月二四日）
○又ヽ以使者可言上候、恐ヽ謹言、（又々使者を以て言上すべく候ふ、恐々謹言）（「源俊通書状」治承二年六月二〇日）
○なほかたこと人〳〵ゆめ〳〵さまたげらるまじ、あなかしこ〳〵、（「皇嘉門院譲状」治承元年八月二二日）

などと記されるのである。

3 記録体の位置

さらに、記録体という文体範疇を越えて、広く変体漢文という観点から各種文献の文章を見渡すと、景戒『日本霊異記』・義昭『日本感霊録』・鎮源『本朝法華験記』などの霊験記があって、仏典系の純漢文に近い文体の文章で記されている。また、一方に、慶滋保胤『日本往生極楽記』・大江匡房『続本朝往生伝』・三善為康『拾遺往生伝』などの伝記があって、純漢文に比較的近いが、これはこれとして〈伝記体〉とでも称すべき一体を形成している。斎部広成（いんべのひろなり）『古語拾遺』など、神道書は、『古事記』の文体を継承して、また独自の一体を成している。

そのような各種の変体漢文の中にあって、記録体は、文体上、日常実用文としての性格を確立していると言えよう。

七 沿 革

1 用字・用語・語法の変遷

さて、記録体の文章は、通時的な観点からこれを眺めると、それ自体、歴史的変容を遂げていることが観察される。

この点については、すでに池上禎造・築島裕も注目し、小山登久・遠藤好英もその実証を試みているが、[26]なおその全貌が明らかにされるには至っていない。ここにも、その全体像を明確に説く用意はないので、これに関わる二、三の事実を紹介するにとどめて、すべては今後の討究に俟つこととしたい。

まず、用字について述べる。築島裕は、変体漢文において助動詞「たまふ」の漢字表記「給」「賜」二字中、「賜」字による表記の方が比較的古く、また二者併用時代が奈良時代から平安時代初期までにわたっていたと説いている。[27]

接続詞「したがひて」は、平安時代の記録文献では普通「随」一字で表記されていた。ところが、『吾妻鏡』などでは、

○随而無許否之仰、(随て、許否の仰無し)(第四、元暦二年七月七日)

のごとき表記が見られる。また、副詞「よもすがら」は、平安時代には「終夜」「終宵」「通夜」「通宵」などと表記されたが、院政期以降にはこれに「終夜」の表記がもっぱら用いられるようになる。

このような変遷は、用語の上にも認められる。助動詞「侍(はべり)」と「候(さぶらふ)」との消長については、つとに吉沢義則に説くところがある。[28]『吾妻鏡』には、

押妨　更発　軽骨　最前　造畢　楚忽　飛脚　免許　濫妨　領状

などの語がしきりに使用されているが、これらの語が記録文献に見出されるようになるのは、一般に院政期以降のことである。

語の用法にもそのような変遷は観察されるのであって、例えば、「逐電」などにその状況を伺うことができる。この語は、古く、

○逐電退帰山、(逐電に退きて山に帰る)(『小右記』長元四年二月一日)

のごとく、副詞として〝(電を逐うがごとく)迅速に〟の意味でもっぱら使用されていたが、院政期一一世紀末から一

二世紀初頭ごろにかけての時期よりその用法に変化が生じ、『吾妻鏡』などでは、もっぱら、

○而西海合戦不敗以前逐電、不知行方之処、(而るに、西海の合戦に敗れざる以前に逐電す、行方を知らざる処、…)(第四、元暦二年六月二日)

のごとく、動詞として〝住処を去って跡をくらまして逃げ隠れる〟という意味で用いられている。「通夜」が副詞としての用法から〝祈願のため、神社・仏閣に参籠して一夜を過ごす(こと)〟の意味で名詞もしくは動詞として使用されるようになるのも、まさにこの頃のことであった。

同様のことがまた文法上の事実にも存するようである。青木孝は、『吾妻鏡』において「令(シム)」に謙譲語としての用例が存することを指摘している。[29] これは、前代の記録体の文章には見出し得ない用法である。名詞「間(アヒダ)」が接続助詞のごとくに用いられる場合、『吾妻鏡』ではもっぱら、

○余興不尽之間、猶被申御逗留、(余興尽きざる間、猶御逗留を申さる)(第一八、元久元年九月一五日)

など、その意味が〝原因・理由〟に一定している。同じく、名詞「上(うへ)」「趣(おもむき)」「刻(きざみ)」などが形式名詞として、

○義村有官之上、継三浦介義澄之遺跡、(義村、官有る上、三浦介義澄の遺跡を継ぐ)(『吾妻鏡』第二三、建保六年七月八日)

○向後猶見不義者、定可後悔之趣、被仰含云々、(向後猶不義を見ば、定めて後悔すべき趣、仰せ含めらると云々)(同右、第一九、承元二年一一月一四日)

○又忠常出名越還私宅之刻、於途中聞之、(又忠常、名越を出でて私宅に還る刻、途中にして之を聞く)(同右、第一七、建仁三年九月六日)

など、その用法が一般的になるのも、院政期以降と目される。

2　記録体の成立と展開

さて、視野を拡大して、変体漢文の史的変遷という観点から記録体の歴史を跡付けて見ると、おおよそ次のようになるであろう。

漢字・漢文が本邦に伝来して以来、これに習熟した日本人は、みずから文章作成を行なうようになる。この際、文章様式としては、依拠すべき唯一の中国古典の文章がまずは範とされたと想像されるが、表記すべき対象が言語構造を異にする日本語であるところから、その文章自体に日本語独自の要素が反映することとなるのは、当然予想されるところである。周知のごとく、現存最古の金石文の中にもすでにそのような事実は存するのである。一般に「破格」または「和習」と称されている現象がそれで、これは、純漢文の作成を志向しつつも、日本語の言語構造に抗し切れずに自然に犯した誤謬と言うべきものであろう。

一方、日本人が文章作成の習慣を獲得すると、漢文という文章様式は借用しつつも、日本語文そのものを作成しようという気運が生ずることになると思う。『古事記』などに伺える文体確立の試みは、上代日本人のそのような努力の跡を象徴的に示しているものと思われる。この種の文体は、後に史書・神道書の文章様式に継承されて行くものと見られる。ここには、この文体を〈史書体〉と称したい。

ことに、日常実用の文章作成という場面では、漢文という文章様式と日本語文との融和が一層図られなければならないであろう。これはとりもなおさず、ここに言う史書体の日本語文への一層の傾斜を意味する。先に文書体と称した各種古文書の文章様式中、私文書のそれがかくして形成されたと推測される。記録体の淵源は、このようなところに求められるであろう。この文書体は、平安時代以降、『明衡往来』など、文範集の成立を見るなどのこともあって、歴史的変遷を遂げ、室町時代には『庭訓往来』に代表される往来物独特の文体が形成され、「候文体」の称を得るこ

ととなる。

文書体は、漢文という文章様式の拘束を受けてはいるものの、漢字・漢文を晴の文字・文章様式とする時代には、それがかえって時代の好尚と合致して、広く実用的な文体として社会に採用されたらしい。平安時代の外記日記は、この文体によって記録されたと見られる。個人の日記の最古のものに、『日本書紀』巻二六、斉明天皇五年七月の条所引の「伊吉連博徳書」「難波吉士男人書」など、数種の記録が知られるが、資料が乏しく、その文体の具体的な姿は詳らかでない。平安時代に入っても、その初期の日記で現存するものはなく、その文体を観察する術はないが、円仁『入唐求法巡礼行記』・円珍『行歴抄』など、僧侶の旅行記、また後の三代御記の文体から推測すると、純漢文に比較的近い文体であったろうと思われる。修史事業の廃絶する九世紀末以降、現存する日記のみでも、『貞信公記』を始めとして私日記は多数にのぼるが、それらの文体は、『本朝世紀』などによって伺われる外記日記のそれと共通する。この日記体にも史的変遷が観察されるのであって、その変化の時期の一つが一一世紀末に存することは、先述の通りである。この種の文体は、後、江戸時代に至るまで、ときに仮名の混用を見ることはあるが、貴族・僧侶・武士の日記の文体として使用される。とともに、同種の文体は、記録体と総称されるにふさわしく、『将門記』などの合戦記、『北山抄』などの有職故実書、源顕兼『古事談』などの説話文学作品の文体に広く用いられ、鎌倉時代には『吾妻鏡』『御成敗式目』など、公的な文献の文体として正式に採用されることとなった。

この記録体は、一方で、仮名文学作品に代表される和文体と融合し、鎌倉時代には和漢混淆文の成立に大きく関与する。両者、語彙・文法の面で共通するところが多く、その主たる顕著な相違点は、表記の面に帰せられる。他方、記録体は、戦記文学作品の真名本とも深く関わる。それら真名本が記録体と相違する特徴の一つは、擬声語・擬態語、助動詞のあるものなど、和文系の用語、また俗語で記録体には存しない諸語を漢字表記するところに求めることができるであろう。

八　結　語

この稿では、記録語とそれに基づく文章様式である記録体とについて、その素描を試みた。その論述の大綱は、私見に依るものであって、しかも必ずしも十分な実証を経たものではない。ここに記述したところは、概説の域を出るものではないけれども、これがまたこの分野の研究の現状を象徴しているようにも思われる。記録語・記録体の全貌を詳細に記述することは、すべて今後に期せられた課題なのである。そこで、最後に、そのような課題を達成するために必要な手続きに関して、私に懐く構想のあらましを述べて、この稿を閉じることとしたい。

(一) 漢字表記語の解読に関する手続きを方法論的に一層厳密に検討する。この際、漢語に関しては、その資料として、訓点資料における字音語加点例の有する価値を高く評価したい。

(二) (一)に基づいて、まずは一記録文献の言語全体を組織的かつ精確に記述する。

(三) さらに、同様の作業を同時期の他の数点の記録文献についても行ない、一時期における記録語の言語体系を解明する。

(四) かくして得られた一時期の記録語の言語構造の特徴を探るために、同時期の他の位相の言語とその各面について比較する。例えば、平安時代では仮名文学語・漢文訓読語がその対象となろう。

(五) また、各時期における記録語・記録体の実態を解明する作業を通して、あわせてその変遷の様相をも明らかにする。

(六) その源流を求めて、先行の諸文献の中に記録体と共通の特徴を有する文章様式のものを探索する。その見通し

として、先に古文書との関連を述べたが、なお、あわせて史書などの文章にも注目する必要があろう。

(七) さらに、その淵源を求めて行くと、探索は、中国古典の文章に及ぶこととなろう。この場合、漢籍系漢文と共に、仏典系漢文にも注意を払う必要がある。(30)

(八) なお、記録語・記録体が他の位相の言語に及ぼした影響についても論証すべきであろう。とくに、文体上、和漢混淆文や真名本の文体などとの関連は、子細に検討さるべきものと思う。

これらに関する精密な研究の集成は、すべて今後における研究の進展に俟たなければならない。

(1) 築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』東京大学出版会、一九六三年、九二〇頁。

(2) 榊原芳野『文芸類纂』巻四・文志 下、文部省、一八七八年。また、築島裕、前掲書、九二三―九三〇頁。

(3) 日本漢文と称することはできないが、そのほかになお、漢字文としては、

(二)(3) 漢字文ではあるが、国語文として表記上、語形の正確な再現に留意したもの

①読解を容易にするために、国語の語性の差異に注目し、これを漢字の字形の大小と万葉仮名の使用とによって明示したもの(宣命体) ②もっぱら国語文の精確な再現を意図し、万葉仮名のみで表記したもの(万葉仮名文)

などがある。

(4) 弥永貞三・土田直鎮「古代史料論」(岩波講座『日本歴史 25』岩波書店、一九七六年)七二―七四頁。

(5) 武藤元信「記録文の特色」(『武藤元信論文集』武藤元信遺著刊行会、一九二九年)七一頁以下。これより早く、本居宣長は、『玉勝間』九の巻で「記録ぶみ」の称を用いてその特徴を指摘した。

(6) 橋本進吉『国語学概論』岩波書店、一九四六年、一五五頁以下。

(7) 春日政治「上代文体の研究」(『国語叢考』新日本図書株式会社、一九四七年)一―三九頁。小林好日『国語学通論』弘文堂書房、一九四四年、三四四頁にもこの称が見える。

(8) 福田良輔「記録体」(『国語学辞典』東京堂、一九五五年)二六二頁。

(9) なお、他に「準漢文」「史部漢文」の称もある。
(10) 太田晶二郎「記録語」(前掲『国語学辞典』)二六二頁。
(11) 武藤元信、前掲論文。
(12) 築島裕、前掲書、九一五―九五七頁。
(13) 例えば、形式名詞「ほど」の漢字表記「程」は、文章表記の上では確かに変体漢文の特徴の一つに数えてよいと思われるが、この語自体は、仮名文学作品にも使用されているので、言語としては記録体特有のものではない。
(14) 仏典・漢籍の訓読は、外国語文の理解のための作業であり、国書の訓読は、背後に存する日本語文の再現のための作業と考えるのである。
(15) 鎌倉時代以降、『東寺本大鏡裏書』『聖徳太子伝暦』『古今目録抄』『南無阿弥陀仏作善集』『小野小町盛衰書』『尾張国解文』『御成敗式目』など、変体漢文の訓点資料が漸次増加するのは、そのような基盤が失われて行くことを物語るものではあるまいか。
(16) なお、付訓の適否は、加点者の学識に左右されるところが大きいであろう。
(17) 中田祝夫『古点本の国語学的研究 総論篇』講談社、一九五四年、九四三―九八八頁。
(18) 築島裕、前掲書、九五〇頁。
(19) 峰岸明「今昔物語集における漢字の用法に関する一試論――副詞の漢字表記を中心に――[一][二]」(『国語学』八四・八五集、一九七一年)。
(20) 峰岸明「高山寺本古往来における漢字の用法について」(高山寺資料叢書第二冊『高山寺本古往来・表白集』東京大学出版会、一九七二年)五七二―六八三頁。
(21) ただし、文献によっては、「是」字をさらに「この」の漢字表記に使用する場合もある。
(22) ただし、文献によっては、「在」「有」両字の用法上の差異が必ずしも分明でないものもある。
(23) 築島裕、前掲書。
(24) 本居宣長『玉勝間』九の巻。
(25) 築島裕「尊敬を表す「シメタマフ」の成立について」(『帯広大谷短期大学紀要』八号、一九七〇年)。

(24) 山口佳紀「今昔物語集の文体基調について——「由(ヨシ)」の用法を通して——」(『国語学』六七集、一九六六年)一五頁。
(25) 山口佳紀「今昔物語集に於ける「以テ」の用法」(『人文科学科紀要(東京大学教養学部)』四六、一九六八年)六一—六二頁。
(26) 池上禎造「文体の変遷」(岩波講座『日本文学史 一六』岩波書店、一九五九年)八—一三頁。
築島裕、前掲書、九四三頁。
小山登久「公家日記に見える「於」の字の用法について——平安時代の資料を対象に——」(『ノートルダム清心女子大学紀要(国文学科)』八号、一九七五年)。
遠藤好英「平安時代の記録体の文章の性格とその変遷——「別」字の用法を通じて——」(『佐藤喜代治教授退官記念国語学論集』桜楓社、一九七六年)。
(27) 築島裕、前掲書、九四三頁。
(28) 吉沢義則「語脈より観たる日本文学」(『国語説鈴』立命館出版部、一九三一年)三七九—三八六頁。
(29) 青木孝「吾妻鏡に見える謙譲の「令(シム)」」(『青山学院女子短期大学紀要』一八輯、一九六四年)。
(30) 同一内容の表現と見られるもので、例えば、「如此」は漢籍系漢文に主に、「如是」は仏典系漢文に主に使用されるということがある。

5 仮名文

岡村和江

一　仮名文とは

二　仮名文の源流

三　初期の仮名文

1　実用的・私的な表現の場での仮名文――文書・仮名消息・日記――

2　文学的な表現の場での仮名文――和歌序・日記・物語――

四　完成期の仮名文

1　実用的な表現の場での仮名文

2　文学的な表現の場での仮名文

一 仮名文とは

仮名文とは、文字どおりには「仮名」で書かれた文章のことであるが、ここでは古代日本語の文章の、表現様式としては「和文」、表記様式としてはひらがな書き(ひらがなを素地として少量の漢字をまじえる)を採るもの、すなわち文体と、山田俊雄[1]のいう表記体とをあわせた概念として扱うことにする。

さて、「和文」とは何であろうか。

和文の本質が、固有の和語、固有のシンタクス・構文法・文章構成法によって綴られた散文様式であることはいうまでもないものの、その実態をつかむには、この説明ではほとんど無意味に近い。また平安時代の貴族社会、とくに宮廷女性を核として形成されていたコミュニティでの日常語に基づいて形造られていった、その時点での言文一致文であると規定してみたところで、事情はさほど変わってもこない。

そもそも日本人が文字としての漢字を手に入れて、独自に文章を発想することができるようになったとき、拠りどころとした様式は何であったろうか。中国からは、文字言語として完結した形式をもつ漢文が「文章」として与えられていた。そして、固有の和語によってこれをほぼ逐語的に訓み下す作業をくり返すうちに、単語の訓も文の訓法もしだいに固定する。これが訓読文である。訓読文はやがて原文を離れ、独立した一つの文章様式にまで成長してゆく。漢文で発想することのできる渡来人は別として、この様式こそが、古代日本の上層知識階級を形成していたエリートたちの散文発想を支えるパターンになったはずである。訓読文は、たとえば、漢文式に書かれている、

古天地未レ剖、陰陽不レ分、渾沌如二鶏子一、溟涬而含レ牙。(『日本書紀』神代上)

が、かりに、

いにしへにあめつちいまだわかれず、めをわかれざりしとき、まろかれたることとりのこのごとくして、ほのかにしてきざしをふふめり。

と訓み下しているような形において発想されたとしても、つまり全部和語であったとしても、それは漢語や漢文のシンタクスの影響を受けている意識が強いという意味で、和漢混淆文と考える。もっとも当初は、発想の段階にとどまりまだ特有の表記体を案出していない。この和漢混淆文が漢文の様式から大きく外れないうちは、漢文式の表記体をとりやすいわけである。ただし素養のより低い層の書き手（言語主体）が誤りをおかすのはやむをえなかった。やがて、漢文式では表現しえない和的なもの、たとえば待遇表現、書き手の感情・態度の直接的辞的表現などを積極的にとりあげようということになり、漢字の意味や字音を利用した変体漢文体（記録体）や宣命体などが案出された。

さて、この種の様式の成立したことが、それに対立する様式すなわち、漢語・訓読文的な表現をまじえずその影響も受けてはいない、という意識をもつ文体「和文」の観念を鮮明にした。「和文」は、「和漢混淆文」と対立する限りにおいて、文体概念として存在したと考える。

結局和文は、ネガティヴないい方をすれば、

(1)　もとの漢文・もとの変体漢文などを訓読した文ではないもの

(2)　訓読文的な様式――訓読法が固定するに従って成立した特有の表現形式や語彙――の類をあまり用いないもの

(3)　漢語をあまり用いないもの

といえよう。もっともこれでも、(1)は問題ないとして、(2)・(3)ではその量的な判定はどうであろうか。多寡の両極端は明瞭であるが、一つの言語作品において、訓読調の要素や漢語の占める割合のどのあたりを認定の基準とするか、むずかしいところなのである。

和文体とひらがな書きとの結び付きは、平安時代初期に始まって踏襲された。そしてこの間に和文体は完成の域に達し、『枕草子』『源氏物語』をはじめ多くの女流日記などの代表的な作品を世に送り、また、流麗な「仮名消息」の幾片かを今日に残している。和文体が、その時代の宮廷サロンを核とするコミュニティでの日常語に基づく様式であることと、ひらがなが、漢字・漢文に拘束されない自由な立場で日本語の音声形式をかなり忠実に(清濁は区別できないが)書き表わすことのできる文字として成立してきたことと、これら和文体の作品が漢字・漢文に縁の遠い存在であった女性たちのために書かれ、しかもしばしば音読[2]されていたこととは、きわめて関係が深いのである。

ただし、訓読文体すなわち本質からいえば和漢混淆文体をもつ作品がひらがなを主として書かれることもある。九八四(永観二)年、源為憲によって冷泉院第二皇女尊子内親王に献ぜられた『三宝絵詞』がそれである。絵は今日伝わらないが、詞の部分は、一一二〇(保安元)年書写の「関戸家蔵冊子」(「東大寺切」の基幹となったもの)によってその姿を窺うことができる。例をあげると、

あくる日のむまときになりてきのふ行者をうちしときのほとにおよひてそらよりおちてしぬそのほねくたけをれたることとさんをふくろにいれたるかことしもろ〱の人これをみてこれをおちおそらぬものなし(中巻「小野朝臣庭麿」、『日本霊異記』下・一四縁「明日午時　自レ空落死　彼身摧損　如ニ篅入レ嚢　諸人見之　無レ不ニ懼恐ニ」を訳出したもの)

のように、いわゆる訓読語(傍点部)が多い。漢語の使用率も、のべ語数でみると関戸家本の自立語五、六一五語のうち一六・九%を占めている。これは、うら若い尼宮に奉る「絵詞」という条件が、ひらがな書きの表記体を決定したもので、尼宮は読経のひまひま、絵に眼を遊ばせながらおつきの尼の読む声に耳を傾けたのであろう。仮名文の嚆矢といわれる『土左日記』もまた、漢語の使用率[3]こそ二・九%とはるかに少ないものの、いわゆる訓読調の要素はかなり多い。原典に則るわけではなく、基本的には和文体と見てよいだろうが、貫之の発想は、おそらく習熟した訓読文のパターンについつい拠りがちだったのであろう。かれにおいては、漢文の桎梏を離れた自由な表現を可能にする表記体

図1　万葉仮名文書 甲　「正倉院文書」から

を採ることのほうに重要な意義があったのである。下って、『栄花物語』の一部分や『大鏡』など、成立したときの表記体はひらがなであったろうが、文体からは、和文を少々離れている点が見える。院政期以後はまた、概して漢字・漢語の使用率が高くなる。このようにいろいろと異質のものをまじえながらも、大方の「仮名文」は和文体の型を守り、時々の日常語を受け入れながら、やがて言と文とが乖離してしだいに擬古文となってゆくのである。

二　仮名文の源流

正倉院に、七六二(天平宝字六)年正月ごろのものといわれる甲・乙二種の万葉仮名(真仮名)文書が残っている。意味がやや明らかでないものの、甲は、

二所のこの頃のみ御許の形聞きたまへに奉りあぐ。しかも米(よね)は、山田は賜はずあらむ。飯稲(いひね)よく数へて賜ふべし。
十市(とをち)氏(うぢ)らは椽実(いちひ)に酔ひて皆伏してありなり(聞けば。／殳し)
一、黒塚の稲は運びてき。
一、田売りまだ来ねば貸す。

と読まれている。(4) 乙のほうは十分解読されていないが、かりに、

我が養ひの代りには、おほましますの町なる奴を受けよとおほとこ□(が)司(つかさ)の人言ふ。しかる□(が)故に、それ受けむ人ら車持たしめてまつりいれしめ給ふ日、米(よね)らも出(いだ)さむ。しかもこのはこみおかむも危ふかるが故に、早く退(まか)り給ふ日し、おほこが司なひけなは人のたけたか人□(ぞ?)事は受けつる。

としておこう。紙背は造石山寺所の書類であって、甲は天平宝字六年正月卅日・二月一日の日付のある公文案、乙もほぼ同時期の食物用帳(工人たちの給食帳簿)になっているところをみると、おそらく造寺司官人の周辺の者からの私的な文書だったのであろう。人間や物資を動かしていた役所がら、当時貴重なはずの紙も手に入れやすかったのかもしれない。私的なものが今日まで残っていたのはまさに僥倖であった。書体は楷・行書を主とするが、字形にはマ(甲)、や・つ(乙)などひどくくずれたものがある。そして一字ずつ独立した、後にいう「男手放ち書き」である。

用字は、特殊仮名遣・清濁の区別がなく、字母がほとんど決まっていて、しかも字画の少ない常用字ばかりである。正訓を用いた漢字としてはわずかに田(甲)、奴・日(乙)をまじえるが、これも平易な日常語で、文脈上自然に顔を出したにすぎない。この書き手にとって使える文字はごく少量、自分たちのことばの音の微妙な差異と正確に対応する音をもつ漢字などは知らなかった。いわゆる識字下層の人間には違いない。しかし、この種の書き分けなど必要としない場が、読み手に了解されて用件が足りればよいという実用の世界が、私的にはすでに十分に形成されていたといえるであろう。乙は首尾の形が明らかでないが、甲は前文をもち、「多天万都利阿久」のあとを一字あけているのは、前文としての意識を示すものである。割書きがあり、箇条書きの体裁も具えている。これは、

謹啓　可苅御田事

合二町之中 南牧田一町殖稲依子 北牧田六段殖越特子 四段荒

右、今明日間尓越特子可苅、故功銭付東人給下、依注以申上、

一、馬養者、昨今日間、蒙遠恩釈、東西如常、但明公何公事平哉、幸甚〻〻、

一、前日申給之考事者、何可成選也、又五年之考等、希欲聞食、若非得之哉（下略）（「正倉院文書」賀茂馬養状）

のような文語文の形式が、日常の文脈を規定して、なかなか要領のよい実用的な和文体を作り出していたものと考える。結尾は欠けたのであろう。これなりに整ったもので、下書ではあるまい。乙のほうは、この種の型に拠らず、当事者同士仲間うち的な文脈のままに書かれたため、われわれには難解なのであろう。しかし、いずれも発想をそのままに書き留めたものとして、まさしく仮名文の源流なのである。

水源を辿れば、当然、固有名詞や歌謡・定型歌の類を正確に記録しようという欲求が、固有の和語の音を表記すべき字母を決めていったところに溯る。散文のほうでは、音声言語としてほとんど完結していた言語作品すなわち祝詞・宣命の詞章をそのままの形で記録したいという欲求が起こったのであろう。「発想された和漢混淆文（訓読文）→文章として書かれた漢文・変体漢文」という図式の成立が、固有の詞章形式の存在とその実態とを、対立的に明瞭にしたに違いない。体制を整えつつあった国家の要請もあったので、その記録のための新しい表記体が、識字上層者の、いわばプロによって考案された。固有の語序に従い、概念語（詞）にはこれに意味上対応する漢語を求めて宛て、主観の直接表現語（辞）や活用語尾は一字一音式の小書きの万葉仮名で表記するという宣命体である。これは七世紀の末には成立していた。音声形式に忠実とはいえないものの、祝詞・宣命は口誦する詞章形式が完全に様式化しているので、プロにとってはこれで十分であったに違いない。そして宣命体は、そのもつ合理性のゆえに、識字層の能力程度に応じたさまざまの濃度で、氏族の記録、寺の縁起、公私の文書など種々のジャンルの表記体として利用された。馬養の書状のように、変体漢文の素地に少量の万葉仮名をまじえるものもあれば、宣命とほとんど同程度のものもある。さらに下層になると、概念語に宛てるべき漢語（漢字）を知らないまま、ほぼ決まってきていた少数の字母によって、詞と辞との区別もせずに、そのまま文字化してしまった仮名文が現われたわけである。

さて、この仮名文書の表現形式の特徴をあげてみると、次のとおりである。

(1) 漢語を用いていない。たまたまこの文書では数詞も仏教関係の素材もとりあげないからでもあろうが、官の名称(「おほとこがつかさ」「おほこがつかさ」)も和語である。

(2) 助詞「を」は、乙に一例、「…奴を受けよ」という官人の指令の詞の中にだけ見え、指令の語気を自然に醸し出している。これは「を」を、客語と述語との論理的な関係を明示するために画一的に用いる立場とは違い、随意性が強く、場面に応じたもので、何らかの情念や意志がはたらかなければ「を」を用いなかったであろう当時の日常語の様子が窺える。

(3) 甲・乙とも、書き手と相手とは対等のようであるが、甲の前文には書き手を下位におく形式が完成している。本文では相手に為手(して)尊敬を用いるが、書き手の下位性は示しておらず、対話敬語(聞き手尊敬・丁寧語)も見えない。乙では素材の「公・官」への受け手尊敬・為手尊敬がある。これらはその当時の生活場面での人間関係の反映といえよう。

(4) 乙の最終行の頭「ことは」の上が少し欠損しており、文尾を連体形「つる」で止めている。ただしここに二字入れるのは無理なので、係助詞「ぞ(序)」などがあるのではないか。他に指示強調の辞は見えない。平安時代、消息文に頻用される「なむ」の前身「なも」も用いられていない。なお「なも」は、公私の文書の宣命体で書かれたものの中にはちょっと見出せなかった。管見に入った七四七(天平一九)年の『法隆寺伽藍縁起』(北浦定政手沢本)の一例、

　是以、遠岐須売呂岐乃御地乎布施之奉良久波、御世御世尓毋不朽滅可有物止奈毛、播磨国佐西地五十万代布施奉

は、推古天皇の戊午の年、聖徳太子に法華経、勝鬘経などを講ぜしめた折、「大御語(おほみこと)」として土地を寄進する旨を申すことばの中に出てくるもので、宣命と同じく、支配者がわの「のりことば」での確かめの辞である。「なも」には、このような待遇性が強く、儀式的な慣用表現をになう辞となっていたために、一般の文書・消息では

避けられたかと思われる。なお、『万葉集』に見える唯一例の「何時奈毛不恋有登者雖不有」(二八七七、いつはなもこひずありとはあらねども)は、断言場面に用いられていて、話し手がわの心情的な優位性が窺える。これと待遇性とが通じるのであろう。

(5) 甲に見られる伝聞の「ありなり」は、訓読文には「聞クナラク」などを除いてはほとんど見えない表現であるという。また、甲の「まだこねば」、乙の「はやく」は、通常の訓読文では「イマダキタラザレバ」「スミヤカニ」を用いるという[5]。ここには、『記紀』の歌謡や『万葉集』には用いられているが漢文を訓読するときには採らなかった表現が見られる。

(6) 乙には(5)とは逆に、いわゆる訓読語とされる「〜がゆゑに」を二例見るが、山口佳紀[6]の指摘するように、これは漢文の即字的な翻訳によって生じた表現ではなくて、古代の日常語と考えられる。

(7) 文や句の続け方を見ると、甲は、用件をポツポツ並べるために接続詞をあまり用いない(「しかも」一例)型であり、乙は、接続詞「しかるがゆゑに」「しかも」をはじめ指示詞「それ」「この」、同じ官名のくり返しなどを多く用いる型である。実用文としての仮名文の二つの傾向がここにある。

以上、いずれも日常生活語的な性格の強い和文体の一類を形造る要素といえよう。

なお、祭・政を司る天皇の位置に立つ支配者の意を受けた者が神に申す「のりとごと」、被支配者にのり聞かせる「おほみこと・みこと」は、聴覚的効果を考えながら飾り立てた特殊な和文体を作りあげていた。「仮名文」ではないが、これも和文体なのである。極端に形式化している祝詞は措き、宣命について二、三その特徴をあげてみよう。

(1) 漢語(字音語)を多少用いる。奈良時代にどのように読み上げられていたか確証はないものの、素材上、年号名、人名(とくに僧侶名)、官職名、仏教関係の語彙が含まれやすい。とくに高野女帝(孝謙・称徳)在世中の一四詔から四六詔までには仏教語彙がめだつ。

(2) 助詞「を」の用い方に随意性が強く、客語すべてを論理的に示そうという態度は見えない。多いものには、二八詔(「を」四一・ナシ一二)、三一詔(「を」一四・ナシ四)、三二詔(「を」七・ナシ二)、三三詔(「を」一三・ナシ三)、三四詔(「を」九・ナシ二)があるが、客語すべてに「を」を用いた詔はない。この反面、「を」のないもの五(八詔・二〇詔・二二詔・二七詔・三九詔)、「を」の少ないもの二四詔(「を」三・ナシ一六)、三〇詔(「を」一・ナシ九)、四九詔(「を」一・ナシ八)、五〇詔(「を」二・ナシ九)などがある。小書き万葉仮名「乎」の記入にはバラツキが著しく、詔によって多少ブロックをなしているかと思えば、同一詔の中でもバラツキがあるというくらいで、恣意的に見える。読み方は習慣上固定していたであろうが、なんらかの意味で必要と見た箇所に書記者が記入するという傾向が強い。これは訓読文とは違う性格である。

(3) 為手尊敬の語を、待遇度の差によって使い分けている。たとえば変化形の「たぶ」は「たまふ」よりやや低く、「おほまします」は、「ます・います」より高い待遇というようなことである。まず「たぶ」八例について見ると、これは孝謙・称徳朝の詔に集中して現われている。すなわち二六詔の「仕奉利多夫事」「辞備申仁多夫依弖」「受賜多婆受」は、天皇に用いた「勅・給・賜」に対して藤原仲麻呂の祖父不比等に、三六詔の「守多比」「能利多布言」「敢多比奈牟可等奈毛」は、天皇に用いた「勅・賜」に対して道鏡に、四一詔の「楽求多布事」は、仏に「賜」、天皇に「勅・賜」「宣多方牟止」は、天皇に用いた「勅・賜」に対して道鏡に、というように待遇の差を表現している。一方「おほまします」の場合は全体にわたって現われる。すなわち、三詔の「大坐」と、二三詔・四八詔の「御坐」とは、譲位・即位にさいして特別にとりあげた「天日嗣高御座」に用いる。また、二七詔の「御坐坐」は、当帝から国家の大権をとりあげた太上天皇(のちの称徳)に、四一詔の「大末之末世波」は、仏法・称徳天皇・道鏡(「ます・います」を用いる)に対して釈迦の「大御舎利」に、四五詔の「於保麻之麻須」は、当帝称徳天皇の太子時代に父聖武天皇をきわだたせるために、五一詔の「大坐坐」三例は、薨じた藤原永手(「います・ます」を用いる)を悼む光仁天皇に、五八詔の「大坐須」

「大坐麻須」も、薨じた能登内親王(「ます」を用いる)を悼む父光仁天皇に、と使い分けている。これらの待遇表現は、日常の社会的な人間関係のあしらい方を反映しており、和文の固有な特質をよく示すものである。

(4) 指示強調の係助詞を用いる。これが祝詞の和文とは一線を画すところであろう。支配者から被支配者にのり聞かせる事柄を「なも」で念押しするのが特徴的である。ただし内容をまとめて体言化し、一種の体言止めの形で詞章段落のくぎれを強調する「なも〜く」の形式は四六詔以降には見られず、一般に「なも〜連体形」が用いられるようになる。また「ぞ」の係結五例、「こそ」の係結五例(みな逆接法)は孝謙・称徳朝の詔に集中するなど、偏在性が窺えるとはいえ、歌謡・定型歌などの強調法と同じものがとり入れられている。

(5) 訓読文様式では採られなかった表現が見える。たとえば可能表現のうち不可能を表わす「え〜ず」(己可衣之不成事」三一詔)や、「動詞連用形十得」(「忘得末之自美奈毛悲備賜比」五八詔)などが、漢文の「得〇〇」「不得〇〇」に対応する「〜することえむ」「〜することえず」と共に用いられる。禁止表現にも「な〜そ」がある。願望表現には終助詞(「な」「てしか」)を用いた例がある。このように、いろいろな型を随時に用いている点が、やはり日常語の反映であり、和文体の特徴なのである。

(6) 漢文訓読の影響が強いとされるが、その証とする「〜がゆゑに」「〜をもちて」「〜によりて」の立論の根拠には、山口[7]のいうように疑問がもたれるので、いちがいに強いとはいえない。訓読の実態は明らかでないものの、奈良時代には、その時の和語をもって訓み下したわけである。『記紀』の歌謡や『万葉集』に見えずのちの訓読文に見える語彙や語法が宣命にあったとしても、宣命は歌の類とは別の散文なのであるから、簡単に訓読の影響とはいえない。たしかな、漢文の即字的翻訳と見做されるものだけに限定すべきであろう。

(7) 説得的な性格をもつので、接続詞を多用する。また聞いていてわかりやすいように、引用句の前後には「のりたまはく『…』とのりたまふ」のような説明形式を常用する。克明に記録されなかったものの、誦習の「かたり

ごと」もこの形式をもっていたであろう。これが創始期の仮名文の一ジャンル、「物語」の表現形式へと連絡してゆく。

和文体は、以上のように、具体的な相手に向う実用の場で、私的な文書や公的・社会的な布告・神への唱詞の文章として姿を現わした。そのうちで、祝詞・宣命そのものは特殊な様式の世界にとどまったが、私的な文章活動の場に成立した仮名文は、次代の実用文へと流れてゆくわけである。

三 初期の仮名文

草化した仮名で日常語による和文体を表記した資料の得られる平安初期から、大体『かげろふ日記』成立以前、ほぼ九六〇年代ぐらいまでを初期と考えることにする。

1 実用的・私的な表現の場での仮名文 ——文書・仮名消息・日記——

仮名文を成立させた実用的な文章活動とそれを促す環境とは、平安時代にひきつがれて、識字下層といわれる人々、漢字・漢文に縁の遠い人々をさらに多く誘い込んだはずである。こういう人々の活動が、草化しつつあった仮名の字体の漢字離れに拍車をかけたのはいうまでもない。しかし実用の場では、仮名は、自分や仲間うちだけに通用すればよい記号ではなくて、書き手の考えを相手に伝え、ときには書き手の望むところに相手を動かそうとするための文章活動をになう文字でなければならない。相手に読みやすく、また好感をもって受け容れられるような効果が必要である。識字下層者は決して低能力者ではなかったから、この必要性を原動力として自由な創造力をはたらかせて字体を淘汰したであろう。この人々は、省文化した仮名(片仮名)を用いようとはしなかった。識字上層の人々は、漢文の訓み下し

方を記録するための補助的記号として草化した字体や省文化した字体を並用していたから、片仮名のほうだけが一般に伝わらなかったと見るのは少し無理である。そこには何らかの価値づけがはたらいたはずである。識字下層の人々にとって、仮名は決して補助的な文字ではない。やっとできるようになった文章活動の場で、仮名は自らのことばの一音一音を表わす文字なのである。訓みを示す手段にすぎないのではない。日常の生活感情を盛り、具体的な人間関係を反映させ、互いに意志の伝達をはかるためのかけがえのない文字、という意識がはたらいたのではないか。こうして一字そっくり全部の形を極草化する方向を採り、それがまた好感・快感を支えたのではないか。ここにはたらく自由な創造力は、この文字によって綴られる和文体のさまざまな可能性をも発掘してゆくことになったと思われる。

もちろん平安初期は、あげて漢詩・漢文・変体漢文による文章活動の時代であって、公的な場でも私的な場でも、正統・高次的な文章とされていたので、仮名文のそれは、全く日陰のひそやかな動きにすぎなかった。しかし日常の機微・感情の陰影の表現における仮名文の優位性は、ときに識字上層者をも巻き込んでいった。たとえば、八六七(貞観九)年の日付をもつ「讃岐国司解端書(有年申文)」、

改姓人夾名勘録進上、許礼波奈世无尓加官尓末之多末波无、見太末不波可利止奈毛於毛不、抑刑大史乃多末比天、定以出賜、以止与可良無(変体漢文「改姓人夾名勘録進上」「定め以出し賜はむ」と、仮名文「これは何せむにか官に申し賜はむ、見賜ふばかりとなも思ふ。抑刑大史宣ひて」「いとよからむ」とを混用)

「大師御病中言上草書」(円珍自筆。「園城寺文書」)、

雲上人波見奈衣参之太布末之久波へ太布奈利、昨令寺主取消息了(仮名文「雲上人は皆え参じ給ぶまじく侍給ぶなり」と変体漢文「昨寺主に消息を取らしめ了りぬ」とを混用)

の二例がそれであり、この傾向は、のちの公家の日記類にも折々窺えるのである。前者は、讃岐に分居していた円珍(智証大師)の一族六家の人々が自らを伊予別公の血統として因支首の姓を捨てて和気公の姓を賜わりたいと国司に願

い出たものを、中央に報告するに当たり、讃岐介藤原有年がとくに私見を添えたもの、後者は言上書末尾の添え書きである。字体は草仮名で、まだ漢字を離れきっていないが、前者の「い」「お」「と」「ふ」などひらがなと同じ形のものも見える。短文をつらね、強調辞の「なも」、程度副詞の「いと」、不可能表現の「えしまじ」、敬語「はべりたまふ」の変化形「はべ(ン)たぶ」などの日常語性が、このような場面で吹き出た感じである。「なも」の場面がやや広がり、やがて「なむ」として消息文に頻出する過程を示していて面白い。

仮名消息はまた別に考えなくてはならない。識字層の人々の周辺には女性がおり、公的な文章活動にタッチできない彼女らお互いを実用的な環境がとり巻いている。知識人にも、文章によって女性に意志を伝え、これを動かさなければならない事情が生じる。こういう場面で、九世紀末には、おそらく極草化していた仮名(後にいう女手すなわちひらがな)による私的な消息がかわされたであろう。しかも日常の些事がかもし出す雰囲気とか感情の陰影とかをもり込むには、なまなか訓読文の型などに拠っていては不可能である。結局、このような私的・実用的な場面で仮名文は書かれ、型のしめつけのないところで練成を受けることになったのである。『竹取物語』『伊勢物語』には、創作されアレンジされた消息文が見えている。ただしそのような消息文の実際に書かれたものとしては、九三一―九三八年(承平年間)ごろの書写といわれる「因幡国司解案紙背仮名消息」(「東南院文書」)、さらに下って九六六(康保三)年の日付の文書をあわせもつ石山寺蔵「虚空蔵菩薩念誦次第紙背仮名消息」などがわずかに残っているにすぎない。前者の書風を小松茂美はやや古風とする。(8) 小松に従って読み、右傍に振り漢字をしてみると次のようである。

いとめつらしくとはせたまへる　のれいの六条になんはんへり(侍)
よろこひ(む)をなんきこ江させ　たまふ[を][□][車]にのせさせた
いまはんはらたまはねはと　まへ
きうらみてなんたひ(旅)ゝ(人)とはか

「虚空蔵菩薩念誦次第」は、一八片の反古（ほご）をつないだものに書かれている。そこにまじっている仮名消息八片を、小松は三種に分類した。その第二種、連綿がさらに巧みになった新書体といわれるもの、断片番号5をあげてみよう。

しは〳〵とはせたまふ　ふなん又ひるかひ（蛭飼）せさ□（せ）
ことをなんいともかしこ　たうひつるたゝおほんい□（の）
まりきこ江たまふなほ　りをそたのみきこ江さ
おや（同）しことなんよのほと　せたまふめる（祈禱の依頼状）
はものしたう（給）ふめるけ

断片ではあるが、いずれも漢字・漢語が少なく、待遇語が多く、「なむ」を頻用して相手に念を押している。例文のようにポツ〳〵切れるものもあり、後者の断片番号12、14、18のように指示詞を用いるものもあるが、皆短文である。省略文が少なく、終りまで言い切っているのは初期の特徴であろうか、『竹取物語』『伊勢物語』に見える消息文も同じ傾向をもっている。なお用語には、前者の「もはら」（「ん」は「も」の仮名と考える）および後者の断片番号3の「ことごとに」は、『源氏物語』の中では武骨な男性や僧尼の詞として見えるもの、断片番号14の「みだりに」は『源氏』に見えないもの、断片番号10でも「またをとめすして」を「ずして」とすれば、これも訓読語といわれるもの、というように、書き手の日常語の状態がいろいろであったことを示す場合があって面白い。日常語が訓読語と分化し切っていない面を窺わせるものである。

文書・消息のように具体的な相手に直接向かう文章活動の場合には、生活感情や人物のあしらい方を反映する日常語の優位性がものをいう。しかもあいさつや用件の内容そのものへの依存度が高いので、仮名文字を知る者なら、必要とあれば誰でも書き手となり得る性質の仮名文であった。

仮名文の実用日記としては、宮廷公事の記録という公的性格を帯びた『太后御記（大宮日記）』があったと伝えられ、

『河海抄』に、

承平三年八月廿七日、女宮御もたてまつる、いぬ二にて御ものこしおと丶ゆひたてまつり給ぬ。(天理図書館蔵、文禄五年本)

など、九〇七(延喜七)年から九三四(承平四)年にわたる記事が引用されている。ただし、原本がはたして仮名書きであったかどうか。築島裕[9]は『西宮記』に『先太后御記』として漢文体で引用されていること、延喜承平の後宮に女房の手に成る仮名日記があったとすれば、『土左日記』の冒頭は作為になること、などから疑問視している。

仮名日記の確かなものとしては「歌合日記」がある。九世紀の末貴顕の家で私的に行なわれていた歌合が、やがて後宮を舞台とする晴れの場での行事として儀式的に整ってくると、後宮の成員である女房たちに、その実態を克明に記録する必要が生じた。こうして女房による仮名文記事体が成立する。本来素材に密着し、事柄の論理のまま叙述するもので、とくに構想力を必要とせず、訓読文の表現様式に頼ることもない。また、書き手の立場からまとめたり論じたり感情的に反応したりせず、乾いた短文で連接形式の少ない投げ出し型[10]になるはずである。もっとも九一三(延喜一三)年の『亭子院歌合日記』は、才媛伊勢の手に成るだけに、強調表現や会話文引用などの手法によって表情を持たせた記事文として、文学的な文章に近づくものであった。

2 文学的な表現の場での仮名文 ——和歌序・日記・物語——

実用の場では効果的な仮名文も、漢文で鍛えられた知識人の散文精神をなかなか刺激しなかった。また、漢詩文の隆盛期に和歌が私生活に埋もれていたことは、感性的抒情的散文の育つような環境をととのえなかった。ところが、歌合が後宮での行事となるころ、貴族・識字上層者の周辺の女性たち——文字教育が仮名段階に止まった女性たち——にも、読み物への欲求が高まってくる。これが知識人の、仮名・日常語による文学的な文章行動を促しはじめた。

図2　青谿書屋本『土左日記』(東海大学蔵)

影印本『土左日記』(新典社)より転載

そして大野晋[11]のいうとおり、九〇五(延喜五)年の紀貫之らによる『古今集』撰進が、仮名を正式な文字として権威づけ、仮名文学への道を拓いたわけである。

なおその実際の書かれ方は、貫之自筆『土左日記』(九三五(承平五)年成立)の姿を伝えるという青谿書屋本によって窺える。それは極草体の仮名――ひらがな――を二、三字続け書きにした形で、先に本文を掲げた「因幡国司解案紙背仮名消息」の書き方と同類である。漢字はきわめて少なく、例文でいえば、「廿九日」(日付)、「子日」(書くときにてまを省き、もしくは漢字の表意性を利用するもの)、「京」(仮名ではまだ表記法の決まらなかった拗音の漢語。ほかに撥音やk・t・pの尾音をもつ漢語の場合がある)である。日付を除くと、全文一二、五〇〇字中六二字にすぎない。やがて仮名は「虚空蔵菩薩念誦次第紙背仮名消息」断片番号3・5のような連綿体となるが、厳密にひらがな専用の散文資料は見られないという[12]。漢字の用字法の意識は、『土左日記』のそれに近い傾向と思われる。

さて初期仮名文学の文章には、

(1)日常語を主として訓読語を混用する

(2)引用法に特殊な指示説明形式が多い

(3)文と文とを連接することばを多用し、投げ出し型の文が少ない

⑷対句・漸層法などの文飾がめだつなどの特徴がある。そしてこのような性格を決める因子として(イ)日常語性　(ロ)口誦性の影響　(ハ)訓読文の影響　(ニ)作者と読者との距離　などが絡みあっているると考えられる。

⑴は、初期の仮名文に(ハ)の訓読文の影響が強いことを示している。『古今集』の「仮名序」、『土左日記』『竹取物語』『宇津保物語』の「俊蔭巻」の前半、俊蔭の死まで(俊蔭譚)などに見える訓読語の実態はすでに指摘されているが、『古今集』の詞書や左注にも、「のごとく・のごとくに」(九七八詞書、九九四左注。和文形の「やうに」を用いない)「やうやく」(七九〇詞書、八五〇詞書。和文形の「やうやう」を用いない)などが見える。歌集の題詞・左注はもともと漢文・変体漢文で書いていた。それを受けたものであろう。

新しい散文は、日常語に訓読語を混用したいわば口語文語混淆文として成立した。これは訓読語が書きことばとして知識人たちの身についていたこと、ときには源泉もしくは資料とした文献の訓読文に影響されたり、発想も訓読文の型によったりしたこと、などによる。混用の度合は濃淡さまざまであって、位相語として分化していない面をもっていた。語彙ばかりではない。引用された会話文・消息文に省略が少なく、

月の宮古の人にて、ちゝはゝあり。かた時のあひだとて、かの国よりまうでこしかども、かくこのくにはあまたのとしをへぬるになん有ける。かの国のちゝ母の事もおぼえず、こゝには、かく久しくあそびきこえて、ならひたてまつれり。いみじからむ心ちもせず、かなしくのみある。されどをのが心ならず、まかりなむとする。

(『竹取物語』かぐや姫の翁への詞、武藤本)

のように一文一文終わりまで言い切っているのも、訓読文的であるという。なお『伊勢物語』にたしかな訓読語を見ず、一方引用会話文に「かゝるきみにつかうまつらで、すくせつたなくかなしきこと、このおとこにほだされて」(六五)のような省略形を多少数えるのは、これが「歌がたり」として口誦の場で練成され、訓読文になじんだ知識人

の手を離れていたからであろう。『大和物語』も同じである。もっとも、辛嶋稔子のいう[13]「第一伊勢」(『古今集』以前に成立)には、『源氏物語』などでは用いなくなった「いはく」「いはむや」「〜によりて」の類が、他の部分より多く見られる。ここにはまた会話の省略形も少ない。「第一伊勢」は、仮名文学の用語として未分化の面を多少もつが、のちの成立という「第二・第三伊勢」の部分や『大和物語』は、分化の度合いが進んだものと考えられる。

(2)の引用法の特徴とは、登場人物のことばや心中思惟などを直接話法によって地の文に挿入するさいに前もって、発言行為や思惟行為などを表わす「いふ、語る、申す、宣ふ、思ふ」などの動詞を用いて、ここからは特別な表現になるという指示説明をすることである。これは(ロ)の口誦性による。聞き手の注意を喚起するための手法として宣命に多用していたが、漢文の「某曰『……』」をその語序のまま訓み下すのとも関係があろう。前代の日常語から出て訓読語として固定したイハク……型、この期に登場した日常語によるイフヤウ……型、体言性の語をもたないイフ……型、などがあり、盛んに用いられた。『竹取物語』『古今集』左注、『土左日記』『宇津保』の「俊蔭巻」にはイハク……型が多いものの、混用されていて、分化は見られない。また、指示説明形式を用いるか用いないかについては、『土左日記』に多少意識の違いが窺える。すなわち歌のように三一音になっていることばとか、神に申すことばとか、諺とか、なんらかの意味で特別な発言の場合に用いる傾向があるようである。和歌の挿入も同様である。和歌は歌物語では核であり、他の作品では登場人物の晴の表現として、地の文からきわ立たせられる。これには詞書が歌に接するときの、ヨメル歌型(古今式)、ヨメル型(一般式)、返し型(後撰式)、詠者名型(後撰式)の諸型と、散文的な発想による「歌あり」のような言い切り型とがある。『土左日記』と歌物語とは詞書式、『竹取物語』には散文式が見える。

(3)は、文と文とを(A)接続詞、(B)「この」「それ」などの指示詞、(C)前文中の語句のくり返しなどで連接することが多い、という特徴である。先に私がふれ[14]、山口仲美[15]によって精査されているが、これには(ニ)の作者と読者との距離、(ロ)の口誦性などの因子が絡んでいる。

(A) かぢとり、「けふ、かぜくものけしきはなはだあし」といひて、ふねいださずなりぬ。しかれども、ひねもすになみかぜたゝず。(『土左日記』)
(B) そのさはにかきつばたいとおもしろくさきたり。それを見てある人のいはく、(『伊勢物語』九)
(C) このこいとおほきに成ぬれば、名をみむろどいんべのあきたをよびてつけさす。あきた、なよ竹のかぐやひめとつけつ。(『竹取物語』武藤本)

初期の作者(語り手)は読者と同じサークルにいなかった。知識人であり、あるいは口誦内容を整え文章化する者であって、読者(聞き手)とは心理的感覚的にピッタリする場面を共有していない。「言わなくてもわかる」ことは期待できないので、ことさら連接要素によって文脈を構築する必要があったものと思われる。したがって、作者が同じサークルにあるようになる完成期仮名文学では、

その人、かたちよりは心なんまさりたりける。ひとりのみもあらざりけらし。(『伊勢物語』二)

のような、直観的描写的態度の現われといわれる投げ出し型(連接要素を用いないもの)が殖える。なお、山口の論に私の調査を加えてまとめて見ると、

I 説明(『伊勢物語』『大和物語』などの歌物語)、論説(『古今集』の「仮名序」)には(A)の接続詞型が多い。しかもこれらの作品は、語り手の立場から事がらを文脈にひき込もうとする態度があるので、(B)の指示詞型も多くなる。『土左日記』は人情を説き、歌を論ずる態度が強いので、ここに属す。

II Iと重複するが、口誦性をもつもの、語られるものには指示詞型が多い。歌物語と『竹取物語』がここに入る。また、『宇津保』の「俊蔭巻」前半(俊蔭譚)には、文の連接箇所一四三のうち二八箇所、一九・六%もある。この使用率は『伊勢』『竹取』よりも更に多く、俊蔭譚の文章の特異性を示している。(山口の表によれば、『宇津保』全体では七%ほどらしい)

Ⅲ 複雑な内容を、事がらから事がらへと述語の主格になるものを明示しながら叙述する態度のときは、(C)のくり返し型、山口のいう重ね型が多くなる。『竹取物語』『宇津保物語』、とくにその俊蔭譚部分に多い。
Ⅳ 投げ出し型は、直観的・描写的態度で述べるときに用いる。事がらそのものの論理に従う記事文の場合にも当然多い。なお俊蔭譚部分の使用率は、六二・二％で、『竹取』よりもむしろ少なめである。

ということになる。

(4)の文飾法は『古今集』の「仮名序」に著しい。すなわち、

ひさかたのあめにしては、したてるひめにはじまり、あらがねのつちにしては、すさのをのみことよりぞおこりける。（二条家相伝本）

のような対句(一部、＝部同士)、枕詞(「ひさかたの」「あらがねの」)のほか、「野辺におふるかづらの」のような序詞(「はひひろごり」を導く)など、漢文の駢儷法や和歌の修辞法を駆使している。また、

松山のなみをかけ、野中の水をくみ、秋はぎのしたばをながめ、あか月のしぎのはねがきをかぞへ、

のような中止法の列挙も試みて飾り立て、和歌序の典型とされた。対句法は『土左日記』にもかなり多い。歌物語でも『伊勢物語』には、

たちて見、ゐて見、(四)　きこゆればはづかし、きこえねばくるし。(一三)

など、声調を整え情緒的に説得するものが見える。これは聴覚的な効果を期待する(ロ)の口誦性の技法であろう。

さて終わりに、(1)にあげておいた「日常語を主とする」という点について述べよう。たとえば、漢語、混種語の使用率を見ると、素材に左右されることはあるが、概して完成期以後の仮名文よりも低い。(ただし、『宇津保』の俊蔭譚だけは例外)宮島達夫の『古典対照語い表』(16)を利用し、少し手を加えて表示してみると次のようである。

助詞「を」も、多寡自在に、理を述べて畳みかける場合や感情を籠める場合に頻用される。また、待遇表現も微妙

漢語混種語率表

	自立語のべ語数	漢語混種語のべ語数(%)
古今集仮名序(散文部)	814	2.6
伊勢物語(散文部)	5,148	3.8
竹取物語(散文部)	4,998	5.2
土左日記(散文部)	2,978	4.2
宇津保物語(俊蔭譚)	2,969	12.0
大鏡	29,212	18.2
とはずがたり 冒頭段落	1,181	9.1
とはずがたり 末尾段落	383	16.4

になる。単に人物の階層の反映ばかりでない。とくに『土左日記』には、逆風に逢って住吉明神に幣を奉ってもなお舟が動かないときに船頭の勧めに従い鏡を投げ入れるとたちどころに海が静まったという条で、皮肉いっぱいに用いられた、

いたくすみのえ、わすれぐさ、きしのひめまつなどいふかみにはあらずかし。めもうつら〳〵、かゞみにかみのこゝろをこそはみつれ。かぢとりのこゝろは、かみのみこゝろなりけり。

の「み」(尊敬の接頭語)のようなものもある。これは為手尊敬を逆手にとって、物欲の強さをそしったものである。なお同じ待遇表現で、前国司に従う男性は「をとこども」(「ども」は同等以下の複数を表わす)であるが、「あるをんな」と対比したときは「をとこたちのこゝろなぐさめに」(「たち」は同等以上)としているのも、場面に応じて変える日常語の特性をよく表わしている。「たち」はこの一例しか見ない。

係結びを用いて強調したり、感動・願望の終助詞や発見の「けり」・伝聞の「なり」を用いるのも日常語である。いわゆる訓読語についても、『土左日記』では、古語めいた表現、文語めいた表現として改まった感情を生かすのに用いたらしい。たとえば、船頭が手向神(たむけのかみ)に祈ることばの例がある。

このぬさのちるかたに、みふねすみやかにこがしめたまへ。

「すみやかに」(上代は散文用語であったかもしれない)と、使役の「しむ」(上代語)とは、ここの一例ずつだけで、他

の場面ではみな和文形の「とく・はやく」「す・さす」を用いているのがそれである。
なお物語の叙述法「なむ〜ける」は、日常語にねざしつつ、(ロ)の口誦性や(ニ)の作者と読者との距離(話を知ってい
る語り手と話を知らない聞き手との距離)を因子として、新しく創られた書きことばのスタイルであった。

四 完成期の仮名文

仮名文学の最高峰であり、古代言語芸術の花と讃えられる『枕草子』『源氏物語』を成立させたころまで、作品では
『紫式部日記』『和泉式部日記』を含めて完成期と考えることにする。

1 実用的な表現の場での仮名文

藤原公任筆『北山抄』(三条家蔵)の紙背に見える九九六(長徳二)年から一〇〇四(長保六)年ごろの消息のうちには、

挙回有如然事は、あしかるへしとな(ん)宣けるを、(「挙回有二如レ然事一」に「ば」が続く)

などと、変体漢文の中に、初期のような草体の仮名ではなくてひらがな書きの仮名文をまじえたものがある。また、
藤原道長(九六六—一〇二七年)の『御堂関白記』をはじめ、平安時代中期以後の公家日記でも、ときにひらがなで会
話文その他生活感情の吹き出すままを表現したような仮名文を混用している。知識人にとっての仮名文とは、女性を
相手にしない場合でも、やはり私的な場面で意識される文体であった。

仮名消息も、同じ『北山抄』紙背のものを久曾神昇(17)の読みに従ってあげ、振り漢字をしてみよう。

あやしきうし(牛)のごときは、さ
てはべ(侍)りし、いかになりはべ(侍)り

けむ、御返もはべ(侍)らぬが、おぼ□□(つか)
なく。はづかしきやうなること□(に)
はべ(侍)れど、このふみのさまごらむじ(御覧)、
さべきことならば、御使にはべ
るかどのをさ(看督長)に、さるまじ□□□(うおほ)
せごとはべ(侍)りぬべくやとて。□□(ちょ)
のゆづりにて、官符な□(う)て
□□(うれ)たうも、よつ□(ぎ)なる

表現形式をみると、この例の「おぼ□□(つか)なく」・「はべりぬべくやとて」のほか、「あない(案内)もうけた□(る)こそはとて□(ぞ)」(『北山抄』紙背)「かへすぐもおろかならずこそ」(「伝行成筆仮名消息」)などの省略文が、前期の消息に比べると多い。また助詞「なむ」は減り、「こそ」がかなり殖えて、念押しばかりでなく複雑な感情表現が多くなっている。とくに「なむ」の減少は、この時期の文学作品の強調辞使用傾向と合致している。そこには上層社会のコミュニティの練成の場があった。しかし下層者の実用文は清少納言の「げすの詞にはかならずもじあまりたり」(『枕草子』六、岩瀬文庫本)という評言から見ると、文脈を生かして言外に思いをこめる質のものではなくて、一々をことばで表わそうとする冗語性の強い表現だったのであろう。それは、『今昔物語』巻二六「観硯聖人、在俗時(ノ)値盗人語(ヌスビトニアヒタルコト) 第一八」に見える盗人の仮名で書いた書状、また巻廿九「隠世人聟成(ロヲカクレシノニリタル)□語(コト) 第四」に見える隠世人の仮名まじりに書いた書状として伝えているような文章へと流れていったと思われる。

このほか、実用文としての私的な仮名日記が考えられる。道綱母(九三七?―九九五年)は、具注暦などに、心覚えの短文を書き付けていたにちがいない。『かげろふ日記』下巻は、その生の姿に近いものを見せている。

うるふ二月のついたちの日、あめのどかなり。それよりのち、天はれたり。
三日、かたあきぬとおもふを、おとなし。

2　文学的な表現の場での仮名文

初期、紀貫之が目指した新しい散文体の、日常語による和文で分析的・論理的な文章を構築しようという意欲に燃えた試みも、その衣鉢を継ぐ者は出なかった。貫之自身、『土左日記』では、女性に仮託したことで大ぴらに私情・私憤を吐露するに止まった。彼の鋭い批判眼を生かすには、むしろ漢語の特質をもう少し活用すべきであったろう。

ところで、知識人たちから読物を与えられもっぱら受身であった女性たちは、そのコミュニティでしだいに言語感覚を磨いてゆき、日常語に腰を据えた自らの書きことばを求めはじめたのである。自らにとって唯一の心情は、歌わずに、心理のひだの奥を見つめ写しとりたい。こうして内攻していた不満は、ついに『かげろふ日記』において、読者がときについてゆけないほどの感情の氾濫となった。発端から主観をぶつける「かくありしときすぎて」をはじめ、

これを、「いまこれより」といひたれば、しれたるやうなりや、かくぞある。(上)

のような近称の指示詞や主観的な指示副詞を多用することなどにその一端が窺われる。『かげろふ日記』に現われた勢いは、一方で着々と完成期仮名文の表現上の次のような特徴を形造っていった。

(1)　宮廷女性を中心とするコミュニティでの日常語とそれ以外のことば、すなわち訓読語(文語)や男性同士の日常語や俗語などが、位相語として分化し、それぞれを効果的に用いるようになる。

『かげろふ日記』の訓読語としては「きはめて」「そもそも」「いはむや」「おほし(終止形)」「ごとし(終止形)」などがあげられるが、これは恐らくまだ分化し切っていない面があったものと思われる。清少納言になると、「法師・男・女・下衆」のことばの違いを明瞭に意識している。物語の文章では、書き手の知識人たちによる単

なる混用は、『宇津保物語』(「俊蔭巻」以外の部分)から『落窪物語』へと激減した。もっとも『落窪』では、登場人物のことばの様相まで画一化してしまったが、紫式部は、自らの日常語によった新しい書きことばの素地の中に、それぞれの階層の人間のことばをきわ立たせている。さらに、博士の娘に「ふびやう(風病)」「ごくねち(極熱)のさうやく(草薬)」などの漢語や、「いとくさきにより」という露骨な理由表現を連発させて異常性を強調したり(「帚木」)、博士が公達を制止する言動について宮廷の規範との違和感を誇張したり(「乙女」)する。

おほしかいもとあるじ、はなはだひざうに侍りたうぶ。かくばかりのしるしとあるなにがしをしらずしてや、おほやけにはつかうまつりたうぶ。はなはだおこなり。(大島本。——は訓読語または男性語)

これはかつて『宇津保』で、上野宮(かんづけのみや)の周囲の庶人や、滋野真菅(しげののますげ)の言動を写した試みを生かすものであった。

(2) 心情表現がゆたかになる。

会話文・消息文・心中思惟文が、感動・希望・疑問の辞を多く用い、また言いさしの形を好むようになった。したがって、助詞止めや、副詞・感動詞・体言止めの文の数が殖える。係助詞による強調表現もとくに日記において『土左日記』〈『かげろふ日記』〈『紫式部日記』と殖え、『枕草子』も「こそ」による強い構成を持っている。また物語においては、会話文に対する心中思惟文の率が、著しく高くなった。鈴木一雄[18]によると、『竹取物語』では会話文の二一分の一、『落窪物語』では九分の一であったものが、『源氏物語』では三分の一となる。なお、この傾向は後期物語ではますます強く、『夜の寝覚』では、会話文一・二対一となり、ほとんど伯仲するという。会話文の単純な積み重ねは『宇津保物語』に著しい手法であったが、地の文と交渉し合いつつしだいに内面的な事がらを側面から描写する方向へと向かい、その手法を誇張してゆく動きがあった。

(3) 口誦的な常套形式を脱して、適宜に利用する。

会話文・心中思惟文・和歌などを引用する前におく指示説明のことばは、きわ立たせたいときだけに用いる。

つねにいふことは、「おのれをおぼさむ人は、歌をなんよみてえさすまじき（中略）」などいひしかば、（『枕草子』八四）

これは清少納言が、自分の情人則光の歌ぎらいで武骨な言動を強調するためであり、

「あはれ、つかうまつれるかな」と、ふたたびばかりずせさせ給ひて、いととうのたまはせたる。

あしたづのよはひしあれば君が代の千歳のかずもかぞへとりてむ（『紫式部日記』）

は、紫式部にとっての、道長との交渉や道長の歌の重みを表わすものといえよう。一般の場合には、地の文から会話・歌へ、歌・会話から地の文へ、という連接はきわめて有機的流動的になった。

また、新しい「語り」の形式として、古物語の「なむ〳〵ける」を押さえ、「ぞ・こそ」を適当に用いる。語り手は、聞き手と心情的な場面を共有するようになるが、『源氏物語』では、聞き手の知らない事がらについてときに「なむ」と確かめる手法をまだ捨てなかった。そして語り手の立場を表明し、聞き手の共感を得ようとする。これが草子地である。草子地は先行物語にも見られるが、紫式部はとくにこれを利用した。

この比おもだゝしげなる御あたりにいつしかなどは思よられぬこそ、あまりすべなき君の御心なめれ。かくめめしくねぢけてまねびなすこそいとおしけれ。（「宿木」、大島本）

(4) 文と文とを連接要素で連接することが概して少なくなる。

事がらを主観的な脈絡でとらえ（内面描写）、しかもその脈絡が、聞き手とピッタリした場面に成立していると思っているので、連接要素は一文一文でなく、むしろ観点の変わりめや、段落の頭に用いるようになる。その結果、投げ出し型の文の使用率は、『源氏物語』で最高の九〇％を示すことになった。先の『落窪物語』がこれと肩をならべているのは、事がらから事がらへと追ったためであろう。のちの『夜の寝覚』『浜松中納言物語』『狭衣物語』はみな『源氏物語』の率にやや及ばないという。[19] 物語以外では、中世初期の安嘉門院四条（のちの阿仏

尼。？—一二八三年）の弱年のころの回想記『うたゝね』は八〇％、下って、後深草院二条（一二五八—一三〇六年以後）の手記『とはずがたり』も八二％にとどまっている。

(5) 主語を示さず、格が何であるかの明示もない上に、挿入句を挾んだり、叙述を続けて連体形で体言化することを重ねたりするために、複雑な長文が多くなる。

これも、作者（語り手）が読者（聞き手）と心理的場面を共有するようになったところから生じた特徴であった。一切を文脈にまかせてしまうわけである。この一体感はまた、「引歌」と称される技法の利用をも盛んにした。対句じたてなどの修辞が減り、文章そのものの情感と、上層社会の人なら誰でも知っているはずの名句のもつ情緒とを重ね合わせて楽しませる技法を多用するようになった。技法ばかりでなく、こういった一体感から『和泉式部日記』のあの抒情文も生まれたのであった。

風のをと、木のはのこりあるまじげに吹たる、つねよりも物あはれにおぼゆ。こと〳〵しうかきくもるものから、たゞ気色ばかり雨うちふるは、せんかたなくあはれにおぼえて

秋のうちはくちはてぬべしことはりのしぐれにたれが袖はからまし

なげかしとおもへどしる人もなし。草の色さへみしにもあらずなりゆけば、しぐれんほどのひさしさもまだきにおぼゆる、風に心ぐるしげにうちなびきたるには、たゞいまもきえぬべき露のわが身ぞあやうく、草葉につけてかなしきまゝに、おくへもいらでやがてはしにふしたれば、つゆねらるべくもあらず。

仮名文の創始期に関心をもちすぎたために、完成期以後の仮名文について考察が及ばなかったのは、ひとえに筆者の不手際である。時代が下るにつれて全体に技巧が濃密になり、漢語が殖え、二重敬語が頻用されるようになって、微妙なあしらいの違いがわかりにくくなる傾向がある。コミュニティがくずれ、作者と読者との距離が又生じてゆくとともに、仮名文はしだい

に文語化していったが、これは別の機会にゆずりたい。

なお、私事で恐縮ながら、健康を損ねて十分に責めを果たすことができなかったことを深くおわびする。

(1) 山田俊雄「説話文学の文体——総論——」(『日本の説話 七』東京美術、一九七四年)。
(2) 玉上琢弥「物語音読論序説——源氏物語の本性(其の一)」(『国語国文』一九巻三号、一九五〇年)。
(3) 宮島達夫『古典対照語い表』笠間書院、一九七一年。
(4) 大野晋「仮名文字・仮名文の創始」(岩波講座『日本文学史 2』岩波書店、一九五八年)。
(5) 築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』東京大学出版会、一九六三年。
(6) 築島裕『平安時代語新論』東京大学出版会、一九六九年。
(6) 山口佳紀「続日本紀宣命の文体的性格について」(『国語と国文学』五一巻四号、一九七四年)。
(7) 同右。
(8) 小松茂美『かな——その成立と変遷——』岩波新書、一九六八年。
(9) 築島裕『平安時代語新論』(前掲)。
(10) 樺島忠夫・寿岳章子『文体の科学』綜芸社、一九六五年。
(11) 大野晋「仮名の発達と文学史との交渉」(『文学』二〇巻一二号、一九五二年)。
(12) 小林芳規「平安時代の平仮名文の表記様式(II)——語の漢字表記を主として——」(『国語学』四五集、一九六一年)。
(13) 辛嶋稔子「伊勢物語の三元的成立の論」(『文学』二九巻一〇号、一九六一年)。
(14) 宮坂(岡村)和江「かな文の歴史と特色」(『続日本文法講座 三』明治書院、一九五八年)。
(15) 山口仲美「平安朝文章史研究の一視点——文連接法をめぐって——」(『国語学』九八集、一九七四年)。
(16) 注(3)参照。
(17) 久曾神昇『平安時代仮名書状の研究』風間書房、一九七六年。
(18) 鈴木一雄「源氏物語の会話文」(『源氏物語講座 7』有精堂、一九七一年)。
(19) 注(15)参照。

6 和漢混淆文

山田俊雄

一　「和漢混淆文」とは

二　「和漢混淆」と「和漢混淆文」

三　「和漢混淆」の意義

一 「和漢混淆文」とは

「和漢混淆文」という用語がある。これを普通の辞書によって解説をもとめると、

A 文体の一種。和文中に漢語を適宜にまじえたもの。

とか、また、

B 文体の一種。和文の要素と漢文訓読の要素とが混合した文体。院政期以後に確立し、説話集や軍記物にその例が多い。

とか、

C 国語文体の一。漢文系統・漢文訓読文系統の文体と和文系統の文体とを混用し、さらに後世の俗語や語法などをも加えた文語体の一種。平安時代末期から盛んになり、軍記物語・中世の説話文学・近世の小説など、中世以降の文はほとんど大部分がこの文体で記述されている。

などというものになる。右に、挙げた解説は手許にある数種類の国語辞書の中から抄出したもので、三者は、その刊行順にかかわることなく今掲げた順に、詳しく解説してあるので、便宜、今、現代の人の理解の内容を例示する意味で、わざとここに示したのである。

しかし、この三者の理解は、一つの筋で貫かれた、いわば共通の理解を、簡略に、もしくはやや詳しく、または、もっと詳しく具体的に、という記述を施したものとは、認めることができないほど、一見大きな逕庭がある。Aは、「和文中に漢語を適宜にまじえたもの」とある。語として、漢語が適宜にまじっているという特徴を示していること

で、すでに「和漢混淆文」であるというのである。つまり、和文を中心に据えつつ用語の選択の点から、漢語を取入れているものが、「和漢混淆文」だという。もちろん、「文体の一種」という点も見逃してはならないから、「文体」を、同じ辞書の内で解説を求めて、

文章の様式。国文体・漢文体・洋文体または書簡体・叙事体・議論体など。

という理解で正しいとするなら、ここで言う「和文」は、

和語で綴った文。平安時代仮名文の系統に属する文。雅文。

という理解で、まず大きな誤りではなく、結果として、「和漢混淆文」のさすところは、平安時代の仮名文の系列に入れてよい文章の中で、漢語を適宜にまじえてあるものということになる。

Bは「和文の要素と漢文訓読の要素とが混合した文体」と述べ、具体的に「院政期以後に確定した」こと、また「説話集や軍記物にその例が多い」ことをもって、やや明確な限定を与えたものである。「和文」「漢文訓読」について、おのおの「要素」といってある事態が、どんなことであるか、これが明確にならないと、この解説は、不明に終りそうであるが、「和文の要素」ということのみに限って見るならば、漢文やヨーロッパ語の文章ではない、日本語の文章ということであろうから、同じ辞書の、

和文体の文章。和語を主とする、特に平安時代に女子がひらがなを用いて、歌・物語・日記などを書くのに用いた国語の文体。

というような解釈を借りるならば、一往は、意味が分る。つまり、右のような「和文」の「要素」ということだから、漢語が含まれることが少ないと見てよいであろうし、漢文を読み下したような、硬い感じがないであろうし、また、主語をあまり明示したりしない半面では、敬語が多く使われることもあり、また助詞・助動詞の用い方など、多様でもあり、それらが複合したのも少なからぬであろう、などと考えることができる。文脈の展開していく筋途を、接続

詞などで、あまり論理的に明示しないのも、和文の本来の姿で、女性の手にかかるものだったら、現代の日本語に比べて、はなはだ晦渋でさえある。晦渋といって悪ければ、あまりに情緒的で、心理の明滅に忠実な文脈だということになろう。それは、漢語を含む含まないの点からのみ云われることではなくて、文章を形成していくに用いられる、一つ一つの文の型についての特徴、文と文とを接合する手法上の特質、または、ひいて一つの文と見なされるものの、息の長さの大小などにかかわることである。細かくいえば、叙述の形式の中の、いわゆる係り結びの選択などをもまた考えるべきこととして数えられよう。

「和文の要素」に対して、「漢文訓読の要素」という方が、やや分りにくい。「漢文」ではなくて、「漢文訓読」といってあるところは、実は、「漢文を読み下すことによって、おのずから馴致され日本人の文章を書くときに、自然につかうことになった、日本語にとっては、本来的でない口調」とでもいうべきことではあるまいか。ここでは、「漢文訓読」については、筆者の理解の程度で、正しいものか、不足なのか、それとも過剰なのか、直ちに黒白を付けがたいので、この程度にして、一往措くことにする。そして、その「漢文訓読」の要素というものの、何を指すかは、それは、その理解に深浅の差があり得るであろうが、仮に、山田孝雄(やまだよしお)のいわゆる「漢文の訓読によりて伝へられたる語法」として置こう。この用語自体の解釈にも、現代の知識人の間で、必ずしも共通の内容を共有しえぬかも知れないので、後の項において改めて、触れることにするが、さしあたり、読者諸賢は、山田孝雄同名の著『漢文の訓読によりて伝へられたる語法』(一九三五年)の中に項目として取り扱ったところの、

ごとし・かくの如し　いはく・おもへらく　ねがはくは・をしむらくは　いはゆる　なんなんとす
かへんなん　なんすれぞ　なかりせば・なかつせば　しかり・しかれども　しかうして　しむ・し
て　べし・べからず・すべからく　あに　いまだ　かつ　かつて　けだし　すでに　すなは
ち　むしろ　もし・もしくは　あひ　あへて　いたりて・きはめて　すべて・はたして　より

て　幸に・しきりに・みだりに　あるひは　および・ならびに　おいて　ために　ゆゑに・ゆゑ
ん　もつて　ところ　いへども　欲す　がへんぜず　あたはず　のみ　いはんや　これあ
り・これなし　再帰格の「これ」

などが、平安朝の歌文つまりは一般にいうところの「和文」には見えないものとして「漢文訓読の要素」と解されてよいであろう。しかもそれらは、山田孝雄の説では平安朝以後の発達になるものではなくて、平安朝以前から存在して、平安朝時代にも物語文などとは別の流れを形成して伝えられて来たもので、「「一括していへば漢籍の訓読によりて今日に伝はれる一種の語法の系統に属す」るものである」というのである。勿論、山田孝雄は、「漢文訓読」を、現今の研究家の精密度において隅々まで、その史的展開を巨細に捉えてはいなかったが、右にかかげたような実例によって、「漢文訓読の要素」の一端を、日本語の歴史的展望の中でとらえていたことだけは確かである。簡単にいえば、「漢文訓読の要素」とは、右のような事項をふくむ、もろもろの、いわゆる和文には本来具有しなかった諸性格の複合である。

したがって、Bの解説が述べるところは、おのずから和文を基調としてきた日本の文章の潮流に、別系統をなして来た漢文訓読の潮流が合流したことを意味するので、「院政期以後に確立した」という認識の、自然的帰結として「説話集や軍記物にその例が多い」ということになるのである。

Cに言うところは、Bの解説の世に出た時よりも早いのであるが、その基調は同じことである。ただ、「さらに後世の俗語や語法などをも加えた文語体の一種」として、異見を含んでいる。「和漢混淆文」というときに、「和漢」とは、何を指すかという点に立ち返ってみると、Aでは、和文に漢語の混入することとしたから、その当否は別として明確であった。またBでは、和文と漢文の読み下しとの融合と考えたものであるから、これもまたその当否は別として、明確さを欠くことはなかった。しかし、Cでは、和文と漢文読み下し文との、いわば語法上の混合であるとした

上に、「後世の俗語や語法」を加えたものとして、おそらくは、ここ二、三〇年間の漢文訓読語研究家の新見を併せた形になっている。勿論そのこと自体は事実として否定する必要はなく、むしろそのような現象は、どの時代の文語体(もしくは文章化された言語)にも存在しうることであるけれども、それを特筆する要を認めるかどうかは、なお、普通辞書の記述法として再考すべき余地があろう。すなわち、用語の撰択にかかわることがらを、重大視すべきかどうかという点についてである。

ここで、多少微細の点にわたることを許されるなら、「用語の撰択」について、誤解をさける意味でも述べておく必要がある。Aとしてあげた「和文中に漢語を適宜にまじえたもの」という解説を、もうすこし善意に解するならば、「漢語」を、ただに、漢字で書かれて存在する語、もしくは字音で読む熟語とのみ狭く解さないで、「本来の和語の自然的な展開によらない、漢文訓読によって馴致された、語(の撰択)」という意味に解することによって、より精確な認識に達する途が拓かれるだろうということである。和語と漢語との、または和語と漢字語(漢字でかかれて存在する語という意味で用いる)との混在が醸し出すところの、和文に対する異質性は、たしかに、厳格には、和漢混淆とまで、いうべき特異の現象ではないであろう。しかしそれも、一部の人々に一つの異様さを感じさせる時代があったことも確かで、その意味で「和文」と異なる印象を生じた事実は、見逃せない。けれども、後に引く鷗外のいうような意味でも、「域外の語」の混入は諸言語において、往々にありうる、もしくは当然あることとして、さして異とするには足りないが、しかし、女流文学を主流に立てる文章史観ではそれは異の最たるものであろう。またもっとも著しく目立つ現象であった。その意味で、そのような解説は通俗の考え方として成立つ。

また、和文の「やうなり」という言い方に対して、漢文訓読ではもっぱら「如し」を用いることが異様に見えることも確かなことで、その意味での「語(の撰択)」も同時に気付かれるところである。しかし、ここで考えるべきことが一つある。「漢文の訓読によりて伝へられたる語法」が、「漢文訓読の作業の間に、オリジナルに発生した語(にお

ける文法)」という意味には解せないから(そう解せるとすると、漢文訓読とは、新しい日本語の発生の契機になったということに帰するので、訓読自体の意味はきわめて深刻な事態をふくむことになる)、「漢文訓読の際に、えらばれた、または保存された前代の語の使用」もしくは「漢文訓読の際に、えらばれた、または初めて上層に浮上った、その時代の語の使用」という理解に立たなければならないはずである。その意味で、「用語の選択」という項目で処理するのが適切である。これを、複合体として把握するときに、「漢文の訓読によりて伝へられたる語法」とか、「漢文脈を含んだ文体」とかの表現になるのである。「漢文訓読語」という特別の日本語が、「漢文訓読」の作業において、初めて発生したのではないことは、まったく明らかなことであるにかかわらず、平安時代の和文との対比に没頭するとき、いかにもそこに何らかの新しい語法が、和文の方には使用することのない新しい語によって形成されたかのごとくにさえ受け取れるような錯覚を持たされてしまう。「和漢混淆文」は、あらゆる点からみて、和文に用いる言語と異質の言語を用いるものであると見るべきではない。「用語の撰択」の点で、和文に見える、語の集合とはちがう、別の、語の集合がみとめられるということである。

さて、森鷗外は、「空車」という一篇の冒頭で次のように述べている(振り仮名を除いて示す)。

むなぐるまは古言である。これを聞けば昔の絵巻にあるやうな物見車が思ひ浮べられる。

総て古言はその行はれた時と所との色を帯びてゐる。これを其儘に取つて用ゐるときは、誰も其間に異議を挟むことは出来ない。しかしさうばかりしてゐると、其詞の用ゐられる範囲が狭められる。此範囲はアルシヤイスムの領分を限る線に由つて定められる。そして其詞は擬古文の中にしか用ゐられぬことになる。

これは窮屈である。更に一歩を進めて考へて見ると、此窮屈は一層甚だしくなつて来る。何故であるか。今むなぐるまと云ふ詞を擬古文に用ゐるには異議が無いものとする。ところで擬古文でさへあるなら、文の内容が何であらうと、古言を用ゐて好いかと云ふに、必ずしもさうで無い。文体にふさはしくない内容もある。都の手振だ

とか北里十二時だとか云ふものは、読む人が文と事との間に調和を闕いでゐるのを感ぜずにはゐない。此調和は読む人の受用を傷ける。それは時と所との色を帯びてゐる古言が濫用せられたからである。しかし此に言ふ所は文と事との不調和である。文自体に於ては猶調和を保つことが努められてゐる。これに反して仮に古言を引き離して今体文に用ゐたらどうであらう。極端な例を言へば、これを口語体の文に用ゐたらどうであらう。

……（中略）

以上は保守の見解である。わたくしはこれを首肯する。そして不用意に古言を用ゐることを嫌ふ。しかしわたくしは保守の見解にのみ安住してゐる窮屈に堪へない。そこで今体文を作つてゐるうちに、ふと古言を用ゐる。口語体の文に於ても亦恬としてこれを用ゐる。著意して敢て用ゐるのである。そして自分で自分に分疏をする。それはかうである。古言は宝である。しかし什襲して置くのは宝の持ちぐされである。縦ひ尊重して用ゐずに置くにしても、用ゐざれば死物である。わたくしは宝を掘り出して活かしてこれを用ゐる。わたくしは古言に新なる性命を与へる。古言の帯びてゐる固有の色は、これがために滅びよう。しかしこれは新なる性命に犠牲を供するのである。わたくしはこんな分疏をして、人の誚を顧みない。(1)

と。鷗外は、古語(すなわち過去の時代の単語)を、今体文にも取って用いることにおいて、新性命を与えるゆえんであるという。それは、文体の基調をなすものを、いわゆる語彙(国語学者の用法として、かなり loose になっている)に求めないで、語法・語格に求めたことを証するのであるが、Aの所説のように、「和文中に漢語を適宜にまじえたもの」を直ちに「和漢混淆文」と呼ぶべくんば、また、それを呼ばんがための用語としてのみこの「和漢混淆文」なる語が存在しうべきものとするならば、この用語は、はなはだ意義浅き術語であって、むしろ正面より論ずるには足らぬものとなるであろう。この際の「漢語」はやはり、一方で「漢文の訓読によりて伝へられたる語法」までをふく

むとするのが事実に即しているのである。

前田富祺は、「和漢混淆文」[2]について言及した文の中で、

古来、漢文の特色と和文の特色とを巧みに生かして統一した文体として和漢混淆文があげられて来た。『平家物語』の冒頭の、

祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響あり。娑羅双樹の花の色、盛者必衰のことはりをあらはす。おごれる人も久しからず、只春の夜の夢のごとし。たけき者も遂にはほろびぬ、偏に風の前の塵に同じ。

という文は、名文として伝えられている。この文で実際に漢語として音で読むのは、「祇園精舎」、「諸行無常」「娑羅双樹」「盛者必衰」の四語にすぎない。あくまでも文の基調は和文なのである。ただ、要所に漢語を使い、対句的な表現を操り返しているところに、実際以上に漢文の影響が強く感じられるのであろう。

と言って、次に「小督」の一節の七五調と「西光被斬」の促音便の多用、擬態語・俗語を取り入れた一節を示して、『平家物語』は、時には俗語・古語を用い、漢語を用い、その場面に応じて文体を変えているのである。そのような意味では単純に一つの文体ということはできない。また書かれた文学でなく、平曲としての節をつけて語られたものであることからいっても、これまでの文体の考え方と違ったとらえ方も必要となる。ただ広くいえば、和文体と漢文訓読体とが一緒になったところに成立したもので、説話文学などの文体に連なるものとしてここにあげたのである。なお、説話文学のジャンルに入るものにも『宇治拾遺物語』のように和文的な傾向の強いもののあることも参考になろう。

と付言(むしろ、中心的立言というべきか)している。

この前田の所説は、通常『平家物語』一二巻の全体を一括したように扱って、その文体を「和漢混淆文」と称して来た人々に対しての疑惑の表明である。そして、それを本稿の筆者流に展開するならば、『平家物語』をもって代表

させるにしても、『平家物語』の文体は単一でないという事実の認識が先立つのであるから、その文体を、たとえば、その「祇園精舎」の一段をはじめとしてどれほどの段かが「和漢混淆文」の代表であるゆえんを明らかにすれば事足りると思われる。しかも前田が言うごとく、別の段には七五調の流麗な和文の部分もあるということならば、『平家物語』の文章の位置づけは文体の多様の中で精確に部分ごとに行うのが、当然の処置ということになろう。その意味で、前田の「和漢混淆文」についての、極めて消極的な処理は有意義のものとして評価することができる。

先に、「和漢」とは何かという点に、多少の論をなしたが、ここで今一度触れるならば、B・Cは共に、和文と漢文訓読との混淆ということに帰着するものと認めて、次のごとく言いかえることができよう。

すなわち、「和文」は、日本語によって、本来書いて表現して行こうとする立場、つまり、積極的に自らの日本語の文章を生産して行く態度に立った時の一つの文体である。漢文も、生産的な文体の一つとして併行していた時代の話である。一方「漢文訓読」とは、既成の外国語の文章を解読しようとして、受動的に日本語によって読み下した、消極的な翻訳の手法に立った時に、生れ出たところの結果の文体である。そしてこの両者の間にへだたりがあったのである。したがって、その二者の混合ということは、和文以前に日本語に、散文らしい散文の存在を認めることに躊躇を感じさせるものである。その和文が、もし、平安時代の歌や物語などのような女流の文学のごときによって代表せしめられるものであるとすると、後に引く春日政治のいうように厳格にいえば何ものもその存在を確認できないとなるであろうし、そうなれば本来、日本語による、散文らしき散文は何も存在しなかったことに、結着して行くのである。

山田孝雄が言うところの、「平安朝時代の物語文とは別の流れ」を形成していた系統とは、ここで「漢文訓読」の世界そのものであるが、これは原文としての漢文の存する限りで存在しえた、擬制としての散文である。擬制としての日本語の散文が、和文と合流してもはや擬制ではない、生産的な文体として活動するところに、「和漢混淆文」が成立って行ったという理解に達すべきことが、右のA・B・Cの解説やその他の示すところやの総括として提示され

るのである。その静的な擬制の散文の姿で、生産されたごく初期の文章の一例が、『東大寺諷誦文稿』のごときものと見ることができる。

二 「和漢混淆」と「和漢混淆文」

序説において「和漢混淆文」の指すところ、必ずしも識者の見解において、帰一するものがあるわけでない事実を指摘したが、その区区に別れている事実は、象徴するところ無きにしもあらぬことを、今一度確認することから本論に入ろう。

Aのように「和文」に「漢語」を混入させる文章の形式を「和漢混淆文」とすることは、それが和文と異なる文体であることを測定する基準を、用語の撰択に求めることと等しい。しかし、用語として、漢語を摂取することは文体の質に変更を加えることになるのであろうか。前引の前田もそれを疑っていたが、森鷗外は、また、次のように云う。「木堂学人が文のはなし」の中で、

大掖の芙蓉、未央の柳とは源氏物語に見えたり。是れ漢語の国文に入りたるなり。栄花物語に児啼を形容して、呱々としたるもおなじ。又阿伽棚といふ語は徒然草に出でたり。是は梵語の国文に入りたるなり。木堂学人はこれを挙げて、何事をか証せむとする。世界万国の文、いづれか語を域外に取ることなからむ。国語にて達すべからざる目的を達せむために、域外の語を借来るを可とするは、近時独逸などにかしましかりし外国語問題の骨髄なり。我国文を作るとき、支那語、印度語、欧羅巴諸邦の語を倩はむときも、此用心だにあらば、何の宜からざることかあらむ。漢学先生これを責めず、和学先生これを責めず、洋学先生はたこれを責めざるべし。されどこは唯一つ〳〵離れたる語の上の事のみ。文法は語を連ねて文となす時の事なれば、これに殊なり。域外の語、国

文に入ることとあればとて、新文法は成らざるべし。(3)

と述べている。鷗外の言を借りなくても、同じ趣旨は言い尽し得ようが、今、先の「空車」のちなみに引くのである。もし、「和文」に漢語を適宜にまじえたものを「和漢混淆文」と称するならば、それはそのごとく首肯してもよい、しかし、それは遂に「文体」の論に何らの寄与もなしがたい皮相の見解に過ぎない。

そのような次元で、これを論ずるならば、『平家物語』の文章を「和漢混淆文」の典型として称揚する口調で、直ちに『万葉集』も「和漢混淆文」ということに帰するであろう。『万葉集』中に、漢語とおぼしき単語を含む歌が、その巻一六などに無いことはないからである。ある時代の語彙の構成に「域外の語」の借用されること、鷗外の言を借りなくとも、日本語の歴史にかかわる人、だれとても知らぬ人はなく、またその借用いかに多くとも、その力が文法の面にまで及んで日本語の性格を変えるには到らなかった事実も周知のことである。

ただ、ここで鷗外の指すところの「新文法」が、文体とかかわり合うところが存することを忘れてはならないから、ここでは漢語の混入をもって直ちに文体の変質を認めるという機械的な考え方を排斥する趣旨において、彼の文を有益とするものであることを言うにとどめたい。

さて、また、「和漢混淆文」という用語は、表記の様式にかかわりをもつものと考えられている節がある。元来、日本語の文章の形式を論じるとき、必ず、「漢文」「変体漢文」「かな文」「漢文かな交り文」「記録体」「候文」などという用語を同一次元に併列することが、ほとんどなんらの疑いもなしに行われて来た位であるから、表記の様式にまったくかかわらない立論は存在しなかった。もともと、「文体」という用語の理解のしかたに、それが存在したのである。中国の「文」を区別して伊藤東涯が「散文・四六・韻語・時文」の四つをあげ、「散文トハ、字数不ㇾ定、平仄韻章、モトヨリカマヒナシ」として、今、ここに論じている日本の散文の「文体」の考え方の型になるものを、『操觚字訣』の中で示したことがあるが、現代のわれわれのいう「文体」とは、『国語学辞典』(4)によると、今泉忠義の筆

で次のようにいわれる。

(1)文章は同じような内容を持つものでも、その記載形式・語彙・語法・修辞などの差によって、いろいろ違った印象を読者に与える。その印象の差によって文章表現を幾つかの型に分けた時、それぞれの型を文体と呼ぶ。型に分ける基準は一定でないから、いろいろな面から文体を設定することができるが、その主なものは、

(イ)記載形式から　漢文体・宣命体・東鑑体など

(ロ)語彙・語法から　候文体・和文体・漢文直訳体・文語体・口語体など

(ハ)修辞上から　散文体・韻文体・四六駢儷体など

が普通に言われる。

(2)スタイル(style)の訳語として文体論(stylistics)でいう文体

右の叙述のうち、末尾のstyleの訳語としての「文体」は、本稿でも初めから排除しているので、論外におくことにするが、今泉が、「記載形式から」としている点に注目すべきである。とくにこの見解がユニークという意味ではなく、むしろ、もっとも常識的であるという点で注目すべしというのである。

「記載形式」というのは、表記の体裁のことであり、簡略にいえば「表記体」とでもいえることである。たとえば、

漢字専用文

かな専用文

漢字かな混用文

のような三大別に従うこともできよう。また「漢字」「かな」を、それぞれに詳しく、用法の端々にまで眼を配って細かく分けることも可能であるし、それが、ただに表意か表音かの区別のみではなく、文章表現の主軸をなすか、補助を役割とするかで、一層細かく区別を与えることも可能であり、有効であるであろう。したがって「記載形式」の条

に今泉がならべている項目は、「漢文体・宣命体・東鑑体など」というのみでは、杜撰の譏を受けようが、ともかく、その方面での下位分類は、理論上いろいろと考えられる。

しかし、「和文」がつねに「かな文」もしくは「かな専用文」であって、他の記載様式をもって表現することがまったく無いということではないから、「記載形式」による分類が、それのみで、もっとも言語的な本質にかかわる、いわゆる文体の分類としての意義を保持しえないことは明らかである。真名本『伊勢物語』をもって、『伊勢物語』の文体を論じることはできるが、その際、『伊勢物語』一般に通じる性格としては、むしろ真名書きであるという属性は、捨てられなければならない。真名本『伊勢物語』の「文体」は、一般的に考えられる『伊勢物語』の文体の上に、真名書きの一種という表記体を添加して考えるべきこととするのが、今泉のいう真意であろうか。

また、『三宝絵』の場合、もともとは模写本である前田家本は、漢字専用であるためにそれのみをもって文体を論じようとすると、解読しがたい所を多く含む。少なくとも音声的な言語として解読しようとすると、定まらない個所を多く生ずる。このような文章は、記載様式についてのみは論じ尽せるとしても、言語として隅々まで解明できないゆえに、「文体」のすべてについては立論できないという結果に終る。それは、記録や日記の漢字専用のものについても同様である。『三宝絵』の場合は、他に東大寺切や片仮名本観智院本を媒介にすれば、それらの方がいわば解読文の位置に立つものであるゆえに解読文を作ることができるので、それによって「文体」を論じることになる。それは、『古事記』について、解読作業と文体の決定とが、相互に干渉し合うのと同断である。もし「記載様式」を、日本の文章について必要とするとすれば、実は、「記載様式」そのものの、もっと広い視野からの見直しが必要となるであろう。

先に、多少のゆるい解釈をもって取扱ったところの「和文に漢語が適宜にまじえてある文体」なる概念についても、再考すべきものだと、いうことにもなるべきである。すなわち、「漢語」とは「漢字で書かれて存在する単語」とい

う意味で、語形は（かなり逆説的な言い方になるが）、その記載様式そのものとして認めるべきである、という論が成り立つ余地があるからである。漢字で書かれる単語は、どのみち、音声的に語形を求めて行くと、不定のものに帰するという筋が見えるからである。音読すべきか、訓読すべきか、音読すべきであるとして、呉音か漢音か唐音かという問題があり、訓読するにしても、その訓読は、どういう訓であるべきか、というような課題はいたるところに存在する。同じ語形で伝承されるはずのものが、呉音から漢音に移ったりするのである。また訓読するとき一定でないことがしばしばあるのである。それは、元来文章語がもつところの宿命である。漢字は、結局のところ、その読みが一定しない場合でも、語または語の部分に対応することだけは確実である。あるいは、文の一部に対応することだけは確かである、と言い添えることもできよう。

「記載様式」を文体印象を形成する要素の一部とすることは、大部分が音声言語化することのできる「記載様式」による文章の場合には、いかにも妥当な取扱いと見えるであろう。しかし、大部分が不定の「記載様式」をもつ文章について論じる場合は、むしろ「記載様式」こそ、唯一の確実な基準であると考えるべきことになろう。本稿の筆者が、持論としている「表記体」と「文体」との区別というのは、実は、普通いわれるところの「文体」の概念の洗錬のために、別個に「表記体」の術語を設定して、いわゆる「文体」の論とは別に、もっとも日本の文章の現実に即応した様式論を「表記体」論として展開する余地があると考えるからに他ならない。

さて、やや本筋から外れたきらいがあるので、元に戻るとして、「記載様式」の方面を、いわゆる「文体」論の本筋に据えることが可能かどうかの将来の問題をここで詳しく述べることはできないけれども、「和漢混淆文」を論ずるのに、これが、日本の文字制度の現実から少しでも遊離して、音声的言語に換元できるもののみを扱う立場の「文体」論の中で考えうるものとするならば、それは、やはり、今泉の分類の線上で考えるべきものであろう。ただし、(ロ)で、「語彙・語法から」といって、語彙と語法とを併列してあるのは、いささか誤解を生じよう。先に引いた鷗外

のいうように「域外の語」であるところの「漢語」が混入しているか、いないかの基準はこれを唯一のものとして採ることができない。「域外の語」はもちろん現代でいえば、外来語・外国語の上にも適用できる用語であって、「域外の語」のはなはだ多い文章の氾濫が、識者の眼に余るようになっている今日の普通の文章が、文章の様式として一種特別のものになり得たというふうな理解は、なかなか成立しない。現代の文章を「和洋混淆文」「和漢洋混淆文」ということが可能であろうのにかかわらず、いまだその用語の存在して日本語の辞書の中に収められるに至らないのは、「域外の語」に、必ずしも「域外の語」であるという意識を持続しえない現実があるからであろうか。その「域外の語」は、往時の「漢語」と相ひとしい性質をもつからでもあろうか。

しかし「和洋混淆文」なる概念が確立しないにしても、「翻訳口調」とか「翻訳臭のある文」とか、「英語直訳の文」とかいう観念は存在する。そのような観念は、今主題にする「和漢混淆文」の概念と相ならべられるものである。今泉のいうところは、語と語との連接のしかたとして存在する一定の語の慣用で、訓読作業の上に成立ったもの、という範囲で語彙を取扱うならば、それは、現今の「翻訳口調」というものに近くなるから、いわば「語彙・語法」ということで表わし得る。その意味で、「和漢混淆文」とは、先に山田孝雄のいわゆる「漢文の訓読によりて伝へられたる語法をふくむ和文」であり、またその割合を逆にして「漢文訓読の文に和文の混入したもの」である。古代の宣命にしても、祝詞にしても、多少ともその性質を認めうるので、和漢混淆の文章といってよかろう。また『古今集』仮名序もそう評すべきであろう。また、『竹取物語』などもそうであろう。しかし、それは、むしろ、春日政治が「和漢の混淆」[5]という論をなしたような立場に立つべきかと考えられる。

『倭漢朗詠集』という藤原公任の合集の命名の由来は、何をもって「倭漢」としたか問題にすれば、やはり問題にはなる。「和歌と漢詩文」の意であるとするのが穏当であるが、「和漢混淆」というときは、春日は、

私かに案ふに我が国に作られた文体には夙くから純漢文の流があり、その下に和化漢文(後に記録体となつた)の

流があり、さて純国語文の流があつたと見てよいであらう。純漢文及び和化漢文は厳密の意味に於て国語文には入らないのであるが、しかし漢文は別に之を国語風に読む文体が存した。それが即ち漢文訓読の形である。

という認識を根柢にして、

只其の読方は力めて国語風に和げ読んだとはいへ、大体原則が逐字読みである以上、そこに先づ漢文脈の入来ることは如何にしても逃れ難い所である。加之その語彙に於ても、及ぶだけは国語に訳するとしても、それが外国の事物・思想であつて国語訳に困難なものは、之をそのまゝ音読することのあり得るはもとより、殊に漢文に漸く慣らされた人々は、却つて訳読する煩はしさから避けて、直ちに音読語を用ゐることを便利とさへする。かくして我が祖先は、漢文を訓読して著しく漢語彙・漢文脈を含んだ文体を早くもつてゐたのである。それがたとひそのまゝ文字に表記されず、只口誦にのみ止まつたとしても、それは国語文と称して差支ないものであるし、さうした国語文には已に和漢混淆の或ものが成立つてゐたわけである。

という考察を加える。

右の春日の所論は、「和漢混淆文」という用語をことさらに排斥するという立論をしてはいないが、一度しか用いず、積極的にもしくは自然的にことさらにその語を用いることがない。それは、「和漢混淆」という事実は確実にみとめうるけれども、「和漢混淆文」という文体を固定したものと認識することを必要としなかった、もしくは問題としては、さして重要と考えなかった証であろう。

また、平安末期までの時期を取扱って、いわゆる「和漢混淆文」のもっとも高潮したといわれる院政期以後の時期は、漢文訓読の史的展開から見ると、中心を外れていると観ていたからでもあろう。

この春日の考え方は、従来(春日のこの論の出た後日についても適用できるが)の「和漢混淆文」なる用語についての疑惑を感得していたことの証であるとするなら、前田富祺の取扱い方にもそれが存するものとすることができる。

いわば、「和漢混淆文」という概念は、厳格な術語としては、和文というものとこそ対立させられるが、他の多くの、日本の文章の分類に見られる一項目とならべては成立しがたいところがある。
むしろ「和漢混淆」を論ずることの方が、有意味であろう。『古事類苑』文学部のごとき類書では、「和漢混淆文」のサンプルとしては、狩谷棭斎の『古京遺文』に依って『観世音菩薩造像記』『薬師仏造像記』をまず掲げ、次には、順不同だが、『大塔物語』『日本霊異記』『将門記』『新猿楽記』『小右記』『吾妻鏡』(東鑑)『江談抄』『古事談』『新勅撰集序』『十訓抄』『古今著聞集』『帰命本願抄』『保元物語』『平治物語』『平家物語』『源平盛衰記』などをあげる。春日が、平安末期の、「草仮名文の漢文訓読の影響を受けたもの」でとくに歴史物語の『栄華物語』を論じているちなみでいえば、『古事類苑』では、「訳漢文」という項を、別に立てて『栄華物語』を例示しているのであって、『古事類苑』の取扱いは、やや時代の古さを感じさせる。この「訳漢文」も「和漢混淆文」も、『古事類苑』では、「俗文」「俳文」「戯文」などと並べてすべて「和文」の部に入れているのであるから、その古めかしさは、ことさらに論ずる必要はあるまい。しかし、本講座でさえも、「文体」の一つとして、「和漢混淆文」という名を一項として掲げて、筆者にそれを課しているのであって、その意味では、いまだなお新しいとすべきであろうか。

三　「和漢混淆」の意義

『平家物語』の冒頭、「祇園精舎」の著名な一節は、「和漢混淆文」の典型と称せられて来た。決して『平家物語』の全段を指してではないこと、すでに述べたごとくであるが、その「祇園精舎」の一部がそう云われるのは、どういう点についてであろうか。また『方丈記』の冒頭からの、あの著名な文章が、「和漢混淆」の典型と目されるのは何故であろうか。

今、ここにその実例を引かずとも、多くの人口におのずから上るものであるので省略に従うが、それは、構成として対句形式をもって、確かな構成をもっているからである。つまり修辞の点での優れたものに主眼を置くと、「和漢混淆」の優なるものという評が生れるのである。勿論、「和漢混淆」は、前章までにおいて述べたように、修辞上の技巧以前に、その特質とすべき、用語の選択の点での必要条件のようなものを充足しているものでなければならない。その上で、優れた文章としての条件が加わってはじめて、いわゆる完成度高き「和漢混淆」となるわけである。ここで四六文や五言律、七言律などにならった対句形式が、漢文の読み下し文という姿の中に、有効に働いていることを認めて、それを俗に「和漢混淆文」と呼ぶのである。

しかしながら、「和漢混淆」は、その形式美的完成のいかんを問わず、実は、古くからも存し、また新しくも発生するところの、汎時代的な、また多元的発生にかかわる現象であることを見逃してはならない。

完成度高き「和漢混淆」が五言や七言の詩とか四六駢儷体の和様でなければ存在しえないというのではないが、『和漢朗詠集』中に藤原公任が選んだような漢詩文のフラグメントが、読み下しになっている場合を、『平家物語』の中に見出すとき、それは、それ自体すでに一つの美文でさえあるという事実を想い起すだけで、完成度高き「和漢混淆」のモデルが、漢詩文に見出されることは、多言を要しない所であろう。

『和漢朗詠集』の詩句を、その古訓に従って誦して、いわば朗詠の実況を再現してみるとき、平曲の世界にもっとも適合しうる表現形式の一つたり得たことは、想像するに難くはない。仏典の中にも、漢文として一個の文学たり得ているものが少なくはない。それらの訓読が、また修辞に富むものたること、理の当然であろう。

「和漢混淆」の早い実例としてしばしば話題になる『東大寺諷誦文稿』のごときものに見える文章も、たしかにその領域に属する。

原文としての漢文自体の文学的表現は、翻訳口調の読み下し文にも遺伝的形質として伝えられるものであって、そ

こに修辞の手法の伝承もおのずから行われるのである。『平家物語』は、全編を一気に読むとき、その文体の多様性がもたらす、和文としからざるものとの交錯は、大きな波、小さな波として繰り返し、読者の琴線に触れて高き妙音を奏するものであって、ただに冒頭の「祇園精舎」や、巻七の末尾の「福原落」、あるいは灌頂の巻の「女院御往生」の段などの、哀調のみが、読者の共感を呼ぶわけではない。

『平家物語』の「和漢混淆」の成功は、むしろ、洗錬の度を加えて生長した、その物語特有の個性的な完成というべきもので、一般的に、言語史的な観点から見ての上代以来の「和漢混淆」の手法の総決算というような、内的な脈絡を緊密に保持した、歴史の意志とのみは理解しがたい。言語史的に見れば、むしろ漢文訓読が行われる限り、「和漢混淆」は、その原文に対して、幾度も繰返して、別個の読者によって行われ、しかもそのたびに別個の読み下し文として再生されうるものである。平安中期からの漢文訓読の固定は、漢文訓読の読み下しの師資相承の確立を意味するにせよ、それがそのまま、原文から剝離した形で、独立独歩したものではない。和訓の『法華経』やなにかの独立は時代的にさらに後れるのである。『和漢朗詠集』の詩句は、フラグメントとして、原文の大きさから切り出されてしまって、むしろ人口に膾炙した。そこではじめて古訓の形で固定したのだと、いえないわけではない。原テキストである『白氏文集』や『文選』へ回帰することを止めたことによって、金言玉句としての存在、フラグメントとしての存在に変貌したゆえに伝承されたに外ならない。

「和漢混淆」の完成が、そのような朗々誦するに堪える文章として、読者の共感を呼ぶに至ったことにあると認めるならば、すでに、それは、言語史――内的と考えうる言語史の取扱うべき問題ではなくなってしまう。「和漢混淆」は、日本語の文章の沿革を考える際に、十分に問題たりうるけれども、その文学的価値については、もはやその力の及ばぬ範囲に没してしまうのである。

『平家物語』や『方丈記』の中の、右に話題にした部分を、完成度の高い「和漢混淆」と仮定すると、それより早

く成立した『今昔物語集』の多くの説話の文章や、さらに溯って『将門記』や『三宝絵』などの文章は、その表記体のいかんを問うことなく、音声言語化するならば、かなりの幅をもった一つの帯の上に継起的に姿を現わしたものという認識が成立ちそうに思われる。事実、文学的表現の展開の跡として、この帯をなすものを年代順に逐って来ると、自然に中世の軍記物語や『方丈記』などに接続するように感じられるという考え方がある。しかしながら、後のものは、必ず前のものの後継者としての明確な意識を保持して作られるとは限らない。『今昔物語集』に見られる漢文訓読の痕跡なるものは、実は、本来は擬制された文章であるところのいわゆる漢文訓読体の文章による生産的活動の平安初期以来の累積の上に、その直系の子孫として生み出されたという歴史的認識が安易に行われるとすると、そこには、いささか性急なものを感ぜざるを得ない。

くりかえし言うが、漢文訓読によって伝えられた語法は、それが一つの文章の様式となって生産的な活動をもつのは、つねに、漢文の桎梏のもとにあった日本人の言語的思考の大枠があったからである。そしてその枠中で、つねに新しく始められることがあったものと考えられ、いわゆる変体漢文にしてもそれを、どのような音声的言語に対応するかを、研究して、一つの対応のしかたのみならず、いくつかの対応のしかたを求めることができるものである以上、その文章の様式は、解釈する人の主観によって変容を免れないという宿命をもつものであることを忘れてはならない。漢文についても同じことであり、『古事記』のような文章についても先に触れたごとくである。

つまり、文体の一種としての「和漢混淆文」とは、「和文」ならざるものを包含する文章というにとどまるものであって、一つの文体として、それを確立したものとは認めがたい。「和漢混淆」は、すべての時代について、程度の差としてあらわれており、ことに現代の文章語は、「漢文の訓読によりて伝へられたる語法」を、むしろ主軸にしているという点から、「和漢混淆」である。また言いうべくんば、「和漢洋混淆」と称する方が正しいであろう。

(1) 森鷗外「空車」(『鷗外全集 二六』岩波書店、一九七三年)五三九―五四〇頁。
(2) 前田富祺「古代の文体」(講座国語史6『文体史・言語生活史』大修館書店、一九七二年)八五―八六頁。
(3) 森鷗外「木堂学人が文のはなし」(『鷗外全集 二二』岩波書店、一九七三年)四〇三頁。
(4) 国語学会編『国語学辞典』「文体」の項、東京堂、一九五五年。
(5) 春日政治『古訓点の研究』風間書房、一九五六年。

7　抄物文

大塚光信

一 抄物とは

1 抄物の範囲

室町期の公卿・僧侶の日乗に、たとえば『頭浄抄』(『実隆公記』文明六・九・一八)『詠歌口伝秘抄』(『看聞日記』永享五・一〇・一四)のように、——抄という題名をもった書がしばしば登場する。これらはまた「抄物」とも記されている。[1]抄物とは「抄せられた(書)物」の意であって、その内容は仏教・和歌・連歌・有職故実・蹴鞠などの多方面にわたっている。

「抄」はもともとヌキガキの意という(諸橋轍次『大漢和辞典』)から、抄物とは、最古の例といわれる、

いさいのふみのせうもちといふもののみ給ふとてなん(『宇津保物語』蔵開 上)

が示すように、「書き抜かれた(書)物」のことであるが、室町期のは、むしろ転じたものの方が多い。抜き書きは、ただ一部の書を対象としておこなうばあいのほか、ある目的にしたがって複数の書からなされることもある。その時には、書き抜くことは当然のこととして、むしろその後の処理に重点が移る。

延喜の御時に古今抄ぜられしをり……(『大鏡』昔物語)

僧都修行ノ間ニ一代聖教ヲ勘、母ノ恩深キ要文ヲ撰出シテ、悲母勧進ト云一巻ノ抄ヲ造テ御文ヲソヘ、母御前へ送リ給ヘリ(『恵心僧都』)

の「抄」には「書き抜く」よりも「編集」の意の方が強い感じがする。七人の連歌師の作品から秀作のみを撰び出し、

新しく宗祇の編集した『竹林抄』が「連歌抄物」とされている(『実隆公記』文明九・二・二〇)のもこのためであろう。「抄」が「撰」から「集」[2]に重点をおくようになれば、「抄」するための判然とした原典はかならずしも不可欠のものとは言えなくなる。「長短約八十段ほどの歌論・歌話・歌人逸話などが挙げられてある」[3]『無名抄』が、

内裏和歌抄物御用之由被仰下之間、五帖進之……無名抄鴨長明作、五帖進了(『看聞日記』永享五・一〇・一四)

のように、抄物の一つに考えられても不思議ではなくなる。

和歌抄物のように、特定の依拠原典をもたないものの盛行は、連歌抄物においても並行的に見られるが、一方では同時に原典に依拠しきっている、原典をはなれては存在しえない注釈書の類が、

古今序聞書宗祇法師抄也加校合(『実隆公記』延徳元・一一・一八)

と、「抄」の語で遇せられている。注釈書が「抄物」であることは、三条西実隆が自己の『源氏物語』の注釈書を、

源氏抄物今日聊染筆(『実隆公記』永正八・二・二二)

と表現していることからも確かめられる。注釈書が抄物となるのは、注解というものが一般にはえらばれた箇所にのみ施されるからであろう。[4]

右に述べた抄物は、『宇津保物語』ではセウモチとして出てくるが、室町期では「抄物」(セウモツ)(『運歩色葉集』(うんぽいろはしゆう))、「抄掠—物」(セウリヤウ—モツ)(『聞書也』(『いろは字』)の示すようにシヨウモツが普通であった。この多種多様な室町期のシヨウモツを、以下の記述と関係するところだけに焦点をあて、さらに細分すれば、次頁のようになる。なお表のうち、(1)の(i)、(1)の(ii)の(ロ)をカッコでつつんだのは、これに属するものが容易にみつからないからである。また(2)漢書は漢文で書かれている書物という意で、『日本書紀』『中臣祓』(なかとみのはらえ)『貞永式目』『庭訓往来』、そして有職故実書の類までも含む。中国の史書である『漢書』の意ではない。

ところで、同じく「抄物」と書いてもシヨウモノと読まれるものがある。湯沢幸吉郎『室町時代言語の研究』によ

抄物
- (I)撰的なもの
- (II)集的なもの
- (III)注釈的なもの
  - (1)(原典)和書
    - (抄文)…(i)(漢文)
    - (抄文)…(ii)和文
      - (イ)文語的
      - (ロ)(口語的)
  - (2)(原典)漢書
    - (抄文)…(i)漢文
    - (抄文)…(ii)和文
      - (イ)文語的
      - (ロ)口語的

れば、

予の言うショウモノ(抄物)は、多く蒙求抄・絶句鈔の如き書名を有するを以て、便宜上一括して然命名したのであるが(中略)主として室町中期頃から徳川時代に至るまで、禅僧(多くは京都五山の僧徒)および学者が、漢詩文仏書等に就いて、その字義文意を解釈した注疏を云う

とあり、さらに、

われ等の意味する抄物は、少くとも仮名交り文で注したもの、いわゆる国字解でなければならぬ(同書、三―五頁)

とあるから、全部漢文で注してある、たとえば万里集九の『帳中香』などは抄物の範囲に入らない。ところが、土井洋一の、

普通に国語史料として抄物という場合はカナ書の抄を指し、広義の抄物と区別してカナ抄と呼ぶこともある(5)

という説明によれば、漢文抄も「広義の抄物」のなかに入ることとなる。カナ抄のほとんどが、漢文抄と対立しながらも、部分的にはそれを組み込んだ形でしか存在しえなかったことを思えば、漢文抄を無視することはできないが、

実際には書込み抄のばあいについての、

漢文体の書込み抄も、抄物成立論上注目すべきである(中略)しかし、国語資料ということで、先ずは仮名抄に注目することにし、漢文体のものは除外する[6][7]

という態度を、普通の抄にも取るのが穏当なところであろうか。

抄物についての最初の専書をおおやけにした湯沢が、価値高きものとしてもっぱら取上げたのは、前掲の表の記号でいえば、(2)の(ii)の(ロ)に属するものであった。これは、抄物を「口語沿革研究の資料」と限定したことからくる必然のなりゆきであり、一面からいえば、当時の学界の状態の反映でもあった。あちらこちらから任意に口語的要素を抽出するという過程をへ、抄物それ自体の性格の追究に進んで行った戦後の抄物研究が、国語史学における口語史偏重の是正という気運も手伝って、いな量的にはそれより多く存在している文語抄に研究の領域をひろげていったのは当然のことであった。口語抄とともに、文語抄といっても、抄物研究の出発点が口語抄であったことから、口語抄のありえた漢書の注釈書における文語抄が、それも講義の聞書は口語で、講師の講義手控類は文語でなされるのではないかという、抄物の成立のしかたに関与する範囲においてのみ取上げられたにすぎず、文語抄それ自身が独自の価値を有するものとしてみとめられたのではない。したがって、最初から文語抄しか持たなかった和文の物語・和歌・連歌の注釈抄は問題とならなかったのである。勿論、漢文との格闘における国文注と、和文書を対象とする和文注との間には、すでに国文注と和文注といいかえなくてはならないような差がありえようが、視点をかえれば、漢書の抄のあるものには、同種のある抄よりむしろ和書の抄に近い性格を持つものもあるであろう。こうなると、抄物(もの)を漢書の注釈書に限ることはできない。抄物のなかに、前掲の表の記号をかりていえば、(1)を含めることによって、カナ抄という点における(1)(2)共通のものの存在を予想し、(1)と(2)との対比によって漢文の影響を思い、(2)の(イ)に対する(2)の(ロ)において、なぜ口語抄がありえたかを考えることができると思うのである。以下にのべる「抄物」は、このよ

うな意味におけるショウモノである。

2 抄物の性格

抄物には、講義にあたってあらかじめ講授者の作製した手控の類、それによる講義を受講者がノートした聞書の類、既成のものを適宜取捨選択し集大成した編纂の類、この三つが区別されるという。

注釈書は書斎で作られるものだけではない。室町期には講筵の開かれることが多かった。講師はそれにのぞむに講義ノートを作り、受講者はその受講ノートを作ったであろう。前者が手控、後者が聞書である。手控は当時の書記習慣にしたがって文語、聞書は講義の話し言葉をうつして口語で書かれるはずであるという想定のもとに、この二つは対立的に取上げられる。

伊井春樹によれば、三条西公条(さんじょうにしきんえだ)の伏見宮邸での源氏講釈の台本、ここでいう手控は父実隆の講義の聞書であった。(8) 桃源瑞仙は『史記』の講義にあたって、かつて作製した竺雲等連(じくうんとうれん)講の漢書聞書を利用した。(9) このように、公条・桃源にあっては聞書はある時にはそのまま講義の手控でもあった。いままで手控と聞書の言葉の差が実際に云々されたのは、清原宣賢の抄物においてであった。その宣賢にあっても、毛詩講義の手控とされる『毛詩聴塵』(自筆、京都大学蔵)には、かつて宣賢が景徐周麟に受講して作った『毛詩聞書』(京都大学蔵)が、

『毛詩聞書』

風風也―風ヲ物ニノトリカタトツテ云ニ風(カゼ)ニ似タリ、風ト云、其実ハ教(ヲシヘ)也、風ト云モノハ吹トモ其躰ハミヘヌ物也(4オ―ウ)

『毛詩聴塵』

風風也教也―上ニ風之始ト云其風ノ字ヲ云、風ヲ物ニ則リ象テ云ニ風(カゼ)ニ似タリ、其実ハ教(ヲシヘ)也、風ト云者ハ其体ハ見エヌ者也(一、4ウ)

にみるように、ほとんどそのまま利用されている。(10) 宣賢においても、ある時には聞書は即手控であった。

聞書といっても、それとして残るものは一往の整理をへたものであろうし、なによりも講義筆記は現今とおなじく要点の記録でよいから、当然手なれた漢文または文語でするということも考えられる。それは、たとえば聞書あるいはその名を冠せられたものでありながら、漢文にわずかな文語をまじえた抄である『易学啓蒙通釈口義』(一柏現震講・月舟寿桂聞書、京都大学蔵)とか、文語抄しかない数多くの和書の抄などからも推定できる。また聞書でなければ口語抄はありえないかといえば、一韓智翃が弟子に作り与えた『湯山千句抄』は、聞書ではないが、十分口語的な抄物である。[11] 聞書か手控かは、言葉の質には関係がない。

成立のしかたという点からみれば、講者と受講者の二人による、いわば共同作業ともいうべきことによってなりたつものと、作者だけでなるものとの二つが区別される。私はこれを「他抄」「自抄」と呼びわける。[12] 自抄ならば、全体は自己の言葉で統一されるはずである。しかし、他抄のはどうであろうか。

一四七七(文明九)年と一四八一(文明一三)年における吉田兼倶講・景徐周麟聞書の『日本書紀抄』(両本とも天理図書館蔵)にみえるアルにタの下接した形はアリタで例外はない。このアリタを兼倶のものとすると、一四八〇(文明一二)年兼倶講・小槻雅久聞書本(両足院蔵)、一四八一(文明一三)年円信清書本(慶応大学蔵)におけるアッタ専用と矛盾する。聞書者景徐のものとするならば、『漢書列伝景徐抄』(京都大学蔵)のアッタ専用と一致しない。アリタが兼倶の言葉とすると、雅久本・円信本には聞書者の言葉が混入していることとなる。さらにアリ以外の語にひろげると、雅久本ではイカリタルのようにタに接続する例もなく、促音便形もない。兼倶講・雅久聞書の『神代関鍵抄』(天理図書館蔵)にはヲコリタルの形もハビコツタの形もある。こうなると、どこまでが講者の言葉であり聞書者の言葉であるか、見わけることは容易でない。他抄の言葉は、講者のと聞書者のとが相互干渉するところに存する。

笑雲清三の『四河入海』は、瑞渓周鳳の『脞説』、大岳周崇の『翰苑遺芳』、万里集九の『天下白』、一韓智翃の『蕉雨余滴』の四書からえらんだ抄文に、おのれの注文をところどころに加えてなった蘇東坡の詩の注釈書である。[13] ここ

では、先行の抄がその名を明記され、それぞれひとまとまりずつ独立して引用されているから、明らかに編纂書と知れる。『史記抄』は牧仲講・桃源聞書の部分と桃源抄出の部分とにわかれるから、これも一種の編纂書といえようか。また桃源抄出の部分にはかつての竺雲漢書講の聞書を利用している(前述)ところもあるから、ある意味では、ここも編集といえようか。このようなものが編纂の業のうちにはいるとするならば、清原宣賢の抄のあるものは、六代の祖良賢の抄と比較するに、

楽トハ金石糸竹ノ声ニ出ルヲ云也、則風ノ因テ成処也、風ハ山川ノ気トシテコヽヨリカシコニ物ヲ融シ通スルモノ也、河海ノ水中ニモ通リ、山嶽ノ土中ニモ融スルモノナリ(良賢『古文孝経聞書』9オ)

楽トハ金石糸竹ノ声ニ出ヲ云、風ノヨテ成モノ也、山川ノ気ヲ通スルコトハ楽音ノ條暢スルカ如シ、故ニ楽ハ山川ノ風ヲ通スル也、開トハ流通スルヲ云、風ハ山川ノ気トシテ此ヨリ彼ニ物ヲ通ス、河海ノ水中ニモ通リ、山嶽ノ土中ニモ通ルモノ也(宣賢『孝経秘抄』16ウ)

のように、ほとんど前行抄に依拠しているから、(14) これも編纂となる。すると、注釈は常に先人の業績のうえに積み重ねられるものであるから、自抄・他抄のいかんをとわず、抄物はすべて編纂物であるといえないこともない。

『日本書紀抄』(京大本)の、

素戔―ハ悪ニヨリテ旱水損トモニアルソ、人ノ惑乱カラ物ヲネタムリ、サルホトニ我カ悪心ヲハ不和、日神ノ田ヲ水ヲヤフリイロ〱ノ悪ヲスルソ／只素戔ハ性カ悪心チヤホトニ其田カ悪ソ、田ハ天上ニアリ……三業ヨリ善悪カ起ソ、日神ハ三ニアタルソ、三ハ生万物ヲ一陽上天時ニ三ソ、円イ物ハ三ニアタルソ、ワタリノタケヲ一ツトツテ其一ヲ三ツヲリ出ソ、其マルサニナルモノソ(中、44オ)

は／をさかいとして前後二部分にわかれる。前半は文明一三年兼倶講・景徐聞書本よりの引用、後半は今のところ未詳、両者はラ行四段動詞の音便形の有無で文体がことなる。このようなことも、編纂物にあってはまれではないであ

ろう。一往自抄・他抄とわけるが、根本的には編纂物のわくを大きく出ることができないとすれば、抄物はすべて各種の文の混在をも容認するうえになりたつものであるといえよう。

二　抄物文

1　注釈文としての抄物文

注釈はまず文中の難語の抽出とその解から始まる。抽出されたものは、ト云ハ・トハ・ハで提示されるが、時として空白でそれと知らされることもある。続いて説明文があり、最後はト云心(事)ゾ・ノ心(事)ゾなどで結ばれるが、さらに簡単には説明文の用言または体言にゾ・ナリを直接下接するだけのばあいもある。

三老ト云ハヲトナト云心ソ(『漢書列伝景徐抄』8オ)

用トハ財ソ(『論語笑雲抄』一、32オ)

閭左ハサトノヒタリソ(『漢書列伝景徐抄』6オ)

風マセトハ、風ト雪トノマシリ行タル事ヲイフ也、シカスカハ、サスカニトイフ事ナリ(『新古今注』)

難解なのは単語だけではない。連語または一文の大意のばあいもある。それも同様に表現される。

為屯長トハ、屯ハ人ノアツマル処ヲ云ソ、其中テノカシラタル也(『漢書列伝景徐抄』6ウ)

以時ヲトハ、十月ニ定ノ星カタニ南方ニ正方ニミユル、カ十月ソ、其時分ニハ隙カ有ソ、此時ニ三日ツカウソ(『論語笑雲抄』一、32オ)

子曰学而時習之……マナンテトハ、七歳ヨリ小学ヲマナンテ、十五ヨリ五経ヲ、一経ヲ三季ツ、三五十五ト、三

十歳マテマナンテノ心ナリ（成簣堂本『論語抄』一、1オ）

だんだんと長文の説明文が必要となれば、提示部分におかれるト云ハ・トハ・ハおよび結びのト云心ゾなどにあたるものは省略される。ただ、そのばあいでもナリまたは「発端にあっては、対話的な色彩の強いもので、先生が弟子に対して手を執るが如く教示することば」であった訓注ないしは注釈語としてのゾが、[15]注釈文としての名残を示すように形式的に残る。原文に対する直接的な注釈から派生したことがらに文を展開して行く、抄物の集的な性格への連続を思わせる文にあっても、どこまでもゾ（ナリ）が文末におかれるのである。[16]たとえば、

鹿苑院殿ノ相国寺塔供養時トヲラシモヲ、僧カ多ク大智院ノ築地ノ上へ上テ見ヲ、鹿苑院殿ノ一目御覧シタレハ、一度ニハラリトヲリタソ（『漢書列伝竺桃抄』2ウ）

は、「羽見諸侯将、入轅門、膝行而前、莫敢仰視」（羽諸侯将ヲ見ル、轅門ヲ入ルニ膝行シテ前ミ、敢テ仰ギ見ルナシ）に対する抄文「マナウニ目ヲモエトリアワセヌソ」に附けたりの、講者竺雲等連の実見談であるにもかかわらず、文末にゾがおかれている。また、

通家孔融十歳 見二李膺一、門下人不二与通一、融曰我是公― 子弟、膺問何親、曰先君孔子与二老君一有二師資之道、故二僕与レ君累世通家、孔融カ十ノ時ニ李膺カ所エイタソ、李―カ所ニツカワレテイタ者ドモカ、ドコノ小ワラウベヤラ知ヌ者トアナドツテトリアワズ李―ニ云イツガズシタソ、ソコデ融カ云タソ、吾李―ドノト弟子一分ノ者ナリト云タソ……（『玉塵』五二、32ウ）

のように、ほぼ原漢文にしたがってそれを訳した文は勿論、関連事項として述べただけの自由な文である、

史記ニ孔子ノ十七ノ歳東ノ魯国ヲ出テ西ノ周ノミヤコエ行テ老子ヲ師ニメ学問セラレタソ、孔子ノ物ヲイワルヽヲ聞テ、コヽエキテ物ヲ問ウ少年ノ者ハ年ヨリ老成シタ者ヂヤトイワレタソ（同右、33オ）

にも、注釈文とおなじようにゾがおかれている。まず、ゾ・ナリで文が結ばれること、これを注釈文としての抄物文

の最大の特色としてあげよう。

『史記抄』『中華若木詩抄』『明医雑著抄』『論語抄』『六物図抄』からそれぞれ五〇文、計二五〇文を任意抽出し、文構造をしらべた寿岳章子によると、抄物文の構造は、

I　主語を伴わないもの。三四%

(1)　連体修飾語―述語

孟子ニモアル事也

(2)　連用修飾語―述語

面白ク云イダスナリ

(3)　連用修飾語―連体修飾語―述語

楚山ナレハ梅ノ早キトコロナリ

II　主語を伴なうもの。五九%

(1)　主語―述語

鉢云ハ行事鈔ソ

(2)　主語―連体修飾語―述語

マエニ云コトハ昔ヨリユキツタエタルコトハナリ

(3)　主語―連用修飾語―述語

権門ト云ハ位高キヲ云ソ

(4)　主語―連用修飾語―連体修飾語―述語

折ラヌガ却ツテ燕ヘノ仁義ソ

Ⅲ 主語のほかにさらに提示語を伴なうもの。七%

(1) 提示語━主語━述語

密国ノ君康公此モ姫姓ソ

(2) 提示語━主語━連体修飾語━述語

東垣丹渓治病トハ、此一般ハ古方ヲ破リタテスルヲ笑タ論也

(3) 提示語━主語━連用修飾語━述語

其景ハサナガラ妙ナル画師カ西南ノ四五峯ヲ只今ノ程ニ画キ出シタルヤウナルゾ

(4) 提示語━主語━連用修飾語━連体修飾語━述語

三四ノ句、揚雄カ草シタル太玄経ト云ヘルハ、悉皆周易準擬シテ作クルト云カ如シ、マコトニ周易ニナソラヘテ作リタルナラハ、周易ト云者ハ、アラカシメ人ノ是非得失ヲトスル者也

の三類一一種にわけられ、さらにⅡの(1)(2)、Ⅲの(1)においては、

(イ) (ト)ハ・ガ━トナリ・ゾ

(ロ) (ト云)ハ・ガ・モ━ト云フ・ノ・ナル━心・意・義━ナリ・ゾ

(ハ) (ト)ハ━ハ━ナリ・ゾ

の三つの類型が成立するという。[17] この類型が「ある対象に関して記述したり説明したりする時、おのずから結びつく文型」[18]であり、注釈文としての抄物文の型の中心をなすものであることは、前に述べたとおりである。これを抄物文の特色の二に数えよう。

抄物文の構造は、

アマツ空トヨノアカリニミシ人ノ猶面影ノシヒテ恋シキ

天津空トヲケルハ、豊明ノ節会ハ、昔天智天皇ノ御時、天女下テミカトノ調子ニツキテ舞ケルカ、袖ヲ返ス事五度セシヲ五節ト云、ソレヲ例ニテ豊明ノ節会ヲハオコナハル、也、天女ノ事ナレハ天ツ空トハヲケリ(『新古今注』)

のように、提示語の直下にまたさらに提示語があるといった複雑なものは少なく、前掲寿岳の分析のように簡単なものが多い。これは、文構造が難解では理解がさまたげられ、注釈の目的にそわなくなることからくるものであるに相違ない。文構造の簡単さ、これを抄物文の特色の三にあげることとしよう。

キリシタン版の『エソポ物語』『ヘイケ物語』『ローマ版懺悔録』の一文における平均文節数は、酒井憲二・若杉哲男の調査によると、上のとおりである(『日本大学文学部研究年報』7)。参考のため『談話語の実態』(国立国語研究所報告8)における数値もかかげる。

	文数	総文節数	一文平均文節数
エソポ	361	11,560	32.02
(会話文)	(709)	(4,910)	(6.92)
ヘイケ	363	13,493	37.17
(会話文)	(696)	(4,282)	(6.15)
懺悔録	346	5,948	17.19
落語	282	1,139	4.04
講談	307	1,547	5.04
講義	111	1,033	9.31
ニュース	152	2,505	16.48
ニュース解説	196	4,054	20.68

『漢書列伝綿景抄』および『伊勢物語惟清抄』(天理図書館蔵)の冒頭10文、

『漢書列伝綿景抄』 (1)悼恵王ハ高祖ノ適子ソ　(2)ソハ腹チャホトニ不即位ソ　(3)此ハ巻ニ不編ソ　(4)別処ニ伝カアルソ　(5)淮王トアルハ非也　(6)南字カアルカヨイソ　(7)孟子ニモアルソ　(8)京ノ人ノ物ヲ云ヤウニヨウ云ソ　(9)漢ノ初テアルホトニ斉ノ民モウセアルクヲスツトカヤサレタソ　(10)天子ノ礼テハ無テ只ノ物ノ兄弟ノヤウニセラレタソ

『伊勢物語惟清抄』 (1)昔トハ大古ヲモ云近古ヲモ云リ　(2)又今日ハ明日ノ昔ニナリ昨日ハ今日ノ昔ニナル　(3)今ノ事ヲ昔トモカクヘキ也　(4)源氏ニイツレノ御時ニカトカクモ昔トヲカンタメ也　(5)尚書に古者(イニシヘニ)伏犠氏之(ノ)王(タリシトキニ)

天下ニ也トカクモ古ト云ヲ上ニカウフラシメタリ　(6)男トハ業平也　(7)昔男ト古注ニツヽケテ業平ヲ昔男ト云ナト云ヘル義ハワロシ　(8)昔トヨミ切テ男トヨムヘシ　(9)禅閤ハウキカウフリハ叙爵ノ事トアソハセリ　(10)シカレトモ師説ニハ只元服ノ事トス

における総文節数は四五、六三であるから、一文中の平均文節数は四・五、六・三となる。『新古今注』も大体この数値におさまる。漢文を含め、引用文をどう処理するかも問題となるが、きわめて大まかにいえば、抄物文は比較的短い文からなりたっているとしてよかろうか。これが明確を要求する注釈文という制約からくるものとすれば、文の短いことも抄物文の特色の四つ目としてあげることができよう。

2　和書の抄と漢書の抄

助詞テに上接した四段動詞の連用形がどのような形を取るか、多少の出入りは捨象して示すと、次のようになる。ただし、タ行は論外とする。用例が多くえられないからである。

	『新古今注』	『惟清抄』	『論語抄』傍訓	『論語抄』	『三略抄』
カ行	ーキテ	ーキテ	ーイテ	ーイテ	ーイテ
サ行	ーシテ	ーシテ	ーシテ	ーシテ	ーイテ
ハ行	ーヒテ	ーヒテ	ーツテ	ーウテ	ーウテ
バ・マ行	ービテ ーミテ	ービテ ーミテ	ーンデ	ーンデ	ーウデ
ラ行	ーリテ	ーリテ	ーツテ	ーリテ	ーツテ

活用は同一の行にはたらくのが原則であるから、その意味で「書キテ・差シテ」などが正則の形である。このようなものを原形といい、それ以外の「思ウテ・読ンデ」などの形を音便形という。『新古今注』『惟清抄』の二本は、す

べての行において原形だけを使用するという点で一貫性を有している。原形だけが使用されるような性格の文を「雅文語文」とすれば、この二本は雅文語文で書かれた書ということになる。

『三略抄』のカ・ハ・ラ行の形は現在の京都語におけるものと一致する。サ行、バ・マ行のはかつての京都語における口語形である。[19] それらのことから、『三略抄』に使われているような性格の文を「口語文」といおう。そして、『論語抄』傍訓のように、漢文の附訓そのもの、あるいはその書き下し文、それを「訓読文」と呼ぶことにしよう。

さて、現在の「在ツタ・折ツタ・起キタ」にあたる形を右の文に求めると、

雅文語文	訓読文	口語文
アリツ	アツツ	アツタ
オレリ	オレリ	オツタ
オキタリ	オキタリ	オキタ

である。これを一般化して示すと、

	雅文語文	訓読文	口語文
ラ変	─ツ	─ツ	─タ
四段	─リ	─リ	─タ
それ以外	─タリ	─タリ	─タ

ということになる。雅文語文・訓読文には「四段語＋タ(リ)」の型は存在しなかった。これらの文では、─ツテ・─リテはあっても、─リタ(リ)・─ツタ(リ)の型はない。[20] この点で雅文語文・訓読文と口語文とは対立する。一見訓読文の─ツテは、形のうえでは口語文のツテと同一にみえるが、性格はことなるのである。

『論語抄』の抄文をみると、カ行、バ・マ行では訓読文、ラ行では雅文語文、サ行では雅文語文・訓読文、ハ行で

は口語文に、それぞれ一致する。このような性格の文を「俗文語文」と呼ぶことにする。

雅文語文が原形ばかりであるのに対し、口語文は音便形ばかり、訓読文はサ行以外では音便形をとる。ただその出現形が口語文のとはことなる。俗文語文はこれらの文の混合文である。この四種の文は、ラ行音便形で見たように、大きくは口語文と文語文(雅文語文・訓読文・俗文語文)の二つにわけられる。

さて一往この四種の文を区別したが、たとえば俗文語文で書かれている東山文庫本『論語抄』の実際は、

カ行　ツヅイテ(続)　キキテ(聞)
サ行　イハヅシテ(射外)
ハ行　ツカウテ(使)　オモヒテ(思)
バ・マ行　マナンデ(学)　シタシミテ(親)
ラ行　サガリテ(下)　イツワツテ(偽)　ナツタ

のように、ほとんどすべての行に他種の文の形が見える。しかし、注意してしらべると、出現頻度に差があったりで、大体基本となっている形(ここでは最初にあげたもの)を見出すことができる。また資料によっては、各行の状態がかならずしも右の四種の文のそれと一致しないばあいがある。たとえば、『毛詩聴塵』(巻一―四)はカ・サ・ハ・ラ行では俗文語文のと一致するが、バ・マ行のは、ナヤウデ(悩)のようなウデ　八例、引コミテ(引込)のようなミテ　七例、タノンデ(頼)のようなンテ　四例と、口語文または雅文語文の形に一致するものの方が多い。このように合致しないものもあるが、一往典型として、右の規定による四種の文を想定しておく。すると、

和書の抄　―雅文語文
漢書の抄　―俗文語文か口語文

で書かれているということになる。

和書の抄が雅文語文でなされているということは、言いかえれば、そのなかに含まれている漢語が少ないことを意味する。『新古今注』から任意に引用した、

マキノ板トハ、ヨキ板也、ソノイタモハヤ朽テ苔ムシタル程ニ成レリ、イク世ヲカヘタルト也、イク世トイフ事、キハメテトヲキ事ヲモイヒ、又サノミ遠カラネトモイフ也

飛鳥川ハキハメテハヤク淵セノカハル也、サレト定ナキ名ニタツトヨメリ、ハヤクトハ、本ワタリシ同瀬ナリトヨメリ、ソレヲ川ノハヤキニヨセタリ、ハヤクトハモト、云コトハ也

は、『新古今集』一六五四・一六五五の歌に対する注であるが、これには一語の漢語もない。巻一・二のなかに見える漢語は、

本歌　内裏　五文字　水郷　題　影　名所　口伝　閑中　縁　景　世間　期　制

明神　賀　本意　百官　座　行幸　中略　唐人　曲水宴　秀句　御殿

のように、現在のわれわれにも特別の感をいだかせない、ありふれたものばかりである。元来注釈文であるから、ことさら難解な漢語が使われるはずもない。しかし、漢書の抄は、和書の抄にくらべると、

父ヲウチカラ相伝ノ田畠ヲモ無理ニヒツコクリテ取〳〵スルソ、サウアリテ人々ノ生産作業ノスキワイヲ失スレトモエ哭シモセヌソ、相争ツ、サテワヒツナントスレハ罪之ホトニ安―ヤト云ソ（『四河入海』二ノ二、51オ）

原文――当時奪民田失業安敢哭（当時民ノ田ヲ奪ヒ業ヲ失ハシムル、安クンゾ敢テ哭センヤ）

と、原文の「業」を「生産作業」とおきかえていることからうかがえるように、漢語の使用が多い。とくに中国の注釈書を利用したばあいなど、たとえば、

信如天如地乃可使人トハ、賞モ罰モ共ニ信アル事天地ノ如メ人ヲ使ヘシ、講義ニハ可レ御レ人トアリ、天ハ春夏秋冬ノ期ヲ失フコトナシ、地ハ生長収蔵ノ時ヲ失フコトナシ（『三略秘抄』京大本、16ウ）

のように、「如天之春夏秋冬不失其期、如地之生長収蔵不失其時」(天ノ春夏秋冬、其ノ期ヲ失ハザルガ如ク、地ノ生長収蔵、其ノ時ヲ失ハザルガ如シ)のほとんど訓み下しに近いものは勿論、

直解ノ心ハ、天ノ春夏秋冬ノツイテヲ失ハヌソ、地ハ生長収蔵ノ時ヲ失事カナイソ(『三略抄』京大本、16ウ)

のような口語抄においても、そのまま漢語が残ることが多い。量の多少とともに難解さの点でも、和書の抄と漢書の抄との間には差があるように思われる。それは、抄文中でも漢書の抄では、

緒余トハ糸ノクツ、土苴ハ糞ニマシユル草ソ、ヲカシケナル物ソ、皆非真物也(『四河入海』四ノ二、18オ)

と、漢文式表記の普通にありうることと共通する。また対象が漢語であることから、難解な漢語を平易に注釈文の流れのなかで解決しようとするために、いわゆる文選読(もんぜんよみ)というものが行われる。文選読は、別に、

毛詩ノカタチ読ニハ鬒髪ノクロカミ也(同右、五ノ一、31オ)

参―ヲハ文選ノカタチヨミニハ参差トカタチカイナリトヨムソ(同右、一六ノ一、10ウ)

のように、カタチヨミとも呼ばれる。体言では「漢語ノ―」、形用言では「漢語ト―」というふうに形式が一定しているが、抄物では多少の変種も見られる。(21) この文選読も、漢語が注解の対象となることのほとんどない和書の抄にあっては、普通には見られないことがらである。

抄物には、すでに諸家によって指摘されているように、多彩な擬声語・擬態語の使用が、

人ノ血ト云モノハチツトモヤホリハ不居ﾒ首ヨリ足マテ一昼夜ノ中三百六十度クルリ〳〵トマハルソ(中略)血気ヲヨクミチヒクヲ河車ト云ソ、水車ノ如ニヨククル〳〵トマワルソ(『四河入海』一一ノ一、41オ)

と見られ、表現に生色をあたえる。和書の抄にも、

眼前の躰なり、夢覚てみれば、月枕に影すみて、むらすゝきの露のきら〳〵としたる也(『湯山三吟百韻注』)

雲ちはる〳〵と霞たるかたへ、よそへて付る也(同右)

と見えないことはないが、漢書の抄ほど自由な使いざまは見られない。和書の抄の雅文語文は、この種の表現をあまり許容しなかったものと思われる。

3　漢書の抄

物語などの長文のばあいには、たとえば伊勢物語『宗長聞書』における「昔とは……おとこ……うゐかうふり……しるよしゝて……その里に……」のように、原文の一部があげられ、抄文がそれに続く形で注釈が進められる。ここでは原文は表面上問題とならない。和歌・連歌では、原文それ自体が短い句切をなしているから一首・一句の全形があげられ、抄文が続く。このばあい、原文はあっても、抄文も雅文語体でなされるから、原文と抄文との間にそれほどの違和感はない。漢書の抄では、原文の一部が「関雎―……風之始―……邦国―……風風也―……」(『毛詩抄』)とあげられるだけのばあい、原漢文は表面上問題とならない。また訓読の附せられた原漢文をかかげ、抄文を『毛詩聞書』のように一字下げ、あるいは『長恨歌抄』のように二行割りで書く、そのばあいには、最初から明らかに原文と抄文とがことなるものとして区別されており、これまた問題とならない。

初試ルヲ官時ニハ倍レ力為ヲニ―ニ今マイリ三日ト云様ニソ(『史記抄』一八、3オ)

原文――初試官時、倍力為巧詐(初メテ官ニ試ミラルル時、力ヲ倍シテ巧詐ヲナス)

は表記だけの問題で、「時ハ」を「時ハ」にすれば、「原文、抄文」という、

誦易ニ先王―ヲ究ニ偏人情ヲ―何テマリ世間ノ事ハ不究偏ト云コトハナイソ(同右、一八、1ウ)

のような一般形になる。このばあいも原文は一往問題とならない。

実以テ無為スルヲ有以レ少―ナンテマリスルコトハナウテ、チツトノ事ヲ針ヲ棒ニ云ナシテ、以テ求メテ便勢尊位ヲ食飲―スノミクウテ、ハセマワルソ(同右、一八、3オ)

では、原文と抄文とがたがいに助け合った恰好で叙述が進められているが、それでもまだ抄文と原文とが融合してしまっているとは言いがたい。しかし、

或以為―昆虫―万物ノナリカヽリハ聖人モ不能与争禽獣ナントノ事ハサノミ其心モ知レハヤチヤホトニ処ニ吉凶ニ別ニ然否ニコトハ多中ニ於人ニナリ（同右、一八、12オ）

原文――或以為昆虫之所長、聖人不能与争、其処吉凶、別然否、多中於人（或ヒト以為ヘラク、昆虫ノ長ズル所ハ、聖人トモニ争フ能ハズ、ソノ吉凶ニ処シ、然否ヲ別ツコト、多ク人ニ中ル）

になると、原文は抄文の一部と見なさなくてはならない。そのばあい、

従ニ姫歌児ニナントヲ多モチテ、ツレヒキスリアルイテ父母ヲモ不顧ソ（同右、一八、3オ）

のように、原漢文を訓読しては続かないものもある。

柳田征司によると、原文だけでなく、たとえば、

故主察異言乃覩其萌トハ人ノ異ナル事ヲ云ヲ察メ其萌ヲミテトルヘシ、(イ)管叔蔡叔カ流言スルヲ成王ノ周公ニ命メ誅スル是也、主聘儒賢姦雄乃遯トハ(ロ)人主カ儒者賢才ヲ聘メ用レハ姦雄ノ者ハ遠クニケテイヌルナリ、(ハ)君子カ進メハ小人ハ退クモノ也（『三略秘抄』27オ）

における(イ)(ハ)が『三略講義』の「管蔡流言、成王命周公誅之」（管蔡流言ス、成王周公ニ命ジテ之ヲ誅セシム）「君子進則小人退」（君子進メバ、則ち小人退ク）、(ロ)が『三略直解』の「人主能聘用儒士賢才、姦雄者皆遠遁而不敢出矣」（人主ヨク儒士賢才ヲ聘用セバ、姦雄ナル者皆遠ク遁レテ敢テ出デズ）の訓み下しに近い形でなされているように、中国の注釈書が利用されることもあるという。(22)

漢文が訓読されたまま抄文に取入れられるばあい、時として、

潘子久不レ調 沽レ酒江南村 潘邠老ト云モノハ官ニモ不レ調メアルホトニ沽酒―酒ヲ沽テヲルソ（『四河入海』

東福寺本、四ノ上、22ウ）

の抄文「不レ調(スセラレ)」のさらに横に、直前にある漢文注「調、試也選也」から借りてきたと思われる「不レ試レ官ニ也」の注がつくというような妙なことも生じる。それはともかく、漢書の抄にあっては、漢文の、それも訓読されたものを除外することはできまい。しかし、また既述のように、訓読文と抄文とは音便形のあらわれ方で差を有していた。その点を、さきほどから利用している『史記抄』巻一八（京大本）を対象として、しらべてみよう。

下ニハ亀カアツテ守リ、上ニハ青雲アツテ覆ソ（13オ）

のような例は、一見訓読文の、

者(アツテ)　顧(カエツテ)　或(アツテ)　抵(イタツテ)　階(ヨツテ)　已(ワハツテ)　上(ノホツテ)　環(カエツテ)　従(ヨツテ)

と関係がありそうに見えるが、一方

楚霊―トシタレハ亀カサカフタソ、ヤカテ乾渓ノ敗カアツタソ（12ウ）

の形もあり、また雅・俗文語文の形に一致する、

言ハ古ノ先王ハイカ様ニセラレタレハ成功カアリテヨイソ、何ニトシタレハ敗害カアリテワルイソト云テ……（7オ）

のようなリテの形がツテの約二倍も見える。ハ行の音便形では、訓読文が、

倣(ナラツテ)　言(イツテ)　順(シタカツテ)　幕(マトツテ)　澡(アラツテ)　郷(ムカツテ)

と、ツテであるにもかかわらず、

前ノ外題モ此様ニ官位爵禄マテスルリトヒロウテ言ソ（7ウ）

猶天―モノヽチカウタ事ソ（8オ）

の形しか見られない。形容詞の連用形が、

襟(タヽシフメ)　卑(イヤシフメ)　正(タヽシフセヨ)　正(タヽシフス)

と、ス・シテに続く時、ウ音便形を取ることは、『論語抄』の傍訓とおなじであるが、

ウツカラトシテ面ニ色モナウナツタソ（8オ）

不可ハサホトヨウモナイソ（9オ）

とウ音便形がみえるにもかかわらず、

ワルクスレハ人カ頽(テウ)ト読テ人ニ笑ワル丶カ（22オ）

此ノ文ヲワルクせハ誤テ読ハ大ニチカワウソ（22ウ）

の例で音便化しない。

右のようなことがらが、どれほどの範囲の漢書の抄物について、またこれ以外のどんな項目についていえるか未詳であるが、訓読文をとりこみ、語詞のうえでは多くの影響をうけながらも、漢書の抄文はそれ自身の世界をも別に有していたと思われるのである。

漢書の抄における(俗)文語と口語との間には多くの相違点がある。既述の音便形の差もその一つであるが、なお土井洋一は、『毛詩聴塵』と『毛詩抄』との比較を通じ、文語的表現から口語的表現へと交替している目につきやすい例として、助動詞・助詞の類を、

ズ・ザル―ヌ　マジ―マイ　ベシ・ン―ウ・ウズ　如キ―ヤウナ　アラズ―ナイ　成ルベキナレバ―

ナラウズラウヂヤ程ニ　ヨリ―カラ　ニテ―デ　ヲバ―ニハ・ハ　〜ヨリ〜マデ―〜カラ〜マデ、〜モ

〜モ―〜デマリ〜デマリ

とあげ、また体言・用言などには漢語(的表現)を和語でいいかえたものが、

旧法―昔ノ法　古―昔　遠方―遠ウ　変化スル―カワル　比スル―タトフ　妬忌スル―恨ム　美ナ

ルーウツクシイ

とあること、さらには、

若窈窕ノ淑女ヲ得タラハ琴瑟ノ楽ヲ設テ此ヲ親ム事朋友ノ如クセント云＝モシ淑女ヲ得テ君子ニ配シタラハ琴ヲ以テ朋友ノヤウニ親ソ

のように、語順をかえ構文を改めるばあいのあることをも指摘している。(23) もちろん和語相互にも、

アシキ・ワロキーワルイ　マロキーマルイ　イササカーチツト　イヅレードチ

などの対になる語がある。

文語抄には、口語抄に見える地の文における待遇表現の欠如が見られる。待遇表現の欠如とは、

后妃ノ美徳アルハ文王ノ天下ヲ風化スル始也――后妃ノヨイ徳ノヲリヤアルハ文王ノ風化シテ天下ヲ始メラレウ始チヤソ

毛ノ一字ハ河間献王加之――毛ノ字ハ河間献王ノ加ラレタソ

のようなばあいを指す。欠如の理由は、聴塵類の講述者みずからの覚書的性格の強さに求められるという。(24)

『史記抄』の京大本と内閣文庫本との対応から、敬語シモにあたるものを取上げてみると、

地頭殿ニ大事ノアラウトノイラシモト云ニ……(七、8オーアリ)

御内ノ死ナシモテ後ニ高台モヤフレ……(一二、12オー死ゾ)

と、敬語にあたるもののかけているばあいもみつかるが、それは少数で、

魏ノ安邑ヲトラシモタラハ……(一二、5オートラシミタ)

是コソヨイ者ヨ、用イサシメ(一二、5ウー用イサシメ)

のように、おなじ系列の語をつかっているもの、

范睢ヲ得サシモタラハヨカラウソト云ソ（一二、21オ―得ラレ）

……家ニアル物ヲ皆士卒ニトラサシメソ（一二、13オ―セラレヨ）

と、ル・ラルの敬語助動詞でおきかえたものがほとんどをしめる。過去の表現を見ると、

特ニ其事ニアツカリタ者ヲ罵タソ（一五、31ウ―アツカリタル）

左伝ニ云タ事ソ（一二、1オ―云タル）

のようにまったく変化のないもののなかに、

漢書ニハ……ト竺雲ヤナントハヨマレタソ（一三、5オ―読マルヽ）

所レ如（ユク）トコテモ用ラレナンタソ（一二、7ウ―不（サラン）レ用（ラレ））

と、過去の辞にかけたものが見える。これらからすると、待遇表現の欠如は、口語ほど多彩な表現手段を持たない、あるいはそう表現する必要を感じない文語的または訓読的表現を聴塵類が採用していることから生じるのであって、これらが覚書的であるからではあるまい。したがって、待遇表現の複雑性の問題も、文語抄と口語抄の相違点の一つとしてあげられよう。

ところで、口語文で書かれた文献は、室町期から江戸初期の間では、わずかに能狂言の詞章を集めたものといくつかのキリシタン資料の二種にすぎない。これらに口語文が使われたのは、前者が対話によってのみ進行する芸能であった、後者が懺悔を聞き、説教をしなければならなかった異邦人の神父のための言葉稽古の教科書であったという理由による。それでは抄物のばあいの理由はなにか。講義の聞書という点に求めることの不可はすでに説いた。私は、和書の抄に口語抄の見えないことに対し、口語抄の出現時が五山における文学から講学への移行期にほぼ並行することと、抄物の作製過程――これはまだ十分に解明されていないが――が禅僧の語録作製のそれと相似することなどから、五山の禅僧たちの間からはじまったと考える。そして、口語抄の存在理由を、従来のいわば官許の学ともいうべ

きものに対する、あたらしい宋学を摂取したうえでの素人の学を標榜する禅僧たちの一つの試みというところに見出すのである。(25)

4 東国語の抄

禅籍の代表ともいうべき『無門関』『臨済録』『碧巌録』さらには清規の類も、漢文で書かれているから、ここでいう漢書にはいり、したがってその注釈書は抄物である。これらのなかには、雲章一慶講、桃源瑞仙聞書の『百丈清規抄』(両足院蔵)、桃源瑞仙抄の『首楞厳経抄』(霊雲院蔵)、笑雲清三抄の『日用清規抄』(神宮文庫蔵)のように、既述の『史記』『論語』といった漢籍の抄と抄者をひとしくする抄もある。ここでは抄のことばも共通する。しかし、これら臨済宗に属する禅僧の手になったものに対し、東国に主たる地盤を有する曹洞宗の僧によってなされた多くの禅籍の抄には、用語のうえで差がみとめられるという。もちろん抄物であるから、抄物としての性格、たとえば、

此集編集以来諸老宿注破スルコト之ヲ不少、今天文元季ノ夏、依テ有ルニ雲衆望ミ、或ワ是ノ見レ抄中ヲ、或ワ任テ諸老之代語ニ注ニ破之ヲ、全ク不ニ胸憶ノ妄語ニ……(松ヶ岡文庫本『無門関抄』)

(此ノ集ハ編集以来諸老宿之ヲ注破スルコト少カラズ、今天文元年ノ夏、雲衆ノ望ミアルニヨツテ、アルイハ此ノ抄中ヲ見、アルイハ諸老ノ代語ニ任テコレヲ注破ス、全ク胸憶ノ妄語ニアラズ)

としるすように、注釈であることからくる先行注文の組入れ、あるいは、

破云、教意デワ法身無相ト斗リ心得ゾ、夫キズマリタゾ、法身法身共モ云ヱバ早ヤ一劃クワクタ引亘タゾ、程ニ法身ハ無相デ青天ノ如クリ交物モ無イト見レバ、共功万劫繫テ驢撅ノ功処也(大輪寺本『報恩録』)

のように、文末がゾ、ナリで言切りになるなどは、これらの抄物も当然のこととして持っている。相違するのは、実際には多少の出入があるが、ほぼ共通しては、

(1) 指定辞ダの使用
(2) 推量辞ョウの使用
(3) ハ行四段活用動詞連用形の促音化
(4) 形容詞連用形原形の維持
(5) 条件句を作るウニハの使用
(6) 敬意を表わす命令辞シ(イ)・サシ(サイ)

の諸点で、このうち(1)(3)(4)の各項で中央語たる京都語には見られない東国語的特徴を示しているというのである。[26] (1)(3)(4)が東国語であるとするのは、ロドリゲスの『日本大文典』(Rodriguez, I.: Arte da Lingoa de Iapam. 1604–1608.)の関東または坂東の項に(3)(4)の存在が説かれており、安楽庵策伝の『醒睡笑』(一六二三(元和九)年成立)に関東の会下僧の言葉として「見らうといふことだ」[27]とダが見えることなどからでもあろう。それにしても、これらの抄の多くは、京都系の抄物とくらべ、盛行の時期がおそく、比較対照の実があげにくいだけでなく、例を(3)に取っていえば、促音化の率が案外低く、そのうえ促音便形には訓読文の影響を考慮しなければならないという状況のわるさが常につきまとうなど、確実に東国語と認定するに十分な証拠がそろっているわけではない。しかも、時代がさがるにつれ、言葉のうえでのこのような特異な色彩をうすくしていく傾向にある。これらを、東国語の口語と文語とどういうふうに関係させながら解釈していくか、問題となることが多いが、文献として成立の基盤を東国に持っていたことから、江戸語に関する有力な資料として注目される。

むすび

抄物の内容は、時として単なる注釈から百科全書的知識への展開を見せる。しかし、根本は注釈である。抄物文は注釈の文である。原典の理解に奉仕する実用の文である。そのために種々の文を内包する可能性を持つ。一面では、一つの資料のなかに各種の文の部分が混在する。また他面では、あたらしい口語文の存在をも許容する。単に許容するだけでなく、創始したところに、単なる注釈文をこえた抄物文の特性を見ることができる。

（1） 諸根五用ノ抄物（『多聞院日記』天文八・七・二九）、和歌抄物（『実隆公記』文明九・正・二八）、連歌抄物（同上、延徳二・一二・一九）、女叙位抄物（同上、延徳三・一一・二四）、鞠口伝抄物（『看聞日記』永享七・六・六）。

（2） 『中文大辞典』によると、「撰」に「集也」の意がある。本居宣長『玉勝間』の「歌書の註を抄となづくる事」に、

……抄の字は、註釈にはあたらざれども、もろこしよりして、佛ぶみには、其書のさまにかゝはらで、記とも集とも抄とも名けたる、つねの事なれば……

とある。馴窓の私家集でありながら、なかに多くの注釈的な記述や古歌の撰などをまじえた『雲玉和歌抄』は、また『雲玉集』という題簽も持っている。

（3） 日本古典文学大系『歌論集 能楽論集』岩波書店、一九六一年、解説三五頁。

（4） 中世文芸における注解の一つの性格については、島津忠夫「連歌の性格――自注のある文芸ということをめぐって――」（『文学』三五巻九号、一九六七年）参照。

（5） 土井洋一「抄物の資料的性格」（『国語学』七六集、一九六九年）。

（6） 原典の本文の上下欄外や行間などに附せられた注釈のことで、柳田征司の使用語である。

（7） 柳田征司「国語資料としての「書込み仮名抄」」（『武蔵野文学』二四号、一九七六年）。

(8) 伊井春樹「実隆の源氏物語講釈と細流抄の成立」(『国語国文』三九巻三号、一九七〇年)。
(9) 柳田征司「史記抄の本文について」(安田女子大学『国語国文論集』一号、一九七〇年)。
(10) 土井洋一「毛詩抄について」(『抄物資料集成 七』清文堂出版、一九七六年、所収)。
(11) 大塚光信「湯山千句の抄」(『国語国文』二六巻三号、一九五七年)。
(12) 大塚光信「史記抄について」(前掲『抄物資料集成 七』所収)。
(13) 『胜説』『翰苑遺芳』は漢文注、『天下白』は漢文注が主で和文注はわずか、『蕉雨余滴』は和文抄である。
(14) 柳田征司「清原宣賢自筆『孝経秘抄』の本文の性格について」(『国語学』七五集、一九六八年)。
(15) 春日和男『存在詞に関する研究』風間書房、一九六八年、一七七頁。
(16) 『蠡測集』(両足院蔵)は「集」の名を持ち、特定の書の注釈書ではないが、やはりゾ体のカナ抄である。
(17) 寿岳章子「抄物の文構造」(『文学・語学』三三号、一九六四年)。
(18) 同上。
(19) 橋本四郎「サ行四段活用動詞のイ音便形に関する一考察」(『国語国文』三一巻四号、一九六二年)。
(20) 大塚光信「バ四・マ四の音便形」(『国語国文』二四巻三号、一九五五年)。
　　大塚光信「抄物とラ行四段動詞の音便形」(『国語国文』四六巻四号、一九七七年)。
(21) 寿岳章子「抄物の文選読」(『国語国文』二二巻一〇号、一九五三年)。
(22) 柳田征司『詩学大成抄の国語学的研究』清文堂出版、一九七五年、一九五一―一九八頁。
(23) 土井洋一「抄物の手控と聞書」(『国文学攷』二四号、一九六〇年)。
(24) 同上。
(25) 大塚光信「史記抄について」(前掲)。
(26) 金田弘『洞門抄物と国語研究』桜楓社、一九七六年、一九頁。
(27) 安楽庵策伝『醒睡笑』(上)、角川文庫、一九六四年、二八九頁。

参考文献

一　資　料

1 京都系抄物

岡見正雄・大塚光信『抄物資料集成』全八巻、清文堂出版、一九七一—七六年。
髙羽五郎『抄物小系』自家版、刊行中。
中田祝夫『抄物大系』勉誠社、刊行中。

2 関東系抄物

金田弘『洞門抄物と国語研究』と資料』桜楓社、一九七六年。
駒沢大学文学部国文学研究室『禅門抄物叢刊』全一五巻、汲古書院、一九七三—七六年。
松ヶ岡文庫『禅籍抄物集』岩波書店、一九七六年。

二　研　究　書

1 国語学関係

湯沢幸吉郎『室町時代言語の研究』(複刻版)、風間書房、一九七〇年。
鈴木博『周易抄の国語学的研究』清文堂出版、一九七二年。
柳田征司『詩学大成抄の国語学的研究』清文堂出版、一九七五年。

2 その他

上村観光『五山文学全集』(複刻版)、思文閣、一九七三年。
玉村竹二『五山文学新集』全六巻、東大出版会、一九六七—七二年。
玉村竹二『五山文学』至文堂、一九五五年。
足利衍述『鎌倉室町時代之儒教』日本古典全集刊行会、一九三二年。
和島芳男『中世の儒学』吉川弘文館、一九六五年。
芳賀幸四郎『東山文化の研究』河出書房、一九四五年。
芳賀幸四郎『中世禅林の学問及び文学に関する研究』日本学術振興会、一九五六年。

8 言文一致体

山本正秀

一 「言文一致」という語の起源と語義

「言文一致」という成語は、神田孝平（たかひら）が、西村茂樹の和漢洋三体摂取の誇大妄想的な「文章論」(1)を反駁する一方、明確に言文一致を説いた「文章論ヲ読ム」(2)の中に、

言語ト文章トヲ一致セシメント欲セハ作ル所ノ文章ヲ朗読シ聞ク者ヲシテ直ニ了解ス可カラシムヘシ聞ク者ヲシテ直ニ了解セシメント欲スレハ平生説話ノ言語ヲ用ヒサル可ラス平生説話ノ言語ヲ以テ文章ヲ作レハ即チ言文一致ナリ（傍点山本、以下同じ）

とあるのが初出で、ふだんの話しことば（口語）で書いた文章にすれば、言語と文章とが一致して「言文一致」になり、わが国今日の文章のはなはだしい不便を除去できるとのべているのが、いちばん早い。

神田の「文章論ヲ読ム」は、初め一八八四（明治一七）年一〇月一五日に東京学士会院で講演され、四か月後の翌一八八五（同一八）年二月二五日に発行の『東京学士会院雑誌』七巻一号に掲載された近代文体論で、ここで「言文一致」の語が成立し、やがて言文一致運動の旗じるしになった。が、この神田の論以前にも、「言文一致」に相当する内容の発言は、前島密（ひそか）以来言文一致主張者によって、つぎのような各人各様の語句でのべられて来ていた。

○ 今日普通の「ツカマツル」「ゴザル」の言語を用ひ……口舌にすれは談話となり筆書にすれは文章となり口談筆記の両般の趣を異にせさる様には仕度事に奉存候（前島密「漢字御廃止之議」、一八六七年）

○ 言フ所書ク所ト其法ヲ同ウス以テ書クヘシ以テ言フヘシ……アベセ二十六字ヲ知リ苟モ綴字ノ法ト呼法トヲ学ヘハ児女モ亦男子ノ書ヲ読ミ鄙夫モ君子ノ書ヲ読ミ且自ラ其意見ヲ書クヲ得ヘシ（西周「洋字ヲ以テ国語ヲ書ス

ル丿論」、一八七四年三月）

○凡ソ読易ク解リ易ク言語一様ノ文章ヲ記シテ天下ニ藉キ民ノ知識ヲ進マシムル者ハ固リ学者教師ノ任ナリ（清水卯三郎「平仮名ノ説」、一八七四年五月）

○日本文ヲ制定スルニハ言語文章ヲ同一ニセザルベカラズ凡ソ外国ノ文章タル必ズ平常ノ言語ト同ジ故ニ平易ニシテ簡便ナリ（渡辺修次郎「日本文ヲ制定スル方法」、一八七五年九月）

○成丈書語ハ口語ニ演ベ易キヲ筆シ口語ハ書語ニ筆シ易キヲ演ベ以テ漸次ニ書言相反スルノ不都合ヲ改メントス（和田文「書語口語同ジキヲ欲スルノ説」、一八七六年一二月）

○吾人ガ口ニ能ク云ヒ得ル所ハ言語ト筆ニ能ク記シ得ル所ノ文章ト相同キマデニ至ラシメント望ムナリ（福地源一郎「文章論」、一八八一年五月）

○羅馬字を以て我文章を記するに至れば談話と文章とは全く一致するを得べくして学術技芸の発達極めて驚くべきものあらん（田口卯吉「日本開化の性質漸く改めざるべからず」、一八八四年一二月）

○さて　この　にちようぶんは　こんにち　はなしの　とほり　かみに　かく　ことと　すれば　わが　くにの　ことば　いつていに　せでは　ならぬ　わけ　なり（島野静一郎「かなぶみ　を　みとほりに　わくる　ろん」、一八八五年一月）

さてこのように、一八八五（明治一八）年ごろまでに現われた言文一致諸家によってさまざまな言い方でのべられてきたものが、ついに神田孝平により「言文一致」の成語を得るに至ったわけである。神田の「言文一致」の語義は、「平生説話ノ言語ヲ以テ文章ヲ作ル」もので、話し言葉を選びみがきをかけてりっぱな口語文を作るというのが真意であったようで、神田以前の既述諸家の考えも、だいたいそれに近く、日常の談話に用いる話しことばに基く口語文体を指し、それは「デゴザル」「マス」「デゴザリマス」などの談話体の文例を示していることからも知られる。一八

八八、九（明治二一、二二）年ごろ一時流行した、山田美妙・二葉亭四迷・嵯峨の屋おむろ・石橋思案らの言文一致小説家の文章もだいたいこの傾向で、そのため俗談平話にすぎ冗長に失する弊におちいった。

そのような弊害矯正の意味もあったであろう、山田美妙は、『言文一致論概略』（一八八八年）で、

今日言文一致を主唱する学者には二種類が有つて、一方は言を文に近づける事、又一方は文を言に近づける事を主唱します。言を文に近づけやうと思ふ人の過半は所謂普通文論者で、文を言に近づけやうと思ふ人の過半は所謂言文一致論者です。

と書き、当時言文の一致を主唱し優勢であった者を、いわゆるかな交り文の語法（文語文法）はくずさずに用語の口語接近によりその平易化を企図する「普通文」主張者と、口語を本位とし語法ももちろんそれによることを主張する正真の「言文一致」（俗文）論者との二種があるとのべている。またかつて一八八四、五（明治一七、八）年ごろに俗語重視の画期的なかな文言文一致化論を唱えた三宅米吉も、同じころ「読本教授ノ趣意」[3]では、当時の言文一致主張者には、「俗語体ノ主張者」と「言文相近ノ主張者」とがあると書き、三宅自身話しことばと「文章」とを両方から近づけ一つにする言文相近の言文一致支持に変わっている。

言文一致実行上の具体的方法として、口語本位（俗語体・俗文主義）をとるか、言文相近主義でいくかは、以後も言文一致主義者間のゆるがせにできない問題であったが、これを一九〇〇―一九〇二（明治三三―三五）年ごろの言文一致運動最盛期について見てみると、つぎのとおりである。まず藤岡勝二・新村出・八杉貞利・保科孝一らの新進気鋭の言語学者が拠った『言語学雑誌』（一九〇〇年二月創刊）上で、保科孝一は、

今日学者社会に存在する、言文一致体にわ、すくなくとも三種あるので、その第一わ、言と文とお、たがいに調和さする、とゆー案、すなわち、言五分と、文五分とお調合して、一種の文体お創定する、とゆー案である。その第二わ、言お文に同化さする、とゆー案である。すなわち、文お基本として、言おこれに同化さする、とゆー

案である。……その第三わ、言お基本として、従来のごとき文の様式わ、すべて捨てる、とゆー案である。……第一第二の見解わ、ある一種の誤解に原づいたもので、決して健全な解釈といえない。将来創定すべき言文一致体わ、どこまでも、今日の口語を基本として、進むべきもので、第一第二の見解に、従うべきものでない、と考える。第三の見解に従えば、言文一致体、とゆー一種の文章の様式が、別に存在するのでわなくして、標準語が、すなわち、言文一致体になるのであるから、標準語が選定されゝば、したがつて言文一致体の様式も、一定するわけである。(4)

とのべ、右の三種のうち、「言お基本とする」第三案を正当として賛成し、標準語選定による言文一致体の創定を説いている。

つぎにこれよりさき藤岡勝二は、言文一致の語義や言文一致と標準語との関係について明快に解説した「言文一致論」(一九〇一年七・八月)を同誌上に書き、言語学の知識を背景に、「言文一致」とは「言葉通りに文章を書かう」ということだとし、つぎに「言葉通りに書くときめたところで、それはどんな言葉でも其通りに写さうと云ふのであるか」と問題を提起し、「言文一致といふのは標準語を文に書きあらはすことである」、要するに言文一致とは、東京の教育ある社会の人の言葉を主にした標準語を用いて「言文一致体」という一種の新文体を造ろうとすることだ、と説いている。

また『言語学雑誌』記者がいだいた言文一致の根本義(真義)を、明確に開陳した文章に、

われ〳〵が理想とする言文一致の事業の上の文章は、かやうな意味の文章ではない。われ〳〵の言文一致上の文章語には、其根本には毫も「従来」又は「在来」の如き分子を有つて居らぬものである。……われ〳〵の言文一致といふことは、前にも述べたやうに、今日の口語の基礎の上に、我国の文章語を発達せしめやうといふ事業であつて、決して記者及多数の人々の思はるゝやうに、今日の口語と過去の文語とを近づけ之を融和し合せて、新

> らしい文体を作らうといふことでは無い。主義は根本的に異つて居るのである。われ〳〵の理想とする言文一致の「文」の意義は、記者の解釈せられるやうな「文」の意義では無く、たゞ口ではなす生きた現在の言語の上に、筆で書く文の語を発達せしめ、言語の「エッセンス」の上に両者を一途に出でしめやうといふ考へである。又たそうなくてはならぬものと考へる。……決して文三言七といふやうに、古来の文語と今日の口語とを組み合せて一致させるといふわけではない。(5)

がある。まさしく『言語学雑誌』記者の本心をのべたもので、当時『国学院雑誌』などの多くの言文一致支持者がいだいた「文三言七」式の妥協的な言文相近主義に対するするどい批判が見られる。そして『言語学雑誌』が第二号から「雑報欄には、一切口語体の文章を用ゐる」と宣言し断行したその根拠と、字づらからも誤解をまねきやすい「言文一致」という在来の呼称にかえるに「口語体」の新語を作って使用した、強い口語体意識とが認められる。なおこの上田万年の指導下に近代言語学の洗礼を受けた『言語学雑誌』グループの言文一致観は、二葉亭四迷が、俗語(日常語)をエラボレートしてりっぱな口語文体を作りあげたいと願ったということの、理論的裏づけとして注目され、近代文体の正しい目標を示したものとして称讃されてよい。

ところが実際には、むしろ言文相近の方法が一般には選ばれたのであって、このことは、言文一致陣営の雄の堺枯川(利彦)の所論を見てもわかる。堺は、名高い『言文一致普通文』(一九〇一(明治三四)年七月)の中の「言文一致の作法」で、

> 「言文一致」とは言と文とを一致せしめるので、必ずしも文を言に一致せしめるのではない。換言すれば、文を言に近づかしめ、言を文に近づかしめ、双方から歩みあはせて一致せしめるのである。

とのべ、さらに小石川の「言文一致会」の機関誌『新文』に掲載の「今少しく文に近づけよ」(一九〇一年九月)では、

> 言文一致が文を言に一致せしめるのではなくて、言と文との調和一致を意味するは、云ふ迄もない事であるが、然し其調和の方法について多少の疑ひが生じてくる。或は文三言七の調和と云ひ、或は文言五分々々の調和と云

ふ。いづれが真の調和であらうか。我輩は数字をもつて言と文との分子を明かに分つ事は出来ぬが、大体において双方歩みあひといふ主義である。或は五歩々々論と云つて善いかも知れぬ。然るに、今日多く行はれてゐる言文一致の文章を見るに、兎角言に傾きすぎてゐるやうである。そこで我輩は「今少し文に近づけよ」と云ふのである。

と書き、言文の相近による言文五分五分論を唱えている。そして「今少く文に近づく方法」の具体例として、「乞ふ」「左の如し」の温存や「なれど」「べし」「べからず」などの時としての使用をあげているが、そのねらいは、簡潔と語勢の強化をはかり、その種の言文の歩みよりによって彼なりの言文一致文の樹立を目ざしたものであった。民衆の口ことばを尊重しより民主的で平易な口語体を理想とする立場からは、そこにあきたらなさが感じられるが、しかし明治の当時はもちろん、その後成長した大正・昭和の口語文が、むしろ堺がいうような文語的要素(語彙・語法にわたり)の温存によって、文章としての簡潔さと強勢、またゆたかな表現をかちとろうとし、そうした道を選んだのを思うと、そしてまたとかく冗漫になりがちな言文一致文の短所をどうして克服するかということが、当面の問題であった一九〇一(明治三四)年ごろの時点では、やむをえない、いやむしろ時宜にかなった一つの解決策ではなかったかと思われる。なお一八九七(明治三〇)年ごろからの「である」調優勢化の原因には、「である」のもつ翻訳文体出自の非口語的な語性が、一般の言文相近の傾向にかなったということがあったかと思われる。

二 言文一致の由来と言文一致運動の時期区分

文章は、自然発生的に当初話しことば(口語)に基づいて書かれたが、話しことばが時間的空間的に流動性に富み変化しやすいのと比べて、文章は変化が少なく次代へと踏襲されて固定化する傾向が強い。そのため時がたつと口語と

文章との間に大きな隔たりを生じて表現上の不自由が起こる。一方後進国では、文化上影響を受けた先進国の文章、つまり外国語で書かれた文章を、相当長い間使用するのが常であった。自国の文章でも死語化した古語で書いたり、また外国の文章を借用して書くことは、その国の文化が進み、国民の自覚や民主的発言が強くなってくると、大きな障害になり、そこで文章上の革命が起こった。世界の文体革命は、人間性の解放をめざし近代文明の端緒を開いたルネッサンス以後、ヨーロッパ各国に相ついで現われた。イタリアのボッカチオの『デカメロン』(一三四八—五三年)、イギリスのチョーサーの『カンタベリー物語』(一三九三—一四〇〇年)、ドイツのルターのドイツ語訳『新約聖書』(一五二二年)は、それぞれ古語か外国語で書かれた在来の旧文体を廃して言文一致の新文体を創出した画期の作品で、近代化がもっともおくれたロシアでも、一八世紀末のカラムジンの『ロシア旅行者の手紙』(一七九一—九二年)あたりから言文一致運動が起こり、ゴーゴリによって近代口語文体が確立され、続いてツルゲーネフ、ドストエフスキー、トルストイらが現われて世界的名作を生んだのである。

日本の文章は、漢字渡来以後中国文化の影響を強く受けたので、漢文が男子の側で公私にわたり広く用いられ、一方かなの発明により平安時代に女子中心の口語体のかな文がおこり栄えたが、鎌倉時代ごろから口語と文章の差が大きくなって言文二途に分かれて言文不一致になり、以後和漢混合のさまざまの文語文体が次々と現われて江戸末期に至った。明治維新後の日本の近代化にあたって、言語文化の面で直面した困難な問題は、近代的な人間の思想や感情を、自由に十分に表現できる近代口語文体をどうして確立するかということであった。しかも日本の場合には、元来外国の文章である漢文体と、古語の文法に拠って民衆には通じがたい和漢混合の文語文と、この二種の前近代的な文章の克服が必要であった。

坪内逍遙は、戯作文か漢文くずししかなかった明治初期の文章界を「表現苦時代」と呼び、また田山花袋は、明治文学回想記『近代の小説』の中で明治時代の種々の新しい文体の試みをくりかえしてのべ、明治初年以来漢文直訳

体・雅俗折衷体・言文一致体・欧文直訳体・和漢洋調和体・普通文運動など近代的な新文体の模索と実験が次々と現われた中で、「言文一致の文章を書かうとした運動は、しかし何と言つても、一番新しい進んだものであらねばならなかつた。」と書いている。また島崎藤村も、「明治文学の黎明期に於ける大きな仕事の一つとして考ふべきことは、所謂言文一致なる文体の発見であらう。過去の制約からの文章の解放であらう。(6)」とのべ、日本近代小説の出発の要因として、言文一致の運動を高く評価している。

さて花袋のいうように、維新以後の近代文体模索は、新聞・雑誌や政治小説上に広く普通に行なわれた漢文くずしの訓読体、江戸後期の戯作や元禄の浮世草子の流れをくむ小説上の雅俗折衷体、翻訳や評論・小説上の欧文直訳体や和漢洋調和体のように、種々の新文語体試作による漸進的な改良主義の方向のものと、いわゆる言文一致体の生きた現代語を土台とした抜本的な文体革命主義のものとの二種があって、それぞれの支持者により熱心に主張されまた実行された。それは、明治の全期間が近代文体の模索に費やされたといってもよいほどであったが、その本命であり最後に勝利をおさめたものは、花袋や藤村のいうように言文一致体であった。

言文一致運動は、前述のヨーロッパ各国の言文一致による近代文体革命に匹敵し、その意義は、日本の近代文学の発生や成長にとって欠くことのできない重要事であったばかりでなく、広く日本近代文化の前進と発達にとっても不可避の重要事であったのである。

日本での言文一致の胎動として、大槻玄沢が、『蘭学階梯』(一七八三年)で、オランダの文章の特長は、事理を日常語でわかりやすく丁寧精細に説くことで、それが迅速にオランダの文明を進めたと認めている。また大庭雪斎(おおばせっさい)が、『訳和蘭文語』(一八五五―五七年)の漢文自序中に、ヨーロッパ諸国では、口語と文章語とが一致して少しも差異がない、また言文一致の平易な文体を活用して理を尽くして精叙した結果、人智と学術とが著しく進歩発達した、とのべている。このように言文一致は、オランダ語学習を通して、西洋先進国の簡便なアルファベットを使用しての言文の一致

の事実と、それによる西洋の文明と富強を知った江戸後期の蘭学者の胸中に胚胎した。もっとも彼らは、まだ西洋の言文一致の事実とその効果を知ったまでで、なお知識の域を出なかった。がやがて一八六七(慶応二年一二月)年、当時江戸幕府の反訳方であった前島来輔(のち密)は、将軍徳川慶喜に「漢字御廃止之議」を建白し、将来国民教育を普及し学問を進歩させて、日本を文明に導くために、学習上および日常公私の文章の上で漢字を全廃して簡易なかなもじを専用させよとのべ、その文体にも論及して、口談と筆記と一致したかな文を唱えた。この前島の言動を、日本の言文一致運動の始まりと見たい。

言文一致運動のおわりは、狭義には一九二二(大正一一)年ごろ、広義には一九四六(昭和二一)年と見たい。その理由は、第一次世界大戦後の大正デモクラシーを背景に、非言文一致体を固守した『東京朝日新聞』などの社説が、一九二二年元旦からついに口語体に改まり、大新聞の全紙面が言文一致化されたこと、一方文芸上でも志賀直哉の代表作『暗夜行路』前編が一九二一(大正一〇)年八月に成って、文芸上の近代口語文体が完成されており、文化史上大勢的には一九二二年ごろまでと見ることができる。ただしそれ以後にも官庁の公用文・法令文・詔書などにはなお文語体が行なわれた。これらのものの言文一致化遅延は、第二次大戦敗戦以前の日本の前近代的特殊事情に基づく例外的局部的現象であったが、この特殊現象の基盤であり支柱であった前近代的な権力も、一九四五(昭和二〇)年の敗戦によって著しく後退し、それにかわる民主的な勢力と思潮を背景に、一九四六(昭和二一)年詔書・公用文・新憲法が相ついで口語体を採用した。言文一致運動は、厳密にはこの最後の障害が除かれすべての文章が口語体になった一九四六年に終止符を打ったと見るべきであろう。以上の理由から、言文一致運動の下限は、狭義には一九二二年、広義には一九四六年と見たい。よって日本近代の言文一致運動の全範囲は、前島の言文一致創唱の一八六七(慶応二年一二月)年から敗戦翌年の一九四六(昭和二一)年まで約八〇年間にわたり、しかも起伏の多い複雑な展開をしたので、近代口語文体形成の観点から、左記の七期に区分したい。

第一期　一八六七―八三(慶応三年一二月―明治一六)年……発生期
第二期　一八八四―八九(明治一七―二二)年……第一自覚期
第三期　一八九〇―九四(明治二三―二七)年……停滞期
第四期　一八九五―九九(明治二八―三二)年……第二自覚期
第五期　一九〇〇―一九〇九(明治三三―四二)年……確立期
第六期　一九一〇―二二(明治四三―大正一一)年……成長・完成前期
第七期　一九二三―四六(大正一二―昭和二一)年……成長・完成後期

三　啓蒙思想家らの言文一致提唱と試み

明治初年から明治二〇(一八八七)年ごろまではいわゆる啓蒙思潮期だが、この期の文体は、前近代的色彩が強く混沌としていた。この期の小説の文体は、江戸後期文化文政ごろの戯作文体の亜流か、明治初期の新聞雑誌などに盛行の漢文くずし体(漢文直訳体・漢文訓読体・仮名交り文とも)を流用したものか、前二者を適宜とりあわせたものかであった。

仮名垣魯文の『西洋道中膝栗毛』(一八七〇(明治三)年)・『安愚楽鍋』(一八七一(同四)年)は、十返舎一九や式亭三馬の滑稽本の文体の亜流であり、翻訳小説の初めの丹羽純一郎訳『花柳春話』(一八七八(同一一)年)は、漢文くずし体で訳された。政治小説の文体は、この漢文直訳体を主軸としたが、矢野竜渓の『経国美談』(一八八三(同一六)年)や須藤南翠の『緑簑談』(一八八六(同一九)年)は読本まがいの文体が選ばれた。翻訳の文体は、漢文直訳体のほかに、馬琴ばりの七五調読本体、太平記調、漢文調を和文の物語調で多少やわらげた和漢混和体、浄瑠璃調摂取の院本式のもの

など、訳者の好みに従って用いられ、坪内逍遙なども、『春風情話』(一八八〇(同一三)年)は馬琴調で、『自由太刀余波鋭鋒』(一八八四(同一七)年)は浄瑠璃体で訳出した。なお逍遙は、創作の『当世書生気質』(一八八五(同一八)年)では、草双紙・人情本・読本・俳文などの混合による雅俗折衷体を工夫して用いた。要するに一八八六(同一九)年ごろまでの小説文体は、前代継承の旧式文体の流れのもので、まだ近代文体として新味に乏しいものであった。

この期の世間一般の文体は、漢文直訳体(仮名交り文)が主流で、時事論・政治論・学術論や新聞・雑誌の文章の大半に用いられた。が、一方に明六社グループの福沢諭吉・加藤弘之・西周・清水卯三郎・神田孝平や田口卯吉・外山正一・矢田部良吉・三宅米吉・植木枝盛・坂崎紫瀾らの進歩的な啓蒙思想家は、それぞれ啓蒙期にふさわしい平俗な文体を主張しあるいは実際に試みて、言文一致の草創期に力を尽した。彼らの大半は、洋学出身の民主主義者であって、早く西洋式の文明開化をと願ったその啓蒙思想から、啓蒙活動の一つとして文章の民主化、つまり言文一致の提唱と試みをした。そしてその多くが国語改良運動との関係が密で、漢字全廃・かなまたはローマ字専用の国字改良運動に随伴しておこり、主張されたのが特色である。

(1)いち早く「漢字御廃止之議」を将軍慶喜に建白して言文一致を創唱した前島密は、一八六九―七三(明治二―六)年の間にも集議院・大木文部卿や右大臣岩倉具視にむかって、国民皆学の教育制実施と同時に国字国文の改革を断行せよと、周到な具体案まで示して迫り、一方漸進的改良主義者の福沢諭吉は、『学問のすすめ』(一八七二(明治五)年)や『窮理図解』(一八六七(慶応三)年)などの開化啓蒙書をいわゆる福沢調の「世俗通用の俗文」で書き、語彙につとめて耳で聞いてわかりやすい日常語を用い、言文一致への地ならしの役割を果した。つぎに加藤弘之は、『交易問答』(一八六九(明治二)年)・『真政大意』(一八七〇(同三)年)を「デゴザル」体で著したが、西洋の立憲政体の実相と自由平等論とを平易に講述した『真政大意』の「デゴザル」体一人称の文体は、近代言文一致体論文の最も早い試みとして注目される。一八七四(同七)年には、西周が「洋字ヲ以テ国語ヲ書スル論」を書いて、言文同一のローマ字文の

利を説いて、ローマ字専用言文一致説を唱え、一方『百一新論』を「デゴザル」体で著し、清水卯三郎が、「平仮名ノ説」を発表して、読みやすい「言語一様ノ文章」によって国民の知識を進める必要を説き、その春には化学入門の訳書『ものわり の はしご』を「である」体平仮名言文一致文で著した。翌一八七五(同八)年には、渡辺修次郎が、『郵便報知』と『東京曙』両新聞に「日本文ヲ制定スル方法」を投書して、「最モ能ク通用スル東京言葉ヲ本トシテ」かな書き「ます」調の言文一致をとれと、まともな文章改良卓論をのべた。

(2)開化啓蒙書は、前述の、外国貿易の有益と必要を民衆相手にやさしい「デゴザル」調の問答体で書いた『交易問答』式のものが、一八七三―七五(明治六―八)年の間に、加藤祐一の『文明開化』、小川為治の『開化問答』、石井南橋の『明治の光』、岡本黄中の『小学規則一夕譚』など「でござる」調談話体で出版され、衣食住や迷信などについて旧弊の打破を勧め、一方政治・外交・権利・義務・小学校教則などについて文明開化人の心得をやさしく説いた。

(3)一八七四(明治七)年ごろ盛り上がった文明開化の風潮と自由民権思想の興起とは、一八七七(同一〇)年前後に小新聞の流行をまねいた。小新聞は、文字力の乏しい一般庶民や女こども相手の小型の大衆新聞で、市井の出来事中心の「雑報」記事を主とし、その文章は女子やこどもにもわかる談話体の方針がとられ、「でございます」「であります」「ました」「です」「だ」「でござる」「あつたといふ」「……とさ」などの文末辞法による、傍訓付きの談話体で書かれた。一八七四年一一月創刊の『読売新聞』に始まり、『平仮名絵入新聞』『仮名読新聞』『浪花新聞』『西京新聞』『朝日新聞』などが東京・大阪・京都の三都で大流行した。ただしその談話体文章は、一八七八(明治一一)年末ごろから急減し、一八八〇、八一年ごろには二、三割程度にへり、さらに言文一致気運上昇期の一八八四(同一七)年以後には一割未満にまで後退していて、結局小新聞群の談話体は、一時的方便のものにすぎず、その根底に言文一致による高い文体革命意識があったものとは認めがたい。

(4)一八八四(明治一七)年以後の鹿鳴館時代に入ると、欧化万能の諸事改良気運を背景に、「かなのくわい」(一八八

三(同一六)年七月結成)と「羅馬字会(ローマジカイ)」(一八八五(同一八)年一月結成)が起こって国字改良運動が大きく展開され、両会の機関誌上にしだいに言文一致の主張と若干の実行が現われた。「かなのくわい」側では、三宅米吉が『ぶん の かきかた に つきて』(一八八四年)で、かな文言文一致化の必要を説き、『ぞくご を いやしむな』(一八八五―八六年)では、俗語(日常語・口語)の価値と効用の大を強調して、中流社会常用の口語を用いた実用に富む文体が、国民日用のものとして最適だと論じ、旧来の雅語・雅文絶対主義に鉄槌をくだし、近代の新しい言語観に立つ新文章論を示した。また「かなのくわい」の評議員で東大教授であった物集高見(もずめたかみ)は、『言文一致』(一八八六(明治一九)年三月)を著して、話のように書く言文一致を積極的に説き、同書の前半は「である」調の常体で、後半は「であります」調の談話体で書いて手本を示し、大きな反響を呼んだ。

一方洋学出身者が中心の「羅馬字会」側は、思想的にはより急進的でありながら、機関誌の『RŌMAJI ZASSHI』に掲載するローマ字文は、漢文くずし体ひきうつしの難解なものであったので、外人会員で東大博言学講師のチェンバレンが、一八八七(同二〇)年三月の羅馬字会総会で「言文一致」の題で講演をし、文明と言文一致との相伴と、当会の目的のローマ字普及のためには、まず第一に文体を改め、難解な漢語を廃して俗語のままにつづった言文一致のわかりやすい文章で書くのが最善の良策だとのべ、広く会員に呼びかけた。その反響は、すぐ機関誌上に現われ、また指導者の外山正一・矢田部良吉らも「デアリマス」調でローマ字文の論説を書いた。

ただしそれ以前に田口卯吉は、「NIPPON KAIKA NO SEISHITSU」を『RŌMAJI ZASSHI』上に、一八八五(同一八)年六月の創刊号から約一年間「デゴザリマス」調のローマ字文で連載している。田口は、彼が主宰した『東京経済雑誌』上で文章の改良を論じ、のち『日本開化の性質』(一八八五年)・『日本の意匠及情交』(一八八六年)に収めているが、文章の改良には、今日の意匠を表現するに不可欠な重要事として、世間普通の言語の尊重と、言文一致による文体の統一が先決急務だと強調、ローマ字採用の談話と一致した言文一致の文体が日本将来の理想的なも

のだと論定している。その『日本の意匠及情交』の中の、

文学の味は其意匠にあり。若し其意匠を貴ばん乎、普通の言語を以て記すること最も自由なるべけれ。……既に世俗の言語を以て文章を記するに至らん乎、余輩は我文学の更に進歩の端を開かんことを思ふなり。

の立言は、言文一致によるわが国近代の新文学の進路を明言したものとして高く評価できる。

(5)かな・ローマ字運動局外者の言文一致についての発言として注目されるものでは、第一章で既述の神田孝平が、一八八四(明治一七)年一〇月の東京学士会院で講演し、そのあと一八八五(同一八)年二月発行の同会機関誌に掲載した論説「文章論ヲ読ム」で、平生談話の言語を用いての言文一致こそ当面する文章改良の最良策であること、また文字改良よりは文章改良の方が先決だとのべたのが抜群で、その中の「平生説話ノ言語ヲ以テ文章ヲ作レハ即チ言文一致ナリ」の一節は、「言文一致」の成語の初見として重要である。つぎに文部大臣森有礼が、一八八六(同一九)年九月に「大日本教育会」を通して懸賞募集し、それに当選した中川小十郎・正木政吉(のち直彦)合作の「男女ノ文体ヲ一ニスル方法」(一八八九(同二二)年三・四月発表)は、男女の文体不同の病根を吟味し、その根治の良策として言文一致主義改革具体策を明示、そして言文一致主義による作文教育と教科書の編修、および言文一致主義の朝野の学者・紳士・教育家が言文一致会を結成して、団体運動を展開する必要があることを強調している。言文一致会の提唱は、これよりさき速記者の林茂淳が、一八八六(同一九)年五月発行の『かなしんぶん』に掲載の「ことば と ぶんしやう と ひとつ に なる やう に する なかま(言文一致会) を たてられたい」で、言文一致会創設の必要を創唱し、ついで『教育雑誌』の同年五月—七月の社説欄掲載の「日本文章論」も、言文一致会結成の必要を叫んでいて、管見では、これは三度目の言文一致会提唱であったが、当時はみな不発におわり、後述するように一九〇〇(同三三)年三月になってようやく実現を見たのであった。

(6)自由民権運動と言文一致との関係は、自由民権運動が、政治的闘争に明け暮れたために全体としてはうすかった

が、少数の有力な自由党員によって、その著述上に言文一致体が採用された。自由民権運動が軌道に乗った一八七四(明治七)年以後に、自由党屈指の論客の植木枝盛が、民衆に民権自由の理をわからせるため、『民権自由論』(一八七九(同一二)年)・『民権自由論二編甲号』(一八八二(同一五)年)の二書を、「あります」「じゃ」「でござる」の混用体または「で御座ります」調のわかりやすい談話体俗文で書いて出版したのが特筆される。この植木の自由民権物の言文一致体著述に刺戟されて、次期に入ると、自由党経営の小新聞『自由燈』に、論説主任記者として迎えられた坂崎紫瀾が、一八八四(同一七)年五月二二日発行第五号から一五回連載の社説「兄弟同権論」を、「であります」調談話体で書き、日本新聞史上画期的な社説の言文一致化を試みた。以後一八八五(同一八)年一〇月までに六七編延べ日数一一四日分の同紙社説が、「であります」「でございます」「でござる」「だんべい」などの講談調談話体で書かれた。その影響下に一八八四(同一七)年九月『絵入自由新聞』の社説にも談話体が現われ、また改進党系の小新聞『改進新聞』も、同年一二月からしばらくその社説を、八さん・熊公・御隠居などの問答形式のベランメー対話の文章で書いているが、これは、『自由燈』の講談風のややかたくるしい談話体に対して、より通俗的でしたしみやすい落語調を選んだところに新工夫が認められる。

(7)日本の速記法は、田鎖綱紀の工夫によって一八八二(明治一五)年九月に成り、その第一期講習会を修了した弟子の若林玵蔵・林茂淳・酒井昇造らの努力によって実用化された。彼らは、言語直写の速記法の助けを借りて、将来日本の話しことば(口語)を改良してりっぱなものにし、また政治演説や学術講演などを速記で書き取った談話体文章を雑誌や新聞に掲載しまたは出版することによって、言文一致を促進し言文一致の実現に役立てたいという抱負をいだいていた。林茂淳が著わした『速記術大要』(一八八五年)や『速記叢書講談演説集』全七冊(一八八六—八七年)はその代表的なものである。そしてたまたま若林玵蔵が、稗史出版社の依頼により、三遊亭円朝演述・若林玵蔵筆記と銘打って一八八四(明治一七)年七月—一二月に一三冊分冊の形で出版した『怪談牡丹燈籠』に始まった、多くの円朝の人情話の

口演速記書き取りの文章は、人情話の名人三遊亭円朝の、深く人情世相の真髄をうがち、それを写実的に活写した語り口をほとんどそのままに伝え、読者に深い感動を与えて人気を呼んだ。坪内逍遙は、『牡丹燈籠』の再版にあたって序文を書き、『牡丹燈籠』の俗語の多用による人物活写の妙をほめたたえ、要は円朝の人情話が、深く人情の真髄をうがち、よく情合いを写し得ているからで、現今の小説家の好材料だと称讃している。さらにやがて言文一致体小説を志した二葉亭四迷と山田美妙の前に、口語仕立ての生きた文章のサンプルを提供し、世態人情の写実的描写の手近な好見本となって、この二人の言文一致小説文体の創造にかなりの影響を与えた。

四　近代小説の発生と言文一致

一八八四(明治一七)年以来高まって来た言文一致気運に乗り、また明治以後に近代教育を受け、特に近代の西洋文学の洗礼を受けた、東京育ちの青年作家の出現によって、言文一致体小説が始められ、以後言文一致運動は、外国の場合と同じく小説家に推進の母体が移った。

一八八六(同一九)年は言文一致体小説創始の年で、逍遙の回想記によれば、二葉亭四迷は、ゴーゴリのある作を口語訳して逍遙に見せ(一月?)、ついでツルゲーネフの『父と子』の一部を『通俗虚無党形気』の題下に東京語で訳出(二、三月ごろ)、翻訳物ながら言文一致体小説に先鞭をつけ、一方山田美妙は、『嘲戒小説天狗』(一八八六年一一月—八七年七月)を『我楽多文庫』誌上に連載して創作上初めて言文一致体を試みた。が、二葉亭の二つの翻訳は未刊におわり、美妙の『嘲戒小説天狗』は文末辞法もまだ定まらない拙作であった。

一八八七(同二〇)年に入ると、二葉亭の刺戟下に、逍遙が『此処やかしこ』(一八八七年三月—五月)を『絵入朝野新聞』に連載し、二葉亭の俗語本位の徹底的言文一致主義に対抗して、美文素をとりこんだ逍遙自身のいわゆる不即不

離体の言文一致文を試みた。ついで二葉亭の『浮雲』(一八八七年六月—八九年八月)、美妙の『風琴調一節』(一八八七年七月—九月)・『武蔵野』(同一一・一二月)が現われ、そのあと二葉亭の『あひゞき』(一八八八年七・八月)・『めぐりあひ』(一八八八年一〇月—八九年一月)、美妙の『夏木立』(一八八八年八月)・『蝴蝶』(一八八九年一月)・『いちご姫』(一八八八年七月—九〇年五月)、嵯峨の屋おむろの『薄命のすゞ子』(一八八八年一二月—八九年三月)・『初恋』(一八八九年一月)・『野末の菊』(同七月—一〇月)、森鷗外訳の『緑葉の歎』(一八八九年二月)・『玉を懐いて罪あり』(同三月)・『新世界の浦島』(同五月)・『洪水』(同一〇月)などの言文一致小説が出た。中にも二葉亭の『浮雲』『あひゞき』、美妙の『武蔵野』『夏木立』『蝴蝶』、嵯峨の屋の『初恋』の清新な新文体は、当時好奇と驚嘆の目で迎えられ、その影響下に言文一致ブームを招いて、硯友社員の巌谷小波・広津柳浪・石橋思案・大橋乙羽・喜多川麻渓・多田漁山人ら、硯友社以外では石橋忍月・内田魯庵・武田仰天子・芝尾入真道士・饗庭篁村・若松賤子・河野政喜・上田万年・益田克徳らの同調者を得、その総数は、一八八九(明治二二)年末までに約三〇名にのぼった。なお美妙・鷗外・二葉亭・嵯峨の屋・魯庵・漁山人・小波・忍月らは小説以外の言文一致文をも少しずつ試み、その大半は「です」調で書いている。

二葉亭四迷は、ロシアのベリンスキーの影響下に徹底的な写実主義文学観をいだき、人生の真味を如実に描写できる生きた文章をと考え、そのため「下品ではあるが、併しポエチカル」な俗語を尊重して、「有り触れた言葉をエラボレート」し、「どこまでも今の言葉を使つて、自然の発達に任せ、やがて花の咲き、実を結ぶのを待つ」といった、あくまでも俗語本位の散文精神に基づいて、すぐれた「だ」調の言文一致文を生み出した。『浮雲』の文体は、第二篇以下にロシアのドストエフスキーとゴンチャロフの叙法からまなんだ具体的描写と心理描写を試み、自由で緻密な言文一致の新文体を創出した点画期的だが、「平生使ひこなれてゐる通俗語で書いた文章が、立派に成立つやうにしたい」との二葉亭の望みは、『浮雲』よりも『あひゞき』の訳文で見事に達成された。当時一八歳の文学青年田山花袋を、

「粗大な経書や漢文や国文に養はれた私の頭脳や私の教養は、この細かい不思議な叙述の仕方をした文章によつて一方ならず動かされた」と驚嘆させ、また蒲原有明を「能くこなれた俗語の適切な使ひ振りと、能く曲げてしなやかに撓んだうちに弾力性に富んだ句法」と感嘆させて、精細的確に欧文体の細緻な描写法を見事に伝えた、この『あひゞき』の言文一致文は、二葉亭のいわゆる俗語本位にみがきをかけた近代口語文体の最初の成功を示すものであった。「細かに、綿密に！　正確に！」書かれた驚異的な新文体として、深く感動した花袋・国木田独歩・島崎藤村らの当時の文学青年は、『あひゞき』の文章を暗誦し、後に言文一致文を書いた際どんなに参考にしたかしれなかったという。当時もっとも正しく近代文学上の言文一致の意義を認識し、その言文一致文もいちばん見事だったのは、二葉亭であったといってよかろう。

山田美妙は、「だ」調言文一致文での短篇小説集『夏木立』で文壇の寵児となり、主宰した『いらつめ』『都の花』の両誌を舞台に、小説・評論・新体詩・雑文のすべてを言文一致体で書き、また『学海之指針』や『文』誌上に、「言文一致論概略」(一八八八年二・三月)などを書いて言文一致論争を展開し、実作と評論を通して言文一致のためにもっともはなばなしい活躍をした。同じ硯友社同人の言文一致同調はもちろん、当時の言文一致ブームの源泉は美妙にあったといってよく、その功まことに著大である。

美妙の言文一致理論は、東京語が基礎語として最適なこと、なるべく平常語を用いること、俗語にも一定の文法がありそれに従って書くことなどを主張して正論を吐き、実作の言文一致体小説文では、擬人法・受身法・倒置法・省略法・新奇な比喩などの欧文修辞法や欧文符号を積極的に移植した。この濃厚な欧文要素のとりこみは、バタくさい新鮮味と近代的修辞法の輸入による小説文体の革新として喝采をあびたが、しかし一方その過剰から、知的にひねった作為的なものとなり、あくが強く、またかえって自然なはなし言葉からは離れた非口語的なものになり、やがてマンネリズム化してあかれて来、意外に早い後退を余儀なくされた。それには時勢急変の影響も考えられるが、元来美

妙の場合は、言文一致の動機が外的誘因が主であって、言文一致を真に必要とするリアリズム的文学観に基づく内的必然性が乏しかったことに真因があろう。

単に簡略だからとの理由で、初め採用した「だ」調に対する「俗だ」「下品だ」との世間の非難に負けて、一八八八（明治二一）年三月、から同等に対する辞法で敬体寄りの「です」調にのりかえ、『蝴蝶』『いちご姫』などを書いたのも、写実と客観描写を重んじる近代小説文体の辞法には、主観的においの強い「です」調よりも「だ」調がまさっていることを見ぬけなかったためと思われる。ただし一八八八年後半から言文一致体を始めた者の大半が、「です」調を採ったのは、美妙に似た心境から「です」調を選んだものと思われ、必ずしも美妙への盲従とはいいきれず、当時の「です」調歓迎の時勢の現われと見られる。当時「だ」調二葉亭・「です」調美妙・「であります」調嵯峨の屋と並称されたが、嵯峨の屋は『薄命のすゞ子』（一八八八年一二月）で「である」調を創試しながら、次作『初恋』（一八八九年一月）では「だ」調秀作を書き、さらに『野末の菊』（同年七月）以後「であります」調に三転したのも、草創期の言文一致小説家が、文末辞法について、当時どんなになやみ苦心したものかがよくわかろう。

さてつぎに坪内逍遙は、一八九〇（明治二三）年一月一三日の『読売新聞』紙上に、小説中心の「明治二十二年文学上の出来事月表」を作成して掲げ、

一月　文章彫琢の必要人も言ひ当人も感ず
三月　西鶴の羽ばたきソロ〳〵世間にひびく
九月　西鶴文次第に流行し言文一致少しく下火となる
十月　和漢洋三体の文を調和するの必要衆の感ずる所となる
十一月　此頃元禄文、殊に西鶴熱頂上に達す随て文章の巧拙を評する者四方にあらはれ文派の分類をなす文章の宗門を作る篁村宗思軒宗徳富宗等の名此間に定まる

と書いて、言文一致熱が一八八九年後半にわかに下火になり、一方保守的な文章彫琢の叫び、諸種の雅俗・和漢洋折衷体が興起した次第をつぶさに書きとめている。

言文一致がふるわなくなった原因には、『あひゞき』などは例外として、言文一致文の多くは冗漫未熟でまだ文章として見るべきものが少なかったこと、一般の文章観が保守的で俗語俗文の価値を認めなかったこともあげなければならないが、主因は、言文一致の流行を支えた欧化改良思潮が後退し、反動として一八八八、八九年ごろから起こった国粋保存の思潮を背景に、保守的な文章彫琢の声がしだいに高まり、文章界に大変動が起こって流れが急転回したためである。そこで一八八九年中ごろから幸田露伴・尾崎紅葉らの西鶴ばりや饗庭篁村らの八文字屋ばりの雅俗折衷体がおこってしだいに小説界を風靡し、また『舞姫』(一八九〇(明治二三)年一月)以後言文一致を離れた鷗外の和漢洋調和体や落合直文提唱の新国文(美文をふくむ)運動が時代の脚光を浴び、評論界では徳富蘇峯のひきいた民友社の欧文直訳体がはばをきかせ、これらの非言文一致の諸体が続出して、群雄割拠、文章界の戦国時代に入った。つまり明治中期の文体模索は、言文一致をしばらく置き去りにして、和漢洋三体の折衷による非言文一致の「普通文」的なものを目標とするに至った。ために言文一致陣営には脱走者が続出、一方二葉亭・逍遙が小説界から退くなどもあって、わずかに美妙・小波・思案・若松賤子らが孤塁を守る有様となって、一八九四(同二七)年ごろまで不振、苦境に追いこまれるに至った。西洋風のローマン主義を旗じるしにした『文学界』(一八九三―九八(明治二六―三一)年)の同人さえも、そのローマン的芸術至上の立場から、古風な訓読体や雅文体か、中世的な和漢混交の文体を選んで、言文一致は主張せず、言文一致の作品は書かなかったのである。

五　言文一致の復活

1　尾崎紅葉とその周辺

尾崎紅葉は、保守的な古い美意識と美妙に対するライバル意識とから、早くより言文一致を罵倒し、西鶴ばり雅俗折衷体で『伽羅枕(きゃらまくら)』(一八九〇(明治二三)年七月)を書いたころには、元禄狂をもって自認し、居室には「雅俗折衷」と大書した額を掲げ、西鶴調全盛当時には、雅俗折衷体でにくい言文一致体を圧倒しほろぼしてしまったと自負していたという。ところがその紅葉が、意外にも『二人女房』(一八九一年八月—九二(明治二四—二五)年一二月)の途中一八九二年一月掲載分から言文一致体を採用し、やがて「である」調を試みた。この紅葉の言文一致体採用には、現代小説『二人女房』を書くことになって、地の雅文と俗語の会話文とから成る雅俗折衷体に矛盾と倦怠を感じ、詞と地の文との調和統一の必要を感じて来たこと、一方当時愛読のゾラの英訳小説などの言文一致によるリアリスチックな細かい描写に強く感動しその影響を受けたことがあげられる。『二人女房』のあと『隣の女』(一八九三(同二六)年)・『紫』(一八九四(同二七)年)・『冷熱』(同上)でさらに修練ののち、『青葡萄』(一八九五(同二八)年)・『多情多恨』(一八九六(同二九)年)で、紅葉一流のみがきのかかった「である」調小説文体を完成した。当時『早稲田文学』の「多情多恨合評」でも、その純東京語式な洗練彫琢と写実の妙が称讃され、また後年後藤宙外・花袋・藤村らによって、言文一致の大成者、言文一致普及上の第一の功労者として高く評価された。

それは、『二人女房』以後一連の「である」調言文一致体精進と『多情多恨』の成功とが、同時代の作家たちの文体に大きく影響し、下火になっていた言文一致体小説再燃の導火線となり言文一致気運を復活させたからである。一

八九〇(明治二三)年ごろから文語体に転じていた柳浪・嵯峨の屋らも「である」調で言文一致に復帰し、また新たに江見水蔭・川上眉山・田山花袋・小杉天外・泉鏡花・小栗風葉・島崎藤村らも「である」調で書きはじめた。その波及は、一八九三(同二六)年から一八九七(同三〇)年にかけ、まず身近の硯友社同人の共鳴を得、日清戦争後さらに硯友社員以外にまで及んだ。

二葉亭は、名訳『片恋』(一八九六(同二九)年)・『うき草』(一八九七(同三〇)年)を「である」調で訳出し、言文一致小説文体として見事なできばえを示した。花袋・独歩らはそれを随喜して愛読し、紅葉の言文一致文以上の感化を受けたという。一方広津柳浪は、「である」調で深刻小説を多作し、特に会話の文体に苦心した。

欧文の直訳から出た「である」の語が、前出の「です」や「であります」を退けて、受け入れられ勝利を占めたのには、「でございます」「であります」「です」では敬意と冗長にすぎ、「何々だ」では卑俗ぞんざいだと感じていた当時の人々に、尊卑にすぎた両者の短所を救うことができ、英語の be や文語の「なり」に相当する普遍的性格の辞法であり、また翻訳語から出たためフレッシュな感じが伴うなどの理由があげられよう。当時の「である」調受容については、そのころ島村抱月が『言文一致と敬語』(一九〇〇(同三三)年)を書き明らかにしている。

紅葉は、『多情多恨』のあと、大作『金色夜叉』(一八九七―一九〇二(明治三〇―三五)年)で和漢洋混合の非言文一致体にうき身をやつすの愚を敢えてし、一方評論界の文章は軒なみまだ文語文で書かれていた。しかし一八九七年ごろから将来の小説文体としての言文一致の可否論争が、評論界をにぎわしたのは、それだけ言文一致問題が無視できなくなって来たことを示している。『文芸倶楽部』(一八九五年一月創刊)・『新小説』(一八九六年七月第二次創刊)両文芸雑誌掲載の小説の言文一致体小説百分比は、一八九五年度一六%、一八九六年度二四%、一八九七年度三六%、一八九八年度四五%、一八九九年度五七%、一九〇〇年度六一%と逐年上昇した。言文一致小説可否論争は一八九七年夏ごろから一八九八年にかけて現われたが、『帝国文学』記者は、近時の新作家愛用の純口語式言文一致体は、露骨で

余韻余情に乏しく、野卑・冗漫・蕪雑で美文を物するには疑問があると批難し、『太陽』記者は、「今の所謂言文一致体は、百世に伝へ明治小説の文体として誇り得べきものなりや疑はし。」と書き、多くの評者が当時の言文一致文の野卑・冗漫と余韻のなさをあげて不可とし、一方雅俗折衷体を芸術的にすぐれた小説文体として適していると評した。そうした四面楚歌的悪評の中にあって、『早稲田文学』記者は、小説文体問題を四回とりあげて公平な態度で論じた。また島村抱月は「小説文体に就て」(一八九八(明治三一)年五月『読売新聞』)を書いているが、問題点は形式上よりも描くべき内容的原因を重視すべきだとし、思想重視の立場から思ったことがすらすら書ける言文一致体を強く支持し、雅俗折衷体には特有な文語的辞法の「なり」「けり」の型があり、それが思想発揮の自在を束縛し救いがたいのに対して、言文一致体の欠点として雅俗折衷派のあげる抒情に不適当だとの点は、修辞不在の小説文章はあり得ないわけだし、将来言文一致体が修辞に留意し文章として成長した暁には、その短所は解消されるから心配はいらないと論じた。よく当時の小説文体問題の急所をついた、時宜にかなった卓論であったといってよい。

2 上田万年と幸徳秋水

一八九五(明治二八)年ごろからの言文一致体小説急上昇には、当時の新進作家連の、写実主義文学観の成長を土台にした近代小説文体上の自発的欲求が考えられるが、他方に日清戦争後に再燃して来た国字・国文改良問題についての世論の高まりも、その背景として考慮に入れなければなるまい。そして小説界以外で、世論の言文一致気運の再燃と向上に貢献した人物には、上田万年や幸徳秋水らがあった。

上田万年は、東大で博言学科講師チェンバレンに師事し、言語学の基礎知識と俗語尊重を教わり、その俗語主義言文一致の説に誘発されて、グリム童話『おほかみ』(一八八九(同二二)年九月)を言文一致体で訳した。一八九〇年から四年間、ヨーロッパで言語学を学びそれによって日本の国語学を改良し国語の整理に役立てたいとの希望をいだい

て独仏に留学、一八九四年六月帰国した。在欧中ドイツ語の綴字改良と国語醇化の国語改良運動とをじかに見聞してきたが、おりよく再燃の国語改良問題に直面し、千載一遇の好機にめぐまれた。東大などで西洋の近代言語学に立脚した日本語の科学的研究、および国語の新研究法と進路を教え、国語学界に新たな視野を開いた。そして国語問題についで一八九四年秋から大いに発言し積極的に行動した。一一月の「国語研究会」の発会式で、現代の活きた日本語研究の必要を説き、俗語体文章の軽視を戒め、自分は一生を国語の地位回復にささげるつもりだとの決意を明らかにした。つぎに一八九五年一月創刊の『帝国文学』に「標準語に就きて」を発表、初めて標準語とは何かを説き、日本の標準語成立には、現在の東京語に彫琢を加えること、文学者が東京語を使って言文一致体の傑作を著わすことが緊急の課題だと説いた。さらに同じ年一月には、「大日本教育会」で、国語は国民教育の基礎で、国語の全国的統一が必要なこと、標準語の話せる教師育成の必要とその方法、教育界に標準語を制定して言文一致の文章を用いることを強調し、言文一致についての五か条をも付説している。一八九八年五月にはフローレンツ・小川尚義・藤岡勝二・保科孝一・新村出・八杉貞利・金沢庄三郎らと「言語学会」を設立し、教え子の新進有能の言語学者らをひきいて団体活動をはじめた。この「言語学会」会員のはなばなしい言文一致活動については、次章に要説する。

つぎに明治三〇(一八九七)年代に入ると言文一致体論文が少数の言文一致支持者によって徐々に再び始められた。まず『万朝報(よろずちょうほう)』記者で社会主義的傾向にあった幸徳秋水は、明治の代表的な諷刺雑誌で自由民権思想の啓蒙と普及上大きな役割を果たした『団々珍聞(まるまるちんぶん)』の「茶説」欄の、一八九七年七月三〇日発行の「秋山参事官を迎ふ」に「である」調言文一致体を初用、以後一九〇一(同三四)年四月まで計三七篇の論説を「である」調または「だ」調で書き、一八九八(同三一)年八月二九日発行の『万朝報』掲載の社説「国民、内閣に負く乎 内閣、国民に負く乎」を「だ」「である」併用体で書き、以下翌一八九九年三月までに一〇篇の言文一致体社説を試み、新聞社説の言文一致化を意識的に試みた。文章のできも、労働組合運動を論じた「憐れなる労働者」など、筆がよくまわり、言文一致の論文も

ようやく委曲を尽くすことができるようになったのが知られる。秋水の言文一致についての論文には、後述の「言文一致会」の機関誌『新文』に掲載した「言文一致と新聞紙」(一九〇一(同三四)年五月)があるが、新聞の言文一致は多くの読者の望むところで、これによって読者も増大するから社会的にも新聞自身にも有益だ、政治・経済など硬いものはともかく、三面記事の雑報の文章だけはすぐにも言文一致にしてもらいたい、と説いている。なお秋水は、『時至録』中の一八九九(同三二)年八・九月分を「た」調で書いて日記の言文一致文に先鞭をつけている。この秋水の影響下に、次いで堺利彦(枯川)が言文一致に熱中し、名著『言文一致普通文』(一九〇一年七月)をはじめ活発な言文一致活動を展開した。

島村抱月は、『読売新聞』月曜付録の文壇時評に一八九九年一月末ごろから言文一致体を採用、夏目漱石も「英国の文人と新聞雑誌」(一八九九年四月)あたりから評論を「である」調で書きはじめた。『読売新聞』主筆の中井喜太郎(錦城)は、同年一二月の社説「国字改良意見」を言文一致体で書き、彼の熱心な宣伝と実行の方針下に、『読売』紙上には、彼が退社した一九〇一年一〇月まで相当多くの社説や論文が言文一致体で掲載されたが、特筆されるのは、同年七月一日から錦城退社の一〇月末まで「雑報」欄の三面記事文を言文一致にし、新聞雑報の言文一致化を断行したことであった。

六 『言語学雑誌』グループと四つの言文一致会

1 『言語学雑誌』の言文一致支援

「言語学会」は、創設から約一年半後の一九〇〇(明治三三)年二月に『言語学雑誌』を発行したが、同誌は、言語

学の啓蒙と普及のほかに、言語学を実際に役立てたいとの目的をもち、文字・言語・文章・文典などについて、近代言語学的観点から解説を加え、また国字改良・国語統一・言文一致問題などに強い関心を寄せて、その指導的発言や改良運動の批判に大いにつとめた。一九〇二(明治三五)年九月の廃刊まで計一八冊の誌上に展開された言文一致現象は、まことにすばらしい画期的なもので、その功績として、

(1)『言語学雑誌』第一巻第二号(一九〇〇年三月)で、「雑報」欄の文体には「口語体」(この語の初見)を採用すると宣言し同号以後実行、雑誌の雑報の文章の言文一致化に先鞭をつけたこと。

(2) 本欄にあたる「論説」「雑録」「史伝」の三つの欄に掲載した、岡倉由三郎・藤岡勝二・保科孝一・八杉貞利・新村出・白鳥庫吉・岡田正美・平井政愛・金井保三・岡沢鉦次郎・フローレンツ・上田万年・岡井慎吾・エドワード・岡野久胤(掲載順)らの学術論文約三〇篇が、「である」調または「であります」調で書かれ、論文の言文一致史上先駆的であること。

(3)『言語学雑誌』に拠った新鋭の言語学者らが、口語の価値とその研究の重要性を自覚し、その結果言文一致の文体的真義が学問的に解明されることになって、(イ)藤岡勝二の「言文一致論」、保科孝一の「国語調査委員会決議事項について」や、同誌記者の「言文一致について」・「言文一致の根本主義と国学院雑誌」などのすぐれた言文一致についての論文が掲載され、(ロ)東京語に修練彫琢を加え、いきた言語の教育を重んじて、いきた口語の上に立つ新文体を生み出さなくてはならないと主張し、(ハ)誤解をまねきやすい従来の「言文一致」の呼称のかわりに「口語体」という新名称を使用し、近代口語文体の文体意識が確立されたこと。

(4)『言語学雑誌』には一貫して積極的な言文一致支援が認められ、言文一致を正しく導びこうとしての声援や指導の文章が多く掲載され、近代口語文体形成史上大きな役割を果たしたこと。

などがあげられる。要するに近代言語学を土台としての新進言語学者の、言文一致についての正しい理解と積極的協

力の出現として画期的で、また史的価値が高く、掲載された口語体論文の文章的価値も、これを明治二〇(一八八七)年代の美妙らの論文の談話的冗舌や歯切れの悪さと比べて、格段の進歩が認められる。

2 四つの言文一致会の活動

一九〇〇(明治三三)年は言文一致運動史上もっとも画期的な年で、三月に有力な教育家・学者らによって「言文一致会」が創設された。言文一致の研究と実行・普及をその目的とし、神田一ツ橋の帝国教育会内に事務所を置いて運動を展開した。委員を選び毎月一回例会をもったが、一九〇一(同三四)年一月神田の青年会館で第一回言文一致公開演説会を催して千余名の聴衆を集め、一九〇二(同三五)年三月までに四回の公開演説会を開き、講師に前島密・加藤弘之・菊池大麓・坪井正五郎・井上哲次郎・白鳥庫吉・中井喜太郎(錦城)・新渡戸稲造・梅謙次郎・三矢重松・大槻文彦・辻新次・高田早苗・保科孝一・大隈重信らの有力会員や名士を動員して、広く一般に呼びかけた。が、この会の最大の功績は、その有力な教育家・学識者から成る特色をバックに、貴衆両院に対して、言文一致の調査・実行のために国語調査会を設けよとの「言文一致に就ての請願」書を提出して可決させ(一九〇一年二・三月)、また第三回全国聯合教育会に「小学校の教科の文章は言文一致の方針によること」という議案を提出可決させて(同年四月)、小学校教科書言文一致化の方針を決定させるなど、おもに教育方面の言文一致の実行と普及上の貢献であった。その結果一九〇三、四(同三六、七)年に文部省が編修発行した国定尋常小学読本に、標準語教育をも兼ねて相当多くの口語文教材が採用(敬体では「です」調を、常体では「である」調を採択)された。

林甕臣(みかおみ)・山川直信らは、神田一ツ橋の「言文一致会」から分かれて、小石川江戸川町に別の「言文一致会」を起こして、言文一致専門誌『新文』を一九〇一年四月に創刊し一九〇二年五月ごろまで一〇数冊を出した。言文一致の啓蒙と宣伝につとめる一方、文事補助員を設け、幸徳秋水・堺枯川・島村抱月・阪井久良岐(くらき)・久津見蕨村(けっそん)らの言文一致

意見や、泉鏡花・徳田秋声・小栗風葉・山田美妙・草田北星・伊藤稲畔らの小説や短篇物の模範文例をのせて、具体的指導をねらった。

『新文』は再版も出て売れ行き好調、会員四〇〇〇名と豪語したが、幹事山川の独裁的ででたらめな経営を見かねた、一部の有力会員が脱会して別に「言文一致協会」を起こし、機関誌『新紀元』(一九〇二(同三五)年二月創刊)をもった。会長は法学士朝倉外茂鉄、幹事兼編集主任の桐生悠々が中心で、「『新紀元』の理想」(桐生執筆)には、従来言文一致が行なわれた純文学の狭小な範囲を拡張して、政治・法律・宗教・教育など一般社会の論文その他実用的な文章の上に、広く言文一致を普及させることを第一目標にし、いたずらに言文一致の理論を弄ぶよりも「先づ実行してみる」ことを大切にし、会員の実行による言文一致の普及をねらうとある。役員に法学士や新聞記者・評論家が多く、会員の職業は、実業家・会社員・銀行員・商店員・弁護士・新聞記者などの社会人が大半を占めた。私は、東大明治新聞雑誌文庫所蔵の創刊号だけしか見ていないが、第三号までは出たらしい。

つぎに上記の三つの言文一致会とその言文一致専門誌発行に刺激されて、もっぱら少年相手の言文一致雑誌が現われた。少年雑誌の『少国民』が、経営上から言文一致気運に乗じて一九〇二年一月に「少年言文一致会」(会頭尾崎紅葉)を作り、同誌をその舞台に提供したもので、一九〇三年には誌名も『言文一致』に改め、約四分の三の紙面を会員の言文一致投書文でうずめ、少年層の言文一致普及に力を尽くした。少年相手の言文一致専門誌として言文一致運動史上に特異な存在であったが、『言文一致』は、編集部の指導力と工夫が不十分だったのと、一九〇四年に入り日露戦争に出あってやがて廃刊を余儀なくされたようである。

七 近代口語文体の確立

1 写生文運動

一九〇〇(明治三三)年は、前述のように二月に『言語学雑誌』が創刊され、三月には「言文一致会」が創設されたが、一月―三月の新聞『日本』紙上には正岡子規が「叙事文」を発表し、写生文を提唱した。写生文は俳誌『ホトトギス』を松山から東京に移し、第二巻第一号(一八九八(同三一)年一〇月発行)から子規と高浜虚子の共同編集で出すにあたって、俳句記事以外に毎号二つ三つの小品文掲載が必要になり、そこで子規は根岸庵の庭をスケッチ風に書いた『小園の記』を、虚子は鉛筆と手帳とを持って数回浅草公園に出かけてできあがった小品文『浅草寺のくさ〴〵』を第二巻第一号に掲載したのに始まる。『ホトトギス』の東遷が、俳句と和歌の革新で唱えた子規の写生主義を散文にまで波及させたわけで、その後しだいに子規の写生文の意識が高まり強い指導力も発揮され、一方虚子と共に言文一致の文体観と実作を進めて、近代文章史上空前の写実的な文体革新となりみごとに実を結んだ。子規は「叙事文」の中で、言葉を飾らず誇張を加えないで、ありのまま見たままを平易におもしろく書くのを主眼とした叙事文、つまり写生文を唱え、その文体に論及して、「文体は言文一致か又はそれに近き文体が写実に適し居るなり」、そしてその言文一致体は平易で目立たないのがよく、むずかしくて不調和な漢語を用いるのはたいへんわるいとのべた。「叙事文」から二か月後の一九〇〇(同三三)年五月には虚子が『ホトトギス』に「言文一致」の題で、より積極的に言文一致主義の写生文を唱え、写生文で言文一致体を徹底的に実行しなければならないと力説した。実作では、虚子は一八九九年二月の『半日歩き』で、子規は五か月後の『夏の夜の音』で言文一致体を採用しており、以後写生文の大勢は

言文一致主義をとって進み、『寒玉集』二冊(一九〇〇―一九〇一年)・『写生文集』(一九〇三年)などを出版。一九〇二(明治三五)年九月の子規の死以後は、虚子と坂本四方太らの努力によって発展、一九〇五(同三八)年一月から『ホトトギス』に連載された夏目漱石の『吾輩は猫である』の文体は、当時『早稲田文学』の合評で、「言文一致体に免れがたき冗長の病を治して、一種簡勁な文体を成した」ものとして、そのはぎれのよい簡潔自在な筆つきが称讃された。漱石の出現は、写生文から小説への道を開き、つづいて虚子・伊藤左千夫・長塚節・鈴木三重吉・寺田寅彦・野上弥生子らの写生文出身の作家を生み、彼らの小説文体は、写生文を基礎にそれぞれ工夫をこらしたすぐれたものであった。

三重吉は、近代文章史上の写生文の功績をたたえて、硯友社一派の言文一致小説文以外に、「虚子氏一派は更に新らしい更に自由な文章の形式を独創し、……真実なる見方と云ふ事を教示してくれた」と書き、虚子自身も、写生文の「極めて平易明快」な口語体は「当時の文体を一変化さす大きな力となつた」とも、また「本当に口語で話すやうな口語体にしたのは、全く私等仲間の写生文でありました。」と書いている。要するにその歴史的意義は、文章を旧来の虚飾や誇張の美辞麗句主義から解放して、やさしい日常語とふつうの漢字とを使って平易明快な口語文体を樹立したこと、今一つは三重吉が「真実な観方、真実な表はし方」として、自然主義作家の文章以上に感嘆した、事物をよく見て忠実に写す写生の方法によって、写実に最適の新文体を創出したことにある。一般の注目をあびたのは一九〇七(同四〇)年ごろだが、そのすぐれた客観的写実的描写法は、おりから上昇の自然主義作家の客観描写重視の文体にも影響を与え、また『ホトトギス』の読者や小学校の作文教育などを通して一般人にも広がってゆき、口語体の普及に大きく貢献した。

2 自然主義作家の文体

一九〇八(明治四二)年一月発行の『文章世界』三巻一号掲載の片上天弦の「小説の文章の新味」は、

大勢は争はれぬ。所謂自然主義を是非する声が起こりかゝつた一昨年の春頃からは、小説といふ小説は、殆んど悉く言文一致体の文章を用ひるやうになつた。殊に去年一歳の間に、自然主義の流れの、小説壇の全面を浸潤せんとする勢と伴つて、言文一致は遂に小説の文章となつた。小説の文章といへば、いふまでもなく言文一致体に株が定まつた。小説の文章が、普通文であるか言文一致体であるかは、已に今の文壇の問題でない。言文一致を以て単に達意簡易の文体と見た時代は已に遠い。言文一致は文壇の中心たる小説の文章となつて、立派な一文体としての成長を遂げた。即ち幼稚散漫なりし言文一致が、文壇の中心を征服したのである。

言文一致は小説の文章として、もはや何人からも異議を挟まれぬ。これから小説を書く作家に、言文一致で書かぬ人は一人もあるまい。立派に普通文体で一家を成した老大家すら、大勢には抗し得ずして、言文一致を試みている。かくして言文一致は、去年一歳の間に、著しく勢力を増殖し確固にして、漸く各家独自の文体に分れ行かうとする形勢を示した。同じく普通文体に各家独自の趣きを有した如く、同じく言文一致体に、各家独自の姿態を生ぜんとするに至つた。去年の中に、最も多く注目すべき作を出だした、独歩、花袋、白鳥、藤村その他の諸氏の文章は、悉く言文一致体でありながら、而もその中に各家各様の趣きを異にしてゐる。一様平板と非難せられた言文一致は、漸く凹凸変化を生じて、その姿態を豊富にし来たらんとするのである。かくして言文一致は初めて真の成長期に入つたのである。

と書いて、一九〇六(明治三九)年ごろからの自然主義文学勃興に伴っての、急速な言文一致小説の盛行と文壇制覇、そして各家独自のスタイルが現われて来て、言文一致体は真の成長期に入った次第を、明確に書きとめている。

藤村の『破戒』(一九〇六(同三九)年三月)・『緑葉集』(一九〇七年一月)・『並木』(同六月)、白鳥の『塵埃』(一九〇七年二月)・『紅塵』(同九月)、独歩の『運命』(一九〇六年三月)・『濤声』(一九〇七年五月)、花袋の『蒲団』(一九〇七

年九月）・『花袋集』（一九〇八年三月）が出、例の『文芸倶楽部』『新小説』両誌掲載の小説の言文一致体百分比は、一九〇一（明治三四）年度七一％、一九〇二年度七八％、一九〇三年度七八％、一九〇四年度八七％、一九〇五年度七八％、一九〇六年度九一％、一九〇七年度九八％、一九〇八（同四一）年度一〇〇％と逐年上昇して一九〇八年には頂上に達しており、小説文体は自然主義小説のピーク時に言文一致絶対になったことを明示している。その理由は、日本の自然主義文学運動が、人生に相わたる内面的必然性に基づく文学革命であって、人生の真を求めて現実をありのままに描き、内面的自我の告白と体験の表白を信条としたその基本的姿勢から、文体上では日常の生活語を土台にした言文一致体を唯一無二のものとして採ることになったからである。

田山花袋の近代文体形成史上の功績は、旧来の文章の型を打破してあくまでも大胆露骨に描写せよと力説した「露骨なる描写」（一九〇四（明治三七）年二月）の没技巧の主張と、何らの主観をまじえずに、目にふれたままの現象をそのまま書く純客観的描写法の「平面描写」（印象描写とも）の提唱とである。花袋の作品では『蒲団』（一九〇七年）・『生』（一九〇八年）よりも『田舎教師』（一九〇九年）で達成された。

島崎藤村は、詩人から小説家への転身にあたり、一八九九（明治三二）年からの信州小諸の山村生活で、千曲川河畔の写生の文章の修業を通して、できるだけ既成の表現を拒否し、自身の目で見感じたままを、新しい工夫をこらして表出した。欧文脈を意識してとりこんだのもそのためで、ローカルカラーや個性色のあざやかな点でも目を見はらせた。『破戒』（一九〇六（同三九）年）は文体史的にも時期を画し、『春』（一九〇八年）では個性味と洗練度を増大、『家』（一九一〇・一一年）に至って、細緻清新な欧文脈も目立たないまでによくこなして、自然主義小説の言文一致文の一高峯を示した。その他では徳田秋声の文体が、少しも虚飾や感傷のない、じみでよくみがきのかかった底光りのするもので、客観描写と無技巧をうたった自然主義文体の典型的なものであった。

自然主義の作家によって、古い文体美意識の克服と、個性発揮が可能なまでに、口語文体がりっぱになったと見て

よいが、反自然主義の側にあった漱石と鷗外も、深い漢文の素養に基づく文字の豊富と、欧文の教養から得た句法の変化や清新な修辞法を加えて、あかぬけのした、調子の高い、理知的な口語文体を完成した。鷗外は、一九〇八（明治四一）年ごろから言文一致体にもどり、文語体からの復帰はおそかったが、大正初年までに訳出した『黄金杯』（一九一〇年）・『諸国物語』（一九一五（大正四）年）などの翻訳小説集の訳文は、バラエティと個性色に富み、簡潔・明快・精確、こくのあるすぐれたもので、芸術的香りが高く、『半日』（一九〇九（明治四二）年三月）以後の彼の創作の口語体の源泉として注目され、また後進の芥川龍之介・佐藤春夫はじめ大正期の作家の新文体形成に大きく影響した。

しかし漱石・鷗外や、花袋・藤村らの自然主義作家の文体には、文章語的口語体ともいえる明治的限界があって、口頭語的口語体とまではいかなかった。和漢の旧文学の素養が深かったので、文体の骨格、語彙の選択、文脈の整え方などに、むずかしい漢語・漢字や漢文脈への執着があった。そうした前時代的な漢文式措辞法からの脱出、日常談話的冗長性の克服、欧文脈のより一層のとりこみによる細叙法の補強などが必要であった。そうした不足の要件をみごとに満たし、小説上の近代口語文体を確立したのは、自然主義作家についで現われた白樺派および新現実派の人々であった。

3　白樺派・新現実派の人々

『白樺』（一九一〇（明治四三）年四月創刊）に拠ったいわゆる白樺派の人々は、日本文学の古い伝統をほとんど継承しなかったし、その徹底的な自由主義・個性主義の主張からも、近代口語文体の確立にまさにうってつけで、その登場も時宜を得ていた。

武者小路実篤は、もっとも自由大胆に日常語を駆使して、旧文章の制約からまったく解放し、口頭語的口語体をみごとに樹立した。その用語用字上の無造作と日常性は、「現さうと思ふ事をそのまま自分の言葉で書く——つまり、

真の言文一致に近い文章を武者小路が創造した」と宇野浩二に評され、また「厳密な意味の言文一致を大成したのは武者氏だと言つてもいいやうな気がする」と佐藤春夫から高く評価されて、同時代の作家たちに著大な解放感と文体上の感化とを与えた。

有島武郎は、近代色を盛るために、しばしば初め英文で書きそれを口語訳して創作の文章にしたといわれ、欧文脈をぞんぶんにとりこんで、細叙性に富んだ絢爛多彩なしゃれた口語文体をあみ出した。『旅する心』(一九一八(大正七)年)・『生れ出づる悩み』(同)などその特色が顕著だが、『或る女』(一九一九年)になると、不必要な華麗な字句は後を絶ち、欧文脈もよほどこなれたものになって完成された。

志賀直哉の『好人物の夫婦』(一九一七年)の書き出しの非凡な文章は、かつて菊池寛を、「何といふ冴えた文章」「何と云ふ簡潔な力強い表現」とうならせたもので、この直哉の簡潔的確な口語文体の出現によって、言文一致文通弊の冗長性と軟弱性はまったく克服され、近代口語文体は完成を見た。

そして白樺派によって確立された新文章道は、続いて起こったいわゆる新現実派の、芥川龍之介・菊池寛・久米正雄・山本有三・里見弴・佐藤春夫・宇野浩二らが、一名新技巧派・理智派とも呼ばれたような、各自のそうした文体上の工夫によって、さらに個性色ゆたかな堪能の口語文体が成就され、一九二一(大正一〇)年前後に大正デモクラシーを背景に日本の個人主義文学は、開花しその全盛期を現出できたのであった。

4　口語詩の成立

小説の文体を一〇〇%言文一致化させた自然主義は、詩壇にも波及して、一九〇七(明治四〇)年に現代口語による発想の詩の要求が起こり、森川葵村の『言文一致詩』(七月)の提唱、川路柳虹の『塵塚』四章(九月)での口語詩試作が現われた。翌一九〇八年には、島村抱月・相馬御風・服部嘉香らが、自然主義芸術論の立場から現代の詩の現実性を

論じて詩界の革新を唱え、その表現の直接性を求める必然の要求として、口語の使用による用語改革つまり長詩における言文一致を主張した。そこでたちまち柳虹・御風・三木露風らの先駆的試作を生み、口語自由詩の地ならしの役目を果たした。そして明治末年ごろ口語の自由詩として開花し、柳虹の『路傍の花』(一九一一(同四四)年)、北原白秋の『思ひ出』(同)などの自由詩集を生んだ。大正期に入ると口語自由詩時代を迎え、鷗外の『沙羅の木』(一九一五(大正四)年)中の口語体訳詩の自由でみごとなできばえが、口語の詩語としての使用権を公認させた一方、福士幸次郎の『太陽の子』(一九一四年)でのもっとも大胆な純口語の使用による新口語自由詩形の創建、さらにより日常会話に近い純粋な通俗語で書いた萩原朔太郎の『月に吠える』(一九一七(同六)年)、また平易に砕けた日常用語で口語自由詩を書いて、大正詩壇に一つの新詩形を作った『夢の詩集』(一九一八年)の詩人室生犀星らが相次いで現われて、口語自由詩を大正詩壇の絶対のものにした。こうして一八八二(明治一五)年に「新体詩」の名称で登場した五音七音の定型律基調の文語体は、大正中期にその言文一致化が成り、名称も「口語詩」と改まり、やがてさらに「詩」といえば明治期には「漢詩」を意味した、その呼称までもうばってしまった。

5　大新聞社説の言文一致化成る

小説以外の散文の文体は、文芸雑誌掲載の文章が明治四〇(一九〇七)年代にはほとんど口語体で書かれ、文芸関係以外でも大正期(一九一二—二六年)に入ると、新聞・雑誌の雑報・雑録などに口語文が多くなった。しかし口語文通有の冗長軟弱性と前近代的文章観の残存などのため、説得をめざす論文や荘重を重んじる学術書・公用文などには、なお不適当とされ、特に大新聞の社説の言文一致化はたいへんおくれた。『日本及日本人』が、一九一六(大正五)年九月に『現代名家文章大観』を特集して、朝野の名士一六〇人余の文章観を集めて四六倍版五七八頁の大冊を臨時増刊し、文部省が普通学務局から一九二〇(同九)年に『口語文用例案』を出し、また「帝国教育会」も一九二二(同一一)年に

の宣伝と指導が必要だったことを物語っている。『口語体口語文範』を出版したのは、大正一〇年ごろになっても、まだ一般世人に対して啓蒙と普及のための口語体の宣伝と指導が必要だったことを物語っている。

が、一九二〇(大正九)年一一月に『読売新聞』が、一九二一年一月に『東京日日新聞』が、そしてもっともおくれた『東京朝日新聞』も一九二二(同一一)年元旦から「である」調を採用し、頑固に非言文一致を固守した大新聞の社説の文体もついに口語体になり、やっと新聞の全紙面が言文一致化された。以上のように大正デモクラシーの隆盛期に小説の文体がめざましい成長をとげて個人主義文学の花を開き、一方大新聞の社説も口語体に成って、言文一致運動は八分どおりその目的を達成したのであった。

6 敗戦と全面言文一致化

前述のようにわたしの言文一致運動時期区分の第六期までに、小説・学校教科書・新聞・雑誌などの文章は大半言文一致化され、一般の文章の大勢は口語体になったが、官庁の公用文・法令文・詔書の文章や書簡文の一部は、一九二三(大正一二)年以後の第七期に入っても、なお慣用の「ナリ」「タリ」「ベカラズ」や候体の文語体が厳として用いられた。しかし一九四五(昭和二〇)年八月第二次大戦の敗戦に遭遇し、このきびしい歴史的現実の前に、残存旧文体を支えて来た基盤の、前近代的な体制および勢力がくずれ去り、それにかわって現われた民主的勢力の興起に伴って、やっと残存の文語文が一掃された。敗戦翌年の一九四六(昭和二一)年に、詔書の口語体採用(五月)、官庁公用文上の「である」体・「ます」体の口語文採用(六月)、口語体での「日本国憲法」の公布(一一月)などの日本文章史上画期のことが断行された。また「当用漢字表」「現代かなづかい」も同年一一月に公布されて、明治以来国語改良論者によって叫ばれて来た、漢字制限と発音式かなづかいとの、国語表記上の二大懸案もついに実施された。ただこれらの勇断が、山本有三・安藤正次らを中心とした「国民の国語運動連盟」のはたらきかけもあったものの、主として同年

三月マッカーサー総司令官のまねきによって来日したアメリカ教育使節団の、日本の教育民主化のための国語改革策の一環として、その勧告を受け入れた結果であって、内発的よりも外的誘因によるものであったことは、残念でならない。が、ともあれ日本の言文一致運動は、文章の言文一致化という点では、この最後の障害が一掃されたことによって、その終止符が打たれたと見てよかろう。

(1) 西村茂樹「文章論」(『東京学士会院雑誌』六巻四号、一八八四年)。
(2) 神田孝平「文章論ヲ読ム」(『東京学士会院雑誌』七巻一号、一八八五年)。
(3) 三宅米吉「読本教授ノ趣意」(『文』一二号、一八八八年)。
(4) 保科孝一「国語調査委員会決議事項について」(『言語学雑誌』三巻二号、一九〇二年)。
(5) 「言文一致の根本主義と国学院雑誌」(『言語学雑誌』二巻四号、一九〇一年)。
(6) 島崎藤村「文学界の生れた頃」(『早稲田文学』二三二号、一九二五年)。

参考文献

(単行本)

髙松茅村『明治文学言文一致』太平洋文学社、一九〇〇年。
生田長江『明治文章史』日本文章学院、一九一四年。
徳田秋声『明治小説文章変遷史』文学普及会、一九一四年。
瀬古確『近代日本文章史』育英書院、一九三五年。
平井昌夫『国語国字問題の歴史』昭森社、一九四八年。
西尾光雄『近代文章論研究』刀江書院、一九五一年。
山本正秀『近代文体発生の史的研究』岩波書店、一九六五年。

山本正秀『言文一致の歴史論考』桜楓社、一九七一年。
福田清人『写生文派の研究』明治書院、一九七二年。
北住敏夫『写生俳句及び写生文の研究』明治書院、一九七三年。
木坂基『近代文章の成立に関する基礎的研究』風間書房、一九七六年。
林巨樹『近代文章研究』明治書院、一九七六年。

（雑誌特集号）
『文章世界』一巻三号、特集「言文一致につきて」、一九〇六年三月。
『言語生活』四〇号、特集「言文一致は可能か」、一九五五年一月。
『文学』二六巻七号、特集「近代文学とことば」、一九五八年七月。
『国文学』四巻一二号、特集「近代文学の文体研究」、一九五九年九月。
『国文学』五巻六号、特集「近代文学の文体研究（第二）」、一九六〇年四月。
『言語生活』一二三号、特集「『である』と『です』」、一九六一年一二月。
『国文学』一四巻二号、特集「文体に見る一〇〇人の作家」、一九六九年一月。
『国文学・解釈と鑑賞』五二四号、特集「現代作家と文体」、一九七六年四月。
『現代詩手帖』一九巻七号、特集「話体と文体・言文一致とはなにか」、一九七六年六月。

（資 料 集）
吉田澄夫・井之口有一編『国字問題論集』冨山房、一九五〇年。
吉田澄夫・井之口有一編『明治以降国字問題諸案集成』風間書房、一九六二年。
吉田澄夫・井之口有一編『明治以降国語問題論集』風間書房、一九六四年。
吉田澄夫・井之口有一編『明治以降国語問題諸案集成』上・下、風間書房、一九七二・七三年。

9 現代の文体

林四郎

一　三五年をへだてた二つの新聞記事から
二　文語の残り方
三　現代語と準体言と括りのことば
四　現代文における括り方の諸相
五　現代文章の多レベル性

一　三五年をへだてた二つの新聞記事から

柳行李の底から古い新聞が出て来た。見ると、昭和一六(一九四一)年四月一三日づけ『朝日新聞』の夕刊である。その一面トップ記事の見出しには、

独の鋭鋒一転近東へ
　米、英の敗戦に狼狽す
　　独バルカン制圧成る

とある。もちろん字体は古く、「独」は「獨」、「転」は「轉」であるが、ここに引用するに当って、当用漢字の新字体に改めた。以下、本稿において、引用はすべてそのようにする。文体のことを考えるについて、用語は問題にするが、用字や字体は問題にしないこととするから。

昭和一六(一九四一)年といえば、その年の一二月に太平洋戦争(当時の私たちにとっては「大東亜戦争」)が始まる年、ヨーロッパでは、二年前から第二次世界大戦が始まっており、ヒトラーのドイツは、なお優勢であった。

私自身の文体感覚からいうと、昭和一六年あたりは、歴史のそのような非現代性にもかかわらず、まったく今現在とつながっている。昭和一六年と今との間に、日本語の文体に変化があったとは、少しも感じていない。

しかし、今、こうして昭和一六年の新聞記事を見ると、まず見出しにおいて、文体の相異がいちじるしい。見出しに残る文語調というものは、今日の新聞でも、なお問題にされることではあるが、漢語と「する」とで成り立つ動詞を、「狼狽す」のように、はっきりと文語体の終止形で用いることは、もう今はないだろう。

これは「す」というサ行変格動詞での特例かと思うと、必ずしもそうではなく、この記事のすぐ下には、

イラク親英派の画策潰ゆ

という見出しがある。「潰ゆ」はヤ行下二段活用の動詞の終止形で、口語文法の教科書には現れない形である。さきの記事の本文を読んでみると、次のようである。

【ニューヨーク特電十一日発】ドイツ軍のバルカン電撃作戦は、破竹の勢をもつて、すでにユーゴーおよびギリシア両国を席巻し、完全にバルカンの死命を制する一方、北リビア戦線におけるドイツ軍は圧倒的なる英国軍殲滅戦に成功したので、ここに無敵ドイツ軍はバルカンならびにリビアの二正面作戦を一挙に敢行して、近くスエズならびにイラク油田の獲得を目指して、トルコおよびエジプトに対する一大攻勢に転ずるものとして、米国の軍事専門家の意見はすこぶる悲観的である。

ワシントンの軍部筋の観測としてバルカン戦争は全くドイツ軍の優秀なる武器ならびに作戦のためユーゴー、ギリシア、英国の連合軍は予想外の惨敗を喫し、最早いかに英国軍が南ギリシアに立籠つて大勢を挽回しようとしても、ドイツ軍のバルカン完全占領は時間の問題であると判然みとめてゐる。

しかしてバルカン戦以上に悲観すべきは来るリビア戦線におけるドイツ軍の文字通り電光的なる大進撃であつて、つい最近までイタリア軍を追つて進んで来た英国派遣軍は司令官以下多数の将官級の人物が一斉にドイツ軍のため逃げ遅れて捕虜となつたので、カイロの英国軍最高本部ではウエーヴェル将軍以下大狼狽の有様で、エジプトならびにスエズ運河の運命は全く絶望すべき状態にあると洩らしてゐる、但し海軍筋では地中海における英国艦隊の実力に期待して英艦隊の健在なる間はドイツ軍のアフリカおよび近東作戦を防ぐことが至難ではないと期待してゐる

右の中には、文語調の残存あるいは文語的な響きをもつ語の使用が、

〔形容動詞〕 圧倒的なる　優秀なる　電光的なる　健在なる
〔接続詞〕 しかして　ならびに　および
〔副詞〕 すでに　すこぶる　いかに
〔接辞類〕 破竹の勢をもつて　北リビア戦線における　悲観すべき　絶望すべき

のように見られる。

「ならびに」「および」「すでに」などは、今日でも普通に用いられるもので、文語的な響きをもつとまではいえないかもしれないが、なお、幾分固苦しさを感じさせる語である。

「べき」という助動詞も、今日盛んに用いられるもので、文語的な語の仲間に入れるべきではないかもしれない。とくに「絶望すべき状態」という語句の方はまったく文語の響きをもたないといってもよい。しかし、「悲観すべきは」という言い方のほうは明らかに文語調を感じさせる。これは、「べき」という一助動詞の問題ではなく、活用する語句の連体形が名詞相当の資格をもつようになることの問題であって、このことは、あとで「準体言」の問題として述べる。

それはそれとして、「べき」という一語は、文語と口語の中間にある語として大変興味ある存在である。終止形の「べし」、未然形・連用形の「べく」、已然形の「べけれ」は口語文に影をとどめないが、連体形の「べき」ひとりは、我々の日常の口ことばにも、「君はいつまでもそこにいるべきではない。」のように難なく登場する。これを文語とは、だれも言うことができまい。「べき」がもっている「当為」「当然」の意味を、口語の助動詞のどれもがぴったり表わし得ないために、「べき」は退場できないのである。終止形の「べし」は命令の意味で使われるから、動詞の命令形がこれに代った（「記入すべし」→「記入せよ」、「書くべし」→「書け」）し、「べく」や「べけれ」は、「べき」の下につく「だ」の活用で表わすことができる（「べく」→「べきで」、「べければ」→「べきだから」）から、「べき」に席を譲

って姿を消したが、それだけ「べき」は使用範囲が広くなって、代る相手もなく、いまだに働き続けているわけである。

三十数年前の新聞記事文章の中に、私の不用意な文体感覚では見逃されていた口語文の中の文語臭を見たのだが、右の記事の中には、もう一つ、現代の我々から見て、現代離れしていると感じられる点がある。それは、ドイツに肩入れして、ドイツのことは「鋭鋒」と言い、「破竹の勢」と言い、「無敵ドイツ軍」と言ってたたえる一方、英国を主とする連合軍側は「惨敗を喫し」て「大狼狽」の有様であるなど、その敗けっぷりを「ざまあ見ろ」とばかりに、心地よげに眺めるような言い方をしている点である。一九三六(昭和一一)年に成立した日独防共協定が翌一九三七(同一二)年にはムッソリーニのイタリーを加えて日独伊防共協定となり、一九四〇(同一五)年にはこの三国間に軍事同盟が成立しているから、当然のこと、ドイツは「友邦」であり、その勝利は「われらが勝利」である。

一国にとって、何が敵となり何が味方となるかは、時の流れによって変って行くことであるから、それが今日と違うからといって何も驚くには当らない。少なくとも、その変化は、言語の機構には何も関係しない。ドイツが友邦であった時の日本語とアメリカが友邦である時の日本語との間に構造上の相違があるということは考えられない。ここで言いたいのは、友好・敵対関係の変化のことではなく、そのような友好・敵対の関係を、「公器」といわれる一般新聞やラジオ・テレビのことばの表面には、なるべくあからさまに示すまいとするのが現代の習慣になっているということである。

さきごろ、ミグ25が函館空港に突然着陸した時、日本の報道機関は、いずれも、これを大ニュースとして扱ったが、その扱い方には、いかにも現代らしい「客観主義」の姿勢が見られた。例えば、事件の翌日、一九七六(昭和五一)年九月七日の『読売新聞』朝刊には、一面トップに、

ソ連ミグ25が〝亡命〟着陸 函館空港

という横見出しの下に、

最新鋭機　ベレンコ中尉

米国行きを希望

ホテルで一夜道警慎重に事情聞く

と、三行の縦見出しがあり、リードは次の通りである。

六日午後、ソ連最新鋭戦闘機ミグ25「フォックスバット」が航空自衛隊のレーダー網をかいくぐって、北海道・函館空港に強行着陸し、パイロットのソ連空軍中尉がアメリカへの亡命を申し出るという事件が発生した。同日午後一時四十八分、ミグ機は同空港上空を低空旋回したあと、滑走路をオーバーランして止まった。パイロットはピストルを威嚇発射したあと、警察官らの説得で機を降りたため、北海道警函館方面本部は身柄を同市郊外のホテルに移し、出入国管理令違反、領空侵犯事件として事情聴取を始めたが、パイロットはアメリカへの亡命意思を表明した。シベリアを発進したとみられるこのパイロットは、その後の調べで日本以外へ着陸を計画したが燃料切れのため函館に強行着陸したらしい。当局は、パイロットの氏名などについて、身辺保護を理由に公表を差し控えているが、関係当局の情報によると、亡命軍人は、ビクトル・イワノビッチ・ベレンコ空軍中尉(二九)で、事情聴取に対して「自由が欲しかった」という趣旨の供述をした模様である。戦闘機による亡命事件はわが国では初めてで、警察庁、外務省など関係当局が、身柄の取り扱いやミグ機の処理などについて協議を重ねた。

この事件が日本から見て「けしからん」事件なのか、「いい気味」な事件なのか、「お気の毒」な事件なのか、あるいは「かかわりのない」事件なのか、何ともつかみがたく、何という態度も示しがたかったという事情もあったであろうが、たとい事件の性格がつかめたとしても、態度を露骨に示すことは避けて、淡々と事実だけを書くのがよいという考え方が記事全体に表われているように思う。

同じ新聞のもうすこし内側に「インサイド・レポート」というタイトルのついた記事がある。この記事のリードには、入り乱れる各種の情報をごちゃごちゃと提供して、困惑は困惑でそのまま表わすといった態度が表われていておもしろい。

西側列強が、血眼になって欲しがっている〝世界一〟の軍事機密が、こともあろうに、平和ニッポンに舞い降りてきた――。のどかな日本のローカル空港に、強行着陸したソ連の最新鋭機ミグ25「フォックスバット」。マッハ三以上の猛スピードの戦闘機は、もちろん西側には存在しない。乗員のソ連空軍将校はアメリカへ、機体はソ連へと、落ち着き先はほぼ固まってきたが、〝機密〟が飛び立つまでには、複雑な外交交渉などを待ってから。それまでの〝間〟が問題。「国際礼譲の立場から、機の〝捜索〟も一定の制限を受ける」という国際法学者の声がある一方では、「外交交渉を引き延ばして、この際、機密をすっかり調べあげる方法も……」。なかには、「ビザなし北方墓参受け入れを交換条件に、ソ連へ返還せよ」の声も。注目の最新鋭機は六日夜、シートをかぶったまま、函館空港で人目を避けていた。

右記事の中では、引用符号に、通常のカギのほか、洋式のクォーテーション・マークが用いてあり、「世界一」「機密」「間」「捜索」の四語がこの符号で囲まれている。これらは、「いわゆる」とか「何々筋の言い方でいえば」「皮肉な言い方をすれば」のような感じで使われているわけで、見方や情報に出所がいくつもあることを示している。一体に、現在の新聞記事においては、カギ、括弧、クォーテーション・マーク、ダッシなど、各種の補助符号が使われて、情報上のいろいろなレベルを示すのが普通になっている。このことについては、また、後段で論ずることにする。

以上、三五年をへだてた二つの新聞記事を比べて私が感じたことは、

(1) 語法の点で、同じ口語体だと意識していた文章の中に、古い方のものには思ったより文語の調子が残っていたこと

(2)　文章作成の態度として、古いものでは、友好・敵対の関係をあからさまに示していたが、現在のものには、それを示すまいとする「客観主義」の姿勢が見えることの二つである。

ここで、「客観主義」ということばにカギをつけて使っているのは、それが真に徹底した客観主義といえるかどうか、あやしいところがあって、私が、その客観主義を完全には信用していないことを示すのであるが、それを論ずるのは本稿の目的ではないから、単にカギのことわりだけをしておく。

ところで、文語調の問題であるが、これは、さきほどの記事が一面の政治記事だからあれだけ文語調を存しているので、社会面の記事ともなれば、がらりと調子がちがう。同じ日(昭和一六年)の、次の記事をご覧願いたい。

二度〝死の思ひ〟

空と陸とでお客散々

十二日午前六時五十分頃大日本航空の福岡行きダグラス三型旅客機楓号が、乗客七名を乗せて羽田飛行場を離陸しようとした際、エンヂンの故障から、離陸しかけた車輪がまた地面に触れて大破、翼の一部をも破損して結局欠航のやむなきに至つた、幸ひ乗客には怪我人もなかつたが、すつかり胆を冷したお客さん達を乗せて丸の内へ帰らうとした同会社のバスが、今度は又どうしたはずみからか、羽田の蝦取川へ飛び込む始末、ここでも一同無事だつたとはいふものの、朝つぱらからとんだ事故続きに遭つて乗客も散々の体だつた

これはくだけた書きぶりで、全体として今日の同種の記事と何の変りもない。しかし、その中にたった一箇所「欠航のやむなきに至つた」という文語調の文句がある。こういう口調が、何も肩ひじを張っていない文章の中にもひょっこり出て来るところに、当時の文章作成者の文体意識が私たちに比べて、なお文語に近いゆえんがあるのだろう。

二　文語の残り方

現代の私たちのことばから、文語はまったく消えたのだろうか。そんなことはない。前述の「べき」を除いても、

○こう考えるのは、ひとり私のみではあるまい。
○このような有様を見ては、悲観的な気持にならざるを得ない。
○今昔の感なきを得ない。

など、これらは私の作例であるが、現代の書きことばにも話しことばにも、十分現れうるものである。

そこで、すこし対象を古くして、明治以降、口語文章の中にまじる文語口調にどんなものがあるか、いくつかの例について眺めてみよう。例は手当り次第に取るから、明治・大正にわたるが、各例の年代差などは問題にしない。また、話者の個人差も方言差も問題にしない。ただ、残存文語の類型だけを問題にする。引例の傍点は、すべて私の打つところである。

例の一から三までは、渋沢栄一の実業講演集から引く談話文章である。

【例一】(江戸時代の儒者太田錦城の論文を紹介している) 即ち秦は周の世、諸侯の専横なりしに懲りて、其の力を弱め、一時其の弊を拒ぎましたけれ共、却て夫が為に一夫夜叫んで百廟瓦解するの運命に遭遇致しまして、其の弊を矯むる所以は翻つて之が助を与ふる所以となりました。そこで漢の高祖は深く此に鑑みて、再び子弟功臣を封じて封建政治を以て天下を治めましたが、其の諸侯は漸次専横を極むるに至り、甚しきは賈生の所謂指の大さ臂と等しきに至り、殆ど漢廷と其の権勢を争ふと云ふ有様となりました。即ち中央集権の弊を矯正せんとして設けたる所の封建制度は安ぞ知らん翻つて其の弊害を助長するの媒介となつて、漢の天下を覆すに至らんとは。

其の他支那歴代の有様に徴して之を見るに、多くは其の弊害を拒がんとして設けたる所の制度は、却て弊害を醸生するの原因とならざる者はなかつた、と云ふ事を説いたもので有ります。（「理財の妙用は永遠を期するに在り」一八九一（明治二四）年の講演。井口正之編『渋沢男爵実業講演』帝国図書出版、一九一三年）

【例二】然るに又それ等の人々が閉鎖したるに由つて、明治八年には世間に甚しき金融の逼迫を来した訳であります。折から各藩士族の禄制を変更し、明治九年に金禄公債証書を発行せらるゝ事になりました。そこで金貨交換方法の銀行成立し難きと、一方に於ては公債証書の発行高を増加したるとにより、日本政府は、政府の紙幣を以て銀行紙幣を交換して宜いと云ふ制度を明治九年に発布されて、国立銀行条例を改正せられました。之が今の銀行条例で御座ります。然るに銀行の発行紙幣を交換するに政府の紙幣を以てするの方法は、能く考ふるときは子供欺しの話と一般、殆ど交換せられざる紙幣も同様である。（同右）

右二例における文語残存形で断然多いのは活用語の連体形である。この文語連体形使用に、二つの類型が見られる。一つは、それを口語形に変えれば、何事もなくこなれた口語文になるもので、それは、

弊を矯むる所以→弊を矯める所以
助を与ふる所以→助を与える所以
極むるに至り→極めるに至り
等しきに至り→等しいに至り
設けたる所の→設けた所の
ならざる者→ならない者
甚しき金融の逼迫→甚しい金融の逼迫
発行せらるゝ事→発行せられる事

能く考ふるときは→能く考えるときは

交換せられざる紙幣→交換せられない紙幣

のようなものである。

もう一つの類型は、文語形を口語形にしただけではどうも落ち着かず、その下に「の」または「こと」、あるいは「もの」を補って初めて落ち着くものである。それは、

諸侯の専横なりしに懲りて→諸侯の専横であったの(こと)に懲りて

甚しきは→甚しいの(もの)は

支那歴代の有様に徴して之を見るに→支那歴代の有様に徴して之を見るのに(「見る」の活用は文語も口語も変らない)

閉鎖したるに由つて→閉鎖したことに由って

金貨交換方法の銀行成立し難きと、……公債証書の発行高を増加したるとにより→金貨交換方法の銀行が成立し難いことと、……公債証書の発行高を増加したこととにより

このように、準体助詞といわれる「の」や形式名詞の「こと」「もの」を補うことによって現代語の表現になるということは、もとの文語の連体形が体言相当の句を作っていることを意味する。このように活用語の連体形で作られる体言相当句を準体言と呼んでいる。準体言は、複雑に構成された概念を名詞にまとめつつ思考を進めて行くのに大事な働きをする形式である。そして、この形式が口語文に残存する文語調の中にかなり目立って見えることは、このような準体言が、便利で使い勝手のよいものであったことを意味するであろう。「——せざるを得ない」とか「感なきを得ない」などの言い方が今も使われるのは、「ざる」や「なき」の形を借りて準体言が今も残っていることなのである。

しかし、準体言も徐々に衰えて、やがて、「の」や「こと」「もの」がこれに代り、完全な口語文になる。これら準体助詞と形式名詞とは、口語の中で比較的遅れて発達して来たものであり、それだけ、極めて現代語らしい言い方だと言うことができるだろう。

同じ話者の文章をもう一つ見よう。

【例三】諸君の御承知の如く、昨年内閣更迭に就きまして、新内閣の意向は其の弥縫糊途の経営を止めて厳正に緊縮を図るといふに在る様であります。併し声言された所は左様であるけれども、未だ其の事実が明かに表明されたとは認められぬ。此の事に関しましては諸君も御承知の如く、現大蔵大臣は吾々経済界の人が其の職に就かれたのである。吾々山本達雄君の要職に就かれたを喜ぶと同時に、経済界の実状を充分知悉して居る御方であるから、此の吾々の衷情を同君の手腕に依つて廟堂に表はして貰ひたいといふことを深く希望致しまして、……(「財政整理と吾人の希望」一九一二(明治四五)年の講演。前掲書)

これは極めてよくこなれた口語文で、どこにも文語調は残っていない。同じ人の二〇年後の談話文であるから、ここには、あるいは、例文の一、二との間に時代差を見てもいいかもしれない。その中で、傍点を施した二つの箇所に注意したい。抜き出せば、

(1)新内閣の意向は……緊縮を図るといふに在る

(2)山本達雄君の要職に就かれたを喜ぶ

となる。二つとも準体言の例だが、私の感覚では、(1)に、強いていえばやや文語臭を感じ、(2)に多少奇異の感をもつ。「いふ」の連体形は文語も口語も同じく「いふ(いう)」だから語形に変化が来るはずはないが、(1)では「いふ」の下に「こと」「点」などの形式名詞を補った方がいっそう現代語らしくなる。(2)は、文語形を残せば「就かれたるを喜ぶ」で落ち着くし、現代語にするなら、やはり「こと」か「の」を補って、「就かれたことを喜ぶ」「就かれたのを喜

ぶ」としないと変である。

三　現代語と準体言と括りのことば

例三で、「就かれたを喜ぶ」を現代語として変だと言ったが、こういう例があることは貴重である。活用語の連体形による準体言は、現代語では減って来るのだが、その中間に、我々の耳には奇異に聞えるこういう用法が、やはりあることを心にとめておきたい。

「……といふに在る」の方は、幾分か文語臭を感じはするが、このままでも十分現代語である。

右の事実から、準体言が現代語に残る場合、下に来る助詞(格助詞)によって、残りやすかったり残りにくかったりするらしいことが考えられる。

「に」の前にはもっとも残りやすいようだ。

○宝はここにあるに違いない。
○そうまでするには及ばない。
○岸から離れるに従って、水が青くなった。
○お寺へ行くにはどの道を行ったらいいでしょう。
○わずかに一人生き残ったに過ぎなかった。

のようなのは極めて自然な現代語である。

「より」の前も残りやすい。

○想像していたより大きな家だった。

○人の顔を見るより早く逃げて行った。
○ないよりは、ある方がいい。
○今回はあきらめるよりほかない。
「と」の前にも、かなり用例が考えられる。
○経験のあるとないとを問いません。
○聞くと見るとは大違い。
○勉強したとしないの差が出ている。
○時がたつとともに人数がふえてきた。
○その程度知っていても知らないと同じだ。
ほかの格助詞の前にはどうか。
○ためしにやってみるがよい。
○ざまあ見るがいいや。
のように「——がよい(いい)」という形はあるが、次第に言わなくなっている。一般に、「が」の前に準体言は来ない。
「を」の前にも、例が考えにくい。
○古来そのような例があるを見ない。
○時のたつをも忘れて見入っていた。
のように言わないこともないが、やはり文語的と感じられる。
準体言は、現代語においてこのように衰退して来たが、その穴うめは何がしているか。言うまでもなく、準体助詞

の「の」がその最たるものであり、続いて「こと」「もの」「とき」「ため」などの形式名詞である。

次に大正初期の哲学者の文章を示す。これはかなり文語形を存した口語文である。

【例四】初めて哲学研究に入らんとする者を、真の意味に於ける哲学的思索、殊にカントの批判的見地に立てる精緻にして厳密なる思索を本質とする理想主義哲学と此哲学の必然的手段たる批判的方法とに導く為めに、現代哲学中最も深邃なる一学派、所謂西南独逸派の代表者たる故ウィンデルバンドの最後の著述『哲学概論』(一九一四年出版)を出来る丈け自分のものとし之れに取捨選択を加へて解説的叙述を試みたのが此の哲学概論である。(宮本和吉『哲学概論』一九一三年、序)

この文章の最後の「試みたのが」というところを「試みたが」とすることは、もちろんできない。文語形で「試みたるが」とすれば、その受けは、どうしても「此の哲学概論なり」としたくなる。そうすれば、この文章は、そっくり文語体の文章になってしまう。結局「の」がこの文章の口語性を決定しているのである。同じ書物から、

【例五】生存能力者の生存――之れは此進化論の意味であり、結果である、只それ丈である。それ以上の総合的認識が此の自明の事実に与へられる様に思ふのは、適者になほ他の意味を加へたからである。それは価値概念であつて、生活能力に関係なしに、イデーや目的や理想に対当する或者の実在を意味する。而かも普通には、生存能力者生存の証明は、此の広い意味に於ける一切の合目的々のものが機械的発達の産物にして且つ生存能力者の自然陶汰を意味することを証明もしたやうに考へられてゐる。けれども之は事実上さうではない、……(同前、一五二頁)

という文章で、「の」と「こと」は、

〔それ以上の総合的認識が此の自明の事実に与へられる様に思ふ〕の

〔此の広い意味に於ける一切の合目的々のものが機械的発達の産物にして且つ生存能力者の自然陶汰を意味する〕

こと

のように、上来の文脈を括弧ででも括るようにして名詞句に固める働きをしている。準体言が、そもそもこういうことをしていたわけだが、思考の筋道が複雑になって来ると、活用語の連体形だけで長い名詞句をまとめることに、すこし無理が出て来るように思われる。少なくとも、受ける側には、名詞句がどこで始まってどこで終るのかわかりにくくなるきらいがある。「の」や「こと」による括りは、括られる範囲をわかりやすくするのに大いに役立っている。それで、私は、「の」や「こと」によるこのような働きを「括り」と呼ぶことにしている。

次の例文は、一九二一(大正一〇)年の書物から取る。

【例六】相対性原理は自然現象の法則そのものの変革ばかりでなく、更に根本的に哲学上特に認識論上の問題に触れねばならなかったのは実に此の為めなのであります。相対性原理は運動の相対性を主張するに始まりて、之をすべての自然現象の場合に徹せしめるがために、遂に空間及び時間の判断が自然現象の法則に依存することを私たちに示したのです。(石原純『相対性原理』一九二一年、五頁)

この文章は、新旧いろいろな形を示していておもしろい。二行目の「の」は、引用の冒頭からそこまでの長い句を括っている。

〔相対性原理は自然現象の法則そのものの変革ばかりでなく、更に根本的に哲学上特に認識論上の問題に触れねばならなかった〕の

という関係になる。傍点を打った「は」は、「が」の方が括られるのに都合のよい形だが、ここでは「は」になっている。筆者としては、

○相対性原理は自然現象の法則そのものの変革ばかりでなく、更に根本的に哲学上特に認識論上の問題に触れねばなりませんでした。

と、一度叙述を完結し、「そのようになったのは……」と起こすような気分であったろうが、長い叙述でも括ることのできる「の」の力が、つい、このように筆を走らせたものだろう。

「主張するに始まりて」という所では、「に」の前に準体言があり、「徹せしめるがために」の所では「が」の前に準体言がある。そしていちばん大事な相対性原理の内容が、

〔空間及び時間の判断が自然現象の法則に依存する〕こと

と、「こと」の括りで示されている。この文は、相対性原理を次のような順序で説明している。

A　(出発点)運動の相対性を主張すること

B　(帰着点)運動の相対性をすべての自然現象の場合に徹せしめること

C　(わかったこと)空間及び時間の判断が自然現象の法則に依存すること

右の説明のための言語形式として、Aには、準体言と「に」の形、Bには、準体言と「が」の形、Cには、「こと」による括りの形が用いられたわけで、AとBには文語の響きが残り、Cは完全な口語表現になった。眼目はもちろんCにある。A・Bの質と量の軽さが文語的準体言を選ばせ、Cの重さが「こと」で括る口語表現を選ばせることになったと見ることはできないであろうか。

四　現代文における括り方の諸相

準体言と括りをめぐって、文語文と口語文とを比較すると、さらにいくつか目立つ事実が見えて来る。以下しばらく福沢諭吉の『文明論之概略』(一八七五(明治八)年)の文章を例に引く。

○勇を振て我思ふ所の説を吐く可し

○本書全編に論ずる所の利害得失は……

○此二洲の趣をして互に相懸隔せしむる所のものを求めなば必ず一種無形の物あるを発明す可し

○凡そ事物の便不便は其ためにする所の目的を定るに非ざれば之を決し難し

右の例は、いずれも、活用語の連体形に「所の」がつき、その下に体言が来る形になっている。これを見ると、中年以上の読者は、おそらく、少年時代に英文の関係代名詞(who, which など)を訳した時のことを思い出されるのではなかろうか。私などは、こういう「所の」は、そういう外国語を訳すための特別仕立てのことばなのかと思っていたが、どうやらそうではなく、元来の日本文にある言い方であるようだ。

今はこういう言い方をしなくなったから、若い人に who や which を見せても、「所の」ということばは思い浮かばないだろう。今はどういうか。「所の」を取り除いて上の連体形と下の名詞を直接結びつければよい。「我思ふ説」「全編に論ずる利害得失」「相懸隔せしむるもの」「其ためにする目的」でいいわけだ。

では、こういう「所の」は文語文の中でどういう役割を果していたのか。形式名詞の「所」が括りの働きをして名詞句を作り、その名詞句が「の」で下の体言に結ばれて「AのB」という新たな名詞句になっている。一回一回念を押しながら細かいステップを踏んで名詞句を組み上げげて行く手法というべきだろう。

こういう「所の」が、現代においてどうして用いられなくなったのか、私にはわからないが、理由は知らず、「ところ」という形式名詞は、今では「こと」や「の」に比べて硬い響きをもつようになっている。

○それは私の与り知らないところだ。

という言い方は、

○そは我が関知せざる所なり。

というのに近く、

○それは私の与り知らないことだ。

準体言と括りに関連して、さらに次の例文を見られたい。

よりも文語臭く聞える。

【例七】開闢草昧の世には、人民皆事物の理に暗くして外形のみに畏服するものなれば、之を御するの法も亦自から其趣意に従て、或は理外の威光を用ひざるを得ず。之を政府の虚威と云ふ。固より其時代の民心を維持するには止むを得ざるの権道にして、人民のためを謀れば同類相食むの禽獣世界を脱して漸く従順の初歩を学ぶものなれば、之を咎む可きには非ざれども、人類の天性に於て権力を有する者は自から其権力に溺れて私を恣にするの通弊を免れず。（福沢諭吉『文明論の概略』巻之一）

この文章では注目したいことが二つある。一つは、文語文から口語文にそのまま引きつがれた括りの形式で、括ることばはここでは、形式名詞の「もの」である。

〔開闢草昧の世には、人民皆事物の理に暗くして外形のみに畏服する〕もの

〔同類相食むの禽獣世界を脱して漸く従順の初歩を学ぶ〕もの

のような括りが成立していると思うが、括られる範囲には違う解釈をする余地もある。特に前の例は、「人民」から括られ始めるとも見られ、また、「事物」から括られ始めるとも見られる。さらにまた「外形」からだとさえ見られる可能性がある。

このように括りの上限があいまいになるのは決して珍しいことではなく、むしろ、極めて起りやすいことである。それは、括ることばがその形式性のゆえに独立性を失い、述語の判断辞の部分を担当するようになる傾向があるためである。「もの」が直前にある用言「畏服する」や「学ぶ」に、「そうなることが一般的傾向なのだ」という判断、さらに一歩進んで、「だからそうすべきなのだ」という価値づけ判断を加える判断辞として働くことになるので、

○親の言うことはすなおに聞くものだ。

という文は、「聞くものだ」という述語をもち、「聞く」がいわゆる叙述の部分で意味を提示し、「ものだ」がいわゆる陳述の部分で、話者の判断のしかたや態度を表わすと考えられる。「聞くものだ」は「聞くべきだ」「聞きなさい」「聞け」などに並ぶ叙述の形式だと見られる。こうなれば、もはや「もの」の括りの働きは放棄されているので、括りの上限などは問題の外となる。文末が「ものだ」になる場合には、多かれ少なかれこういうことが発生するので、括りの上限があいまいになりやすいわけである。このような現象は文語にも口語にもまったく共通している。

もう一つ注目したいのは、次の言い方である。

○之を御するの法

○其時代の民心を維持するには止むを得ざるの権道

○自から其権力に溺れて私を恣にするの通弊

これは、準体言に格助詞の「の」がついて体言へと連なる形式である。この語法は本居宣長が『古事記伝』の「訓法の事」で、漢籍読みのくせの移ったものと指摘したように、元来の日本語にはなかったものであろうが、現代語ではまた使われなくなった。「之を御するの法」と「之を御する法」とでは、句の構造がちがう。「の」がある場合の「之を御する」は準体言の名詞句だが、「の」がない場合のそれは、連体修飾の句である。準体言が衰退して、名詞句は名詞でとどめるようになったのが現代語だというその傾向がここにも現れているわけである。

右の語法で、「の」を省いて、連体形を直ちに名詞につなげてすますのは確かに手っ取り早い方法ではあるが、それが「の」のある言い方よりも利点のある言い方だといえるかどうかはわからない。というのは、上の準体言と下の体言とで一種の役割分担をしていたものが、両者をじかにつなぐことによって、全体がごっちゃになり、構造があいまいになるおそれがあるからである。そこで、文語の準体言は現代語では準体助詞「の」か形式名詞による括りに変

るという原則を思い出し、格助詞の「の」を省くのとは反対に、準体言と「の」との間に括りのことばを挿入するという処置を考えてみる。すると、先の三例は、

○之を御するための法

○其時代の民心を維持するには止むを得ざる所の権道

○自ら其権力に溺れて私を恣にすることの通弊

のようになる。それぞれに「ため」「ところ」「こと」という形式名詞を入れてみたのである。

○その「法」があるのは「之を御するため」だ。

○民心を維持するのにそのような「権道」を用いるのは「止むを得ざる所」だ。

○「通弊」なるものの内容は「自から其権力に溺れて私を恣にすること」だ。

のような関係がこれによってはっきりして来る。概念間の関係を明断にするところに一つの現代語らしさがあるとすれば、この処置にも意味があるだろう。

今、同じ書物の巻一の二〇頁ほどの中からこの言い方を抜き出し、形式名詞の補い案を、下の括弧内に示してみると、次のようになる。

○之を悦ばざるの心（さま）

○これを悦ばざるの理（こと）

○之を悪むの源因（こと）

○之に接するの法（ため）

○軽率に流るゝの患（こと）

○相親しむの情（ほど）

○心に思ふ所を言行に発露するの機会（とき）
○思はざるの甚しきもの（さま・こと）
○これを愚人として世間に歯ひせしめざるの勢（ほど）
○双方帰する所を一にするの時（こと・とき）
○議論の本位を同ふするの日（こと・とき）
○之に達するの方法（ため）
○欺く可らざるの確証（ほど）
○不審を正すの勇（ほど）
○未だ文明を見ざるの間（とき）
○帰するの所（ほど）
○境を接するの地（ところ）
○天下の人心を一変するの端（こと・ため）
○文明を求るの順序（ため）

補うことばには、適切かどうか疑問に思われるものもあって、完全に自信をもって提出するわけではないが、一応こういう見方は成り立つであろう。

『文明論之概略』からばかり例を引いたが、この言い方は明治の文語文には極めて一般的なものであった。

【例八】板倉周防守重宗、蕃山ニ向ヒ、子ハ、明君ニ仕ヘテ、言フ所聴カレ、謀ル所用ヒラル、千載得ガタキノ値遇ナリ。然レトモ子、其終リヲ善クセント思ハヾ、速ニ退隠シテ、再ビ世事ヲ言フコト勿レ。是レ功成リ身退クノ時ナリト云ヒシカバ、蕃山、深ク是ヲ謝シテ去レリ。（文部省『高等小学読本巻之七』「熊沢蕃山ノ伝」、一八八七〈明

治二〇)年)

この例など、まったく「ノ」がなくてもよさそうなものだが、やはり

○千載得ガタキホドノ値遇

○功成リ身退クコトノ時

のような固めの働きを準体言がしていることの意味は、理解できるのである。

ここに見て来た現象が、極めて近い文脈の中でいろいろな断面を見せている例があるので、もう二つ、引いてみよう。

【例九】永禄五年ニ、明ノ商船、始テ長崎、五島、平戸等ニ来リテ貿易ス。是ヲ支那人ノ、長崎ニテ、通商スル始メト為ス。……天文年間ニ、葡萄牙人三人、支那人ト共ニ種子島ニ来リ、貿易ヲ乞ヒ、且手銃一梃ヲ島主時堯(トキタカ)ニ贈リ、火薬製造法ヲ伝ヘタリシカバ、時堯大ニ喜ビ、銀一千両ヲ報酬セリト云ヘリ。是レ鉄砲伝来ノ始メナリ。其時、豊後ノ国主、大友宗麟ハ、是ヲ聞キ、使者ヲ種子島ニ遣リ、其一人ヲ聘シ、火薬製造ノ方法ヲ研究セリ。是ニ由テ、宗麟ハ、葡萄牙人ニ、豊後ニ来リテ交易スルコトヲ許シタリト云ヒ伝ヘタリ。是レ欧羅巴人ト交易スルノ始メナリ。(文部省『高等小学読本巻之一』「長崎」、一八八七(明治二〇)年)

【例一〇】蓋造化ノ妙機自一定ノ法則アルヲ以テ深ク之ヲ考究セハ則チ得ヘシ、而シテ之ヲ知ルニ二法アリ即経験ト試験トニシテ経験ハ物ノ自然ニ変化運動ヲ現ハスノ状ヲ見テ其理ヲ考フルヲ曰ヒ、試験ハ人力ヲ以テ物ニ変化運動ヲ起サシメ其理ヲ究ムルヲ曰フ、例ヘハ熟菓ノ墜ルヲ見テ空中ノ物皆地面ニ落ル実証ヲ得ルカ如キ是経験ナリ、又空中ノ物必ス皆地面ニ落ルヤ否ヤ其理ヲ知ラムト欲シ、試ニ一物ヲ取リ之ヲ手中ヨリ放チ以テ其確証ヲ得ルカ如キ是レ試験ナリ、数々此両験ヲ積ミ得ル所ノ証相同シキトキハ即チ造化ノ法則タルヲ知ル、是レ物理ヲ窮ムルノ大要ナリ、(片山淳吉『改正増補物理階梯』「総論」、一八七六(明治九)年)

二つの例文において傍点を施したところを抜き出してみると、

①支那人ノ、長崎ニテ通商スル始メ
②鉄砲伝来ノ始メ
③欧羅巴人ト交易スルノ始メ
④物ノ自然ニ変化運動ヲ現ハスノ状
⑤空中ノ物皆地面ニ落ル実証
⑥得ル所ノ証

で、これまでに見て来た形がそろっている。

これらは、今日流にいえば、いずれも(四)の形に統一できるわけで、そうすれば、

②鉄砲が伝来する始め
③欧羅巴人と交易する始め
④物が自然に変化運動を現わす状(さま)
⑥得る証(あかし)
⑤空中の物が皆地面に落ちる実証
①支那人が長崎で通商する始め

のような言い方になる。しかし、括りの機能を生かした言い方にすれば、

②鉄砲が伝来することの始め
③欧羅巴人と交易することの始め
④物が自然に変化運動を現わすときの状(さま)
⑥得るところの証(あかし)
①支那人が長崎で通商することの始め
⑤空中の物が皆地面に落ちることの実証

のようになるわけで、正確な表現という点では、こちらの方がまさっていると見たい。

さて、「現代の文体」と題しながら、これまで例に引いた文章は、ほとんどすべて明治・大正の、文語まじりの口語文か純粋文語文かであったが、それは、それらとの比較において現代語の文章の特徴を見たいためであった。そして、準体言から、準体助詞・形式名詞による括りの形式へと転じて行く傾向を見た。

次に、この傾向に連なる現象として、現代語における形式名詞の範囲拡大の現象について考えてみたい。

現在の新聞記事から、いたって平凡な、毎日見ている感じの文章を引用してみる(文に番号を付す)。

【例一一】①自民党は十七日午前十一時から開院式、同午後一時から三木首相の所信表明など政府演説を行い、これに対する各党代表質問を衆院は二十一―二十一日、参院は二十一―二十二日にそれぞれ行う構えである。②しかし、野党側は慣例を無視して政府が一方的に臨時国会召集を決めたとして態度を硬化しており、開会式が十七日行われるかどうか微妙なほか政府演説も来週にずれ込む可能性があり冒頭から荒れ模様。③特に、野党各党はロッキード問題調査特別委員会をはじめ各委員会で事件の徹底究明を迫るとともにいわゆる〝灰色高官〟の公表を要求、さらには七ヵ月余りにわたって政官財界を揺るがし、政治不信と国政の渋滞を招いた政府・与党の責任を徹底追及する方針。④このような情勢から、政府・自民党が緊急課題とする財政法特例法案をはじめ国鉄運賃および電報電話両値上げ法案の実質審議はさらに遅れる見通しである。⑤これら三懸案については野党側は反対の姿勢を取っており、特に値上げは総選挙を控えて断固阻止する構えを変えていない。⑥このため財特法案が成立するのは早くて十月中旬以後になり、国鉄、電電値上げ法案成立は困難とみられている。⑦一方、自民党は党内抗争収拾の過程で十月に臨時党大会を開いて「総選挙の態勢を整備する」ことを決めているが財特法案成立後の十月末ごろになる見込みである。⑧反三木陣営では臨時党大会で政局転換を行う含みとして、これを受け止めており、三木退陣による新体制での総選挙を目ざしている。⑨これに対して、三木支持陣営では、三木総裁(首相)の手で衆院解散―総選挙に持ち込むための「総選挙態勢整備」と受け取っている。⑩このため、党大会に向けて政権抗争が再燃するのは避けられない情勢であり、このような党内情勢が国会審議に反映、審議が行き詰まった場合には、早期解散となる事態も予想される。(『日本経済新聞』一九七六年九月一六日、朝刊一面)

以上、「臨時国会きょう召集」という見出しのついた記事の後半、三分の二を引用した。この文章には、傍点を施

した語が一〇語あり、文の数も一〇である。ゆえに、一文に、平均してちょうど一つずつ傍点の語があるわけであり、実際、ほとんどそのようになっている。傍点の語を含まないのは、第⑥文と第⑨文とだけであり、そのかわり第⑩文は傍点の語が三つある。あとは、一文が一つずつ傍点の語を含んでいる。各文の傍点語を列挙すると、

①構え　②可能性　③方針　④見通し　⑤構え　⑦見込み　⑧含み　⑩情勢、場合、事態

となっている。

右の諸語は、新聞の政治欄あたりでは、極めてよく用いられるもので、記事の中での用いられ方にも、一つの決まった型があるように見受けられる。この記事でも、その型がよく出ている。

これらの諸語が文のどういう位置で用いられているかを見ると、多くの場合、文末に近い所で用いられている。例えば第①文では、文頭が「自民党は……」で起され、文末は「……構えである。」と閉じられる。その間に、かなり

長い文句がはさまっているが、それらは結局「構え」という名詞にかかる修飾語になっている。この文の構造は前頁のように図解することができる。

政府与党である自民党が今国会にどういう予定で臨んでいるかを述べた文で、行おうとしていることが三つある。「開院式」と「政府演説」と「各党代表質問」とである。事柄としては、この三つが並ぶが、述べ方の形式としては、開院式と政府演説とを、ともに十七日の行事として一括してかかげ、各党代表演説を、二十日以後の行事として、これに対立させて示している。「行う」という動詞を二回使って述べているように、二種の行事が並ぶ形にしてある。

右の構文を骨組みだけにして示すと、

となる。

同性格のものが二つ並んでいるのを合わせて一本と扱うならば、まず、

自民党 は
イツ から ナニ を 行い
ナニ を イツ に 行う
構え である。

となり、さらに、

自民党 は ｛イツ ナニ を行う｝ 構え である。

となる。

この種の文においては、情報上の主眼点が二つに分れる。一つは、トピックとか情報内容とかいうにふさわしいもので、その要素を「イツ」「ナニ」「ドコ」「ダレ」「ドウダ」「ドウスル」のような疑問詞に抽象することができるという性格をもつ。もう一つの主眼点は、トピックをとらえた情報提供者が、事実の確かさをどう判定したか、事実の見方やとらえ方をどう示しているかということにかかわる。第一の主眼点をトピックと呼び、第二の主眼点をモードと呼ぶことにしよう。

今問題にしている第①文において、トピック上の主眼は、十七日午前午後に開院式と政府演説とがあり二十日以後衆参両院で各党代表質問があることであり、モード上の主眼は、それが、既成の事実でも確定した予定でもなく、自民党の「構え」の中のことであるに過ぎない点にある。だから、野党の方は、これに対して、別の行き方で、政府、与党に対抗し、自民党の「構え」の内容実現を阻止することを「方針」とする。そのことが第③文で示される。第③文のトピック主眼は、

野党各党が

(1)委員会で事件の徹底究明を政府に迫ること

(2)〃灰色高官〃の公表を要求すること

(3)政府・与党の政治責任を追究すること

の三つであり、モード主眼は、右のトピック内容が、野党の「方針」の中の存在であることである。「方針」の一語がこの文の文末にある。

「構え」と「方針」は似たようなことばだから、この場合、与野党の態度のどちらにそのことばを用いても構わない。第⑤文では、国鉄等の値上げ法案成立を阻止することが、野党の「構え」の内容として示される。政府・与党と野党との「方針」や「構え」のぶつかり合う所に現実の事実が生れて行くわけで、それを第三者が見て、「見通し」や「見込み」を立てる。これらのことばが文末に位置して、モード上の主眼として述べられる第④文、第⑦文では、

○財政法特例法案や国鉄等の値上げ法案の審議がさらに遅れること

○自民党の臨時党大会が十月末ごろになること

が、トピック上の主眼としてそれまでに示される。

右のように、傍点を打って示したことばの多くが文末近くに位置していることは、それらが各文において、モード表示の役を果すべく、トピック提示のあとを受けて、そこまでの情報内容全体を、ある態度でおおう働きをしていることの表われである。

①自民党は……行う構えである。

②政府演説も……ずれ込む可能性があり、

③野党各党は……追究する方針。

④実質審議は……遅れる見通しである。

⑦(主語なし)……十月末ごろになる見込みである。

⑩再燃するのは避けられない情勢であり、

などの文において、傍点の語は、述語を構成する要素と見ることができる。本来の構文においては、これらの語は、述語の中のものではなかったであろう。少なくとも、第②文のような「……可能性がある」という言い方において、

「可能性」が、述語ではなくて、主語を構成する形になっていることは、だれの目にも明らかだ。しかし、それはまったく形骸化した主語で、「……ことができる」の「こと」を、今日だれも主語と思わないのと同じに、この場合の「可能性」が、もはや、実質的に主語ではなく、述語の判断形式を表わす部分になっていることもまた事実であろう。

すなわち、

○政府演説も来週にずれ込む可能性がある。

という文において、「政府演説も」が主語、「来週にずれ込む可能性がある」が述語であるが、述語のうち、前半の「来週にずれ込む」までは、トピック提示の働きを担当し、主語といっしょになって「政府演説が来週にずれ込む」という、この文におけるトピック主眼を提示しおわる。「可能性」はモード上の主眼を表わして全体を包み、「——も……可能性がある。」で、いわゆる陳述が完成し、「政府演説が来週にずれ込むということもあり得るのだ。」という気分をこめた叙述ができあがるわけである。

「構え」「方針」「見通し」「見込み」「可能性」「情勢」などの語が述語のモード表示の働きをし、それゆえ、述語の判断辞部分に相当する立場に立つことを見た。

さきに、準体助詞の「の」、形式名詞の「こと」「もの」「とき」「ため」「ほど」「さま」などが「括り」の働きをして、文語の準体言の代りをしている事実について述べた。そのおり、例七の文章において、形式名詞「もの」を例にして、括りの形式名詞が述語の判断辞部分に繰り入れられる現象を指摘した。

今、「構え」以下の名詞が文のモード叙述に使われ、それゆえ、述語判断辞相当に働くことを考えると、そこから、これらの語が形式名詞に近い性質をもつのではないかという推測が生れて来る。その推測は成り立つ。なぜなら、例一一で傍点を打たれた「構え」から「事態」まで、九語一〇例は、いずれも、確かに「括り」の働きをしているからである。

活用語の連体修飾において、修飾語と被修飾語との間の関係には、少なくとも二種類あることが知られている。一つは、

庭に咲く花←その花が庭に咲く
前に読んだ本←その本を前に読んだ
昨日会った人←その人に昨日会った

のように、被修飾語が修飾句の中に格関係をもって位置づくもの。もう一つは、そういう関係が成り立たないもので、

東京に大地震がある噂
偉人の子が偉人にならぬ事実

のようなもの。この場合には、修飾語と被修飾語との間に「との」か「という」を入れても表現内容に変化が来ない。

東京に大地震があるとの噂
偉人の子が偉人にならぬという事実

のように。

被修飾語が、それを修飾する用言に対して、主格、目的格、補格その他の格関係をもつということは、それらの被修飾語が修飾する用言に対して、必要な成分を補充する立場にあることを意味する。咲く主体がなければ「咲く」行為はあり得ないのだから、「花」が主格として「咲く」の必要成分を補充している。「読む」「会う」も、対象や相手がなければ、その行為があり得ないから、「本」や「人」が、いわゆる目的格や補格という形でそれら用言の必要成分を補充している。ところが、「東京に大地震がある」の「ある」や「偉人の子が偉人にならぬ」の「ならぬ」(「なる」)は、それぞれ、「噂」や「事実」を、主語にも、目的語にも、補語にもしていない。「東京に大地震がある」とか「偉人の子が偉人にならぬ」とかの情報を、全体として別の抽象次元でとらえるとき「噂」とか「事実」とかのことばが

出て来るのだから、それらの名詞を「その」で指定して「その噂」「その事実」といえば、それらは、「ある」や「ならぬ(なる)」の意味を格で補充して完成させるというようなものではなく、それぞれ、「東京に大地震がある」「偉人の子が偉人にならぬ」という叙述に対してまったく等価の存在になっている。「その花」と「庭に咲く」とは決して等価ではありえない。同様、「その本」「その人」も、「前に読んだ」「昨日会った」に対して等価ではない。

右のように、修飾語と被修飾語との関係に二種類を区別し、格関係のあるものを第一種の修飾、格関係なく別次元等価の関係にあるものを第二種の修飾と呼ぶとすれば、第二種の修飾における被修飾語は、準体助詞や形式名詞がする括りの働きと非常によく似た働きをしているのである。

その人に昨日会ったことを思い出した。

という文で、形式名詞「こと」は「その人に昨日会った」という修飾句の被修飾語の位置に立つことによって、修飾句の叙述内容を括っているが、この場合、「そのこと」と「その人に昨日会った」とは、やはり、別次元等価の関係にあり、「東京に大地震がある」と「その噂」の関係と、その点では同じである。

「噂」「事実」などのことばは、それぞれ辞書的に解説できる意味をもっているから、「こと」や「もの」とちがって、形式名詞ではない。しかし、語法上の働きにおいて、形式名詞と同じ括りの働きをすることがあることが、右の例でわかる。

例一一の文章で、とかく、各文の文末近くにあった「構え」「可能性」「方針」等の語は、

①自民党は〔十七日午前十一時から開院式、……それぞれ行う〕(との)構えである。

②政府演説も〔来週にずれ込む〕(という)可能性があり

③野党各党は〔……各委員会で事件の徹底究明を迫るとともに……与党の責任を徹底追究する〕(という)方針。

④……法案の実質審議は〔さらに遅れる〕(という)見通しである。

⑥野党側は……〔特に値上げは……断固阻止する〕(という)構えを変えていない。
⑦……〔財特法案成立後の十月末ごろになる〕(との)見込みである。
⑧反三木陣営では〔臨時党大会で政局転換を行う〕(という)含みとして、
⑩(1)〔党大会に向けて政権抗争が再燃するのは避けられない〕(という)情勢であり、
(2)〔このような党内情勢が国会審議に反映、審議が行き詰まった〕(という)場合には
(3)〔早期解散となる〕(という)事態も予想される。

と、一〇例とも、第二種の修飾関係を構成し、被修飾語が修飾句に対して括りことばの役目を果している。仮りにこれらを文語の文章に翻訳すれば、

①……行うの構えなり。
②来週にずれ込むの可能性あり。
③徹底追及するの方針。
④さらに遅るるの見通しなり。
⑤断固阻止するの構えを……
⑦十月末ごろになるの見込みなり。
⑧政局転換を行うの含みとして、……
⑩(1)再燃するは避け得ざるの情勢にして、
(2)審議が行き詰りたるの場合には、
(3)早期解散となるの事態も予想せらる。

のように、準体言と「の」との形を考えることができる。

以上、はなはだくどい叙述を連ねて来たが、これらの例を通し、現代語において、準体言がいちじるしく使用の幅をせまくする一方、準体助詞または形式名詞による括りが使用の幅をひろげて来た、その傾向と軌を一にして、形式名詞ならぬ一般の実質名詞の中にも、括り的な用法が進出して来た事実を認めることができるだろう。

そして、このような一般名詞の括り用法は、それらが、多く、文のモード表示に使われることと、かなり表裏一体の関係をなしていることに注目しなければならない。

文のモード表示ということは、文における辞(主に助詞・助動詞)の働きと、密接にかかわる。時枝誠記の文法学説においては、語は詞と辞とに二分され、詞が概念化の過程を含むのに対して、辞は概念化の過程を含まず、もっぱら表現主体の態度を直接に表わすものとされた。

本稿において、文の表現の主眼点をトピック性のものとモード性のものとに分けたのは、時枝の詞・辞二分の考え方に大いに通うものだが、同じことを言っているのではない。

自民党は、十七日午前開院式を行う構えである。

という文において、「構え」は、開院式を行うという行為をする者、すなわち自民党の態度を表わしてはいるが、この文を提出した表現者(この場合、ある記者)の態度を表わしてはいない。「構え」は詞であって、辞ではない。しかし、括りことばの働きをし、述語のモード表現に参与して、判断辞に相等する役割を分担する。

さきに見たように、この記事には、自民党側からの見方、野党側からの見方、第三者からの見方と、三様の見方があり、早いテンポで、それらが交替し合うように、記者がコントロールしている。それゆえ、情報の出所ごとに、その側から見る態度表示が現れ、モード表現がなされるわけである。このような文章を情報型の文章と呼ぶことができないであろうか。そして、そこに、現代の一つの文体を見ることができはしないかと思うのである。

五 現代文章の多レベル性

新聞の文章を読んでいると、文章の中に、いろいろなレベルが混み入って存在することに気づく。その中には、文章あるところには常にあるような、昔ながらのレベル設定もあり、今日のマスコミュニケーションの文章が生み出したと思われる現代的なレベル設定もあるが、どちらにしろ、文章の流れの中に、一筋縄ではいかない複数の表現レベルが設定され、読者の頭の中で、随時レベル変換が行われて、理解が進んで行く。そういう例を、気づくままに提出し、順不同で考えて行ってみよう。

【例一二】▽長野県の木曾御岳山のふもとに全国でも最後まで残っていた上松運輸営林署の森林鉄道が、ついに廃止され、三十日「さよなら列車」が山あいをくだった。

▽最終列車の小さな客車を引いたのは大正十二年の開通から戦後間もなくまで活躍した「ボールドウイン」蒸気機関車。玉ねぎ型の煙突から煙をはくと、沿線は五十余年間の「足」に別れを惜しむ住民とSLファンでいっぱい。

▽時速一五キロほどのゆっくり運転。沿線住民が総出で手を振っているところでは何度もピーポ、ピーポ。新緑がまばゆい木曾谷に別れの汽笛が流れた。(『朝日新聞』「青鉛筆」、一九七五年五月三一日)

新聞記事は、文章に、見出しをつきものにした。新聞から発展して、週刊誌の記事なども、見出しで勝負する性格をもっている。週刊誌は新聞よりも興味本位に作られることが多いから、見出しだけはセンセーショナルでおもしろそうでも、中の記事は、案外平凡でおもしろくないということが、よくある。これは、見出しが本文とは別レベルにあり、ひとり立ちして歩くものであることを、皮肉にも端的に示している。

見出しにも、横見出しあり、縦見出しあり。字形や字の大きさに自由な変化あり、主見出し・副見出しの別あり等、いろいろ、持ち場の区別があって、おのずから、見出しの文法が作り出されている。

新聞の見出しが文章に逆三角形型(逆ピラミッド型とも)をもたらした事情は、あまりによく知られているので、ここでは、もはや言及しない。ここで言いたいのは、この逆三角形型が、見出しのない文章にも、それに準ずる型の構成を作り出していることである。

例一二は『朝日新聞』の「青鉛筆」欄の文章。『毎日新聞』なら「雑記帳」、『読売新聞』なら「いずみ」と、各紙ともこの種の見出しのない記事を、社会面の下の方に備えている。あまり深刻でない軽い記事が当てられるようだが、内容はともあれ、これらの記事に、見出し時代の見出しなし記事の型ができていることがおもしろい。

全体が三段に分れている。第一段は見出しに当たり、記事全体の焦点化がなされる。第二段、第三段は必要情報の補充をするが、第二段が知識的・説明的な補充であるのに対して、第三段は描写的であり、情感的要素をも補充している。逆三角形型記事というのは、見出しで焦点化し、リードで知的に要約し、本文で詳細に叙述するという順序をとるものであるから、この「さよなら列車」の記事は、見出しがなくても、見出しがあるのとまったく同じ構造に出来ているわけである。

元来、叙事的な文章というものは、昔の叙事詩や物語がそうであったように、描かれる対象である事件の発生順序に従って、実況放送のように述べて行くものである。そういう文章では、叙述の流れは、いつも叙述対象の変化や移動や推移に沿って行くから、述べ方に変化があるとすれば、それは対象界の変化の結果がそうさせるわけである。

これに反し、逆三角形型の記事文章において、初め・中・終りによって叙述法を変えるのは、叙述対象の状況に従ってのことではない。ソシュールとその訳者小林英夫との「能記」「所記」ということばをここに応用するなら、叙述対象は所記、叙述形式は能記である。逆三角形型文章で、位置により叙述法を変えるのは、いわば、能記レベルの

中に設けられた「見出し層」「リード層」「本文層」の三層に叙法のスイッチきりかえをしていることである。
所記側の条件の変化に従って叙法・筆法が変るというのは、例えば、悲しい事件を叙する時は沈んだ調子になり、楽しい事件を叙する時は軽快な調子になるとか、事の起りだから状況や背景を説明し、クライマックスにさしかかったから、主人公の一挙一動をありありと描くというようなことで、これは、古来、文章の中で伝統的に行われて来たことである。このような叙法の変調は、文章技法上極めて大切なことであるが、これは、元来は、語り手の呼吸が自然に変化して抑揚起伏することに端を発しているので、作意的というよりは自然発生的なものに属するであろう。
能記側の条件変化に伴う叙法の変化の方は、能記形態に変化を与えることを文章制作者が発明して、作意的にしていることである。文章の情報化の一方法として、新聞時代の早い段階に発明された技法である、見出し・リードのある文章の逆三角形性については今さら言う必要はないのだが、それが見出しのない文章にも範囲をひろげていることについて、一言言及しておきたかった。

【例一三】

〃光化学〃農作物被害広がる
〃強いはず〃の稲にも
野菜19種類に斑、壊死
関東1都6県調査

光化学スモッグによる植物被害は関東地方全域に広がっており、一部では稲の葉にも被害が発生していることが二十八日、関東地方公害対策推進本部大気汚染部会(関東の一都六県で組織、会長・美濃部都知事)がまとめた四十九年度の「光化学スモッグ植物影響調査」で明らかになった。昨年の夏、関東全域にわたってサトイモ、ネギ、稲など二十五種の野菜類を中心に調べたもので、キャベツや小豆など大気汚染に強い植物を除いて、十九種類の

野菜に葉の漂白斑や、ネクロシス(壊死＝えし)などの被害症状が出ていた。光化学スモッグによる植物被害は、今春まとまった「アサガオによる光化学スモッグ全国調査」(四十七都道府県、読売新聞社主催)でも全国的に認められたが、今回の調査では、それが農作物までむしばんでいることが改めて浮きぼりにされた。(『読売新聞』、一九七五年五月二九日)

右は、その記事の見出しとリードだけを引用したものであるが、この中にも、いくつかの「レベル」が顔を出している。

まず、見出しの中に二箇所、〝　〟によるかこみがある。同じ引用符号が使われているが、互いに意味がちがう。〝光化学〟は、「光化学スモッグ」の省略であるが、省略表現を引用符号でかこむという慣習があるわけではないから、これは、直接に省略を示しているのではあるまい。元来、ここにこういう省略表現を用いたのは、必ずしも見出しのスペースを惜しむためばかりではない。世間一般でも、「光化学スモッグ」を単に「光化学」と呼ぶ習慣がすでにできているから、その世間常識を利用し、その地盤に立って、こういう省略表現を用いているわけで、この引用符号は、そういう世間常識のレベルに立つことを表示しているものと思う。「いわゆる」と言ってはよそよそしすぎるくらいのもので、「例の」「ご存じ……」というようなところだろう。同じころ、五月三一日の『毎日新聞』社会面には、

暴れ出した〝光化学〟
女高生ら意識失う
三日連続注意報　町田で四人入院

という記事があった。これらを見出しで「光化学スモッグ」と書く必要はまったくなかったのである。

何年か前に、テレビのコマーシャルで「男は黙ってサッポロビール」というのがあった。これが極めて流布したあと、後半が略されて、「男は黙って」のあとをウィンクしてすますように変った。お互い共通理解のレベルが出来る

と、そこは言わないで通じさせる方が深い理解になる。私たちは、よく、ことわざをそのように使って「地獄の沙汰も何とやら」とか、「先立つものがないから……」のような言い方をする。その方が相手にピンと来る度合が高いのである。〃光化学〃の〃 〃は、発信者と受信者の間に出来ているツーカー理解レベルへの依存を示している。

〃強いはず〃の引用符号は、もっと普通の使い方で、記者以外のだれかがこう言っていることを示す。だれが言ったのかは、引用したリードまではわからない。本文中に「大気汚染には強いと思われていた稲にまで光化学スモッグの被害が及んでいることが初めて確認された。」とあるのがもとであるから、そこでも、特定のだれかが言ったというようなことではなく、その方面での常識として紹介されているのだろう。ここの引用符号の意味は、「例の」や「ご存じ……」ではなく、「……といわれる」である。尋常に「その筋」の情報源を設定し、そのレベルへ持って行くので、これも、レベルのきりかえだという点では〃光化学〃の場合と同じであるが、きりかえ先のレベル所在が〃光化学〃の場合の「世間常識」とは違って、「専門家筋」とでもいうべきものになっている。

次は、すこし性質のちがうレベルについて考えよう。見出しからリードに進み、その第一文をご覧願いたい。その文は、

（ナニ1）
［光化学スモッグによる植物被害は関東地方全域に広がっており、一部では稲の葉にも被害が発生している］［こと］が
（イツ）
［二十八日］
（ナニ2）
［関東地方公害対策推進本部大気汚染部会がまとめた四十九年度の「光化学スモッグ植物影響調査」］で明らかになった。

という形をしている。主語である「ナニ1」は形式名詞「こと」で括られる名詞句で、構文を骨だけで示すと、

［ナニ1］が［イツ］［ナニ2］で明らかになった。

となる。これだけ見ていると、いかにも、こうでなければならないように見えるが、ここで述べられた事実を、言語化以前の、現実世界での出来事として見ると、「ナニ2」の中に、行動の主体である「関東地方公害対策推進本部大気汚染部会」が含まれているのだから、この行動主体を主語に据えて、

ダレ が イツ ナニ をした。

という表現形式を考えてもいいわけである。そのようにすれば、

のようになる。この「ダレが」は、「ダレは」の形にした方が一層自然かも知れない。人間社会での出来事のとらえ方としては、「ナニ1」を主語にした、前の言い方よりも、「ダレ」を主語にしたこちらの言い方のほうが、むしろ基本ではあるまいか。それが、この新聞記事ではそうならないで、明らかにされた情報内容の方が主語になって出て来たのは、新聞制作者の方で、読者が知りたいのは「だれが何をしたか」という事実の構造ではなくて、だれが何かをしたことから「何がわかったのか」という情報内容だと判断を下したことによる。

作文に当って、このような判断が働くのは、この文章が新聞記事の中のものであり、かつ、問題の文がリードの冒頭文に当たるからである。ものを知りたがっている読者に早く必要な情報を届けたいところから、表現の焦点が「わかったこと」の内容に置かれ、その結果、その部分が文の冒頭部に立つことになったのであろう。

ここに「レベル」という用語を使うのは、あまり適切ではないかも知れないが、表現モードの上に、通常レベルと

焦点化レベルとの二層を設定し、その間にレベル変換がなされるものと想定してみたい。

また一つ、別のレベルを考える。今の構文図では書くのを省略したが、記事の中では、「関東地方公害対策推進本部大気汚染部会」という長い漢語の下に括弧があり、「関東の一都六県で組織、会長・美濃部都知事」という補注文句がその中に記されている。これは、今の新聞記事で慣例となっていることで、何々審議会とか何々委員会とかの公的機関に言及するときは、そのあとに括弧をつけ、会長名を、例えば、

第十二期国語審議会(福島慎太郎会長)は……

のように書き入れることになっている。このような括弧内注記は、一般の文章でもよく行われるものだが、これは、文章の流れに、表面を行く本流のほかに、もう一つ、傍流、あるいは潜流を作ることである。これを「レベル」としてとらえることは、少しも不自然ではあるまい。この種の傍流レベル表現は、括弧で表わされるばかりではない。例えば、清貧で知られた阿部真之助氏の遺産二億四〇〇〇万円が育英事業に寄付されたという記事で、

なぜ、阿部氏がこうした巨額の遺産を残していたかについて阿部氏のオイ、阿部幸男氏(五六)=世田谷区北烏山一の四の六、明和女子短大講師=は「叔父は……」と言っている。(『毎日新聞』、一九七五年五月三一日)

のような書き方がなされる。人名のあとに、住所と職業が、符号=でかこんで注記される。括弧と同じ傍流レベル表示記号である。このような傍流レベルのきりかえは、話しことばでもよく行なわれる。そんな所は、声を一段落して平坦な口調で述べられるのが普通である。

最後にもう一つ例文を示す。

【例一四】延長国会に入って三日目の二十八日午前、前尾衆議院議長が突然、聖路加病院に入院の知らせ。高血圧と糖尿病を抱えての人間ドック入りだが、よわい七十を前に、「斗酒なお辞せず」の豪快な飲みっぷりがやまない議長の健康を案じて、夫人や秘書が「佐藤さんのこともあります」と説得、「入院したら食事がまずくなるし、

酒も……」と渋る議長を〝強制入院〟させたのが真相とか。延長国会は冒頭から公選法特別委がスッタモンダで、先行きがあやしい感じだけに、「時の氏神」の〝出奔〟はどう響くか。(『読売新聞』「政界メモ」、一九七五年五月二九日)

これは、欄の性格から、ことさら軽妙に書いているわけだけれども、それだけ雑な感じをまぬかれない。いろいろなレベルでの情報が、矢つぎ早やに、「　」と〝　〟とで示される。成語「斗酒なお辞せず」と「時の氏神」は、記者自身を含む消息筋の間での批評的取り沙汰のレベル、〝強制入院〟と〝出奔〟は、同じ消息仲間でのからかい半分での物言いのレベルに立った表現である。同じカギでも、佐藤さん云々(これは折から佐藤栄作氏が重態であったことをいう)と、食事や酒のことは、周囲の人や前尾氏自身のことばを尋常に引用している。なお「よわい七十」という言い方、その「よわい」という平がな三字にからかいに通じるふざけ表現のレベルが見える。それは、「……のが真相とか」の言い方、「スッタモンダ」の片かな表記にも表われている。

こういう文章を見ると、新聞記事には、短い文章の中にも実にいろいろなレベルの表現が持ちこまれるものだということを感じずにはいられない。

文語文における準体言の多用から現代文における括りことばの範囲拡大への現象を見たあと、現代新聞文章における多レベル表現を見たのであるが、この二つは無関係ではないような気がする。つまり、情報型の文章というものがそこにあるのではあるまいか。

関連文献について

前半で「準体言」ということばをしきりに用いたが、これは山田孝雄が『日本文法論』(宝文館、一九〇八年)七七一頁以下に説いたところに従っている。山田いわく、

こゝに準体言といへるものは用言の連体形を以て体言の資格に立たしめて使用せるものをいふ。

括りことばの「の」を準体助詞と称した。この用語は橋本進吉「国語法要説」(『国語科学講座 六』明治書院、一九三四年、後に橋本進吉博士著作集第二冊『国語法研究』岩波書店、一九四八年、七二頁、所収)に従っている。ただし、橋本は、この「の」だけではなく、「ぞ」(「或人」「或物」を表わす「誰ぞ」「何ぞ」)「から」(「向ふへ着いてからが心配だ」)、「ほど」(心配したほどの事もない」)をも準体助詞とする。

連体修飾における修飾語と被修飾語との関係については、かなり多くの研究がある。髙橋太郎「動詞の連体修飾法 (1)・(2)」(『ことばの研究』1・2集、国立国語研究所、一九五九・六五年)では、「文法的意味の結びつき」を重視し、「人が皆なザンギリで無腰で歩いているさま」のようなのを「具体化の結びつき」、「その息子が突然帰って来た夢」のようなのを「内容づけの結びつき」と呼んでいる。そのほかに「叙述関係の結びつき」「条件づけの結びつき」「連体修飾からの逸脱」という類型(計五種類の「結びつき」ありとする)がある。「具体化」と「内容づけ」が、大体、本稿でいう「括り」に当る。

林は『基本文型の研究』(明治図書、一九六〇年)で、修飾関係を「注ぎ」と「括り」とに分けることを提案し、被修飾語が「の」や「こと」になって意味の実体がもっぱら修飾語の方に留るものを「括り」と呼んだ。

近いところは、奥津敬一郎『生成日本文法論』(大修館、一九七四年)が格の関係に注目して、この問題を整然と処理した。寺村秀夫に「連体修飾のシンタクスと意味——その㈠」(大阪外国語大学研究留学生別科『日本語・日本文化』4、一九七五年)がある。国語学会の機関誌『国語学』一〇五集の展望号に仁田義雄がこれらの論文をよく紹介している。林の「修飾における注ぎと括り」(『国語と国文学』六二二号、一九七五年)も、そこに紹介されている。

三八一頁で、用言に対し格関係をもつ語を「必要な成分を補充する立場にある」と呼んだが、これを「補充」と呼ぶことは、北原保雄の見解(「修飾成分の種類」(『国語学』一〇三集、一九七五年)に従ったものである。

10　現代の文体研究

安本美典

はじめに

私は、『源氏物語』を、失意の日に読んだ。そして、この物語を読んだとき、ふしぎな心のなぐさめと安らぎとをおぼえた。

浮舟の悲しみと悩みなどは、よって来たるところこそ異なるにしても、また、私のものであった。その近代的な繊細さに感動したが、また、そこには、近代と異なる何かがあった。

それが、私の心をなぐさめ、安らぎを与えた。それは、何であろうか。

それは、仏教による無常観であると思った。私は、『源氏物語』全編の上に、祇園精舎の鐘の声が、いんいんと響きわたっているのをおぼえた。

仏の大悲の風の中で、多くの男女が、悩み、よろこび、盛え、ほろびて行く。それを描く作者の仏心に、私は救いを感じたのであった。

本居宣長は、「もののあはれ」といった。「もののあはれ」ということばは、『源氏物語』の感覚的情緒的な側面に、より多くの焦点をおいているように思える。しかし、私には、もっと思想的な深みがあるように思える。

神ながらの道を説いた国学者本居宣長は、『源氏物語』の仏教的な面を、過小評価しているのではないかと思う。

私は、のちに、梅原猛の『哲学する心』[1]におさめられている「源氏物語と仏教」という文章を読み、私と同じ感じをいだいている人がいるのを知った。

梅原はのべる。

宇治(うじ)川に身を投げそこなって、雨にうたれ、人とも鬼ともつかない形でひたすら泣いている浮舟に、横川の僧都

は、ものにとりつかれ、人にだまされて、よこざまな死をとげようとする女よ、お前のために仏の教えはあるのだという旨のことを語る。これはまことに源信らしい言葉である。罪深いあわれな女よ、お前のようなものこそ仏は救うのだ。仏は、けっして徳高い、知識豊かな人物のためにあるのではない。むしろおのれを苦しめおのれを殺さねばならぬ、浮舟のようなあわれな身のためにあるのだ。おそらくそれは、大乗仏教の核心であろうか。浄土教は、そういう仏教精神を徹底させた。煩悩無尽の、罪多き身こそ救いに近い身である。

私は、今でも、『源氏物語』は、悲しみの日に読んでこそ、その真価をとらえうるのであり、たんなるエンターテインメントとして読んだのでは、その真価を、とらえにくいのではないかと思っている。

一 文体とは何か

『源氏物語』に魅せられて、私はのちに文体論の研究にとりくんだとき、最初に、この物語の文体研究にむかった。(2)

『源氏物語』は、私の初恋の研究対象であった。

その後、『源氏物語』には、すっかりごぶさたしてしまっているが、『源氏物語』関係の本が出ると、たいてい買って来て読む。

最近、私は、藤本泉の『源氏物語99の謎』(3)を読んだ。ポピュラーな本であるが、考えさせるさまざまな問題を提出していると思った。

さて、藤本は、この本の中で、「文体」の問題にふれ、つぎのようにのべている。

文体とは何かという問いに、簡単に答えることは、とてもできません。それは人間の性格とは何かと問われても、容易に明確な答えがないと同様です。

しかし次のようには言えるでしょう。つまり、作者の好みと性格によって、関西風に音便の多い文章、少ない文章、文節の短い漢語の多い、漢文風な文章、いくつもの形容詞を伴って、節の長い和文風の文章などがあるということです。また、間接話法的、直接話法的、歴史書や地理書の引用の多い学術的文章、和歌の多い情緒的な文章などもあるはずです。さらに、それらをいくつか組み合わせる場合も考えられるので、まだまだタイプはたくさんあるでしょう。

要するに、人間に性格があるように、文章にも個性があって、もちろんその振幅はかなりみられるにしても、おのずからひとつのまとまりがあるということです。よいにつけわるいにつけ、これあってこそ、物語の個性も存在し、読者が究極にもとめるのは、その人間的な個性との触れ合い、無言の対話であると言えるのではないでしょうか。

これは、文体について、まずは穏健適確で、多くの人も認めうる理解であるように思える。文体とは何かについて、学問的に正確な定義を与えることも、もちろん必要である。しかし、学問的な定義は、ともすれば、生硬で、抽象的なものとなりやすい。

まずは、藤本の、素朴で具体的な文体理解を手がかりとして、さきにすすんでみよう。

二 文体研究と統計的方法

藤本の文体に対する考えをまとめれば、つぎのようになるであろう。

(1) 文体は、文章の個性であって、人間の性格にあたるものである。

(2) 文体は、作者の好みと性格によって定まる。

(3) 文体は、漢文風な文章、和文風の文章、学術的文章、情緒的な文章など、タイプとしてとらえることができる。また、それは、量的に把握することが可能である。

すでに、人間の性格については、種々の性格テストなどにもとづく、数量的研究がさかんである。また、さまざまなタイプを、数量的、総合的に把握する一般的な統計的方法として、因子分析法などが発展をとげ、人間の性格の探究に用いられている。とすれば、文体を、数量的に把握しようとする研究がおきるのも、当然のことのように思える。

事実、わが国における文体研究の先達である波多野完治や、小林英夫の諸業績においては、統計的な方法が、研究の客観的基礎を提供している。

山本忠雄は、その著『文体論研究』[4]において、波多野を知的科学的、小林を情的文学的とのべている。波多野の研究と、小林の研究とでは、もちろん、さまざまな相違点があるが、統計的方法の重要性が認識されていたという点においては、共通している。

1 欧米の文体研究

さて、わが国における文章文体の研究の流れについては、西尾光雄の『近代文章論研究』[5]や、日本文体論協会編の『文体論入門』[6]などに、きわめて要領よくまとめられている。そこで、わが国における文体研究の流れについての考察は、これらの本にゆだねることにしよう。

そして、この稿では、むしろ、欧米における文体研究の動向に、光をあててみることにしよう。今後のわが国の文体研究には、欧米の研究の影響するところが大きいと思われるからである。

さて、欧米における文体研究においては、とくに、文体を統計的に把握するといった面で、大きな発展がみられている。これは、とくに第二次大戦後、統計学そのものが、さまざまな方向に、大きく発展をとげたこととタイプアップ

している。

確率論の導入にもとづく推計学(推測統計学)の発展、分析結果をもととし対象の総合的把握をめざす因子分析法をはじめとする多変量解析諸技法の進展、さらに、さまざまな用語の統計などにおける大量データの処理を可能ならしめるコンピュータの普及、これらが、文体研究の様相を、大きく変えつつある。

統計的文体研究における大立物であるフランスのギロー(P. Guiraud)は、わが国にも翻訳のだされている著書『文体論(La Stylistique)』[7]の中でのべている。

まことに文体論は、統計学的分析の選挙地盤であるように思われる。それは、文体事実が客観的に観察できて列挙できるものである、という理由からばかりでなく、言語がひとつの統計的な本質をもつもの、「痕跡の総和〔ソシュール〕」であるからでもある。

「文体とは標準からの逸脱である」、というヴァレリィの定義はシャルル・ブリュノォによってふたたび採用されたが、さらにそれはバイイが「個人的なはなしの偏差」というかたちで、またシュピッツァーが《一般的規範からの個人的な文体的偏差》というかたちで言いあらわしているものだ。なお、この定義は、ラング〔言語〕とパロール〔はなし〕という古典的な区別から直接みちびき出されるものである。

ところで統計学とはまさしく逸脱の科学〔偏差の研究〕である。また逸脱を観察し、測定し、解釈するための方法である。だからそれは、文体の研究にとってもっとも有効な道具のひとつとして受けいれられてしかるべきものだったのだ。

2　プラトンの著作研究

古代インドの文法家たちは、リグ・ヴェーダ(西暦紀元前一五〇〇年ごろに成立したバラモン教の教典)の、行、単語、音節の数を、くわしく数えている。また、西暦紀元前、三、四世紀ごろ、エジプトのアレクサンドリアの学者たちは、ホメロスの詩に一度だけあらわれることばの数を数えている。

さらに、中世ごろからは、聖書の索引(コンコーダンス)が、数多くみられるようになった。

このようなこころみから、やがて、一つの学問が誕生する。

その最初の大きな運動としては、プラトンの諸著作の執筆年代を、その文体の統計的分析の結果から推定しようとする一連の研究があげられる。

プラトンの諸著作は、どれが初期に書かれたもので、どれが晩年に書かれたものであるのか不明であった。その執筆順序については、プラトンもその弟子も、直接的な証拠を、ほとんど残していない。しかも、プラトンは、五〇年とも六〇年ともいわれる執筆活動の間に、多くの点で、意見を変えており、執筆年代を考慮せずに、プラトンの哲学の体系を理解することは、不可能に近かった。そのため、プラトンの著作の執筆年代については、さまざまな研究が行なわれた。しかし、キメテになるものがなく、結論は、まちまちであった。

一八六七年に、スコットランドの古典学者、カンベル(Lewis Campbell, 一八三〇—一九〇八、聖アンドルーズ大学教授)は、彼のいわゆる「統計的方法」によって、プラトンの著作の執筆順序の推定を行なった。これは、「文体統計学(stylostatistics)」または「文体測定学(stylometrics)」といわれるものの、最初のこころみとされている。

カンベルは、アリストテレスが、大作『法律』を、プラトン最後の作としていることを手がかりとし、三〇余のプラトンの対話編の語彙を、『法律』とくらべた。カンベルは、まず、『ティマイオス』『クリティアス』『法律』の三つ

の対話編は、プラトンが、他の作品には使用していない言葉を、一四九二語も含んでおり、その語彙が独特である点において、他の作品とは異なることを示した。ついで、共通な稀出語の数などによって、各作品と『法律』との近さをはかり、結局、プラトンが老年に書いたといえる最後の作品の群として、六つの対話編『ソピステス』『政治家』『ピレボス』『ティマイオス』『クリティアス』『法律』を決定した。

カンベルの研究は、その後二八年間、他の学者の注意をひかなかった。

一八八一年に、ドイツの古典学者、ディッテンベルガー（Wilhelm Dittenberger, 一八四〇―一九〇六、ハレ大学教授）は、カンベルの研究をしらずに、プラトンの著作年代を、統計的に推定した論文をあらわした。

ディッテンベルガーは、日常的な同義語の対、たとえば、いずれも、「同様に」「……のように」の意味をもつ καθάπερ と ὥσπερ のようなものをえらんだ。そして、καθάπερ が、『ソピステス』『政治家』『ピレボス』『ティマイオス』『クリティアス』『法律』の六つの対話編には、プラトンの他のあらゆる著作よりも、はるかにしばしばでてくること、ὥσπερ が、『国家』『パイドロス』『パイドン』『饗宴』の四つの対話編では優勢であること、および、一般に、プラトンの青年期の著作と認められている対話編（『エウテュプロン』『ソクラテスの弁明』『クリトン』『プロタゴラス』）においては、ὥσπερ だけが用いられ、καθάπερ はまったく用いられていないことを示した。

他の語においても、このような傾向はみとめられ、ディッテンベルガーは、結局、プラトンの三〇余の対話編を、その執筆年代によって、初期、中期、後期の三つのグループに分類した。ディッテンベルガーが後期に書かれたものと推定した六つの対話編は、すでに独立に行なわれていたカンベルの研究の結果と、完全に一致していた。

ディッテンベルガーの研究は、ひとつの学派を形成し、カンベルの研究よりも、はるかに大きな影響力をもちえた。

一九世紀末から第一次世界大戦のはじまる一九一四年ごろまでは、統計的文体論によるプラトンの著作研究の、いわば隆盛期であった。おもに、ドイツの学者により、二〇あまりの研究が、あいついで発表された。

なものとした。

副詞、接続詞、形容詞、前置詞、不変化詞（パーティクル）、散文のリズムなどが、こまかく研究された。そして、第一次世界大戦が終ったころには、プラトンの三五の対話編は、反論の余地もないほど、三つのグループに、整然と分類された。

一八九五年に、ポーランド生まれの哲学者、ルトスラウスキー（Wincentry Lutosławski, 一八六三—一九五四、ヴェルナ大学教授）は、それまでのプラトン研究を網羅的にしらべ、比較検討し、それまでの研究をまとめれば、動かしがたいいくつかの結論がえられていることを示した。また、カンベルの研究の重要性を、はじめて、ドイツの学者にしらせた。

ルトスラウスキーは、一八九七年には、ロンドンで、『プラトンの論理の起源と発展』という本をあらわしている。わが国でも、一九二九年に、東北大学などで教鞭をとった河野与一が、ルトスラウスキーの講演記録『プラトーン対話編年代決定の新方法』の訳を岩波書店から刊行している。

ルトスラウスキーは、テキストの長さを考えにいれて、プラトンの対話編を、ほぼ同量の四つのグループに分類した。そして、文体の分析に基礎をおく年代学的な考察を行なっている。

なお、第一次世界大戦後は、プラトンの著作については、わずか四つか、五つの研究があらわれたにすぎない。そのうちでは、一九三五年に、リッターの行なった、第一のグループをさらに分割しようとする研究などが、すぐれている。とにかく、三つのグループのなかの執筆順序については、最後のグループが、比較的はっきりしているのを除いては、現在でも、それほどはっきりしているとはいえない。

これは、一つには、当時、それ以上の技術的な進歩をみなかったことによるであろうし、また一つには、プラトン

の哲学的思想をたどるには、対話編を三つのグループにわけるぐらいで十分であり、それ以上のこまかい分類を、かならずしも必要としなかったことなどにもよるであろう。

以上が、文体測定学の、最初の大きな運動となったプラトンの著作研究の概要である。

もちろん、ドイツにおけるギリシア哲学史の権威、ベルリン大学教授のツェラー(E. Zeller)のように、ほとんど全力をあげて、文体の統計に反対し、これを笑うべきものとした人もいた。

しかし、さまざまな文体特徴を統計的にしらべる方法が案出され、客観的な学としての文体測定学の、「測定」という面での基礎は、確立されたといってよい。そして、これはまた、その後における急速な発展の契機をうちにふくむひとつの「方法」の確立でもあった。

3　統計学者ユールの登場

まえの節でのべたプラトンの著作研究では、たんにことばの数を数えるだけではなく、作品間の「比較」が行なわれている。それによって、作品の特徴をあきらかにし、そこから「帰納」して、提出された問題に答えるという形になっている。

しかし、その「帰納」じたいは、なお数学化されていない。カンベルは、みずからの方法を、「統計的方法」となづけたが、それは、数を数えているという意味では、「統計的」であっても、「統計学的」ではない。なぜならば、そこでは、「統計学的」な、ごく初歩的な処理、たとえば、平均値の算出とか、標準偏差の算出などさえも、行なわれていないからである。

文体測定の分野に、統計学的、あるいは、確率論的なもののみかたを、はじめて、大幅に導入したのは、イギリスの統計学者ユール(George Udny Yule, 一八七一－一九五一)であった。

ユールの名は、わが国でも翻訳の出されている有名な教科書 "An Introduction to the Theory of Statistics"[8] によって、よく知られている。イギリスの王立統計協会の会長ともなった統計学界の重鎮である。

ユールは、ルトスラウスキーの著書を読み、統計学が応用されるべき未開の沃野があることを知った。

ユールは、『キリストにならいて』(イミタチオ・クリスチ)をとりあげた。「光と命の書」ともよばれたこの古典は、カトリック信者必読の書といわれ、西欧においては、バイブルについで、もっとも多く読まれたといわれる。数学者コーシーなども、この本に、深く傾倒していた。

ところで、『キリストにならいて』の著者については、古くから、論争が絶えなかった。ある研究者は、三〇人の人の名をあげ、あるひとは、二〇〇人以上の名をあげている。

長いあいだの論争のすえ、著者として、二人の人の名前が、浮かびあがってきた。

ひとりは、オランダ、ドイツなど、主としてゲルマン語系の国々で支持されたドイツの修道士トマス・ア・ケンピス(Thomas à Kempis, 一三八〇—一四七一)であり、もうひとりは、イタリア、フランスなど、ラテン語系の国々で支持されたジャン・ジェルソン(Jean Charlier de Gerson, 一三六三—一四二九)である。

この二つの説は、たがいにゆずらず、論争は、いつはてるとも知れないありさまであったが、今世紀のはじめにおいては、トマス説の方が、やや優勢であった。

ユールは、一九三八年、『バイオメトリカ』誌に発表した論文で、センテンスの長さをとりあげて論じた。

ユールは、まず、ベーコン、コールリッジ、ラム、マコーリイの作品の前半部と後半部とから、ほぼ同数のセンテンスを抽出した。そして、その長さの平均値、中央値、四分領域などの統計量を算出した。その結果、同一の作家の作品では、作品の前半部のこれらの統計量が、作品の後半部のこれらの統計量と、ほぼ等しい値を示すのに対し、異なる作家の場合では、相違のみられることがわかった。

ここから、ユールは、「文の長さが作家の文体の一つの特徴を示しうる」という判断を下した。

つぎにユールは、ア・ケンピスの作品とジェルソンの作品とのいくつかをとりあげ、そのセンテンスの長さの平均、中央値その他の統計量を算出し、それを『キリストにならいて』のセンテンスの長さの特徴とくらべた。その結果の一部を示せば、表1のようになる。

表1　センテンスの長さの比較

	『キリストにならいて』	ア・ケンピスの作品	ジェルソンの作品 (1)	ジェルソンの作品 (2)
平均	16.2 語	17.9 語	23.4 語	22.7 語
中央値	13.8 語	15.1 語	19.6 語	18.9 語

この表をみれば、『キリストにならいて』のセンテンスの長さは、ジェルソンの作品よりも、ア・ケンピスの作品に近い。

ユールは、一九四四年にあらわした大著『文学的語彙の統計的研究(The Statistical Study of Literary Vocabulary)』のなかで、さらに大規模な調査の結果を明らかにした。ユールは、この本の中で、ルトスラウスキーの研究を批判し、相関係数の算出、作家の語彙の特性としてのかしら文字の頻度、「K特性値」の導入、その他、洗練された統計的方法を、縦横に駆使している。

ここで、「K特性値」というのは、つぎのような統計量である。

いま、あるテキストから標本をえらびだし、その標本のなかのことばを分類する。そして、その標本のなかに、一回用いられている語が何個あるか、二回用いられている語が何個あるか……、を考え、一般に、x回用いられている語が、f_x個あるものとする。そして、ひとつのことばが何回用いられているかの平均値$\bar{x}$を算出する($\bar{x}=\sum f_x x/v$, $v=\sum f_x$)。すると、この平均値は、同一の作品でも一定の値をとらず、標本の大きさが大きいほど、大きな値となってしまう。そこで、同一作品からの標本であれば、たとえその大きさがちがっても、一定の値をとるように工夫された統計量が、「K特性値」である。「K特性値」は、つぎの式で定義される。

表2 「K特性値」の比較

作品	K特性値	『キリストにならいて』とのへだたり(絶対値)
『キリストにならいて』	84.2	——
ア・ケンピスの作品 (1)	113.7	29.5
ア・ケンピスの作品 (2)	110.9	26.7
ア・ケンピスの作品 (3)	100.1	15.9
ア・ケンピスの作品 (4)	66.9	17.3
ア・ケンピスの作品 (5)	59.7	24.5
ジェルソンの作品	35.9	48.3

$$K=\frac{s_2-s_1}{s_1^2}$$

ただし、$s_1=\sum f_x x$, $s_2=\sum f_x x^2$ である。(これらは、統計学的にいえば、それぞれ、原点に対する一次および二次のモーメントである。)「K特性値」は、ある意味で、語彙の集中の度合を示すモノサシと考えられる。

「K特性値」は、カール・ピアソンが説いた変異係数(標準偏差を平均値で割ったもの)を拡張した概念と考えることができる。のちに、イギリスの統計学者ハーダン(G. Herdan)が、おなじようなものをはかるモノサシで、「K特性値」よりも、さらによいと思われるものとして、

$$K_h = s_2/s_1^2$$

を説いた。

『キリストにならいて』と、ア・ケンピスおよびジェルソンのいくつかの作品との「K特性値」を示せば、表2のようになる。この表をみれば、ジェルソンの作品の「K特性値」は、ア・ケンピスのいずれの作品よりも、『キリストにならいて』からはなれている。すなわち、『キリストにならいて』の「K特性値」は、八四・二である。ア・ケンピスのいくつかの作品の「K特性値」は、五九・七—一一三・七の間、ジェルソンの作品の「K特性値」は、三五・九である。『キリストにならいて』の「K特性値」は、ア・ケンピスの作品の「K特性値」の「ゆれ」の中にある。

ユールはまた、とりあげた作品のなかにあらわれる名詞を分類し、『キリストにならいて』にあらわれ、ア・ケンピスの作品にもあらわれる名詞、『キリストにならいて』にあらわれるが、ア・ケンピスの作品にはあらわれない名詞、

逆に、ア・ケンピスの作品にはあらわれるが、『キリストにならいて』にはあらわれない名詞、の数をしらべ、四分割表をつくった。そして、このような四分割表から、関連係数(coefficient of association)を算出した。すると、表3のような結果がえられた。

これでみると、『キリストにならいて』と、ア・ケンピスの作品との関連係数はプラスであるのに、他はマイナスである。

さらに、名詞の生起数をもとにして相関表をつくり、相関係数の算出を行なった結果は、ア・ケンピスの文章と『キリストにならいて』との相関係数が〇・九一であるのに、ジェルソンの文章と『キリストにならいて』との相関係数は〇・八一にしかならなかった。

ユールは、このほかにも豊富なデータをあげて、『キリストにならいて』の筆者が、トマス・ア・ケンピスであることを明らかにした。

表 3 関連係数の算出

関連させた作品	関連係数
『キリストにならいて』とア・ケンピスの作品	+0.427
『キリストにならいて』とジェルソンの作品	−0.107
ア・ケンピスの作品とジェルソンの作品	−0.409

ユールの研究ののちにも、『キリストにならいて』は、ア・ケンピスが属していた教団の創立者、ヘーラルト・ホロート(一三四〇—一八四)が、中世オランダ方言でかき、そのラテン語訳を、トマスが多くの修正加筆をしながら編集したものであるという説が提出されたことがあった。

しかし、一九五二年に、ラテン語からの新しい英訳を出したレオ・シャーリー・プライスは、これを否定して、トマス・ア・ケンピスこそ、『キリストにならいて』の真の著者であると主張し、その根拠をあげている。現在は、トマス・ア・ケンピス説におちついているようである。(わが国では、岩波書店の岩波文庫訳と新教出版社の訳は、『キリストにならいて』の著者として、トマス・ア・ケンピス説をとり、角川書店の角川文庫訳は、ヘーラルト・ホロート説をとっている。)

このユールの研究は、大きな反響をよび、イギリスの昆虫学者ウィリアムズ(C. B. Williams)が、『ネイチュアー』誌、および『バイオメトリカ』誌に発表した議論をはじめとして、言語学、文学、統計学などのさまざまな雑誌に、すくなくとも十指にあまる評論がなされた。

ユールにいたり、二つの作品を「比較」し、「帰納」するという操作じたいも、文体の近さの度合を、関連係数または相関係数によって測るという形で行なわれることとなり、いわば数学化された。

4　シェークスピア論争

文体の統計的研究が、意識的に、はっきりとした形で行なわれるようになったのは、一九世紀の後半からである。一九世紀のはじめ以来、自然科学は、めざましい発展をとげた。文体の統計的研究の発展も、それと並行している。一九世紀の後半には、プラトンの著作研究以外にも、さまざまな文体の統計的研究が芽をふいている。

一八五一年に、論理代数の創始者であるオーガスタス・ド・モルガン(Augustus de Morgan)は、語の長さが、作者の文体を区別する特性たりうるであろうとのべた。

ド・モルガンはのべている。

二人の筆者が、同じ主題について書いたばあいよりも、一人の筆者が、二つの主題について書いたばあいの方が、文体は近くなることが期待される。いつの日か、この方法によって、作品の真贋の鑑別が、行なわれるであろう。

アメリカの地球物理学者、T・C・メンデンホール(T. C. Mendenhall)は、このド・モルガンのことばに刺激された。そして、一八八七年の『サイエンス』誌上に、ド・モルガンの仮説を検証するための報告を行なった。

メンデンホールは、ディケンズ、サッカレイ、ミルなどを含む種々の作者の文体を比較した。

メンデンホールは、語の長さの分析を、「スペクトル(分光)写真」になぞらえた。「スペクトル写真」が、無機物の組成をあきらかにするのと同じように、語の長さの「スペクトル写真」は、個々の文体を弁別するといた。ド・モルガンは、語の長さの平均値を算出すればよいと考えていたようであったのにたいし、メンデンホールは、語の長さの相対頻度を、グラフにして示すことを考えた。

その後、メンデンホールは、オーガスタス・ヘミンウェイという人の後援で、いくつかの時代のイギリス文学について、およそ二〇〇万語の語の長さを数えるという大規模な調査を行なった。

その調査において、メンデンホールは、語の長さのなまのデータを記入した紙テープの巻きもの(リール)をつくる簡単な製表装置を案出している。これは、この分野で用いられた、おそらく最初の機械であろうと考えられる。

メンデンホールが、そのときとりくんだテーマは、「シェークスピアは実在かどうか」であった。シェークスピアは架空の人物で、フランシス・ベーコンが、本名をかくして、圧政抗議のために、一連の風刺劇を書いたという説がある。この説は、メンデンホールのころ、かなり流行していた。この説を支持するフランシス・ベーコン協会が、一八八五年に設立されて、それは、今日も続いている。

メンデンホールは、一九〇一年に発表した文章の中でのべている。

ベーコンの文章からとった標本が調査された。そして、それは、シェークスピアの文章からとった標本の調査の結果とは、はっきり異なることが、立証された。

メンデンホールの文章によれば、パトロンのヘミンウェイは、この結論をうけいれるのをいやがり、つぎのようにのべたという。

もし、ベーコンが、あのいくつかの劇を書きえないとすれば、疑問は、やはり残ることとなる。だれが書いたことになるのか。

フランシス・ベーコン執筆説は、その後も、生きのこりつづけた。

一九五一年に、W・F・フリードマンと、E・F・フリードマンという夫妻の書いた『シェークスピアの暗号の検討』という本が、ケンブリッジ大学から出ている。

W・F・フリードマンは、史上最大の暗号解読家といわれた人で、第二次世界大戦のさい、至難のわざといわれた日本外務省の「紫暗号」を解読し、日本帝国崩壊のきっかけをつくったとさえいわれる人である。戦後には、その功により、トルーマン大統領から、最高功労章を受けている。

フリードマンは、暗号の解読に、数学を大規模に用いた。統計学、確率論、群論、ポアソン分布表など、近代数学の精髄を駆使した。のちには、IBM計算機も利用した。(現在では、コンピュータが、ある種の暗号にたいしては、おどろくべき早さで解答をだしてくれる。)これにより、暗号解読学は、ほとんど、数学の一分科であるといってよいほどのものとなった。

ところで、フリードマンは、もともとは、文章の統計的研究から出発した人であった。フリードマンは、若いころ、シカゴの百万長者、G・ファビアンの農業研究所にはいった。ファビアンは、農業研究以外にも資金をだし、当時のフリードマンに与えられたテーマが、やはり、「シェークスピアは実在かどうか」であった。

フリードマンは、用語の頻度の統計をとり、筆者による文章のクセを数量的に明らかにするという方法によって、この問題にいどんだ。フリードマン夫人のエリザベスは、当時、ファビアン研究所での研究助手であった。

フリードマンたちは、シェークスピアは実在の人物で、作品は、F・ベーコンらの手になるものではないという結論をだしている。

文体の数量的研究からは、この結論は、動かないのではなかろうか。

戦時中の多忙から開放されたフリードマンは、四〇年間つづけていたシェークスピアについての研究を本にまとめ

た。それが、『シェークスピアの暗号の検討』である。

5　文の長さについての研究

一九世紀の末には、また、センテンスの長さについての研究も行なわれている。

一八九三年に、ネブラスカ大学のシャーマン(L. A. Sherman)は、『文学分析論(Analytics of Literature)』という本をあらわしている。これは、文の長さについての、最初の文献であるといわれている。

シャーマンによれば、英文学においては、時代が下るにつれて、しだいに、センテンスの長さが、短くなってきているという。

シャーマンは、つぎのような作家の作品から、五〇〇個のセンテンスをとりだして、平均値を算出した。

ファビアン(Fabyan)…………六三・〇二
スペンサー(Spenser)…………四九・八二
フーカー(Hooker)…………四一・四〇
マコーレイ(Macaulay)…………二二・四五
チャニング(Channing)…………二五・七三
エマスン(Emerson)…………二〇・五八

また、シャーマンは、これらの各五〇〇文を、一〇〇文ずつのサブ・グループに分けて平均値を求め、センテンスの長さが、作家によって、きわめて、恒常的であることを見出している。

シャーマンは、さらに、ド・クインシー、マコーレイ、エマスン、ニューマン、カーライルの諸著作について、大規模な調査を行ない、センテンスの長さが、作家によって、安定していることを示した。

図1　文の長さの分布

これは，わが国の文学作品の文の長さの分布の例である．文の長さは，字数ではかられている．

そして、シャーマンは、「各作家は、実質上、個人的で不動の文理念にしたがって書いている。」とのべている。

さきに紹介した統計学者のユールは、このシャーマンの研究をうけつぎ、センテンスの長さを、作者の判別のために用いた。

なお、センテンスの長さの度数分布は、左右対称の正規分布とはならず、図1のように、きわめて大きく、ゆがんだ分布をしている。

イギリスの昆虫学者、ウィリアムズは、一九四〇年に、『バイオメトリカ』誌に発表した論文の中で、この度数分布が、「対数正規分布」といわれる分布に、比較的よくしたがっていることを示している。(9)

わが国の文章のセンテンスの長さについては、波多野完治の行なった研究がある。(10)

6　第二次世界大戦後の研究の特徴

一九世紀以後、語の長さ、文の長さ、語彙についての特性(*K*特性値その他)、形容詞と動詞との比率、比喩の使用度、その他、文体について、多くの項目についての調査が行なわれていた。

第二次世界大戦後のこのような研究の特徴としては、つぎのようなことがあげられる。

(1)　調査が、しだいに大規模化してきたこと。一九六八年八月に、イギリスのエジンバラで開かれた国際情報処理連盟会議で、ケンブリッジ大学のチャドウィクは、A・モートンとともに、ホメロスの作品についての研究を発表し

ている。今日、ホメロスの作と伝えられている『イリアス』『オデュッセイア』の作者については、すでに、西暦紀元前二、三世紀のアレクサンドリア時代から論争があった。一八世紀末には、文献学者ヴォルフが、『ホメーロス序説』で、ホメロスの作品は、数人の詩人の合作であるとのべた。以来、「ホメロス問題」が再燃し、一九世紀には、ホメロスの存在を疑う説さえさかんであった。チャドウィクらは、コンピュータを用いて、ホメロスのつかった二五万語を分析した。センテンスの長さ、構成なども分析した。そして、ホメロスの全作品には、一貫性があり、同一の人物の手になるものであるという結果をだしている。また、一九六八年初頭の『ニューヨーク・タイムズ』紙の報ずるところによれば、ニューヨークのクイーンズ・カレッジのラベンは、ミルトンのシェリーに対する影響をしらべるため、『失楽園』の一万行と、『解きはなたれたプロメテウス』の四〇〇〇行とを、パンチ・カードに記録して計算させた。その結果、ふたつ以上の共通の意味をふくむ類似の句を、一〇〇〇以上見出したという。さらに、コロンビア大学のミリックは、スウィフトの著作として疑問のもたれていた『若き詩人への忠告の手紙』について、その文体をコンピュータを用いて分析し、「著者は、やはりスウィフトである」という解答をだしている。

(2)　調査される項目をいくつかくみあわせ、総合化する研究がふえてきたこと。アメリカのフレッシュ(R. Flesch)は、文章の読みやすさについての研究を行ない、英語の文章の「平易さ」が、センテンスの平均的な長さと、語の平均的な長さとに関係していることを明らかにした。フレッシュは、センテンスの平均的な長さxと、語の平均的な長さyとから、文章の「平易さ」Eを、予測する式をつくっている。

三 因子分析法

1 因子分析法による『源氏物語』五十四帖の分類

調査される項目をいくつかくみあわせる研究では、また、因子分析法の適用があげられる。因子分析法について、くわしくは、拙著『文章心理学入門』[11]を参照していただきたいが、ここでは、『源氏物語』の文章の分析に、因子分析法を用いた例をあげておく。

因子分析法は、一種の統計的な分類技法である。

イギリスの統計学者、カール・ピアスンは、前世紀の末、その著『科学概論』の中で、つぎのようにのべている。因果関係よりも、ひろい概念がある。すなわち、相関である。相関という新しい概念からみれば、因果関係は、いわば、その極限のばあいである。相関の概念を利用することによって、心理学、解剖学、医学、および社会学なども、その大部分が、数学的にとりあつかいうるようになる。数学を立派につかえるのは、因果関係のみとめられる自然現象に限るという考えを自分はもっていたが、この偏見を打ち破ってくれたのは、ゴールトンであった。

因子分析法は、相関論の発展である。

すでに、一九四九年に、オーストリアのパルメは、一〇〇人の人の作文を、一三の項目(たとえば、名詞、形容詞、否定表現の数など)にわたって統計的にしらべ、それらの項目間の相関を算出し、因子分析をもちいて分析し、三つの文章性格を記述している。

『源氏物語』の文体を統計的にしらべ、項目間の相関を算出し、因子分析をもちいて分析し、五十四帖を統計的に分類してみる。

用いたテキストは、金子元臣『定本源氏物語』[12]で、調査したのは、つぎの一二項目である。

(1) 長編度(各巻が何頁でなりたっているかではかった。)
(2) 和歌の使用度(各巻ごとの一頁あたりの和歌の数。)
(3) 直喩の使用度(一頁あたりの直喩の数。直喩としては、「……のような」「……のごとし」という表現でかきかえても、たいして意味が変らないと考えられる文章は、すべて、直喩の範囲内にいれた。)
(4) 声喩の使用度(声喩は、擬音語や擬態語。一頁あたりの数ではかった。)
(5) 心理描写の数(「思す」「おぼす」「覚ゆ」などのことばで終っている文章の数。一頁あたりの数ではかった。)
(6) 文の長さ(金子元臣のうった句点「。」にしたがう。各巻ごとの文の長さの平均。)
(7) 色彩語の使用度(「青き表紙」「黄なる玉」など色彩に関することばの使用度。一頁あたりの数ではかった。)
(8) 名詞の使用度(各巻から一〇〇〇字をえらび、その中にふくまれている名詞の数。)
(9) 用言の使用度(一〇〇〇字中の用言の数。)
(10) 助詞の使用度(一〇〇〇字中の数。)
(11) 助動詞(一〇〇〇字中の数。)
(12) 語の長さ(一〇〇〇字中に、何個の語がふくまれているかという形ではかった。)

これらの項目について調査し、項目間の相関係数を算出し、因子分析を行なった(因子分析は、主因子解法により、さらにバリマックス回転を行なった)。

因子分析の結果、「比喩多用型―比喩節用型」の因子、「歌物語型―作り物語型」の因子、「体言型―用言型」の因

図 2 因子分析法による『源氏物語』54帖の布置

子、ともなづけられうる三つの因子がとりだされた。
『源氏物語』五十四帖の各帖に、これらの因子が、どのていど強くはたらいているかをみるために、各帖の各因子の因子得点を算出した。
いま、三つの因子のうちとくに重要と考えられる二つの因子をとりあげ、「歌物語―作り物語」の因子の因子得点を横軸にとり、「比喩多用型―比喩節用型」の因子得点を縦軸にとって、五十四帖の位置を示せば、図2のようになる。
図2は、つぎのようなことを示している。
(1)　原点の近くにきている巻は、『源氏物語』の平均的な文体に近い文体をもっている巻である。
(2)　任意の二つの巻をとったとき、図2の平面において、距離が近ければ、だいたい文体が近いとみてよく、距離がはなれていれば、文体が異なっているとみてよい。
(3)　各因子(縦軸、横軸)は、いくつかの調査項目を総合したような変数となっている。たとえば、「比喩多用型―比喩節用型」の因子(縦軸)は、一定の基準によって、「直喩」の使用度、「声喩」の使用度など比喩と関係した項目に大きいウェイトをつけ、比喩と関係のない項目に小さいウェイトをつけて合計した変数の大小を示している。
図2から、どのようなことがわかるであろうか。
たとえば、『源氏物語』各巻の、執筆順序についての情報がえられる。

2　『源氏物語』の執筆順序についての武田宗俊の説

『源氏物語』各巻の執筆順序については、国文学者、武田宗俊の説がある。[13]
武田宗俊の説は、『源氏物語』の研究における、戦後の大きな収穫のひとつとされている。

武田宗俊の説を、簡単にまとめてみると、だいたい、つぎのようになる。

『源氏物語』は、三つの部にわけられる。そして、武田は、第Ⅰ部、三十三帖だけを、おもにとりあげているのであるが、この第Ⅰ部三十三帖の成立順序については、つぎのような考えかたがなりたつ。

第Ⅰ部は、ひとつの筋の物語ではなく、二つの系列の物語を、くみあわせたものである。

一方の物語は、長編的な構成をもって、第Ⅰ部の、本筋をなしている。いま一方は、短編的な説話を、つらねたもので、おのおのの説話は、ばらばらのようにみえるが、それらの説話のすべては、ひとつの源、「帚木(ははきぎ)」の巻の、「雨夜の品定め」からでて、たがいに関連し、またひとつの統一を、たもっている。

便宜上、前者を、「紫上系」の物語となづけ、後者を、「玉鬘(たまかつら)系」の物語となづける。

第Ⅰ部の巻々は、はっきりと、この二つの系列に、わかれている。

「紫上系」は、桐壺、若紫、紅葉賀、花宴、葵、賢木、花散里、須磨、明石、澪標、絵合、松風、薄雲、朝顔、少女、梅枝、藤裏葉の十七帖。

「玉鬘系」は、帚木、空蟬、夕顔、末摘花、蓬生、関屋、玉鬘、初音、胡蝶、螢、常夏、篝火、野分、行幸、藤袴、真木柱、の十六帖である。

そして、『源氏物語』は、現在ならんでいる順序に執筆されたものではなく、はじめ、「紫上系」十七帖だけが、独立に執筆され、「玉鬘系」十六帖は、あとに記述し、插入されたものである。

武田宗俊の、以上のような推論は、つぎのような理由のもとになされている。

(1) 第Ⅰ部のうち、「紫上系」十七帖だけで連続し、統一をもっている。

(2) 「玉鬘系」十六帖は、一見ばらばらのようにみえるが、全体を通じて、脈絡があり、「紫上系」とは、別の統一をもっている。

(3) 「玉鬘系」の巻々の事件や、人物は、「紫上系」の物語のうえに、痕跡をあたえておらず、「紫上系」は、「玉鬘系」より独立している。三十三帖のうち、「玉鬘系」をのぞきさっても、なんらさしつかえない。

(4) それだけで、連続統一をもつ「紫上系」の巻々のところどころに、「玉鬘系」の物語がはいっているため、「紫上系」の物語を切断して、無理にわりこませた形になっている。そのため、「紫上系」から「玉鬘系」、「玉鬘系」からまた「紫上系」への移り変わりに、不自然さがある。

以上の四つが、おもな論拠となっている。

3 武田宗俊の説の妥当性

さて、図2において、「紫上系」は、丸印で、「玉鬘系」は、三角印で記されている。

これをみれば、「紫上系」と「玉鬘系」とは、とくに、「比喩多用型―比喩節用型」の因子の因子得点において、かなりはっきりとした違いのみられることがわかる。

いま、表4のような四分割表をつくり、統計的にしらべてみると、偶然とはいえないほど、「紫上系」は、「比喩多用型―比喩節用型」因子の因子得点の小さい巻が多く、「玉鬘系」はこの因子の因子得点の大きい巻が多い。

現在ならんでいるような巻の順序では、第I部三十三帖のはじめの方の巻々と、あとの方の巻々とで、このようなはっきりとしたちがいが、みとめられない。「紫上系」と「玉鬘系」とにわけたばあいにだけ、このようなはっきりとした傾向がみとめられる。このように、偶然といえない違いがみとめられるのは、そこになんらかの理由がなければならないと考えられる。このばあい、それは、執筆時期の差であろうと考え

表4 「紫上系」と「玉鬘系」との比較

	「比喩多用型―比喩節用型」因子の因子得点		計
	大	小	
「紫上系」	4帖	13帖	17帖
「玉鬘系」	11	5	16
計	15	18	33

られる。

以上から、武田宗俊の、「紫上系」と「玉鬘系」とで、執筆の時期が異なるという説は、全体的には、ほぼ妥当であろうと考えられる。

4 「宇治十帖」の文体の特徴

つぎに、『源氏物語』の最後の十帖(ふつう「宇治十帖」とよばれる。図2では×印で示されている)が、偶然といえないほど、第Ⅳ象限にかたまっている(五%水準で有意)。

『源氏物語』は、『竹取物語』系統の、伝奇的、浪漫的、長編小説的な「作り物語」的なものと、『伊勢物語』系統の、写実的、短編小説的な「歌物語」的なものとの、統合点にたったものだと、ふつう考えられている。「歌物語―作り物語型」因子は、そのようなことに対応していると考えられる。歌物語型因子の因子得点の大きい巻は、一般に、和歌の使用される度合が大きく、巻の長さが短い。

宇治十帖は、他の四十四帖にくらべ、「作り物語型」であり、「比喩節用型」であるといえる。

宇治十帖は、他の四十四帖と作者が異なるのではないかとの説もあるが、このデータからもすくなくとも、宇治十帖は、他の四十四帖と、文体がやや異なっていることはいえるであろう。

文体の研究に、統計学を用いることは、今後とも、ますます多く行なわれるであろう。以上では、できるだけ事例に即して、統計的文体論について、かけ足でみてきた。

(1) 梅原猛『哲学する心』講談社、一九七四年。

(2)　安本美典『文章心理学の新領域』誠信書房、一九六六年。
(3)　藤本泉『源氏物語99の謎』産報、一九七六年。
(4)　山本忠雄『文体論研究』三省堂、一九三八年。
(5)　西尾光雄『近代文章論研究』刀江書院、一九五一年。
(6)　日本文体論協会編『文体論入門』三省堂、一九六六年。
(7)　P・ギロー著、佐藤信夫訳『文体論』白水社、一九五九年。
(8)　ユール、森数樹訳『一般統計論』丸善、一九二〇年。
(9)　安本美典、前掲書。
(10)　波多野完治『現代の文章心理学』大日本図書、一九六五年。
(11)　安本美典『文章心理学入門』誠信書房、一九六五年。
(12)　金子元臣『定本源氏物語』明治書院、一九五三年。
(13)　武田宗俊『源氏物語の研究』岩波書店、一九五四年。

〈執筆者紹介〉

築 島　 裕（つきしま　ひろし） 1925年生　東京大学文学部教授
大曾根章介（おおそね　しょうすけ） 1929年生　中央大学文学部教授
小 林 芳 規（こばやし　よしのり） 1929年生　広島大学文学部教授
峰 岸　 明（みねぎし　あきら） 1935年生　横浜国立大学教育学部助教授
岡 村 和 江（おかむら　かずえ） 1927年生　実践女子大学文学部教授
山 田 俊 雄（やまだ　としお） 1922年生　成城大学文芸学部教授
大 塚 光 信（おおつか　みつのぶ） 1926年生　京都教育大学教育学部教授
山 本 正 秀（やまもと　まさひで） 1907年生　専修大学文学部教授
林　 四 郎（はやし　しろう） 1922年生　筑波大学文芸・言語学系教授
安 本 美 典（やすもと　よしのり） 1934年生　産業能率短期大学能率科教授

岩波講座　日本語 10　文　　体
第9回配本　(全12巻　別巻 1)　　¥2000

1977年9月28日　第1刷発行　
発行所：〒101　東京都千代田区一ツ橋 2-5-5　株式会社 岩波書店　電話 03-265-4111　振替 東京 6-26240
印刷・精興社　　製本・牧製本